

不在地主による農地の所有実態と
不在地主問題の解消に向けた農地管理手法の解明

Farmland ownership by absentee landowners and elucidation of
the method regarding farmland use

鳥取大学大学院連合農学研究科
生物生産科学専攻
(経済・経営学連合講座)

久保 雄生

2014

目次

序章 研究の背景と目的	・・・P 1
第1節 はじめに	
第2節 研究の背景	
第3節 研究の目的と課題	
1) 研究の目的	
2) 研究の課題と進め方	
3) 分析対象地の選定	
4) 先行・関連研究レビュー	
第1章 農林業センサス分析からみた農業・農村の動向と山口県の特徴	・・・P22
第1節 はじめに	
第2節 農家家族の変化からみた農業就業構造問題	
1) 家族構成の変化と地域性との関係	
2) 若年農業後継者減少の実態	
第3節 農地利用の変化と担い手の実態	
1) 農家数と経営耕地面積の変化	
2) 農地流動化と担い手の動向	
3) 農地利用の停滞局面	
第4節 まとめ（小括）	
第2章 不在地主による農地の所有実態と管理手法の解明	・・・P54
第1節 はじめに	
第2節 不在地主による農地の所有実態と農地活用要因の解明	
1) 分析方法	
2) 農地の継続的な活用要因	
3) 不在地主が所有する農地の管理上の課題と考えられる支援策	
第3節 農業者及び不在地主の農地管理に対する意識差と対策上の問題	
1) 分析方法	
2) 不在地主の農地等に対する意識と集落との関わり方	
3) 農業者による不在地主所有農地の耕作要因	
4) 不在地主との関わりを持つ農業者の類型化と特徴整理	
第4節 まとめ（小括）	

第3章 他出子弟の出身地区との関わりと不在地主問題解決に向けた対策 . . . P92

第1節 はじめに

第2節 他出子弟の地区住民との関わりと農地管理上の役割

- 1) 調査対象地区の概要と分析方法
- 2) 串地区における家屋と農地の活用状況
- 3) 他出子弟と串地区との関係と今後の可能性
- 4) 「育てる会」による他出子弟への働きかけと新たな関係の構築

第3節 他出子弟と出身集落の関わり度合いが農地の耕作意向に及ぼす影響

- 1) 分析方法
- 2) 他出子弟による農地の耕作意向を高める要因

第4節 まとめ (小括)

第4章 集落営農法人における後継者育成の実態と経営継承手法の解明 . . . P122

第1節 はじめに

第2節 山口県における集落営農法人の設立実態

第3節 後継者の就業実態及び能力評価と代表就任意向の規定要因

- 1) 調査及び分析方法
- 2) 後継者の就業上の課題と能力に対する評価
- 3) 集落営農法人における後継者の代表就任意向の規定要因

第4節 集落営農法人における後継者の受け入れの実態と課題

- 1) 調査対象及び分析方法
- 2) 代表者の後継者に対する評価と期待
- 3) 集落営農法人における後継者育成に向けた取り組み過程と課題

第5節 経営継承方策の組立と支援策の検討

- 1) 経営継承方策を組み立てる上での課題と対応策の検討
- 2) 経営継承に向けた支援の進め方

第6節 まとめ (小括)

終章 要約と課題 . . . P165

第1節 本研究の要約

第2節 不在地主問題への対応策の検討

第3節 本研究の到達点

第4節 残された課題

序章

研究の背景と目的

第1節 はじめに

本研究では、主に取り扱う分析対象者を、農地所有者でありながら、他地域居住者であることから効率的な農地活用が妨げられ、耕作放棄地の発生要因や農地の利用調整問題の一要因として挙げられる不在地主とした。

不在地主については、農林業センサス等の資料・データでも確認されていないため、彼らの存在だけでなく所有する農地及び耕作放棄地の規模等は全く把握されていない。また、不在地主の数や所有する農地を捕捉するための調査手法が確立されていないことで、不在地主を対象とした研究の蓄積は他の領域と比べて少ない。

一方、上述したように、不在地主の存在が農地活用等を阻害する一要因とする指摘もあるが、筆者はこれら指摘に対して、

- ① 諸問題の原因が本当に不在地主に起因するものなのか
- ② 不在地主と化した農地所有者は、農地の利活用を担う集落在住者等にとってどのような存在なのか
- ③ 不在地主化が生じる前の段階で、何らかの手段を講じることは出来ないか

という疑問を持つ。

そこで、本章では、研究の背景を論じた後、本研究に取り組む目的と課題、問題意識と本研究で対象とする分析対象地の選定経緯を述べ、最後に、先行研究・文献のレビューを行う。

第2節 研究の背景

中山間地域を含む農村地域では、森林の荒廃、空き家の増加、伝統芸能の衰退、景観の荒廃などの諸問題^{注1)}に直面しており、特に、中山間地域では1960年代の高度経済成長以降、過疎化を始めとした諸問題を抱えており、限界集落^[2]という概念が「65才以上の高齢者が集落人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、このため集落の共同活動の機能が低下し、社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」^{注2)}と定められたことは記憶に新しい。

この中で、本研究では特に次の2点の問題に着目する。1点目は、農業者の高齢化と減少に伴う経営主体の変化である。これらの変化を示す一指標として、総農家と農家以外の事業体の増減状況に注目すると、第一に、販売農家の減少が著しく、2005年から2010年（以下、今期）までの5カ年では、自給的農家の1.4%増（前期から2期連続増）に対して販売農家は16.9%減という顕著な下げ幅を示した。第2に、農家以外の事業体の急速な増加である。特に販売目的の事業体は前期82.2%、今期45.1%と急激に増加している^{注3)}（表序-1）。

次に、これらが担う経営耕地面積の状況をみると、農家の経営耕地面積は1990年からの20年間で100万haが減少しているが、特に、販売農家の経営耕地面積は2期連続で7%以上の減少となり、個別農業者の経営からの離脱^{注4)}が顕著となっている。一方、農家以外の事業体（販売目的）は、1990年から2010年までの20年間で事業体数が4.1倍、耕地面積のシェアは5.0倍（1990年：1.8%→2010年：9.0%）に上昇し、同時に、自給的農家の同シェアを上回った（表序-2）。

表序-1 経営体数及び世帯数の動向（全国）

	土地持ち 非農家	総農家			農家以外の事業体				
		合計	自給的農家	販売農家	合計	販売目的	牧草地経営体	その他	
実数	1990年	775,016	3,834,732	864,205	2,970,527	11,620	7,474	1,464	2,682
	1995年	906,176	3,443,550	792,147	2,651,403	10,000	6,439	1,218	2,343
	2000年	1,097,455	3,120,215	783,306	2,336,909	10,554	7,542	1,130	1,882
	2005年	1,201,488	2,848,166	884,742	1,963,424	16,102	13,742	712	1,648
	2010年	1,374,160	2,527,948	896,742	1,631,206	21,681	19,937	1,128	616
増減率	90-95年	16.9	-10.2	-8.3	-10.7	-13.9	-13.8	-16.8	-12.6
	95-00年	21.1	-9.4	-1.1	-11.9	5.5	17.1	-7.2	-19.7
	00-05年	9.5	-8.7	12.9	-16.0	52.6	82.2	-37.0	-12.4
	05-10年	14.4	-11.2	1.4	-16.9	34.6	45.1	58.4	-62.6

注) 単位：戸、事業体、%。

資料) 各年次農林業センサス。

表序-2 経営耕地面積の動向（全国）

		総農家			農家以外の事業体		
		合計	自給的農家	販売農家	合計	販売目的	牧草地経営体
実数	1990年	4,361,168	162,436	4,198,732	220,567	82,154	138,413
	1995年	4,120,279	150,228	3,970,051	209,702	88,285	121,417
	2000年	3,883,943	149,655	3,734,288	232,577	101,473	131,104
	2005年	3,608,428	161,659	3,446,770	259,938	166,114	93,824
	2010年	3,353,619	162,243	3,191,376	448,007	340,452	107,555
増減率	90-95年	-5.5	-7.5	-5.4	-4.9	7.5	-12.3
	95-00年	-5.7	-0.4	-5.9	10.9	14.9	8.0
	00-05年	-7.1	8.0	-7.7	11.8	63.7	-28.4
	05-10年	-7.1	0.4	-7.4	72.4	105.0	14.6

注1) 農家以外の事業体欄に記載した「牧草地経営体」には、「その他」に区分される事業体が含まれる。

2) 単位：ha, %。

資料) 各年次農林業センサス。

つまり、自給的農家と農家以外の事業体（販売目的）の動向から、販売農家の農業経営からの撤退と、農地の中核的な受皿としての事業体による組織的な農地管理へのシフトを指摘できるが、本動向は、農家の経営耕地面積の減少分を農家以外の事業体が、どの程度カバーしているかという指標（農家以外の事業体による経営耕地面積の増加面積／農家（総農家）の経営耕地面積の減少面積）^{注5)}により詳しく捉えることができる。

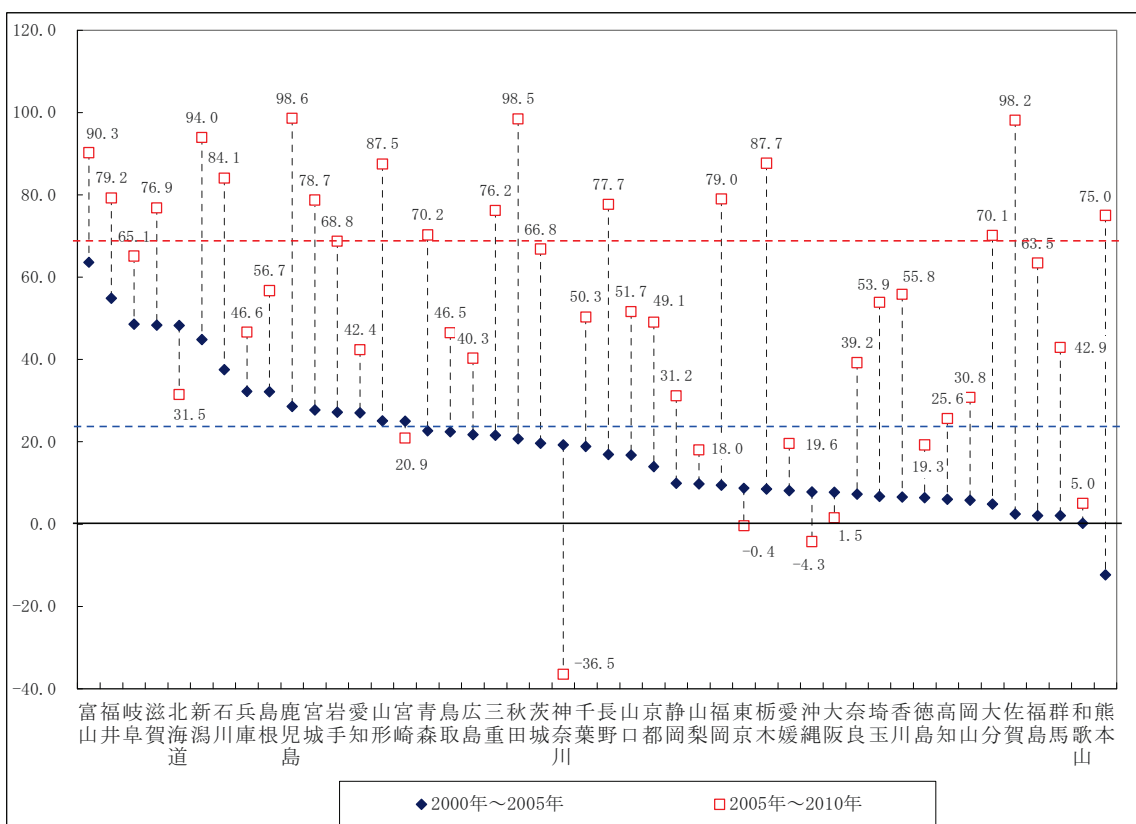
これを地域ブロック別に示すと、地域によって差異はあるが、2005年までの5カ年で23.5%（都府県の平均：20.5%）、2010年までの5カ年で68.4%（都府県の平均：72.5%）となることから、全傾向として、農家が手放した農地の農家以外の事業体によるカバー実績は、2割から7割程度まで向上したことが分かる（表序-3）。また、このカバー率をさらに細かく都道府県別に算出し、2005年におけるカバー率（降順に表記）に対する2005年から2010年までのカバー率の変化を併記すると図序-1のように示される。2005年実績（青点）をみると、農家以外の事業体による面積カバー率は富山の63.6%が最高であり、農家の経営耕地面積の減少分の多くを農家以外の事業体が代替管理している実態が分かる。一方、これらの結果と2010年実績（赤点）との違いをみると、北陸ブロックのカバー率は変わらず高いが、秋田（98.5%）、山形（87.5%）を含む東北ブロックと、鹿児島（98.6%）、佐賀（98.2%）等、九州ブロックの躍進が顕著である。

これらのことから、2005年までは、北陸や西日本の一部でみられた集落営農による農地集積の動きが、2010年の段階では東北や北九州ブロックでもカバー率の向上という形であらわれており、農家以外の事業体の存在が、農家の経営耕地面積の減少に対する抑止力として一定程度の役割を發揮しているといえる。

表序-3 農家と農家以外の事業体の経営耕地面積の動向（2000年～2010年）

	総農家の経営耕地面積 (ha)					農家以外の事業体 (販売目的) の経営耕地面積 (ha)			農家以外の事業体によるカバー率 (%)			
	2000年	2005年	2010年	増減①	増減②	2000年	2005年	2010年	増減③	増減④	(-③/①)	(-④/②)
				00～2005年	05～2010年				00～2005年	05～2010年		
北海道	996,637	967,516	942,368	-29,121	-25,148	43,655	57,705	65,621	14,050	7,916	48.2	31.5
東北	745,580	696,222	627,768	-49,358	-68,454	16,297	26,218	81,385	9,921	55,167	20.1	80.6
北陸	284,162	257,838	228,968	-26,324	-28,870	13,014	26,332	51,889	13,318	25,557	50.6	88.5
北関東	314,459	288,505	274,189	-25,954	-14,316	3,015	6,274	16,202	3,259	9,928	12.6	69.4
南関東	193,707	177,173	169,368	-16,534	-7,805	1,185	3,348	6,557	2,163	3,209	13.1	41.1
東山	110,670	99,722	92,182	-10,948	-7,540	1,665	3,347	8,539	1,682	5,192	15.4	68.9
東海	223,561	200,268	187,297	-23,293	-12,971	4,776	11,409	18,541	6,633	7,132	28.5	55.0
近畿	197,246	179,871	168,941	-17,376	-10,930	3,581	7,977	13,660	4,396	5,683	25.3	52.0
山陰	64,365	56,479	51,163	-7,886	-5,316	1,588	3,830	6,654	2,242	2,824	28.4	53.1
山陽	147,553	129,799	117,119	-17,754	-12,680	2,707	5,297	10,653	2,590	5,356	14.6	42.2
四国	125,109	110,774	101,527	-14,335	-9,247	574	1,595	4,837	1,021	3,242	7.1	35.1
北九州	305,159	283,119	236,464	-22,040	-46,655	5,373	5,521	46,427	148	40,906	0.7	87.7
南九州	145,413	134,624	130,851	-10,789	-3,773	2,963	5,882	8,154	2,919	2,272	27.1	60.2
沖縄	30,323	26,517	25,414	-3,806	-1,103	1,082	1,380	1,333	298	-47	7.8	-4.3

資料) 農林業センサス。



図序-1 総農家の減少経営耕地面積に対する農家以外の事業体の増加面積割合

注1) 青破線は2000～2005年における全国平均値 (23.5), 赤破線は2005～2010年における同値 (68.4) を示す。

2) 長崎県は、農家の経営耕地面積減少分よりも多い面積を農家以外の事業体が集積していたことから、作図対象から除外した。

2 点目は、農地の荒廃が指摘されるなかで、農家以外の者が所有する農地の荒廃が顕著な点である。

耕作放棄地については、平成 20 年度から始まった耕作放棄地全体調査^[5]の中で、農地としての活用見込みの有無を基準として、荒廃地を「緑」・「黄」・「赤」の 3 区分^{注 6)}に整理し、荒廃状況に応じた利用計画等の作成と、農地としての利用再開を促す交付金措置を伴う解消策が実践されている。しかしながら、平成 24 年時点での調査結果報告^[7]では、全国でおよそ 27.8 万 ha の荒廃地（うち、「再生利用が可能な荒廃地：約 14.8 万 ha」，「再生利用が困難と見込まれる荒廃地：約 13.0 万 ha」とされ、調査開始以降、平均して 28.5 万 ha（うち、再生利用が困難と見込まれる荒廃地は 13.7 万 ha）の荒廃地が確認されるなど、全体調査を介した農地の荒廃状況も改善の兆しがみえないまま、今日に至っている^{注 7)}。

農林業センサス上の耕作放棄地の推移を全国的な動向として捉えると、1995 年から 2010 年までの増加率は低下傾向にあるが、農家及び土地持ち非農家が所有する耕作放棄地は、2010 年時点で 39.6 万 ha に達している（表序-4）。近年の傾向として、耕作放棄地解消に向けた再生・復旧事業^{注 8)}の広がりや農家が所有する耕作放棄地の減少^{注 9)}等により、全体に占める土地持ち非農家の所有割合が各年次で増加（33.8%→38.7%→42.1%→45.9%）している点に特徴があるが、このことは、農業生産そのものからの離脱が農地の荒廃に直結していることを裏付けており、極めて重大な問題である。ただし、農林業センサス調査では農地を所有する耕作者が対象であるため、営農活動を伴わない農地所有者である不在地主は調査対象に含まれておらず、耕作放棄地の真の実態は、さらに悪化しているものと推測される。

表序-4 耕作放棄地の推移（1995 年～2010 年：全国）

		耕作放棄地 (ha)						土地持ち非農家による所有割合 (%)
		計	農家			土地持ち非農家計	農家+土地持ち非農家計	
			田	畑	樹園地			
推移	1995年	161,771	55,086	83,079	23,606	82,543	244,314	33.8
	2000年	210,019	84,320	100,343	25,356	132,770	342,789	38.7
	2005年	223,372	-	-	-	162,419	385,791	42.1
	2010年	214,140	-	-	-	181,841	395,981	45.9
増減	1995～2000年	48,248	29,234	17,264	1,750	50,227	98,475	-
	2000～2005年	13,353	-	-	-	29,649	43,002	-
	2005～2010年	-9,232	-	-	-	19,422	10,190	-
増減率	1995～2000年	29.8	53.1	20.8	7.4	60.8	40.3	-
	2000～2005年	6.4	-	-	-	22.3	12.5	-
	2005～2010年	-4.1	-	-	-	12.0	2.6	-

資料) 各年次農林業センサス。

これまで触れてきたように、現時点でみられる耕作放棄地の発生実態は、個人農業者（特に販売農家）における農業生産活動内の選択と集中という過程から生じたものではなく個人農業者による生産活動の衰退を反映したものであり、農地の受け皿としての地位は、個人農業者から組織的な事業体へと引き継がれつつある。また、それに伴い、耕作放棄地の所有主体も経営と生産から離脱した自給的農家や土地持ち非農家へと移行している。

しかし、昭和一桁世代が平均寿命とされる 80 才代に突入し、これら世代の加速度的な減少が危惧される 2010 年代は、農地の所有及び管理について、より慎重な議論と迅速な対応が求められることは事実であり、次世代の営農を考慮した対処が不可欠となる。特に、上述してきた土地持ち非農家は、在村者として農地を所有しながら農業生産から離脱した者であることを鑑みると、農業、場合によってはイエとしての後継者を確保していない、または、確保していたとしても他出等により農業の継続は困難と考えることは妥当であり、結果的に土地持ち非農家の不在地主化は避けられないと考える。

つまり、これまで述べてきた土地持ち非農家等の動向から、今後、大量の不在地主が発生し、農地の活用場面での問題が生じることが危惧されるのである^[15]。

条件不利地域では、集落再編や社会サービスの効率化に傾注した視点から撤退論^[16]も出ている。農地活用の見込みがない集落では問題が生じる可能性は低いですが、しかし、一方で、都市出身の若者を緑のふるさと協力隊^{注 10)}などとして農村地域に派遣し、農業だけでなく生活の場としての農山村を集落住民とともに守ろうとする取組や、国内の雇用情勢の悪化を受け、農の雇用事業や新規就農総合対策支援事業が打ち出されるなど、農業を雇用の受け皿とし、雇用就農者を次世代の担い手の一形態として位置付ける動きが加速しており、過疎・高齢化と後継者不足に悩む地域や集落営農法人等の組織でも新たな人材の受入れによる現状からの打開策に期待が高まっている。

第3節 研究の目的と課題

1) 研究の目的

不在地主の存在は、農地の利用調整を阻害し、耕作放棄地発生の一要因として挙げられる。そのため、彼らの存在と彼らが所有する農地及び耕作放棄地の増加は、地域農業の中核を担う農業者等の経営を阻害するだけでなく、農地を集落の共同財産として捉えた場合の地域運営のあり方にも支障をきたす可能性がある。

これらのことを踏まえ、本研究に取り組む上での目的を、以下の4点とする。

①不在地主による農地の所有と管理の実態

不在地主に関する情報は、農林業センサス等を介した調査による把握が困難なことから、実数、農地及び耕作放棄地などの所有状況が分かっておらず、そのことを主な要因として、不在地主に起因する問題の解決や施策展開による対処が困難になっている。そのため、不在地主問題にアプローチする前段として、農地等の所有状況を把握することを第1の目的とする。

具体的には、不在地主に対して、農地の所有経緯や管理状況、耕作放棄の要因、管理者（農業者）との関係、帰村及び自作農の可能性などについて尋ね、不在地主を取り巻く環境を明らかにする。

しかし、不在地主に係る情報は収集が困難であること、複数の地域に数多くの農地及び耕作放棄地を所有する場合の対処法など、調査を進める上での問題は多岐にわたる。

そこで、本研究では、不在地主と彼らの農地を管理する農業者を特定する手段として農用地利用集積計画書を活用する。これにより、利用権設定により守られている農地のみが対象となるが、耕作放棄地の所有実態を尋ねる設問を調査票内に設けることで、問題を補完することとした。

②農業者及び不在地主の農地管理に対する意識差と対策上の問題

不在地主が存在することによる問題の原因究明のためには、不在地主のみの立場から問題点を捉えるのではなく、彼らとの関わりを持つ農業者及び在村者との関係にアプローチし、両者の関係から読み取れる問題点についても明らかにする必要がある。特に、農地を巡る両者の意識（互いに対する意識、農地及び農業に対する考え方など）を照らし合わせることで、農業者が不在地主に対して求める役割と、不在地主が果たし得る機能とその限界も明らかになると考える。そのため、これらの解明を第2の目的とする。

③他出子弟の出身地区との関わりと不在地主問題解決に向けた対策

農業者の高齢化と減少が激化し、在村者のみの農地及び集落維持が困難とな

るなか、集落に愛着を持ち、地域農業に対する危機意識を持つ他出子弟にアプローチすることで、集落運営や地域農業の維持・管理につながる関係づくりができれば、不在地主問題や耕作放棄地の拡大に伴う問題等の緊急的課題に対応する足がかりができるものと思われる。

そのため、第3の目的を、他出子弟が集落維持や農地管理上果たす役割を示したうえで、彼らが地域農業等に継続して参画するための要因を明らかにする。具体的には、他出子弟による農地の耕作意向を規定する要因を解明するとともに、他出子弟と集落住民との発展的な関係を構築するための枠組みについて、集落住民や行政機関の役割も踏まえて検討する。

④集落営農法人における後継者確保の実態と育成上の課題解明

地域農業における経営主体が、個人農業者から農家以外の事業体（ここでは集落営農法人を対象として記述）に移行していることは既に述べたが、集落営農法人が組織的な営農力を発揮し続けるためには、集落内外を問わず法人内に人材を迎え入れ、将来の経営を担い得る後継者として育成して経営継承を遂げることが条件となる。そのため、本研究における第4の目的を、集落営農法人における後継者の確保と育成の実態と課題、将来の法人代表としての継承意向を規定する要因の解明とする。

以上、本研究では、不在地主問題に対して、農地の所有者である「不在地主」、不在地主の予備軍であると同時に地域農業の担い手にもなり得る「他出子弟」、彼らの農地管理者としての期待が高い「集落営農法人」の3つの視点からアプローチし、問題改善に向けた対処策等を検討する。

2) 研究の課題と進め方

本研究では、以下の5つの課題を設定する。

①分析対象地の特徴整理

分析対象地の選定及び選定経緯の概要は次項で説明するが、さらに、対象地の特徴を明確にするため、農林業センサスを用いた分析を進める。

なお、当該分析は、第1章で行う。

②不在地主による農地の所有実態解明と農地管理に向けた対策の検討

農用地利用集積計画書に位置付けられた不在地主と農業者を対象としたアンケート調査結果にもとづき、農地の継続的な活用要因や不在地主が果たし得る役割、農業者による不在地主所有農地の耕作要因などを解明する。

なお、当該分析は、第2章で行う。

③他出子弟の出身地区との関わりと不在地主問題解決に向けた対策の検討

他出子弟と出身集落住民との関わり度合に注目し、他出子弟を対象として行ったアンケート調査から、他出子弟による農地の耕作意向に与える影響を明らかにする。

また、上記調査と別途実施した農地一筆調査の結果から、他出子弟を将来の不在地主として捉えた場合の問題改善策として、他出子弟と集落住民との関係構築のあり方を検討する。

なお、当該分析は、第3章で行う。

④集落営農法人における後継者育成の実態と課題解明

集落営農法人の代表者及び後継者に対するアンケート調査から、集落営農法人における後継者の受け入れの実態と育成上の課題を整理するとともに、法人の経営継承に向けた後継者の代表就任意向を規定する要因解明を試みる。

なお、当該分析は、第4章で行う。

⑤不在地主問題の改善に向けた対処策の検討

上記①～④の結果と、同様の問題を抱える他産業での対処実態等を踏まえ、不在地主問題の改善に向けた展望を考察する。

3) 分析対象地の選定

本研究の分析対象地は、山口県とした。本節の第1項では、個人農業者による生産活動の衰退から、農地の受け皿としての地位が個人農業者から組織的な事業体へと引き継がれつつあること、また、それに伴い、耕作放棄地の所有主体が経営と生産から離脱した自給的農家や土地持ち非農家に推移していることを明らかにしたが、山口県の場合はこれらの動向を上回る速度での変化がみられる。まず、基幹的農業従事者の高齢化率からも分かるように、農業者の高齢化が極めて深刻化している（表序-5）。

また、第1項でも触れたように、経営体の実数と経営耕地面積の動向をみると、山口県における経営主体の移行は全国平均を上回る速度で進んでいるほか、耕作放棄地の所有者としての土地持ち非農家の存在も全国平均と比べて大きいことから、不在地主の発生とそれに伴う影響は他の地域と比べて大きいことが予測される（表序-6, 7, 8）。

これらのことから、本研究では山口県をフィールドとしたが、不在地主を対象とした調査・分析地には、山口県下関市（県西部）と岩国市（県東部）を選定した。両市とも大都市圏（下関市-福岡県、岩国市-広島県）に隣接することで農村地域からの県外への他出と、それに伴う不在地主化の実態が把握できると考えた。また、岩国市を選択した他の要因として、当市は沿岸部に商工業地帯を抱えるが、背後には過疎・高齢化が深刻化する旧町村部（中山間地域）が広がり、農業集落の規模が小さく狭小な圃場が多いことから未整備田も多数存在し、法人化等組織化も充分進んでいないという条件不利面が挙げられる。

次に、他出子弟を対象とした調査・分析地には、県中部の中山間地域に位置する山口市（旧徳地町の串地区）とした。当地区は、2009年からの3年間、中国地方知事会共同研究における山口県のモデル地区として選定されており、緑のふるさと協力隊などの多様な人材を活用した農業生産と地域づくりが取り組まれているが、その中で、他出子弟を含む都市住民との交流活動実績があったことが選定に至った最大の要因である。

表序-5 山口県における農業者の高齢化状況

全国順位	農業就業人口	基幹的農業従事者
1位	広島 70.5歳	山口 70.9歳
2位	山口 70.3歳	広島 70.8歳
3位	島根 70.1歳	島根 70.3歳
全国平均	65.8歳	66.1歳

資料) 農林業センサス (2010)。

表序-6 経営体数及び世帯数の動向（山口県）

		土地持ち 非農家	総農家			農家以外の事業体			
			合計	自給的農家	販売農家	合計	販売目的	牧草地経営体	その他
実数	1990年	16,020	70,661	18,904	51,757	168	121	11	36
	1995年	17,617	63,286	17,232	46,054	140	98	8	34
	2000年	22,011	56,205	16,474	39,731	127	93	5	29
	2005年	23,425	50,017	17,693	32,324	212	175	1	36
	2010年	26,316	43,171	16,964	26,207	314	285	20	9
増減率	90-95年	10.0	-10.4	-8.8	-11.0	-16.7	-19.0	-27.3	-5.6
	95-00年	24.9	-11.2	-4.4	-13.7	-9.3	-5.1	-37.5	-14.7
	00-05年	6.4	-11.0	7.4	-18.6	66.9	88.2	-80.0	24.1
	05-10年	12.3	-13.7	-4.1	-18.9	48.1	62.9	1,900.0	-75.0

注) 単位：戸，事業体，%。

資料) 各年次農林業センサス。

表序-7 経営耕地面積の動向（山口県）

		総農家			農家以外の事業体		
		合計	自給的農家	販売農家	合計	販売目的	牧草地経営体
実数	1990年	50,618	3,613	47,005	979	-	-
	1995年	45,708	3,308	42,400	1,008	-	-
	2000年	41,216	3,185	38,031	890	598	292
	2005年	36,150	3,276	32,874	1,996	1,448	548
	2010年	31,271	3,113	28,158	4,800	3,968	832
増減率	90-95年	-9.7	-8.4	-9.8	3.0	-	-
	95-00年	-9.8	-3.7	-10.3	-11.7	-	-
	00-05年	-12.3	2.8	-13.6	124.3	142.1	87.7
	05-10年	-13.5	-5.0	-14.3	140.5	174.0	51.8

注1) 農家以外の事業体欄に記載した「牧草地経営体」には、「その他」に区分される事業体が含まれる。

2) 単位：ha，%。なお，データ不明箇所は「-」とした。

資料) 各年次農林業センサス。

表序-8 耕作放棄地の推移（1995年～2010年：山口県）

		耕作放棄地						土地持ち非 農家による 所有割合 (%)
		計	農家			土地持ち非農 家	農家＋土地持 ち非農家	
			田	畑	樹園地			
推移	1995年	2,497	1,619	503	375	1,625	4,122	39.4
	2000年	3,375	2,286	631	458	2,992	6,367	47.0
	2005年	3,853	-	-	-	3,717	7,570	49.1
	2010年	3,706	-	-	-	4,463	8,169	54.6
増減率	1995～2000年	35.2	41.2	25.4	22.1	84.1	54.5	-
	2000～2005年	14.2	-	-	-	24.2	18.9	-
	2005～2010年	-3.8	-	-	-	20.1	7.9	-

資料) 各年次農林業センサス。

4) 先行・関連研究のレビュー

①不在地主について

不在地主を対象とした既往の研究では、杉中が不在地主の農地管理に関する意識へのアプローチから、不在地主が農地管理のために自発的に費用負担を行うことは期待できないこと、彼らが所有する農地が荒廃する要因として他出先での居住年数が長いこと及び現居住地が大都市であることを明らかにした^[18]。また、杉中は、土地改良区における調査から、不在地主の増加が農業用水管理等に与える影響についても指摘している^[19]。

安藤は、都市近郊において相続を通じた不在地主の発生から農地売却による出入り作問題が引き起こされるなど、相続により分割された農地の利用状況を明らかにしたほか^[20]、不在地主が所有する農地が、親族を介して何とか維持・管理されているにすぎない不安定な存在であることを指摘した^[21]。さらに、安藤は、大分県の土地改良区における運営問題のひとつとして不在地主による未納賦課金問題に着目し、不在地主からの徴収率の低さと滞納者に対する対応の限界を指摘している^{注11)}。

また、相川^[23]は、島根県浜田市弥栄地区における耕作放棄地実態調査を通して、他出一世の子供世帯（他出二世）の中には、本人が一度も目にしたことのない農地や山林の相続者が出ており、不在地主から不在地主への土地相続例が増加すると、不在地主の所有地を含んだ区域一帯の面的利用を図る際に、在村者と域外に居住する土地所有者との意思疎通が滞り、土地利用上の阻害要因や紛争事例となる懸念があることを説いており、それは、一家離村型の人口流出が多い西日本の過疎地域において顕在化しつつある新たな問題だと指摘している。

不在地主による農地の所有実態や不在地主に対する農業委員会の活動実績を示した調査には、全国農業会議所^{[24][25][26]}が行う調査が複数存在するが、その中では、不在地主の存在が圃場整備や中山間地域直接支払制度の継続等に及ぼす影響が指摘されるほか、不在地主に対する農業委員会からのアプローチの少なさなどが整理されており、不在地主との関わり方・関係構築の難しさが読み取れる。

しかし、既往の研究では、不在地主を含む農地所有者の居住地や所有する農地の所在地等情報の収集及び管理のあり方、これら情報の耕作者への提供手法など、農地の活用を効率的に進めるための仕組み・手法は解明されていない。また、これらに関連して、不在地主が所有する農地の管理が、不在地主を取り巻く環境の中でどのように成立・進展するのか、また、継続的な管理を進めるうえでどのような課題が懸念されるのか等についても十分に解明されていない。また、これまでの研究は、不在地主自身を対象としたものが多く、農業者に焦点を当てた事例は極めて少ない。特に、農業及び農地に対する双方の意識差が耕作放棄地の発

生や不在地主問題を引き起こすプロセスは明らかではなく、不在地主が農地所有者として担い得る役割を抽出する作業も充分ではない。本問題の解決の糸口を捉えるためには、農地に対する不在地主の意識把握と併せ、農業者の不在地主に対する考え方や今後の営農意向等に基づいた分析が必要である。

②他出子弟について

他出子弟を対象とした既往の研究では、京都府の過疎・高齢化集落における他出あかつぎの帰村・定住を問題意識とする調査が実施され、帰省・農作業従事の実態、帰村志向の有無等が示された^[27]。さらに、他出あかつぎの帰村志向に応える山村労働市場の充実の必要性、他出あかつぎの帰村・農作業従事における心身的な負担等が指摘されている^[28]。

また、1990年代にかけて、過疎・高齢化における労働力の一形態として「週末農民」の役割が地域農業を維持するうえで重要であることが評価されている^[29]。さらに、他出子弟側（公務員）に対する調査から、週末農民化が進む要因（距離、経営規模の大小、地形等）と他出子弟の農業に対する考え方、実家（在村者）との関わり方等との関係が指摘された^[30]。

近年の研究として、芦田^[31]は、調査対象として取り扱われることの少なかった北関東中山間地域における他出子弟と実家との関わりの実態から、双方の関わりの強さを規定する他出子弟の属性要因として、経営主との続柄、居住地のふるさとからの距離、年齢（結婚が他出後にふるさとへの関与を強める契機になっている）を明らかにしたほか、中国地方を対象とした分析では、他出子弟による実家農業支援が継続する背景に、他出子弟側及び実家（在村者）側いずれも金銭支援よりも農作業手伝いによる支援を志向していることが要因だとしている^[32]。他出子弟による帰村及び農業支援の実態に注目した研究は、その他にも原^{注12)}や田畑^{注13)}などがあるほか、菅原^{注14)}は、他出者のふるさとに対する関心を分析している。

このように、近年のものを含めると、他出子弟を対象とした研究の蓄積は多くみられる。しかし、昭和一桁世代の農業生産からのリタイヤが現実問題となり、かつ2010年代に入り、当該農業者が平均寿命とされる80才代に突入した状況を踏まえ、他出子弟に対する期待と役割を明らかにした研究は極めて少ない。また、これまでの研究は、他出子弟と実家農業との関わりの観点から整理したものが多く、特に、他出子弟を実家農業の手伝い・支援者として捉える研究に偏っている。上述したように、農業生産の主要な担い手である昭和一桁世代のリタイヤと超高齢化問題に直面する農村において、他出子弟に求められる役割は、農業の手伝いに従事する者としてだけでなく、農業生産や集落の維持・運営に携わることのできる担い手としての機能である^{注15)}。

つまり、当該機能の構築と継続的な運営は、他出子弟の不在地主化を抑制する手立てのひとつになり得ると考えるが、既往の研究では、当該機能を集落及び他出子弟間で構築するための仕組みや、集落側に求められる役割等は明らかにされておらず、他出子弟を将来の不在地主予備軍として見越した場合に彼らを取り込む手法を予め検討することは、不在地主対策を考えるうえでも有効だと考える。

③集落営農法人について

集落営農法人を含む農業生産法人を対象とした近年の取組として、研修体制や労務管理に着目した研究では、農業研修制度の実態とその効果から、各支援機関による研修体制や内容の課題等を指摘したもの^[37]や常雇従業員を対象とした職務満足分析により、労務管理上優先されるべき改善点を抽出するとともに、従業員に対して権限を委譲し裁量権を与える事を求めた研究^[38]などがみられる。

また、全国規模でこれらを対象として行われた調査では、全国農業会議所が農業法人等を対象とした雇用実態調査を定期的実施し、法人内の規則・制度の制定状況や農業法人に就業した理由、将来の意向などを整理し、非農家を含む若い就業者の立場からみた農業法人の魅力と就業先としての課題を指摘している^[39]。

人的管理の視点として、近年の研究では、迫田^[40]が水田作企業経営体を対象とした詳細な分析から、事業方向の違いが人的資源管理(労務管理と業務管理の視点)に差異をもたらすことを指摘したほか、竹内^[41]が6次産業化に取り組む畜産経営体を対象とした研究から、新規就業者に対する指導及び評価体制や中間管理職の育成・マネジメントの重要性を指摘した。

また、金岡^[42]らは、九州の農業法人を対象として農業経営の多角化により組織として必要になる人材の質や職務能力との関係を分析し、木南^[43]は、農業法人における従業員の離職率に着目し、従業員の能力向上の問題が離職率に影響しており、OJTの改善、能力開発などの人的資源管理の重要性を指摘するとともに、現行の行政・関係機関による支援政策として、初期段階の定着には効果があるものの、能力開発面では課題があるとしている。さらに、倉岡^[44]は、集落営農法人を対象とした分析から、従業員雇用の目的に起因する労務管理の特徴にアプローチし、雇用目的によって法人側の従業員に対する教育訓練等の雇用実態が異なることを明らかにしている。

次に、法人代表者から次世代を担う後継者及び従業員等に対する技術や知識、経営ノウハウの継承問題にアプローチした研究として、藤井は無形資産の継承に着目し、雇用型法人経営における生産管理に関する技術・技能の継承方法と課

題を、熟練者と非熟練者との作業性等の比較から抽出した^[45]ほか、非熟練者による水稻の水管理作業の技能・知識習得を促す手法として、多様な条件下（気象条件、生育条件など）でのOJTの実施や画像・映像などの視覚的情報と熟練者の判断のポイント、結果を統合したデータの蓄積が有効であることを明らかにしている^[46]。内山^[47]は、無形資産を継承するうえで、継承者の得意分野に応じた権限移譲を行うことが円滑な継承に貢献すること等を指摘している。また、経営継承に着目した研究では、迫田^[48]が石川県の（株）六星を事例として雇用労務管理やキャリア形成、経営権限の移譲といった様々な側面からの調査により、同社における後継者の受入れと育成プロセス、経営継承に対する株式会社化の影響等を抽出している。

その他、経営継承という視点からは、農林水産省が2008年から全国農業会議所を通じて農業経営継承事業を推進している関係上、農業経営における第三者継承をテーマとした研究^{注16)}も数多くみられる。

しかし、これら既往の研究の多くは、集落営農法人における後継者の確保及び経営継承問題にはアプローチしていない。そもそも、集落営農法人と一般的な農業生産法人は設立目的や背景等が異なる場合が多々あり、経営展開地域も集落営農法人の多くは経営効率の劣る中山間地域であることが多い。また、集落営農法人の場合は、法人の構成員が集落住民と合致し、経営活動範囲が集落範囲となることが多いため、組織を運営するうえでムラの合意を得る必要があり、一般的な農業生産法人とは合意形成、意思決定方法等が異なる。このため、後継者等を確保し集落に受け入れることを前提とする経営継承問題は、集落営農法人とその他法人とでは、そのプロセス等が異なると考える。

また、既往の研究の課題として、法人側（代表者側）の意向をもとに整理しており、将来の経営を担い得る人材の就業実態を後継者の視点を交えて複眼的に捉えることで、集落営農法人での雇用管理や人材育成上の課題を整理・指摘する研究は殆ど無いに等しい。特に、労務環境や能力養成手法等が注目されるなか、後継者を迎え入れ育成する各過程で生じる課題、法人側に求められる視点等を、段階ごとに整理する作業は、一般的な農業生産法人を含めた研究をみても、十分な取組はなされていない。

以上、先行研究のレビューを行ったが、不在地主、他出子弟及び集落営農法人を対象とした研究の蓄積は、多くなされているが、研究の視点が偏っているものや現状把握に留まるもの等もあり、十分な取組がなされてきたとは言い難い。また、これら3者の問題を一体的に捉えた研究はないことから、本研究ではこれらを対象とした調査・分析を進めた。

注釈)

- 1) 小田切^[1]及び国土交通省の報告資料^[3]が詳しい。
- 2) 近年では、限界集落という概念は変えず名称を変更するケースがみられる。例えば、山口県では「小規模高齢化集落」としている。
- 3) 前期までは増加率が低下しつつあった土地持ち非農家数は、今期、再び増加率が上昇しており、販売農家数との差も 25 万戸程度にまで縮まるなど、今後の動向に注意が必要である。
- 4) 販売農家における経営耕地面積の減少傾向とは異なり、自給的農家における経営耕地面積は 2 期連続で微増という状況から判断した。
- 5) 本指標の考え方については[4]が参考になる。
- 6) 調査対象となる土地の定義は、全体調査と農林業センサスで異なる。全体調査では、実際の土地の状況からみて現状では耕作できないと市町村及び農業委員会が判断した土地を集計対象としており、耕作者である農家の意思は反映されていない。一方、農林業センサスが指す耕作放棄地は、「以前耕地だったもので、過去 1 年間以上作物を作付していない土地のうち、この数年間に再び作付する考えのない土地（原野化している土地は含めない）」と定義し、農家等から申告されたものを対象としている。なお、3 区分における「緑」に該当する土地は、「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地」と定義される。また、「黄」は「草刈り・耕起・抜根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地」、「赤」は「森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地」と定められている。なお、2008 年に実施された全体調査結果^[6]では、「緑」に該当する耕作放棄地は全国で 69,228ha、同じく「黄」57,087ha、「赤」104,698ha である。
- 7) 耕作放棄地対策研究会が耕作放棄地解消に取り組む上での課題を、所有者・耕作者・取組主体（調整者）の 3 つの視点から整理している。この中で、取組主体（調整者）が抱える課題・視点として、「利用調整（意向把握、あっせん等）」に係る人員及び予算の不足、「不在地主が増加し利用調整が一層困難化」、「農地としての有効利用に係る所有者の意識低下」等を掲げている^[8]。つまり、農地を利用する上での主要な問題は、不在地主を含む農地所有者の意識の低下と耕作意向者との調整の困難化だと指摘でき、それが、耕作放棄地の発生を抑止できない要因のひとつだといえる。
- 8) 再生・復旧事業により解消（営農再開）された耕作放棄地は、2009 年実績^[9]で 3,167ha、2010 年実績^[10]で 4,447ha、2011 年実績^[7]で 12,153ha となっている。復田・再生には様々な手法が採用されているが、条件不利地を多く抱える中国地方では、耕作放棄地内に繁殖和牛を放牧する水田・里山放牧^{[11][12]}が盛んなほか、ソバ、大豆、菜種、ワラビ、飼料作など多様な作物を導入し経営に繋げる取り組みがみられる^[13]。各地域の取組は[14]にも取り上げられている。
- 9) 小田切^[4]は、耕作放棄地面積が減る現象について、地域の過疎化が著しくなると原野化が

耕作放棄地化を上回って進むことで耕作放棄地面積が顕著に減少することを島根県の事例から指摘している。

- 10) みどりのふるさと協力隊は、農村地域の活性化を目的として18才から40才までの農村に興味を持つ若者が、地域の活性化の手伝いを含め様々な活動に参画しながら、自らの生き方についても模索していくというもので、1994年（第1期）から2013年（第20期）までの総参加者数は658人にのぼる。具体的な内容は[17]に掲載。
- 11) しかし、大分県の事例では、「不在地主よりも在村者の方が未納賦課金問題は深刻であり、在村者であっても農業経営或いは農外就業が不振であれば賦課金は未納となることは当然のことである」とも指摘している^[22]。
- 12) 原は帰村意識のある他出子弟が実際に帰村する背景に、家庭で帰村が話題になるような働きかけがあること、及び出身集落の特徴として農業基盤の大きさを挙げている^[33]。
- 13) 田畑は、山口県周防大島町を対象とした集落の悉皆調査の結果、当該地区出身の他出子弟による農作業支援は殆どなされていないとしている^[34]。
- 14) 菅原は、他出子弟を含む離村者のふるさとに対する関心を分析しているが、実家の農業生産や農地維持については分析が及んでいない^[35]。
- 15) 中山間地域における自治会（集落）の範域を超えた住民自治型の地域経営の一環として、他出子弟との関わりを活かした経済活動として島根県邑南町口羽地区の「口羽をてごおする会」による取組^[36]が参考になる。
- 16) 継承事業については堀部^[49]が支援事業の内容やマッチング事例を紹介している。また、柳村ら^[50]は新規参入者の経営資産譲渡に伴うリスクに関し、創業と第三者継承を比較しながら検討を加え、有形及び無形資産の一体的譲渡により経営破綻リスクは軽減できるが、一方で、経営継承失敗リスクを抱える可能性があることを指摘している。その他、第三者継承に着目した研究には、個人経営を対象としたものとして山本・梅本^{[51][52]}があり、法人（水田経営、酪農・畑作経営）を対象とした研究には仁平^[53]がある。

参考・引用文献

- [1]小田切徳美 (2010)『農山村再生「限界集落」問題を超えて』, 岩波書店.
- [2]大野晃 (2005)『山村環境社会学序説』, 農山漁村文化協会.
- [3]国土交通省 (2006)「国土形成計画策定のための集落の状況に関する最終報告書」, <http://www.mlit.go.jp/common/000029254.pdf>
- [4]小田切徳美 (2008)『日本の農業-2005年農業センサス分析-』, 農林統計協会.
- [5]農林水産省 (2008)「耕作放棄地全体調査要領」, <http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/youryou223.pdf>
- [6]農林水産省 (2009)「平成20年度耕作放棄地全体調査(耕作放棄地に関する現地調査)の結果」, <http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>
- [7]農林水産省 (2011)「平成23年の荒廃農地に関する調査結果」, <http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>
- [8]農林水産省 (2008)「耕作放棄地の再生・利用に向けて(耕作放棄地対策研究会・中間とりまとめ)」, http://www.maff.go.jp/j/study/kousaku_houki/pdf/report.pdf
- [9]農林水産省 (2010)「平成21年度の荒廃した耕作放棄地の状況調査の結果」, <http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/kekkah21.pdf>
- [10]農林水産省 (2012)「平成22年度の荒廃した耕作放棄地等の状況調査の結果」, <http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/kouhyou5.pdf>
- [11]吉田光宏 (2007)『放牧維新(農業・環境・地域が蘇る)』, 家の光協会.
- [12]千田雅之 (2005)『里山放牧を基軸にした中山間地域の肉用牛繁殖経営の改善と農地資源管理』, 農林統計協会.
- [13]『現代農業11月増刊-耕作放棄地活用ガイド-』(2009), 農山漁村文化協会.
- [14]農林水産省 (2009)「耕作放棄地対策事例集(荒廃農地の再生利用に向けた実施主体別取組事例)」, <http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/zirei.pdf>
- [15]安藤光義 (2007)「農地問題の現局面と今後の焦点」, <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0710re1.pdf>
- [16]林直樹・斉藤晋 (2010)『撤退の農村計画』, 学芸出版社.
- [17]特定非営利活動法人地球緑化センター, <http://www.n-gec.org/>
- [18]杉中淳 (2005)「不在村農地所有者の農地管理に関する意識について」, 農村計画学会誌, 第24巻, 139-144.
- [19]杉中淳 (2006)「農地所有者の不在村化の進行が土地改良施設の管理に与える影響について」, 農村計画学会誌, 第25巻, 479-484.
- [20]安藤光義 (1993)「都市近郊における農家の農地相続に関する研究」, 農業経済研究, 第65巻, 第1号, 12-21.
- [21]安藤光義 (1994)「都市近郊における農地相続問題-愛知県安城市の実態調査結果の分析」, 農業経済研究, 第65巻, 第4号, 199-211.

- [22]安藤光義「中山間地域における土地改良区の運営問題-大分県の土地改良区の実態-」,
http://www.library.maff.go.jp/GAZO/20006657/20006657_02.pdf
- [23]相川陽一・福島万紀ら（2012）「耕作放棄地の実態調査と活用に向けた課題提示-島根県浜田市弥栄自治区における踏査を事例にして-」, 島根県中山間地域研究センター報告 8, 39-49.
- [24]全国農業会議所（2007）「不在村農地所有の管理実態に関する調査（概要）」,<http://www.nca.or.jp/nca/cyousatoukei/>
- [25]全国農業会議所（2008）「調査研究資料第 354 号」.
- [26]全国農業会議所（2009）「調査研究資料第 360 号」
- [27]京都府農業会議（1983）「山村における高齢農家世帯と他出あかつぎの実態」, 農政研究資料, 82 巻, 17 号.
- [28]京都府農業会議（1984）「他出あかつぎの労働・生活と帰村意向に関する調査報告」, 農政研究資料, 82 巻, 24 号.
- [29]荒木一視（1992）「過疎化農村・広島県高宮町における農業維持のメカニズム」, 地理学評論, 65 巻, 第 6 号, 441-459.
- [30]荒木一視（1994）「週末農民の実態と展望」, 地理科学, 49 巻, 第 2 号, 85-94.
- [31]芦田敏文（2006）「他出子弟のふるさとへの関与実態と地域農業維持に果たす役割-北関東中山間地域農村を対象として-」, 農村計画学会誌, 第 25 巻論文特集号, 473-478.
- [32]芦田敏文（2010）「他出子弟の実家稲作農業への支援実態と支援意向」, 農林業問題研究, 第 46 巻, 第 2 号, 220-226.
- [33]原裕美（2003）「中山間地域農業集落の動態とその要因」, 近畿中国四国農研農業経営研究, 第 5 号, 14-25.
- [34]農協共済総合研究所・田畑保編（2005）『農に還るひとたち-定年帰農者とその支援組織-』, 農林統計協会.
- [35]菅原麻衣子（2006）「離村者の出身地の地域社会に対する関心と参画-高齢化した農山村地域における地域社会の新たな運営方法-」, 農村計画学会誌論文特集号, 第 25 巻, 461-466.
- [36]嶋渡克顕・小田博之ら（2013）「自治会の枠組みを超えた住民自立型地域経営組織の構築と運営に関する事例研究（Ⅲ）-島根県邑南町口羽地区における「口羽をてごおする会」を事例とした考察-」, 島根県中山間地域研究センター報告 9, 97-109.
- [37]石井洋輝・浦出俊和ほか（2013）「農業生産法人における農業研修制度の実態に関する研究」, 農林業問題研究, 第 49 巻, 第 1 号, 70-75.
- [38]金岡正樹（2010）「農業法人従業員に対する職務満足分析の適用」, 農林業問題研究, 第 46 巻, 第 1 号, 69-74.
- [39]全国農業会議所（2010）「農業法人等における雇用の実態に関するアンケート調査の結果」, <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/roumu/research.php>

- [40] 迫田登稔 (2011) 「農業における『企業経営』の経営展開と人的資源管理の特質」, 農業経営研究, 第 48 卷, 第 4 号, 25-35.
- [41] 竹内重吉 (2013) 「酪農経営における人材育成に関する一考察」, 第 63 回地域農林経済学会報告要旨集, http://a-rafe.org/uploads/file/file_20130924040641.pdf
- [42] 金岡正樹・田口善勝ら (2007) 「農業法人の多角的事業展開における人材確保」, 日本農業経済学会論文集, 69-74.
- [43] 木南章・木南莉莉ら (2011) 「農業法人における人的資源管理の課題」, 農業経営研究, 第 49 卷, 第 1 号, 13-21.
- [44] 倉岡孝賢, 井上憲一ら (2012) 「集落営農法人における常雇従業員の労務管理の特徴」, 農林業問題研究, 第 48 卷, 第 1 号, 157-163.
- [45] 藤井吉隆ら (2010) 「雇用型法人経営における熟練者と非熟練者の作業ナレッジの比較分析」, 農業経営研究, 第 48 卷, 第 1 号, 49-54.
- [46] 藤井吉隆・福原昭一 (2011) 「水稻の水管理作業における技能・知識の内容と特質-滋賀県の雇用型法人経営を対象にした事例分析-」, 農林業問題研究, 第 47 卷, 第 2 号, 284-289.
- [47] 内山智裕 (2001) 「農業経営の無形資産継承メカニズム」, 農業経営研究, 第 39 卷, 第 2 号, 12-21.
- [48] 迫田登稔 (2009) 「稲作を基幹とする農企業における「非農家型経営継承」プロセスの分析」, 農業経営研究, 第 47 卷, 第 2 号, 1-17.
- [49] 堀部篤 (2011) 「経営継承事業の推進と課題」, 農業経営研究, 第 49 卷, 第 3 号, 127-132.
- [50] 柳村俊介・山内庸平ら (2012) 「農業経営の第三者継承の特徴とリスク軽減対策」, 農業経営研究, 第 50 卷, 第 1 号.
- [51] 山本淳子・梅本雅 (2008) 「新規参入者への円滑な事業継承に向けた経営対応の課題と方向」, 農業経営研究, 第 46 卷, 第 1 号, 101-106.
- [52] 山本淳子・梅本雅 (2012) 「第三者継承における経営資源獲得の特徴と参入費用」, 農業経営研究, 第 50 卷, 第 3 号, 24-35.
- [53] 仁平恒夫 (2011) 「農家集団型法人における第三者継承への取り組みと運営変化」, 農業経営研究, 第 49 卷, 第 1 号, 57-62.

第 1 章

農林業センサス分析からみた
農業・農村の動向と山口県の特徴

第1節 はじめに

本研究では、農地を適切に活用する上で必要となる農地所有者との利用調整段階において、様々な問題を引き起こす可能性がある不在地主を対象とした分析を試みるが、その前段として、農地及び担い手の動向把握から、農地利用の実態を明らかにする必要がある。

本章の目的は、農林業センサスデータ^{[1][2][3]}を活用して、日本農業を取り巻く環境・構造変化の推移と農地利用の実態、各地域における担い手の賦存状況などを既往の研究及び知見^{[4][5]}を参考にしながら、農地の所有と活用の実態を明らかにすることである。

そこで、まず、農家の家族構成員の動態、変化からみた近年の就業構造の問題点を指摘するとともに、減少傾向にある農家及び経営耕地面積の双方の関係から、全国的な農業構造の変化と問題点を抽出する。

また、近年の急激な増加による影響が問題視される土地持ち非農家等にも着目し、彼らの増加が農地貸借に与える影響及び問題点を整理したうえで、彼らが所有する農地の中核的な受け皿としての機能を持ちつつある農家以外の事業体の近年の動向と、農村地域において彼らが果たしている役割を整理する。

最後に、農地利用の停滞局面として、耕作放棄地及び不作付地の発生状況を整理し、全国レベルでの農地の所有及び活用の実態を明らかにする。

第2節 農家家族の変化からみた農業就業構造問題

1) 家族構成の変化と地域性との関係

家族構成の変化の地域性を捉えるため、1995年及び2005年の世帯員数別農家戸数の分布状況を都道府県毎に整理した(表1-1)。表中の黒丸(●)が世帯員数の最頻値、白丸(○)がそれに次ぐものである。

これにより、地域毎の家族構成の偏り等を視覚的に捉える事ができるが、このうち、2005年までの10年間で、家族構成における顕著な変化がみられる地域は、東北、近畿の2ブロックである。

まず、青森、岩手、秋田の3県は、1995年では世帯員数6人が最頻値にあり、表は6人世帯を頂点とする単峰型の形状だったが、2005年には、最頻値の3人世帯を頂点とする形状に変化している。

次に、近畿ブロック内の京都、大阪、兵庫、和歌山の4県に注目すると、1995年では世帯員数2人と6人が最頻値の位置にあり、表はそれぞれを頂点とした双峰型の形状である。2005年も同形状だが、第2位層にある家族数をみると、各県とも減少している事が分かる。特に、兵庫では最頻値が6人世帯から2人世帯へ、第2位層も5人世帯から3人世帯へとそれぞれ減少しており、同様の傾向は、秋田(6人⇒3人)、群馬(6人⇒2人)、石川(6人⇒2人)、鳥取(6人⇒2人)、福岡(6人⇒2人)などでもみられる。

このような多人数世帯(最頻値が6人)を中心とした単峰型から双峰型(6人家族と2人または3人家族)への移行は、主に東日本を構成する地域で顕著にみられる。一方、西日本では、少人数世帯(最頻値が2人)による単峰型からの変化がほとんどみられず、特に、中国・四国ブロックでは、農家世帯の小規模化が一層激化していることが推測できる。

また、表1-1には、2005年時点での農業地域類型別の最頻値も示したが、山間地域では多くの地域で最頻値が2人となっており、岡山以西では、農業地域類型に関わらず農家の少人数世帯化が一般化しているが、特に、近年、平坦地域における少人数世帯化が東北の一部の地域(青森、岩手、秋田)でも進んでいる点は、重要な変化として指摘できる^{注1)}。

表 1-1 世帯員数別農家戸数の分布状況

地域	1995年（総農家）					2000年（総農家）					2005年（販売農家）								
	2人	3人	4人	5人	6人	2人	3人	4人	5人	6人	2人	3人	4人	5人	6人	地域類型別最頻値（人）			
																都市	平地	中間	山間
北海道	●	○				●	○				●	○				2	3	2	2
青森		○			●		●			○	○	●				3	3	3	2
岩手		○			●		●			○		●	○			3	3	3	3
宮城				○	●				○	●			○	●		6	6	6	3
秋田				○	●				○	●		●		○		3	3	3	3
山形				○	●				○	●			○	●		6	6	6	6
福島				○	●				○	●		○		●		3	6	6	2
茨城				○	●				○	●			○	●		6	6	2	2
栃木				○	●				○	●			○	●		6	6	6	2
群馬		○			●	●				○	●	○				2	6	2	2
埼玉				○	●				○	●		○		●		6	3	2	2
千葉県				○	●				○	●		○		●		6	6	2	3
東京都			●	○		●	○				●	○				6	-	2	2
神奈川県				○	●				○	●		○		●		6	6	6	2
新潟県		○			●		○			●		○		●		6	6	2	2
富山県				○	●				○	●			○	●		6	6	3	2
石川県	○				●	●				○	●	○				6	6	2	2
福井県				○	●				○	●			○	●		6	6	6	6
山梨県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
長野県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
岐阜県				○	●				○	●			○	●		6	6	6	6
静岡県				○	●				○	●			○	●		6	6	6	2
愛知県			○	●					○	●		○		●		6	6	6	2
三重県			○	●					○	●	○			●		6	6	2	2
滋賀県				○	●				○	●			○	●		6	6	6	2
京都府	●			○		●			○		●	○				6	6	2	2
大阪府				○	●				○	●			○	●		6	6	6	5
兵庫県				○	●	●			○		●	○				3	3	2	2
奈良県				○	●				○	●			○	●		6	5	6	2
和歌山県	●			○		●			○		●	○				2	2	2	2
鳥取県				○	●		○			●		○		●		6	6	3	2
島根県	●	○				●			○		●	○				6	6	3	2
岡山県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
広島県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
山口県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
徳島県	●			○		●			○		●	○				6	6	2	2
香川県	●			○		●			○		●	○				2	2	2	2
愛媛県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
高知県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
福岡県	○				●	●	○				●	○				2	2	2	2
佐賀県				○	●		○		●			○		●		3	6	6	2
長崎県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
熊本県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
大分県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
宮崎県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
鹿児島県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2
沖縄県	●	○				●	○				●	○				2	2	2	2

注1) 表中の●は最頻値（第1位）、○は第2位を示す。

2) 都道府県名の網掛けは1995年から2005年までの10年間で変化があった地域を示す。

資料) 各年次農林業センサス。

2) 若年農業後継者減少の実態

販売農家数, 農家世帯員の減少と併せ, 2005年センサス^{注2)}では, 農業後継者を確保する農家数が同居・他出に関わらず減少している。農業後継者に関しては, 「次の代で農業経営を継承する者(予定含む)」として定義されるが, 同居農業後継者を確保している農家数は2000年から2010年までの10年間で66万戸(49.6%)減少し, 他出後継者を確保している農家数も同期間で1.3万戸(4.2%)減少した。

同居農業後継者がいる農家の割合は2000年の57.3%から, 2010年には41.4%まで減少したが, 減少幅は, 関東, 東山・東海ブロックで大きく, 山口県でも, 2000年の45.1%から, 2010年の30.4%に減少している(表1-2)。

さらに, 同居・他出に関わらず, 「後継者がいない」とした販売農家数は, 2000年の69万戸から2010年には66万戸に僅かに減少したが, 母数となる販売農家数の大幅な減少によるものであるため, 実際には, 「後継者がいない」販売農家の割合は, 29.6%(2000年)から40.6%(2010年)に増えている。

次に, 農業後継者数の動向をみると, 同居農業後継者数は, 2000年からの5年間でおよそ47.2万人(35.2%)が減少し, 他出後継者数も, 同期間でおよそ10万人(33.5%)減少した^{注3)}。この減少度合いを, 農業後継者の年齢別に捉えると, 以下のように特徴を捉えることができる(図1-1)。

第1に, 若年層及び中年層の農業後継者の著しい減少がみられる。5年間の減少率をみると, 「20~24歳」の同居農業後継者では48.1%, 「35~39歳」では42.5%となり, 年齢層によっては5年間で40%を超える減少となっている。第2に, 農業後継者の減少が, 同居農業後継者だけでなく, 他出農業後継者にまで拡大している。上記年齢層で整理すると, 「20~24歳」では46.1%, 「35~39歳」では41.1%の減少となり, 同居農業後継者と同じく, 40%を超す減少がみられた。特に, 同居及び他出農業後継者の減少は, 山口県を含む中国ブロックで顕著にみられ, 同ブロックでは「20~24歳」層では50%以上, 「35~39歳」層では45%以上も減少している。

これらの結果, 全経営耕地面積に占める同居・他出ともに農業後継者がいない農家の経営耕地面積の割合(以下, 農業後継者がいない農地面積割合)は, 都府県^{注4)}で2000年の28.2%から2005年には42.3%まで拡大している。特に, 都府県における一世代世帯割合と, 農業後継者がいない農地面積割合について図化すると, 2000年から2005年において, 各地域で両割合とも高まっている(図1-2)。地域別にみると, 一世代世帯割合の低い北陸の場合でも, 農業後継者がいない農地面積割合は36.6%を占め, 同世帯割合が比較的高い山口県では, 農業後継者がいない農地面積割合は45.0%にのぼる。

表 1-2 同居・他出後継者有無別農家割合（ブロック別）

	2000年			2010年		
	後継者あり		後継者なし	後継者あり		後継者なし
	同居後継者	他出後継者		同居後継者	他出後継者	
北海道	30.2	4.1	65.7	24.3	7.2	68.6
東北	61.1	11.5	27.4	47.8	15.8	36.3
北陸	62.9	11.5	25.6	47.6	14.7	37.8
北関東	63.7	9.4	26.9	44.6	14.7	40.6
南関東	65.5	8.7	25.8	43.9	14.2	41.9
東山	57.6	13.0	29.4	40.4	19.3	40.3
東海	66.9	10.5	22.6	47.4	15.9	36.7
近畿	61.2	13.2	25.6	43.6	20.5	35.9
山陰	57.5	17.0	25.5	44.5	20.7	34.8
山陽	50.2	24.3	25.5	36.4	27.7	35.9
四国	52.0	18.2	29.7	36.4	23.3	40.3
北九州	49.9	13.8	36.3	34.4	19.0	46.7
南九州	32.1	20.7	47.2	20.5	22.5	57.0
沖縄	32.2	17.7	50.1	21.0	30.9	48.0
山口県	45.1	26.3	28.6	30.4	29.8	39.8

注1) 全国の値は、左から順に、57.3%、13.1%、29.6%、41.4%、18.0%、40.6%である。

注2) 単位：％。

資料) 各年次農林業センサス。

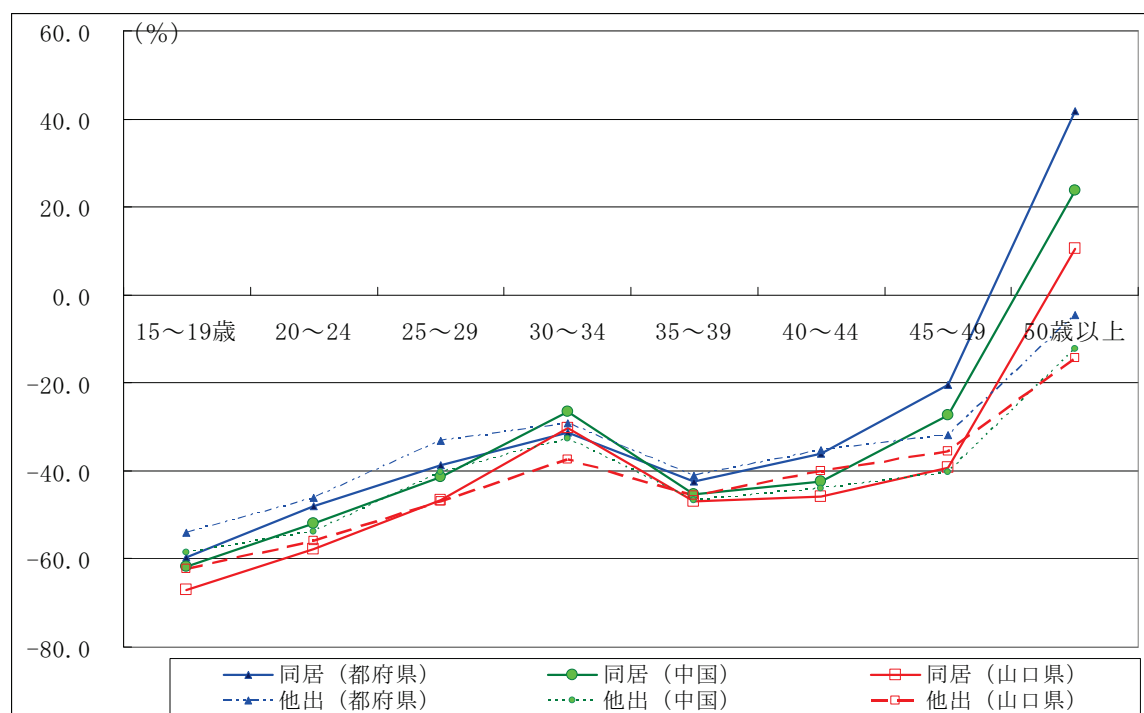


図 1-1 同居・他出別農業後継者の年齢別増減率（販売農家, 2000年～2005年）

資料) 各年次農林業センサス。

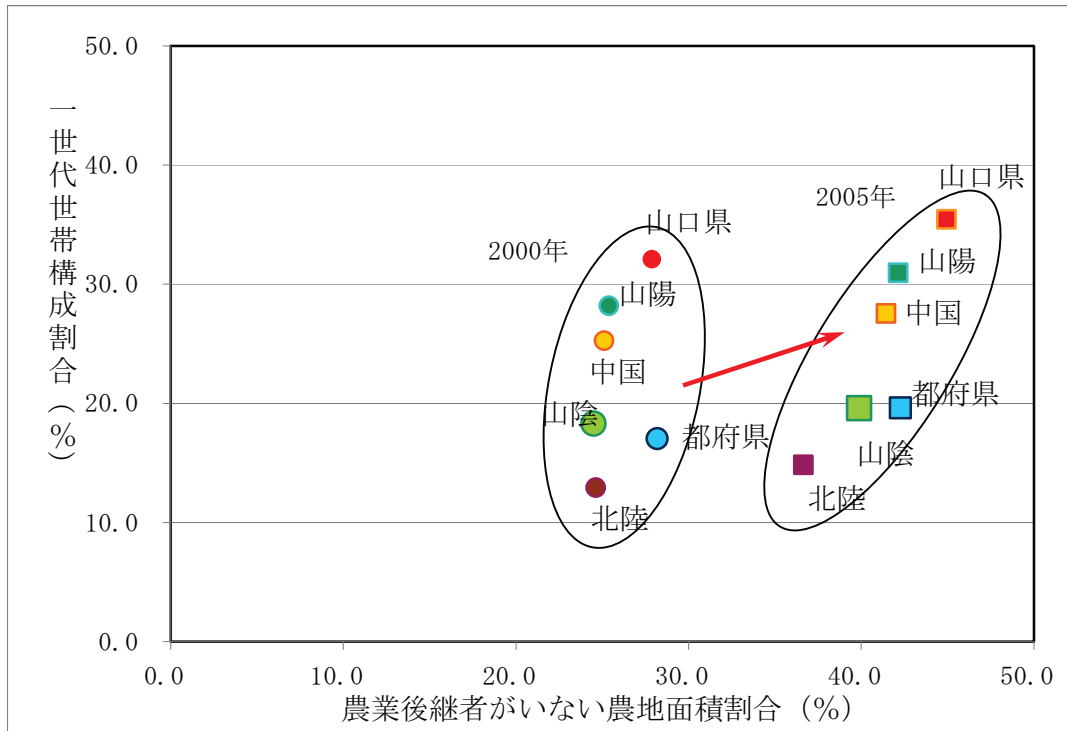


図 1-2 一世代世帯構成割合と農業後継者がいない農地面積割合の推移

注) 農業後継者がいない農地面積の全国平均値の割合は35.8% (2000年) から48.8% (2005年) に上昇している。
資料) 各年次農林業センサス。

第3節 農地利用の変化と担い手の実態

1) 農家数と経営耕地面積の変化

農家数や経営耕地面積が減少傾向にあることは、既に記述したとおりだが、双方の相関を図化して改めて整理すると以下のように示される（図1-3）。

まず、都府県では、2000年から2005年にかけて経営耕地の減少がみられたが、2005年から2010年にかけては農家数の急激な減少が生じている。農家数と経営耕地面積の動向を地域別にみると、2000年から2005年にかけて、近畿、山陽、山陰では、農家数減少が鈍化の中で経営耕地の減少も抑制されているが、東北、北陸、山口県では、上記地域と異なる波形を示しており、双方の減少動向が鈍化する期間もみられるが、経営耕地と農家数の減少傾向は一貫して続いており、2005年から2010年における農家数の減少は顕著である。

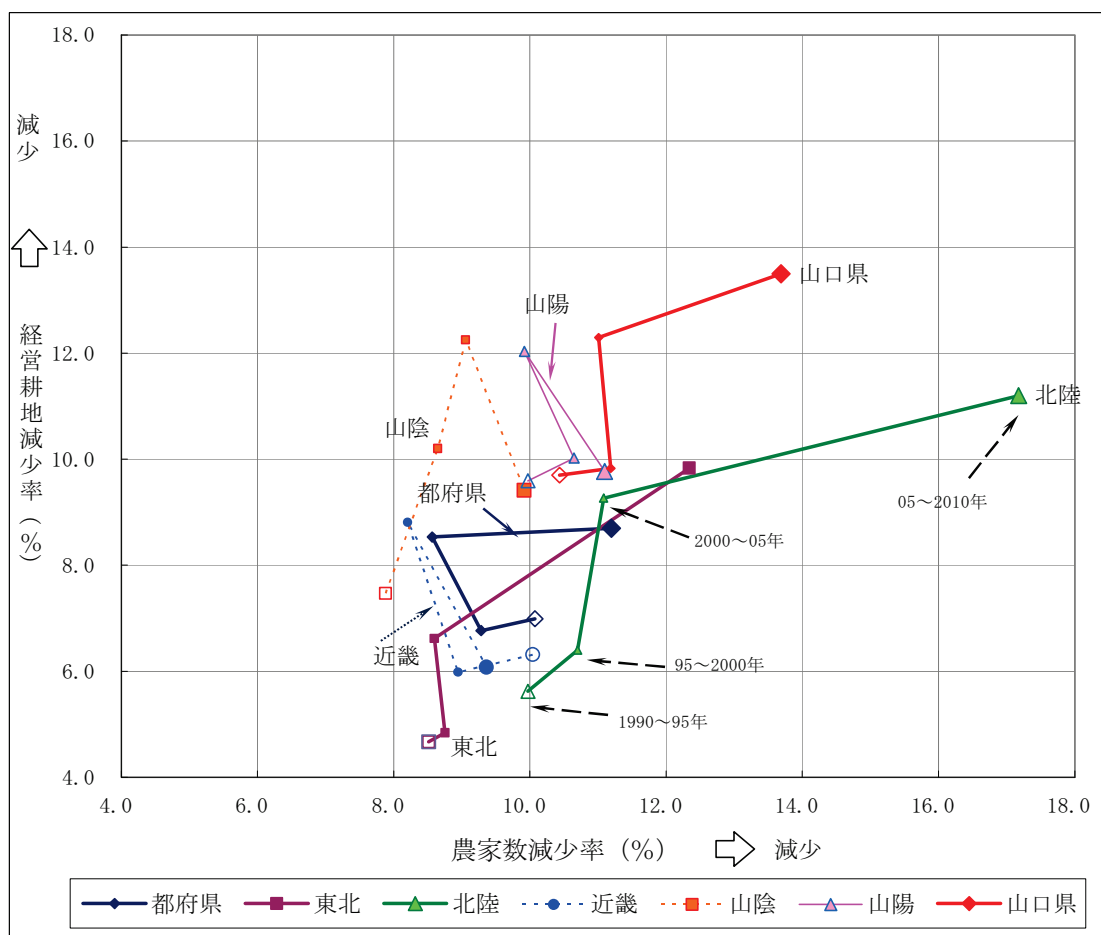


図1-3 農家数減少と経営耕地減少の動向

注) 各地域とも1990年から2010年までの推移を示す。色抜きしたマーカーが1990年から1995年までの変化を示す。

また、塗潰したマーカーのうち、最も大きいものが2005年から2010年までの変化を示す。

資料) 各年次農林業センサス。

次に、これらの動向を、1990年～2000年と、2000年～2010年の2つの基準点から整理したものが図 1-4 である。紙面の関係上、全ての地域の記載は避けたが、1990年～2010年までの2つの基準点において、農家数減少率より経営耕地の減少率が低い地域は、北海道、東北、北陸の東日本と、近畿が指摘できる。これら地域は、離農跡地が規模拡大に結び付く傾向が強く、農業の先進的方向にある地域と捉えることができる。特に、北海道は農家数減少率が最も高いにも関わらず、経営耕地減少率は最も低く、より一層の大規模化が進展していることを示す。

一方、農家数減少率を経営耕地減少率が上回る地域は、西日本の中山間地域を多く含む山陰、山陽、四国等であり、特に、山口県は、双方の減少率が他地域を大きく上回る。これら地域では、農家の減少以上に経営耕地が減少しており、農地利用が後退していることを示す。

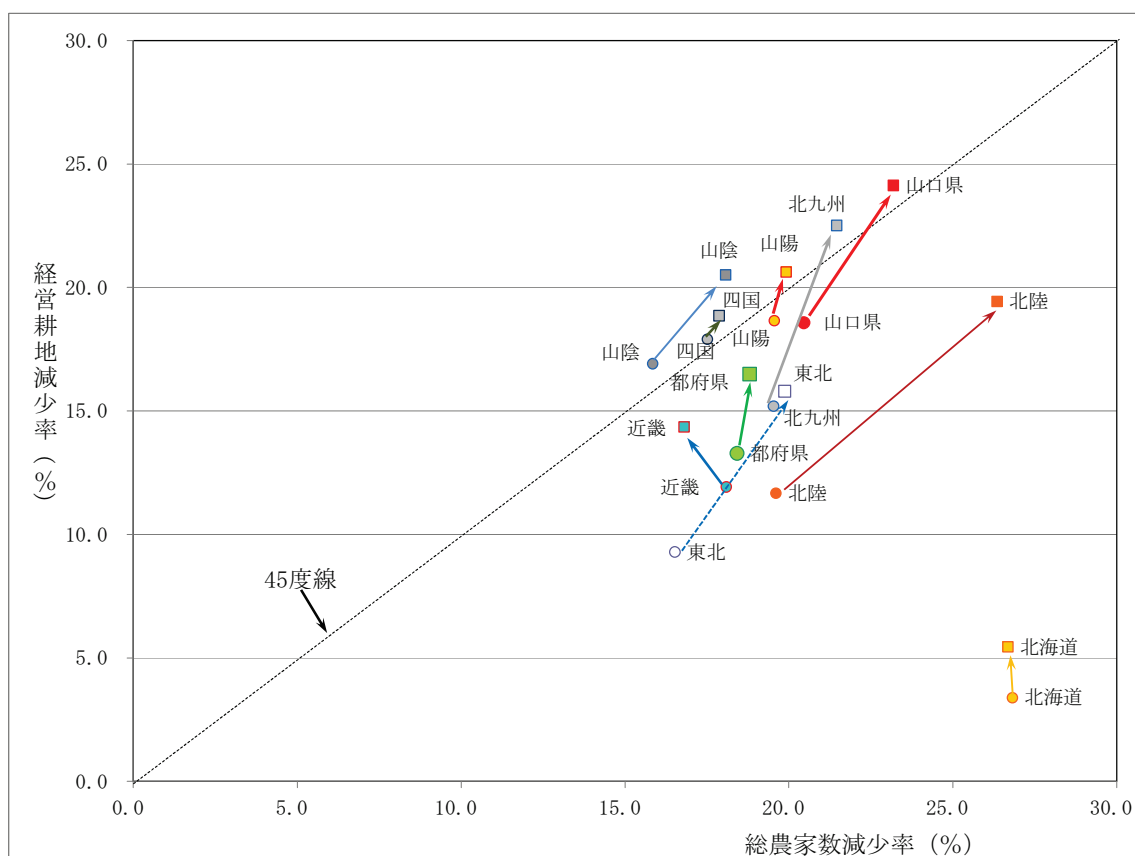


図 1-4 農家数減少率と経営耕地減少率との関係 (1990～2000, 2000～2010)

注) 図中の○は1990年～2000年までの農家数及び経営耕地面積の減少動向を示したもので、□は2000年～2010年までの同動向を示したものである。
資料) 各年次農林業センサス。

このように、農家数減少は経営耕地の減少を助長する関係にあるが、中には、農地を借り入れることで経営耕地の減少を抑制する動きもみられる（図 1-5）。農家の動向（図中の凡例：○）をみると、増加借地面積率が高い地域ほど、経営耕地減少率も抑制される逆相関の関係があり、農家のみの増加借地面積率（2000年～2010年）が0.7%に留まる山口県の場合、経営耕地減少率は24.1%と高い。

一方、農家と農家以外の事業体を合わせた傾向をみると、上記とは状況が異なり、東北、北陸、山陰、北九州の増加借地面積率が急激に増えた結果、経営耕地の減少率は、東北：15.8%→6.9%、北陸：19.4%→5.5%、山陰：20.5%→12.3%、北九州：22.5%→8.9%、山口県：24.1%→15.7%となり、経営耕地の減少が抑制される地域に移行していることが分かる。

この結果から、山口県を含む多くの地域で、借地展開による経営耕地面積減少の抑制が図られていることが分かるが、同時に、借地主体は個別農業者から農家以外の農業事業体（販売目的）へ変化していると指摘できる。

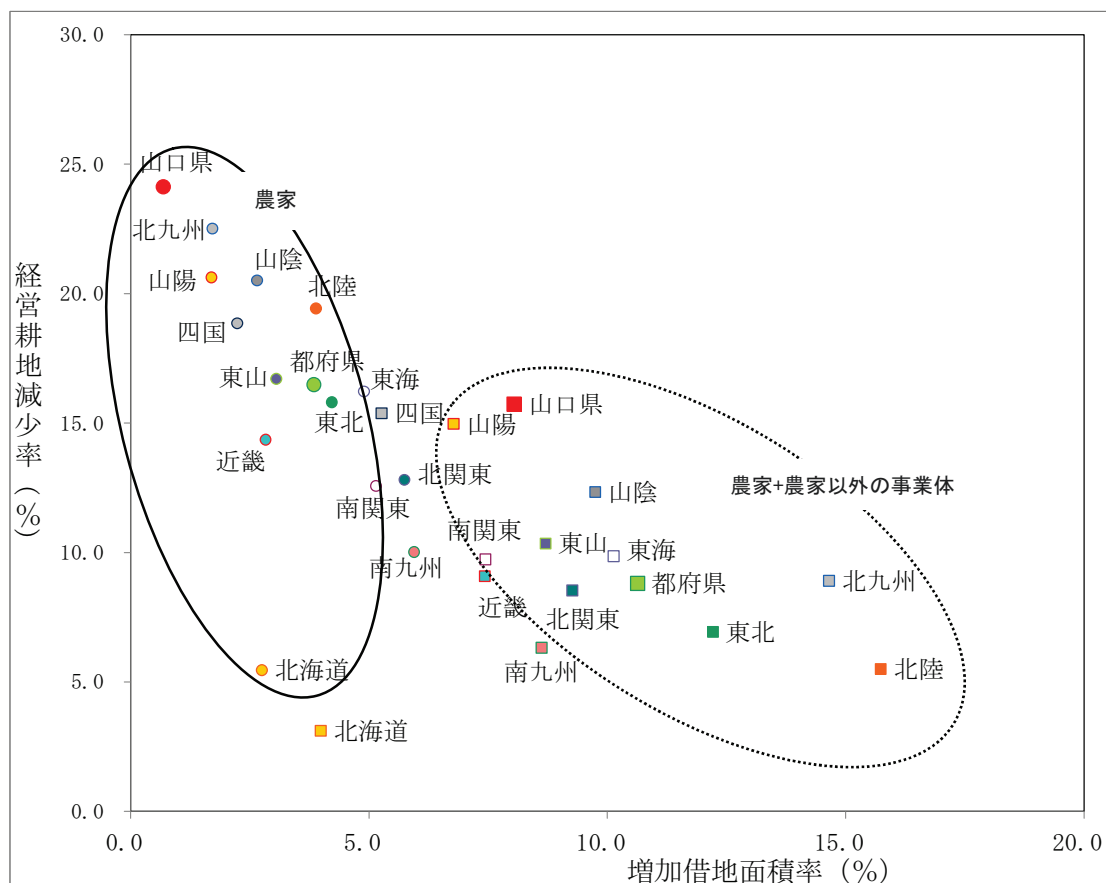


図 1-5 増加借地面積率と経営耕地減少率の関係（2000年～2010年）

注1) 増加借地面積率：2000年の経営耕地面積に占める2000年から2010年の借地増加面積の割合。
 2) 図中の「○」は、農家の動向（増加借地面積と経営耕地面積の関係）、「□」は農家+農家以外の事業体の動向（同関係）を示す。
 3) 農家の動向：農家の借地、経営耕地面積で示す。
 4) 農家+農家以外の事業体の動向：農家と農家以外の事業体（販売目的）における借地及び経営耕地面積とを示す。
 資料）各年次農林業センサス。

2) 農地流動化と担い手の動向

(1) 自給的農家・土地持ち非農家の動向

農地の出し手となる自給的農家の増減動向をみると、2005年までとは異なる地域間差を生じている（図1-6）。自給的農家数は、北海道と沖縄を除く全ての地域で2005年に初めて増加に転じ、二桁台の増加率を示す地域も出現するなど、東日本では北陸や南・北関東、東海、西日本では山陰、北九州で高い増加傾向を示している。

しかし、2010年には、全地域で増加率が低下し、2005年センサスにおいて増加率が低かった近畿や山陽、四国、南九州では減少に転じるなど、地域間差が生じている。

同様に、土地持ち非農家についてみると、1990年代に続いていた増加傾向が2005年センサスを境に大幅に減少しており、次いで2010年センサス時にはV字回復をみせている（図1-7）。

ただし、ここでも地域間差がみられ、土地持ち非農家の増加率は、東北、北陸、北関東、山陽、北九州において高いが、全国的な傾向として、2010年センサスでは、自給的農家と土地持ち非農家の増加率は、東高西低となっており、東日本が西日本を上回って離・脱農が進んでいると指摘できる。

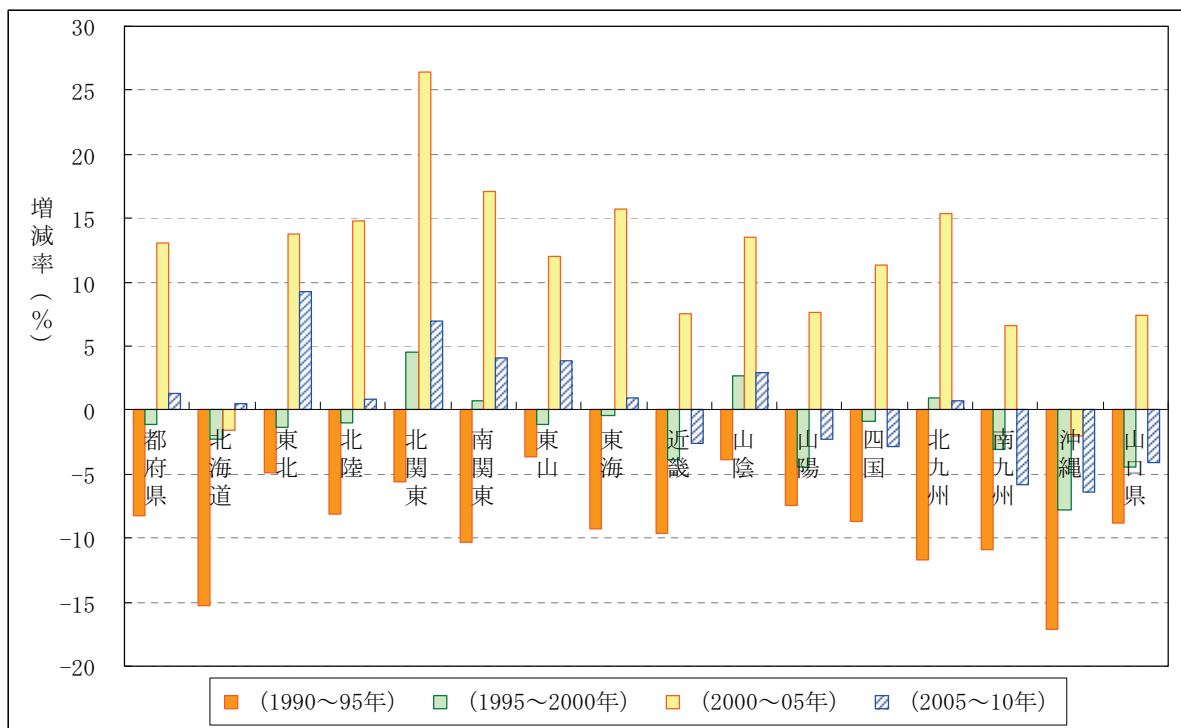


図1-6 自給的農家の増減動向

資料) 各年次農林業センサス。

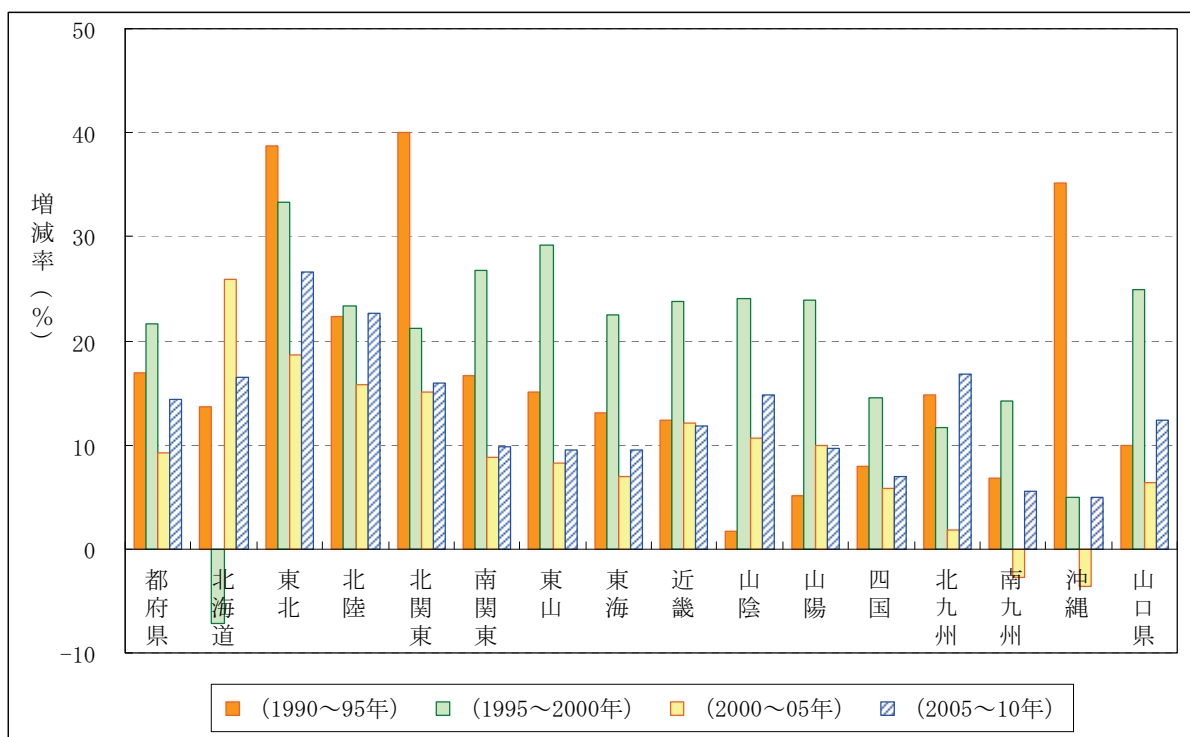


図 1-7 土地持ち非農家の増減動向

資料) 各年次農林業センサス。

この状況を踏まえて、次に、土地持ち非農家世帯率の推移と農地所有者世帯の構成割合をみる。2000年センサスでは、土地持ち非農家世帯率は、北陸と東海を除いた東日本で低く、西日本で高い（西高東低）傾向が地域性としてあったが、2010年センサスでは南・北関東など東日本の各地域で同世帯率が上昇したことで、地域間差は収まりつつある（図 1-8）。しかし、依然として、北陸や東海、北九州、沖縄の同世帯率は高く、農地所有者世帯の3戸に1戸の割合で土地持ち非農家化が生じていることになる（図 1-9）。このように、土地持ち非農家の構成状況の違いから、各地域の農業構造に差が生じている。

まず、北海道を除く各地域で、自給農家と土地持ち非農家の合計が販売農家を上回り、農地所有者の主体が、農業者から離農者・脱農者に移行しつつあることが分かる。

次に、販売農家内の専・兼業割合に地域差がみられる。北海道では専業農家（37.3%）は多いが2種兼業農家（7.5%）は1割にも満たず、東北では兼業農家（1種兼業：8.5%、2種兼業：32.1%）が地域農業の担い手として貢献している。北陸、東海、近畿、山陰等では2種兼業農家の構成割合が高いが専業農家割合は1割に届かず、担い手の少数化が顕著である。山陰以西の地域では、兼業農家割合は低下するが専業農家割合が高まるなど、担い手の安定確保がうかがえる。

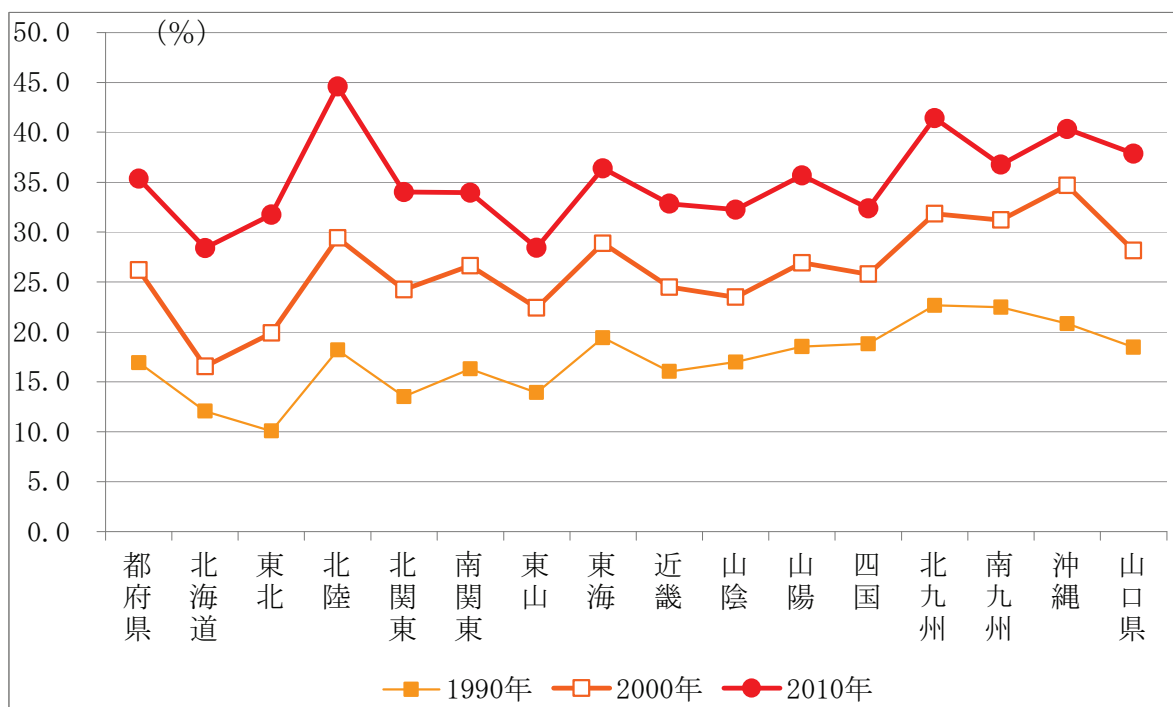


図 1-8 土地持ち非農家世帯率の推移

注) 土地持ち非農家世帯率=土地持ち非農家世帯数/(土地持ち非農家世帯数+総農家数)

資料) 各年次農林業センサス。

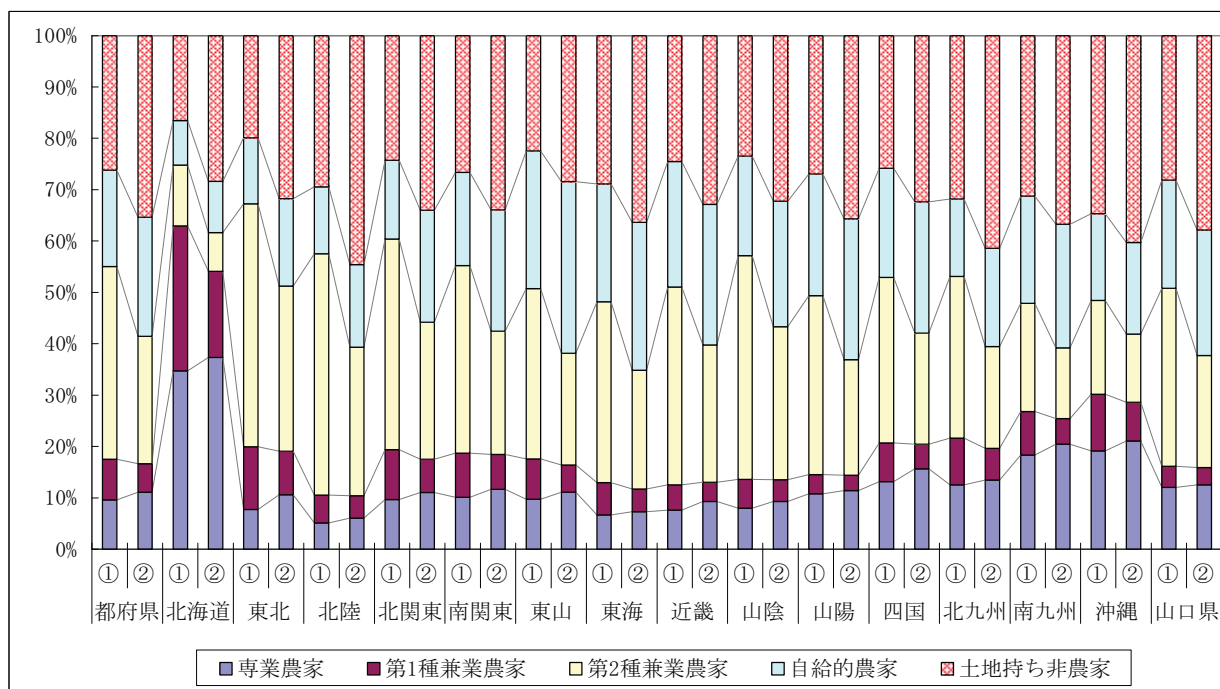


図 1-9 農地所有者世帯の構成割合

注1) 図中の「①」は2000年センサスデータ, 「②」は2010年同データであることを示す。

2) 農地所有者世帯の構成割合=農家+土地持ち非農家の合計数に占める, 専業農家, 販売農家, 自給的農家, 土地持ち非農家の各割合。

資料) 2000年及び2010年農林業センサス。

(2) 土地持ち非農家の地域別農地利用の特徴

土地持ち非農家による農地の活用実態を明らかにするため、土地持ち非農家が所有する耕地及び耕作放棄地（ここでは、「耕地等」とする）の実態を整理する（表 1-3）。

まず、土地持ち非農家が 1 戸あたり所有する耕地等の合計は、都府県平均で 0.5ha となり、2005 年からの 5 カ年で耕地等は 13.0% 増加している。

次に、0.5ha の内訳をみると、土地持ち非農家が現有する耕地は、2a に過ぎず、所有耕地に占める割合も 4.1% にとどまる。そして、残り 96% の所有耕地のうち 70.5% (0.35ha) を貸付地として、また、25.4% (0.13ha) を耕作放棄地に振り分けて所有していることになる。

しかし、これら耕地等の割合は地域によって大きく異なっており、貸付割合は、北海道 (89.0%) や北陸 (87.6%)、東北 (76.8%) 地域で高く、耕作放棄地割合は、南関東 (37.1%)、東山 (39.5%) で高い傾向があり、特に、山陽 (41.4%)、四国 (44.1%) 及び山口県 (41.6%) は 40% 台を超過していた。

表 1-3 土地持ち非農家の所有耕地及び耕作放棄地の所有実態（2010 年）

	所有面積 (ha)			構成比 (%)			1戸あたり 所有面積 (ha)
	所有耕地 (ha)		耕作放棄地 (ha)	所有	貸付耕地	耕作放棄地	
	計	うち貸付耕地					
都府県	504,086	476,233	171,724	4.1	70.5	25.4	0.50
北海道	84,674	84,401	10,117	0.3	89.0	10.7	4.67
東北	111,759	108,543	29,509	2.3	76.8	20.9	0.75
北陸	83,480	81,215	9,181	2.4	87.6	9.9	0.65
北関東	52,744	50,742	19,404	2.8	70.3	26.9	0.62
南関東	29,004	26,687	17,121	5.0	57.9	37.1	0.48
東山	13,638	11,829	8,922	8.0	52.4	39.5	0.37
東海	40,563	36,496	16,750	7.1	63.7	29.2	0.36
近畿	36,192	33,291	9,427	6.4	73.0	20.7	0.36
山陰	9,439	8,584	4,529	6.1	61.5	32.4	0.41
山陽	21,677	19,148	15,292	6.8	51.8	41.4	0.36
四国	13,786	11,900	10,874	7.6	48.3	44.1	0.33
北九州	65,552	63,053	20,983	2.9	72.9	24.2	0.51
南九州	22,127	20,910	7,827	4.1	69.8	26.1	0.42
沖縄	4,125	3,834	1,906	4.8	63.6	31.6	0.41
山口県	6,268	5,718	4,463	5.1	53.3	41.6	0.41

注1) 1戸あたり所有耕地は、所有面積（所有耕地＋耕作放棄地）を全土地持ち非農家数で除した値。

2) 経営耕地：所有耕地面積から貸付耕地面積を引いた面積。

資料) 農林業センサス。

一方、貸付耕地の割合も地域によって違いはあるが、貸付の動きが、農地を利用する上で重要な意味を持つ点は、全地域共通である。例えば、土地持ち非農家の貸付耕地の面積が農家と農家以外の事業体による借入面積に占める割合を整理すると、最も高い地域の北陸では69.6%を占め、次いで、南関東（64.5%）、近畿（63.0%）、北関東（61.6%）の順に高くなり、山口県を含む11地域で50%を超えている（図1-10）。農家と農家以外の事業体による借入耕地面積が67.9万ha（2000年）から103.4ha（2010年）にまで増加しており、全国的な農地流動化に土地持ち非農家の増加が及ぼした影響は、大きかったことがうかがえる。

このように、土地持ち非農家による農地の所有・活用の実態は、地域によって異なるが、ほとんどの地域で農地の貸し手として主要な役割を担っており、土地持ち非農家の農地利用とその意向によって、地域農業の構造が大きな影響を受けることになるといえる。

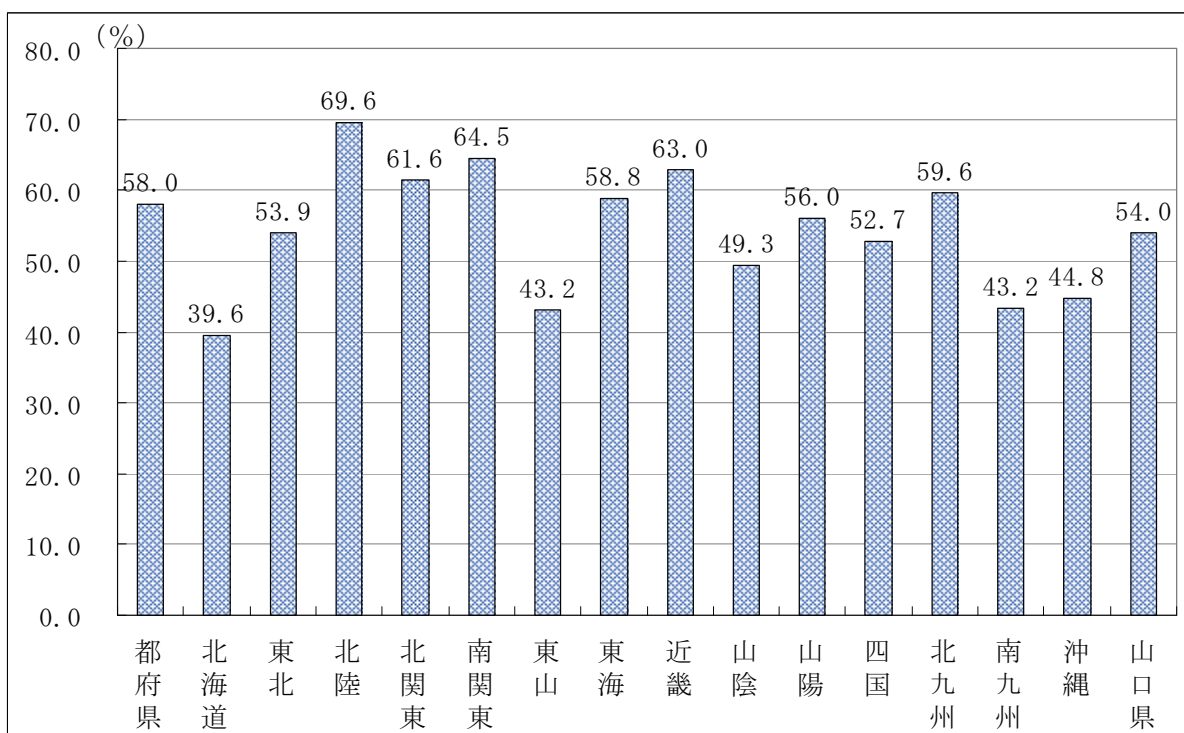


図1-10 農家等による借入面積に対する土地持ち非農家の貸付耕地面積割合

資料) 農林業センサス (2010)。

次に、土地持ち非農家が所有する耕地の特徴をより鮮明にするため、土地持ち非農が所有する耕地等に対する貸付割合から耕作放棄地割合を引いた値を、土地持ち非農家による「貸付選好度^{注5)}」として抽出し、都道府県別に降順に整理した(図1-11)。これにより、土地持ち非農家による農地利用の実態を読み取ることができる。

まず、貸付選好度が高い地域は、北海道や東北(秋田, 山形), 北陸(富山, 福井), 北九州(佐賀, 福岡)等である。一方、同値が低い地域は、南関東(埼玉, 神奈川, 東京), 近畿(大阪, 和歌山), 中国(島根, 岡山, 山口), 四国(香川, 徳島, 愛媛)が該当する。概ねの予測だが、水稻を中心とした土地利用型農業の比重が大きい地域の同値は高いが、都市化または過疎化が進行する地域の同値は低い。

このように、土地持ち非農家の農地利用の違いは地域差が極めて大きい、そのことが地域の農業構造に与える影響も大きい。

上記土地持ち非農家による貸付選好度と経営耕地面積に占める借入面積比率との関係を都道府県別に整理すると、土地持ち非農家の農地の出し手としての役割が大きい地域ほど農地の流動化が進んでおり、土地持ち非農家の農地利用に対する意識と行動が、地域農業における農地流動化の促進とそれに伴う規模拡大を規定する要因となっていることが示唆される(図1-12)。

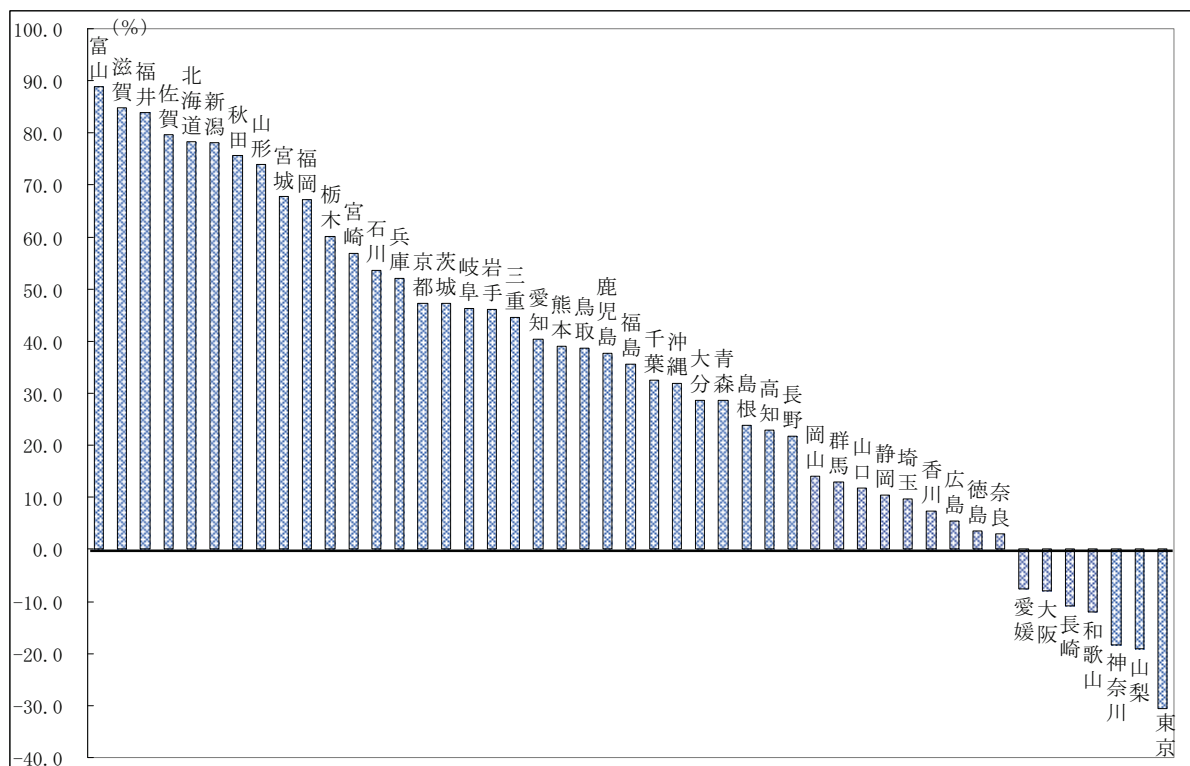


図1-11 土地持ち非農家における所有耕地の貸付選好度(2010)

資料) 農林業センサス(2010)。

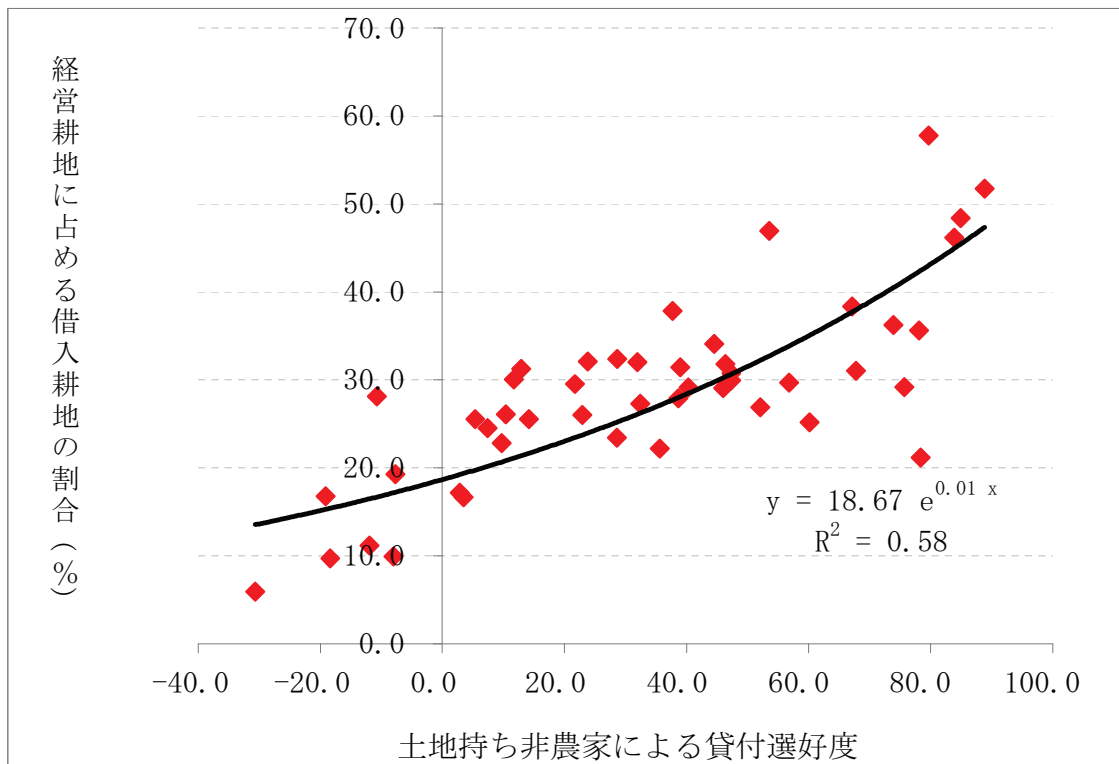


図 1-12 借入耕地の割合と土地持ち非農家による貸付選好度との関係

注1) 経営耕地及び借入耕地は、農家と農家以外の事業体分の合計で整理。

2) 図中の数式は近似曲線のものを示す。

資料) 農林業センサス。

(3) 担い手としての農家以外の事業体の賦存状況

販売農家等の高齢化と減少が深刻化する中で、今後、農家以外の事業体（販売目的）に対する期待が高まることが予測される。そこで、近年、事業体シェアが拡大している農家以外の事業体の借地実績について分析を進める。

まず、農家以外の事業体による借入耕地面積の推移を整理すると、全面積は、2000年の51,504haから2005年には108,443ha、2010年には267,620haへと、過去10年間で5倍以上に増加した（表1-4）。増加率は2000年から2005年の110.6%に対して2005年から2010年には146.8%に達しており、近年の急激な借地増加の実態がうかがえる。なお、田の借地は、2005年から2010年には208.1%という増加率を示していることから分かるように急激な勢いで集積されており、この結果、2000年に26,976haだった借地が2010年には223,033haへと8.3倍にまで増えている。

表1-4 農家以外の事業体による借入耕地面積の推移

区分	借入耕地面積			面積増減率		
	2000年	2005年	2010年	2000～05年	2005～10年	
地目別借地面積	計	51,504	108,443	267,620	110.6	146.8
	田	26,976	72,396	223,033	168.4	208.1
	畑	21,890	33,558	40,700	53.3	21.3
	樹園地	2,639	2,489	3,887	-5.7	56.2
田の地域別借地面積	都府県	25,743	68,833	215,486	167.4	213.1
	北海道	1,233	3,563	7,547	189.0	111.8
	東北	5,110	13,788	65,010	169.8	371.5
	北陸	10,600	23,745	45,996	124.0	93.7
	北関東	642	3,090	10,476	381.3	239.0
	南関東	360	1,622	3,537	350.6	118.1
	東山	486	1,792	6,480	268.7	261.6
	東海	3,143	8,640	14,203	174.9	64.4
	近畿	2,424	6,426	11,522	165.1	79.3
	山陰	683	2,672	5,218	291.2	95.3
	山陽	1,020	3,423	8,450	235.6	146.9
	四国	173	790	3,517	356.6	345.2
	北九州	1,029	2,465	40,010	139.6	1523.1
	南九州	70	379	1,052	441.4	177.6
	沖縄	3	1	16	-66.7	1500.0
	山口県	354	884	3,396	149.7	284.2

注) 単位：ha, %。

資料) 各年次農林業センサス。

近年の急激な集積がみられる田について、借地面積の推移を地域別にみると、2000年から2005年の増加率は、沖縄を除く全ての地域で100%を超えており、特に、南九州（441.4%）、北関東（381.3%）、四国（356.6%）、南関東（350.6%）は3～400%を超す急激な借地の増加がみられる。2005年から2010年の増加率をみると、2005年までの5年間の増加率を下回った地域が11にのぼり、特に、北陸や東海、近畿、山陰の4地域は100%未満の増加率にとどまった。これら地域は、集落営農等による組織的な営農体系を古くから構築してきた地域だが、当該体系構築の安定を迎えたことが、田の借地面積増加率の低下という形で表れたものと推測され、現に、北陸は、実面積ベースでの借地が最大値を示している。

一方、北九州の増加率は1523.1%という驚異的な値を示し、300%台の増加率を示した東北、四国とともに、直近5年間で田の集積が一気に進展している。

次に、田の借地を行う農家以外の事業体の1事業体あたり借地面積を都道府県別に示す（表1-5）。2005年を基準とした場合には、1事業体あたり田の借地が最も大きいのは、愛知（32.6ha）であり、北海道（22.0ha）、富山（21.6ha）、岐阜（19.1ha）と続いており、福井（16.0ha）や石川（16.0ha）をあわせると、集落営農が盛んな地域が上位の多数を占めている。

表1-5 1事業体あたり借地面積の上位20地域

地 区	2000年	2005年	2010年	増 減 率 (2005～2010年)
愛 知	40.6	① 32.6	⑧ 27.4	-16.0
北 海 道	16.7	② 22.8	⑥ 29.3	28.1
富 山	24.0	③ 21.6	⑨ 26.0	20.0
岐 阜	12.7	④ 19.1	⑪ 23.9	25.0
千 葉	7.2	⑤ 18.5	⑳ 16.7	-9.7
山 形	9.2	⑥ 17.6	① 42.8	143.1
福 井	12.6	⑦ 16.0	⑮ 19.6	22.0
石 川	18.2	⑧ 16.0	⑯ 19.4	21.7
秋 田	6.2	⑨ 16.0	⑦ 28.2	76.7
岩 手	20.9	⑩ 15.9	④ 32.2	102.3
青 森	8.9	⑪ 15.9	③ 34.9	120.2
茨 城	11.0	⑫ 15.3	⑬ 20.8	36.3
宮 城	14.8	⑬ 15.2	⑤ 30.4	99.7
新 潟	14.4	⑭ 15.2	⑭ 19.8	30.5
鳥 取	11.5	⑮ 14.8	(27) 13.0	-12.2
広 島	8.4	⑯ 14.2	(22) 16.2	13.8
三 重	15.4	⑰ 13.7	(21) 16.6	21.2
山 口	16.9	⑱ 12.8	⑰ 17.2	34.6
栃 木	9.0	⑲ 11.0	⑫ 22.7	106.4
島 根	8.8	⑳ 10.4	(26) 13.7	32.2

注1) 単位：ha、%。

2) 地区は、1事業体あたり田の借地面積が多い上位20県を示し、2005年を基準とした順位付け（①～⑳）を行った。また、2010年の欄に示した値は、当該年の順位を指すが、（）カッコ表記の地域は、20位圏外であることを示す。

資料) 各年次農林業センサス。

これら地域では、普通作物を基軸とした生産組織の育成が 2000 年代初頭から展開されており、それらの動きが大規模な借地経営体の育成を伴った地域農業の再編という形で進んでいることを明確に示唆しているが、そのことは、地域内に多くの中山間地域を抱え、上記地域から遅れて生産組織の育成に取り組んだ広島や島根、山口が下位に喰い込んでいることから示される。

しかし、2010 年になると、多少の変化が生じており、2005 年時点で上位を占めた多くの地域では、1 事業体あたり借地面積が減少に転じたことで順位を下げ、特に、中国地域の各県（広島、島根、鳥取）は 20 位圏外へと漏れたが、一方で、山形や秋田、岩手、青森など東北の各地域では 1 事業体あたりの借地面積が増加しており、農家以外の事業体による農地集積が、北陸を中心とした西日本から、東日本に範囲を広げたといえる。

この変化について、借地面積の増加分に対して、農家以外の事業体による集積がどの程度影響しているかを明らかにするため、田の借地面積における増加寄与率（農家以外の事業体）に着目する（表 1-6）。

2000 年から 2005 年において都府県平均で 46.8%だった農家以外の事業体による増加寄与率は、2005 年から 2010 年の段階で 75.2%にまで上昇している。地域別にみると、北九州（105.0%）、北陸（82.1%）、東北（77.0%）、東山（76.2%）、山陰（73.7%）など、農家以外の事業体による増加寄与率が 70%を超える地域もあるが、一方で、南九州（24.1%）、南関東（28.8%）、東海（49.1%）、北関東（49.5%）のように依然、過半に到達せず低い地域もみられる。

これらの状況を都道府県別に上位 10 県を抽出して結果から整理すると、農家以外の事業体による増加寄与率が極めて高い地域が存在する。

先の分析（表 1-5）で、農家以外の事業体による借地展開に先んじて取組んでいた北陸 3 県（富山、福井、石川）と中国 2 県（山口、島根）は、寄与率がそれぞれ 107.6%、94.9%、86.2%、92.2%、89.2%であり、極めて高い値を示したほか、販売農家における同寄与率が急速に低下していることから、個人農業者による借地の減少を伴いながら、大規模経営を進める事業体への借地集積が進行していることが分かる。

なお、上記 5 県に岩手を加えた計 6 県は、2000 年から 2005 年における農家以外の事業体の増加寄与率も高く、事業体による集積傾向が維持されたといえるが、残り 4 県（佐賀、福岡、熊本、山形）は、2000 年から 2005 年における同率が 1～3 割程度（熊本 1.1%、佐賀 8.5%）と極めて低く、直近の 5 年間で農家以外の事業体の増加寄与率が急伸している点が、大きな特徴である。

最後に、これまで説明してきた農家以外の事業体による増加寄与率と、1 事業体あたり借地面積（田）との関係について整理する。まず、増加寄与率と 1 事業体あたり借地面積の双方が高い I グループに該当する地域は、東北

(77.0%, 31.3ha) , 北陸 (82.1%, 21.7ha) と北九州 (105.0%, 25.5ha) である (図 1-13)。

I グループには、先の分析で農家以外の事業体への急激な借地が進む北九州や東北が含まれているが、これらは、個々の事業体の発展が進み、地域の借地カバー率が高い借地展開の実践地域と表現できる。3 地域における事業体の特徴は、農事組合法人による展開を主とする北陸(2010年における全事業体の28%、都府県平均16%)と、法人化せずに借地展開を図る東北、北九州(それぞれ全事業体の49%、50%：都府県平均39%)に分けられる。

II グループは、1 事業体あたり借地規模は一定程度あるが、地域の借地増加分に占める農家以外の事業体による寄与率が比較的低い地域であり、個々の事業体の育成、発展はあるものの、依然として個人農業者による規模拡大意向が強いなどの理由から、農家以外の事業体による農地集積上の役割が小さい地域といえる。

III グループは、農家以外の事業体による借地への増加寄与率はある程度高いが、1 事業体あたりの借地面積規模が小さい地域を示し、中山間地域の割合が他地域と比べて高い等の理由から、1 事業体あたりの借地拡大に制約が生じている地域と捉えることができる。ここには、山陽 (71.6%, 15.2ha) , 山陰 (73.7%, 13.5ha) , 四国 (59.6%, 10.8%) のほか、山口県 (92.2%, 17.2ha) も該当する。

IV グループは、両指標がともに低い南九州が該当するが、農家以外の事業体による田の借地展開の後発地域と表現でき、今後の発展の余地が残された地域でもある。

表 1-6 田の借地面積における増加寄与率（農家以外の事業体）

区分	借地面積増加量 (2005年)	2000～2005年の借地面積 増加量に占める寄与率		借地面積増加量 (2010年)	2005～2010年の借地面積 増加量に占める寄与率	
		販売農家	農家以外事業体		販売農家	農家以外事業体
都 府 県	92,018	53.2	46.8	195,035	24.8	75.2
北 海 道	11,601	79.9	20.1	8,733	54.4	45.6
東 北	23,047	62.3	37.7	66,548	23.0	77.0
北 陸	19,469	32.5	67.5	27,101	17.9	82.1
北 関 東	10,103	75.8	24.2	14,929	50.5	49.5
南 関 東	5,669	77.7	22.3	6,645	71.2	28.8
東 山	2,569	49.2	50.8	6,149	23.8	76.2
東 海	9,132	39.8	60.2	11,333	50.9	49.1
近 畿	5,950	32.7	67.3	8,723	41.6	58.4
山 陰	2,703	26.4	73.6	3,457	26.3	73.7
山 陽	3,365	28.6	71.4	7,019	28.4	71.6
四 国	1,381	55.3	44.7	4,575	40.4	59.6
北 九 州	6,835	79.0	21.0	35,753	-5.0	105.0
南 九 州	1,810	82.9	17.1	2,792	75.9	24.1
沖 縄	-14	85.7	14.3	12	-25.5	125.5
佐 賀	1,626	91.5	8.5	16,831	-21.2	① 121.2
富 山	5,642	17.3	82.7	6,698	-7.6	② 107.6
福 岡	3,172	70.3	29.7	8,951	-2.3	③ 102.3
山 形	4,099	71.8	28.2	14,290	1.4	④ 98.6
福 井	3,611	22.2	77.8	4,694	5.1	⑤ 94.9
山 口	696	23.9	76.1	2,724	7.8	⑥ 92.2
島 根	1,777	18.7	81.3	2,120	10.8	⑦ 89.2
熊 本	798	98.9	1.1	6,378	13.6	⑧ 86.4
石 川	2,094	32.9	67.1	3,303	13.8	⑨ 86.2
岩 手	4,143	46.9	53.1	11,788	14.1	⑩ 85.9

注1) 単位：ha，％。

2) 借地面積は、田に限定している。

3) 田の借地面積増加量に占める寄与率は、当該区分の田の借地増加量/（販売農家＋農家以外の事業体における田の借地増加量）。

4) 表下段の10県は、2005年～2010年の借地増加量に占める農家以外の事業体の寄与率が高い上位県。

①～⑩は順位を示す（10県には沖縄県は含めず算出した）。また、①佐賀県～③富山県が100%を超えている理由は、販売農家の借地増加量（2005～2010年）が減少していることにある。

資料) 各年次農林業センサス。

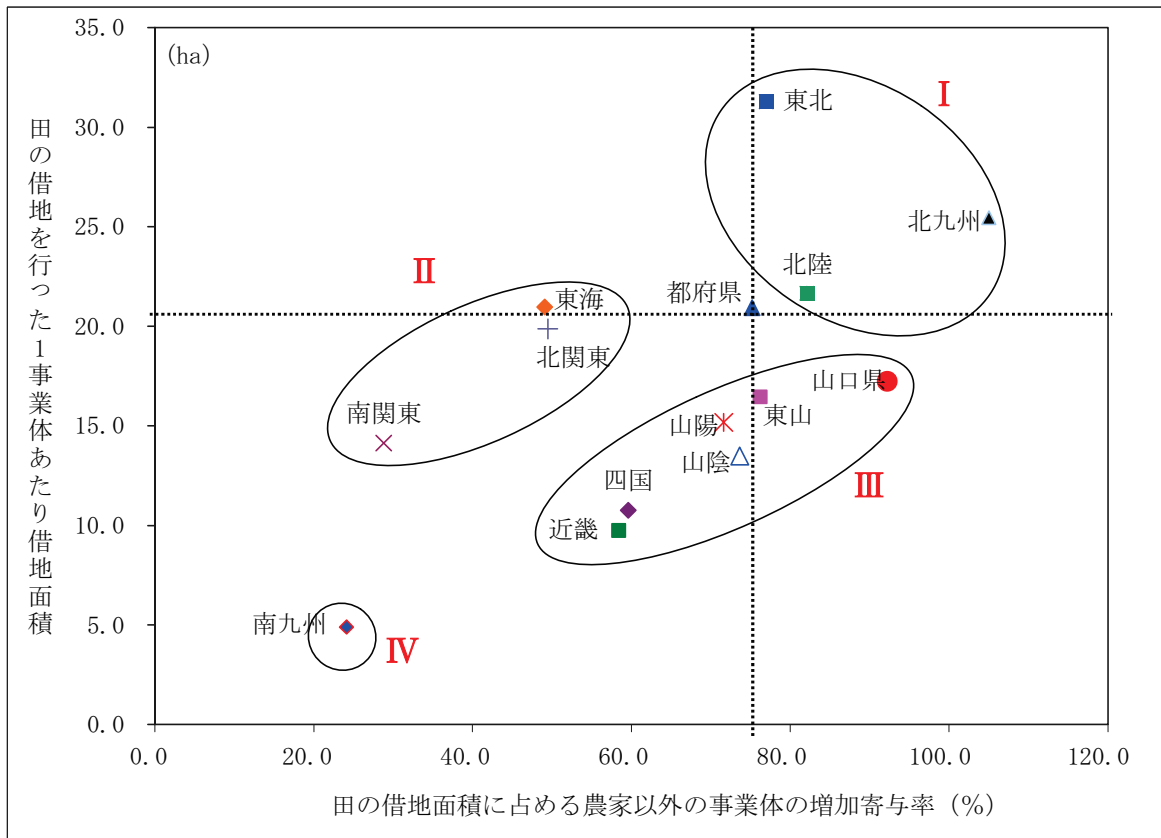


図 1-13 田の借地面積に占める増加寄与率と 1 事業体あたり借地面積の関係

注) 借地増加寄与率の算出方法は前掲表に同じ。

資料) 2005年及び2010年農林業センサス。

3) 農地利用の停滞局面

(1) 耕作放棄地の発生状況

農地利用の停滞局面として、最も代表的な現象は、耕作放棄地の発生である。これまでも記述してきたとおり、2005 年には耕作放棄地の発生は鈍化傾向にあったが、全体を通してみると減少には至っておらず、着実に増加している。

耕作放棄地の増加率を所有主体別にみると、2010 年センサスの特徴は、自給的農家及び土地持ち非農家の増加率が大幅に低下したことで販売農家を含めた3者の差が縮まり、全体として同増加率が抑制された点である（図 1-14、15）。

これらの現象が生じた要因について検討すると、自給的農家の場合は、北海道を除く地域で、2005 年から 2010 年における自給的農家そのものが減少したことで、彼らが所有する耕作放棄地の増加率が抑制されたと考えられる。

一方、2005 年から 2010 年における販売農家数と土地持ち非農家数との関係を見ると、双方には高い負の相関（ $R^2=0.7$ ）があるため、販売農家が自給的農家を経ずに土地持ち非農家に脱落した可能性を指摘でき、そのことが、耕作放棄地を伴わない土地持ち非農家の増加に繋がり、結果として、自給的農家が所有する耕作放棄地の増加率が抑制されたと推測する。

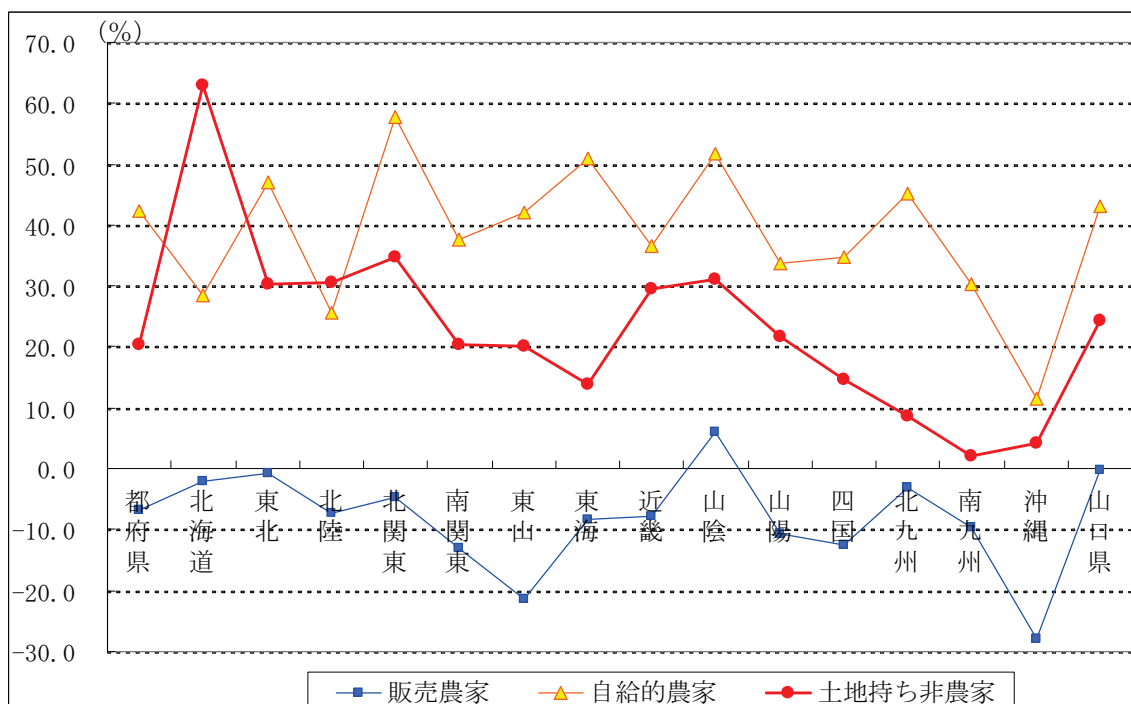


図 1-14 耕作放棄地の主体別増加率（2000 年～2005 年）

資料) 各年次農林業センサス。

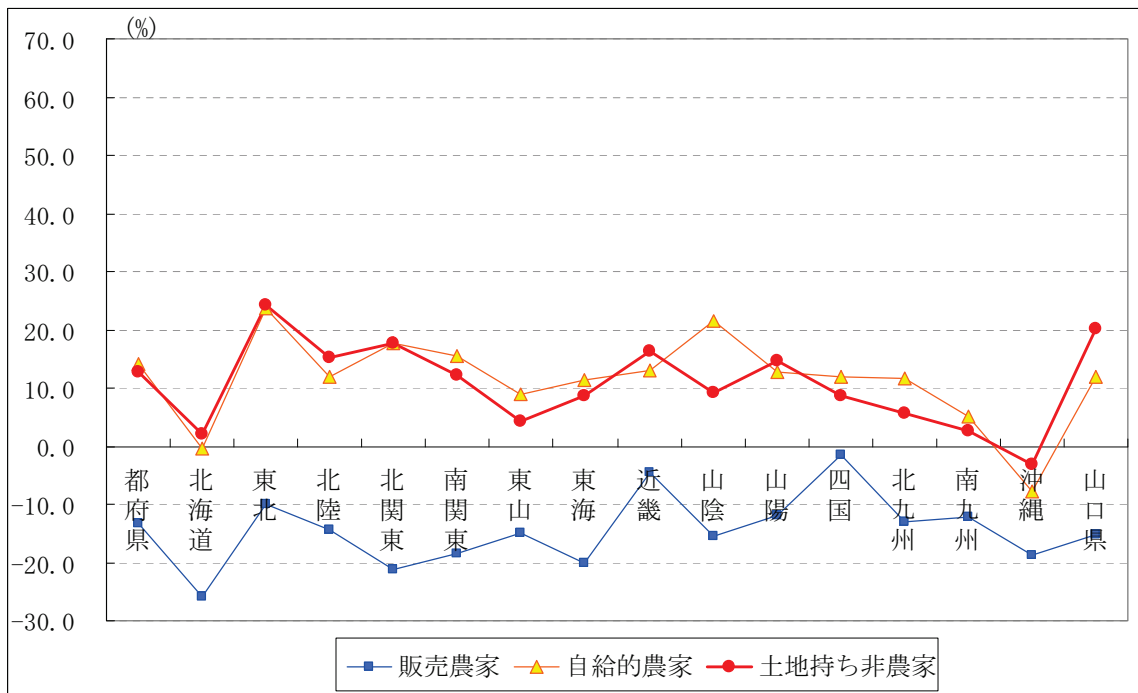


図 1-15 耕作放棄地の主体別増加率 (2005 年～2010 年)

資料) 各年次農林業センサス。

次に、耕作放棄地の面積割合の推移と所有主体別の面積割合をもとに、耕作放棄地の所有実態を整理する。耕作放棄地の面積割合から、次の 2 点が整理できる (図 1-16)。

第 1 に、耕作放棄地の面積割合が高い地域は、南関東、東山と中山間地域を多く抱える山陽、山陰と四国であり、山口県でも同割合が高い。特に、東山と山陽の同割合は 20% に迫る目前であり、地域内の農地の 1/5 が荒廃される状態にある。一方、同割合が低い地域は、北海道、東北、北陸であり、各地域とも一桁台で推移している。

第 2 に、土地持ち非農家の貸付農地の割合 (表 1-3) 等でも示したとおり、土地持ち非農家における農地の貸付動向は、東日本で高かったのに対し、土地持ち非農家における耕作放棄地割合は、東日本で低く西日本で高い状況が維持されている点である (図 1-17)。

このことは、西日本における土地持ち非農家の増加は、貸付農地の増加よりも耕作放棄地の増加に強く作用することを示すが、この結果にもとづき、山口県の特徴を耕作放棄地の所有主体別の面積割合から読み取ると、山口県の場合、耕作

放棄地の所有主体は、他の多くの地域と異なり、農家よりも土地持ち非農家の方が高い（農家：45.4%，土地持ち非農家：54.6%）ことから、農業者のリタイヤが農地の存続ではなく荒廃に繋がり易い地域であることが示唆される。

なお、耕作放棄地の主体別割合は、多くの地域で農家の方が高い状況にあり、2010年の段階で60%を超える地域は東北（61.2%）と東山（61.1%）、50%を超える地域は北陸（52.8%）、北関東（55.7%）、近畿（53.2%）、四国（54.6%）などである。同割合について、土地持ち非農家の方が高い地域は、2005年段階から同傾向が続く北海道と沖縄を除くと、該当する5県（西日本）の中で山口県の値（54.6%）が最大である。

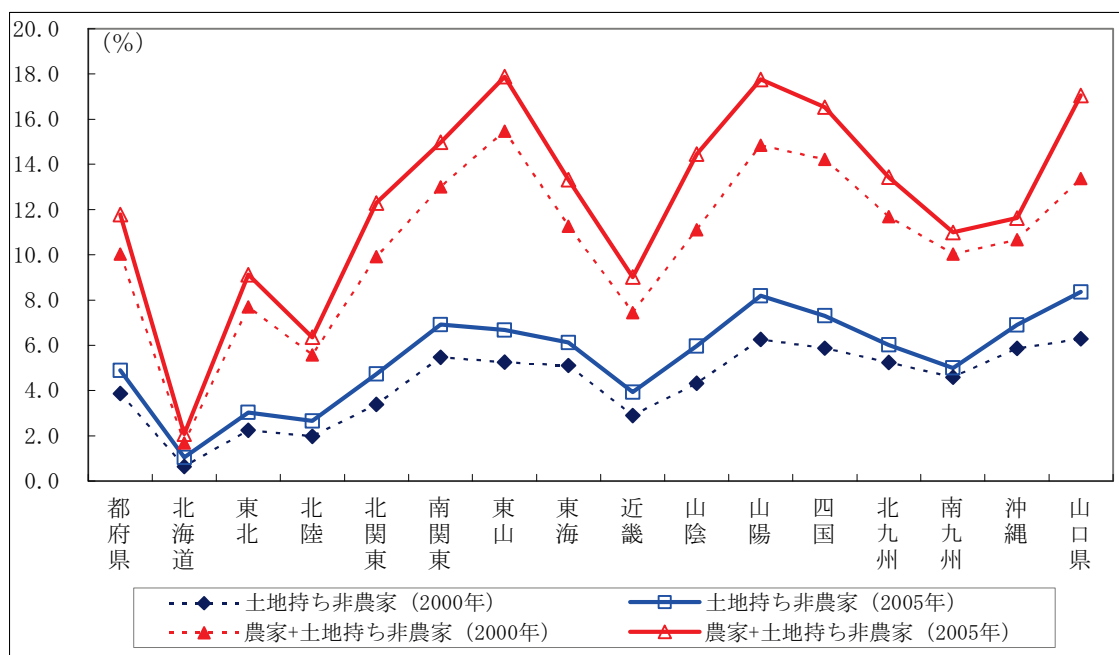


図 1-16 農家・土地持ち非農家別にみた所有耕地に占める耕作放棄地の割合

注1) 所有耕地は、農家、農家以外の事業体（販売目的）、土地持ち非農家の各耕地の合計。
 注2) 農家の所有耕地は、「経営耕地面積－借地＋貸付＋耕作放棄地」で算出した。
 注3) 農家以外の事業体（販売目的）の所有耕地は「経営耕地面積－借地＋耕作放棄地」で算出した。
 なお、農家以外の事業体の所有耕地に「貸付」分を参入しない理由は、2005年センサスで把握されていないためである。
 注4) 土地持ち非農家の所有耕地は「所有耕地面積（貸付地含む）＋耕作放棄地」で算出した。
 資料) 各年次農林業センサス。

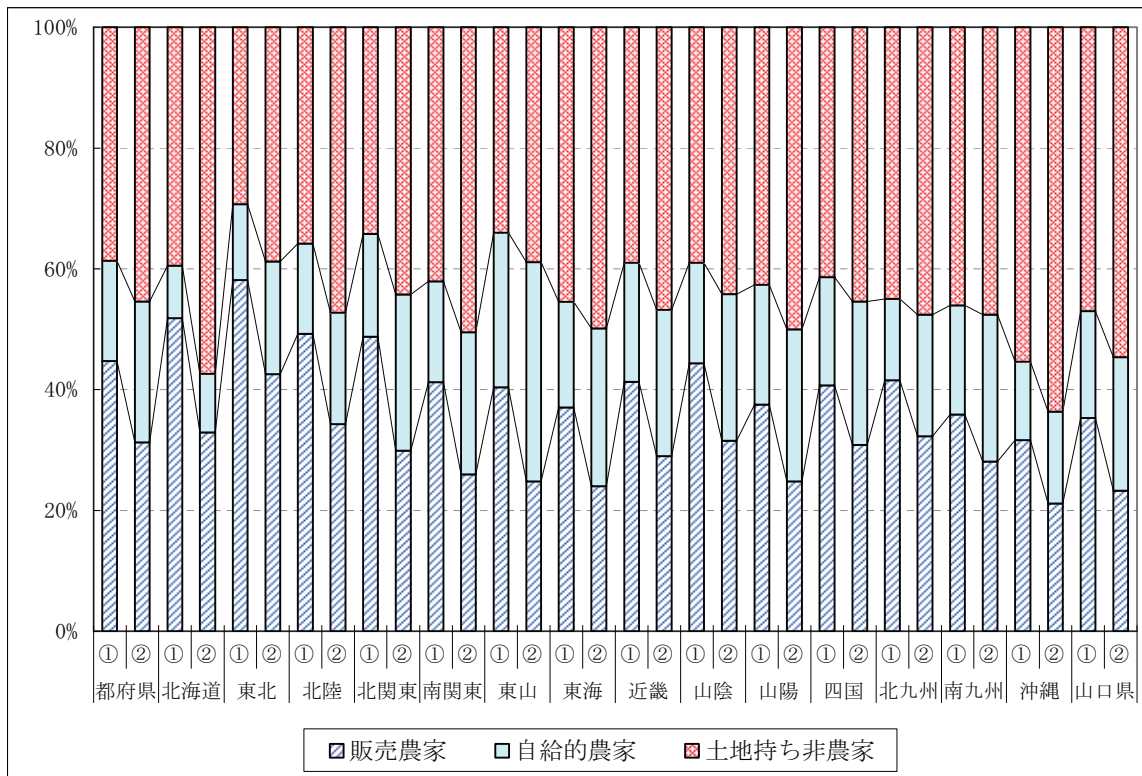


図 1-17 農家・土地持ち非農家別にみた耕作放棄地所有者の主体別占有状況

注) 図中の「①」は2000年センサスデータ, 「②」は2010年同データであることを示す。
資料) 2000年及び2010年農林業センサス。



写真 1-1 荒廃著しい棚田の風景 (岩国市岩国地区)



写真 1-2 雑木の侵入により荒廃が進む元水田（萩市木間地区）



写真 1-3 耕作放棄地対策として用いられる山口型放牧（美祢市保々地区）

(2) 不作付地の発生状況

農地利用の停滞局面として、耕作放棄地と同様に出現する現象が不作付地といえるが、近年の傾向として、田の不作付地は減少したが、一方で、畑の不作付地は2000年の水準にまで戻っている（表1-7）。また、これらの動向は地域間差が生じており、不作付地として、北海道（77.4%）、南関東（64.8%）、東山（53.8%）、沖縄（98.7%）では畑地での発生が多いが、他の地域では主として田での不作付が生じている。

次に、稲以外の作物だけを作った田の面積割合をみると、生産調整強化を反映して同割合は山陽、山陰、南関東と沖縄を除いた多くの地域で上昇し続けており、その傾向は2005年まで継続している。しかし、2010年になると、同割合は北海道、東北、沖縄を除く地域で2005年よりも低下しており、現実の生産調整率とは程遠い値で留まっている。

つまり、転作作物の導入面積は拡大しているが、条件不利地での調整水田や保全管理が継続して多いことを示唆している。唯一、生産調整に従来から積極的に取り組んでいる北海道で転作割合が43.8%に達しているが、転作に向けた基盤整備や産地づくり交付金等の支援が作用したと考えられる。

表1-7 不作付地面積等の推移及び面積割合（販売農家）

	不作付け地面積の推移								稲以外の作物だけを作った田の面積割合			
	1995年		2000年		2005年		2010年		1995年	2000年	2005年	2010年
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑				
都府県	75,359	71,076	196,534	60,794	136,188	51,458	124,832	60,855	7.8	13.8	15.4	14.4
北海道	1,847	8,203	8,876	11,694	3,129	9,855	3,884	13,317	20.9	32.1	42.5	43.8
東北	13,697	14,033	54,993	12,935	38,780	11,198	37,543	14,583	6.9	13.0	14.9	15.0
北陸	5,185	2,170	24,592	2,024	15,250	1,883	14,872	2,266	3.3	10.1	10.5	9.1
北関東	9,935	14,612	19,498	12,958	13,511	10,686	12,652	12,744	8.6	13.8	16.5	15.7
南関東	7,426	10,814	8,562	8,751	5,058	7,627	4,826	8,894	4.7	5.7	5.3	4.1
東山	1,820	4,112	4,694	3,143	2,899	2,337	2,396	2,795	9.5	18.5	20.0	17.7
東海	7,291	5,810	15,134	4,927	10,836	3,752	8,905	4,579	9.0	13.9	15.0	14.3
近畿	7,028	2,110	15,407	1,513	12,406	1,305	12,494	1,583	10.0	16.4	17.0	15.0
山陰	1,205	969	4,702	1,109	3,411	1,027	3,037	1,167	9.3	16.9	15.9	14.8
山陽	6,275	2,215	14,882	1,734	10,777	1,465	8,588	1,847	8.2	13.9	13.8	12.1
四国	3,608	2,105	7,982	1,479	6,331	1,337	4,295	1,477	13.8	16.9	17.3	15.9
北九州	9,454	7,231	20,626	5,477	13,766	4,766	12,485	5,564	10.6	19.4	23.1	21.6
南九州	2,401	3,448	5,438	3,508	3,130	2,768	2,728	2,461	11.0	17.4	22.5	21.9
沖縄	34	1,447	24	1,237	34	1,308	12	894	15.0	4.7	7.6	11.1
山口県	1,896	493	4,969	436	3,437	348	2,611	448	7.3	14.6	13.9	10.5

注1) 本表の畑は、普通畑を指す。

2) 単位：ha, %。

資料) 各年次農林業センサス。

次に、不作付地の面積割合と増減動向をみると、東北や北陸、北関東等の東日本と比べて、西日本に該当する東海、近畿、山陽、山陰の方が、経営耕地面積に占める不作付地の割合が高く推移していることが指摘できる（表 1-8）。

同割合の増減動向をみると、2005 年センサスでは全国的な低下がみられたが、2010 年センサスで再び増加に転じる動きがみられ、都市化条件を抱える東海、近畿や多くの中山間地域を抱える山陽・山陰では、不作付地の割合が 8～10%程度の高水準で維持されたままとなっている。特に、山口県では、畑における不作付地の増加傾向が続いたこと等を受け、2010 年センサスでは、田における不作付割合が 10.8%、畑の同割合が 20.9%に達するなど、荒廃を免れた農地であっても有効的な活用に結び付いていない現状を指摘できる。

表 1-8 不作付地面積割合の推移と増減動向（販売農家）

	不作付け地面積割合の推移								増減動向					
	1995年		2000年		2005年		2010年		1995年～2000年		2000年～2005年		2005年～2010年	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
都 府 県	3.7	11.9	10.1	11.1	7.6	10.7	7.9	13.1	6.5	-0.8	-2.5	-0.4	0.2	2.4
北 海 道	0.8	1.0	4.0	1.5	1.4	1.3	1.9	1.8	3.2	0.5	-2.5	-0.2	0.4	0.5
東 北	2.3	11.0	9.7	10.7	7.2	10.6	8.0	14.1	7.4	-0.2	-2.5	-0.2	0.7	3.6
北 陸	1.9	9.8	9.8	10.5	6.7	11.8	7.4	15.0	7.8	0.8	-3.1	1.3	0.7	3.2
北 関 東	4.8	14.4	9.9	14.0	7.3	13.2	7.3	16.4	5.1	-0.5	-2.6	-0.7	0.0	3.2
南 関 東	6.4	15.3	8.1	13.7	5.1	13.4	5.1	16.6	1.7	-1.7	-2.9	-0.3	0.0	3.2
東 山	3.4	13.8	9.6	11.9	6.6	10.4	6.3	12.9	6.2	-1.9	-2.9	-1.5	-0.3	2.5
東 海	5.3	13.8	11.8	12.8	9.6	11.3	8.6	14.6	6.5	-1.0	-2.2	-1.5	-1.0	3.3
近 畿	4.6	17.5	10.8	14.1	9.7	15.0	10.5	18.4	6.2	-3.4	-1.1	0.9	0.8	3.4
山 陰	2.4	8.3	10.3	10.8	8.5	11.7	8.5	14.0	7.9	2.5	-1.7	1.0	0.0	2.2
山 陽	5.2	13.2	13.5	12.5	11.1	13.4	10.0	17.8	8.3	-0.7	-2.3	0.9	-1.1	4.4
四 国	4.5	15.9	10.8	12.7	9.6	13.6	7.2	15.0	6.3	-3.2	-1.2	1.0	-2.4	1.4
北 九 州	4.3	14.4	9.9	12.2	7.0	11.7	8.1	14.0	5.6	-2.3	-2.9	-0.5	1.1	2.4
南 九 州	4.0	4.9	9.8	5.3	6.2	4.5	5.6	4.0	5.8	0.3	-3.6	-0.8	-0.5	-0.5
沖 縄	4.4	5.1	3.4	4.6	5.4	5.6	2.0	4.0	-1.0	-0.5	2.0	1.0	-3.4	-1.6
山 口 県	5.3	15.2	15.2	15.9	12.0	15.9	10.8	20.9	9.9	0.7	-3.2	0.0	-1.2	5.0

注1) 本表の畑は、普通畑を指す。

2) 不作付地面積割合：過去1年間に作付けしなかった田（畑）/田（畑）の経営耕地面積。

3) 単位：ha、%。

資料) 各年次農林業センサス。

第4節 まとめ（小括）

本章では、農林業センサスのデータ分析に基づいて、農業構造の変化と農地利用の実態、担い手の賦存状況等を整理した結果を幾つか述べる。

まず、農業構造の変化を農家の世帯員数の推移からみると、各県・地域とも世帯員数の減少傾向がみられる中で、多人数世帯（最頻値が6人）を中心とした単峰型を維持してきた東北及び近畿において、世帯員数の減少を伴う双峰型への移行が顕著にみられており、特に、東北の一部地域では平坦地域における少人数世帯化が進んでいる。一方、西日本では少人数世帯（最頻値が2人）による単峰型からの移行がほとんど生じないまま、一層の小規模化が進んでいるであろうことを考慮すると、農業や農地集積の進め方、育成すべき担い手像は各地域で全く異なる事になる。特に山口県では少人数世帯の動向が変わらないこと（表1-1）、後継者を確保する農家割合は一定程度みられるが、他地域と比べて、同居後継者の割合が低く他出後継者の割合が高くなっていること（表1-2）等の特徴がある。

また、農家数と経営耕地面積との関係からは、経営耕地面積及び農家数の減少動向が山陰・山陽地域とは異なる波形を示しているほか、山口県では双方の減少率が他地域を大きく上回るなど、農地利用が大きく減退している（図1-3, 1-4）。

さらに、土地持ち非農家による農地の活用実績からは、土地持ち非農家の農地利用と意向によって、地域農業の構造が大きく変化することを述べたが、山口県では、貸付動向が中心の北海道や北陸、東北とは異なり、耕作放棄地割合が高く40%台を超過している（表1-3）。農家等による借入面積に対する土地持ち非農家の貸付農地割合が54.0%でありながら、彼らによる農地の貸付選好度が低い状況にあることから、彼らが所有する農地が借受ける農業者の規模拡大に寄与しない条件を抱えている可能性があるが、いずれにしても、山口県では、耕作放棄地の所有主体が農家よりも土地持ち非農家の方が高く、農業者のリタイヤが農地の存続ではなく荒廃に繋がり易い地域であり、また、田及び畑の不作付地の動向からは、荒廃を免れた農地であっても有効な活用に結び付いていない実態も明らかとなっている（図1-10, 1-11, 1-14, 1-15, 表1-7, 1-8）。

このように、山口県における農地活用の実態は、個人農業者の高齢化や地理的条件の悪さなどを受け、他地域と比べて劣るという評価が妥当であろう。しかし、この中で、農家以外の事業体への農地集積も徐々に進みつつあり、田の借地面積における増加寄与率（農家以外の事業体）は92.2%に達している（表1-6）。

山口県は、1事業体あたりの借地拡大に制約が生じている地域とも捉えられられる中で、借地拡大に個人農業者による借地及び経営規模の減少を伴いながらではあるが、大規模経営を進める事業体の農地集積が進行しており、条件面での劣勢を組織的な対処を通じて乗り切ろうとする地域だといえる（表1-5, 1-6）。

注釈)

- 1) 2000年センサスでは、平坦地域における世帯員数の最頻値は、東北、北陸、東海、近畿内の各地域で6人となっている。
- 2) 同居・他出後継者の動向については、2005年を境として確認できるデータに違いがある。そのため、農業後継者有無別の農家数については2000年から2010年までのセンサス、農業後継者数の推移については2000年と2005年センサス結果を活用した。
- 3) 山口県では、同期間中に、同居農業後継者数が39.4%、他出後継者数が38.6%減少しており、減少幅は全国平均を上回る。
- 4) 全国平均の値は、北海道の影響を受けていると判断したため、比較対象を都府県とした。
- 5) この考え方については、[6]に詳しい。

参考・引用文献

- [1] 農林水産省「2000年世界農林業センサス」, <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/00kekka.html>
- [2] 農林水産省「2005年世界農林業センサス」, <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/05kekka.html>
- [3] 農林水産省「2010年世界農林業センサス」, <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/about/2010.html>
- [4] 生源寺真一（2002）『21世紀日本農業の基礎構造』, 農林統計協会.
- [5] 小田切徳美（2008）『日本の農業-2005年農業センサス分析-』, 農林統計協会.
- [6] 内田多喜生（2007）「農地の所有構造の変化と土地持ち非農家の動向」, <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0710re2.pdf>

第2章

不在地主による農地の所有実態と 管理手法の解明

第1節 はじめに

農業経営の第一線を退いた農業者の土地持ち非農家への脱落と、彼らが所有する耕作放棄地の増加の実態は、前章でも指摘したとおりだが、近年は、農地に対する需要があるにも関わらず、供給されることなく、耕作放棄地と化す事例が農地管理上問題視されている^{注1)}。

これらのケースでは、農村部において一定の秩序を規定してきた「ムラ」の論理が通じにくく、農地を資産の一部として捉える傾向のある農地所有者^{注2)}、特に農地の所在地区外に居住する不在地主の存在が影響を与えている場合がある。不在地主を対象とした研究も多方面^{[2][3][4]}で取り組まれてはいるが、これまでの研究では、以下の2点の問題点が残されている。

第1に、農地の活用を効率的に進める手法・仕組みが解明されていない点である。農業者が純減するなか、後継者を確保できない農業者と土地持ち非農家の増加は、将来の不在地主の大量発生を示唆していると捉えるが、これまでの研究では、不在地主が所有する農地の管理が、彼らを取り巻く環境の中でどのように成立・進展するのか、さらに、継続的な管理を進める上でどのような課題が懸念されるのか等についての指摘は十分なされていない。不在地主の存在を耕作放棄地発生の一要因として捉え、対応方策の解明に取り組む研究の蓄積は、不在地主の増加が懸念される昨今の状況からみて、今後益々必要となることは明らかであり、不在地主の農地に対する意識及び今後の活用意向に着目した分析は、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ手立てを講じるうえでも重要である。

第2に、不在地主を題材とした研究の多くは、不在地主による農地の所有と利用の実態を明らかにしたものに偏っており、不在地主が所有する農地の耕作を担う農業者に焦点を当てた研究が極めて少ない点である^{注3)}。特に、農業及び農地に対する双方の意識差が耕作放棄地の発生や不在地主問題を引き起こすプロセスは明らかではなく、不在地主が農地所有者として担い得る役割を抽出する作業も充分ではない。本問題の解決の糸口を捉えるためには、農地に対する不在地主の意識把握と併せ、農業者の不在地主に対する考え方や今後の営農意向等に基づいた分析が必要である。

そこで、本章では、不在地主が所有する農地及び当該農地の管理実態を不在地主及び農業者の双方の視点・立場から明らかにするとともに、彼らが所有する農地の継続的な耕作要因を抽出し、農業者に対して必要な支援及び不在地主に対して求められる役割を明らかにすることを目的とする。

まず、第2節では、山口県内における不在地主の実態が全く分からないという状況を踏まえ、不在地主による農地の所有実態を把握するとともに、農地を継続的に管理するための要因を、不在地主と農地、農業者等との関わり方の視点を踏まえて明らかにする。第3節では、不在地主問題を農業者側からも捉え、農業者

と不在地主を対象とした調査から、農地に対する双方の意識差の抽出と問題点を整理し、支援策等を検討する。

また、不在地主が所有する農地の適切な活用は、農業者の属性や経営意向、不在地主との関係等に影響されると考えたことから、農業者に対する上記調査結果をもとに、農業者の類型化と特徴を明らかにし、農業者に対する支援等をより細かく整理することを試みた。

なお、筆者が調査対象とした不在地主の定義は、調査を行う各市における農用地利用集積計画で位置付けられた利用権設定により守られる農地を、調査対象地内（市内）に所有する市外在住者とした。これにより、各種調査や文献等で扱われる不在地主の定義とは異なる可能性がある点に注意が必要であることを予め指摘しておく。

第2節 不在地主による農地の所有実態と農地活用要因の解明

1) 分析方法

不在地主による農地所有の実態と今後の活用意向等を把握するため、利用権を設定した農地を所有する不在地主に対してアンケート調査を行い、その結果をもとにした数量化Ⅱ類による分析により、不在地主の視点からみた農地の継続的な活用要因を明らかにする。次に、不在地主が所有する農地を管理する上での課題と対処策を検討するため、これらの農地を管理する農業者に対して行った聞き取り調査から整理する。

調査対象地は山口県下関市とした。下関市は山口県西部に位置し、人口28万人余りと県内では第1の都市である。下関市の耕地面積は7,840haで、このうちの83.5%を水田が占める。5,943戸ある農家のうち販売農家は4,890戸であるが、このうち74.2%が兼業農家である。

アンケート調査の対象者は、平成17年から平成21年までの5年の期間内に利用権が設定された農地を所有する市外在住の不在地主330名とした。調査票は平成21年11月に返信用封筒を同封して郵送し、190名（回収率57.6%）から回答を得た。なお、ほとんどの回答者が複数の農地を所有しているが、所有する全ての筆毎に回答を求めた場合、回答作業が煩雑化して回答者の負担が増すだけでなく、調査への誤解・混乱が生じる可能性がある。

このため、本調査では、農地の所有経緯や農地管理の実態、今後の活用意向などを尋ねる設問では、質問の対象を各回答者が所有する農地（利用権を設定済み）の中で面積の最も大きい農地とし、農地の所在地区名、地番、地積等を記載することで明確な回答が得られるよう工夫した。

聞き取り調査の対象者は、市街地周辺に営農拠点を持つ農業者（2名）と、中山間地域に同拠点を持つ農事組合法人（役員理事：1名）とした。

調査内容は、経営概要、現在関わりのある不在地主の数、農地を管理するに至った経緯などのほか、不在地主の農地を管理する上での課題について質問した。

2) 農地の継続的な活用要因

(1) アンケート調査結果の概要

①回答者の属性

回答者は男性が81.0%、60代以上の高齢者が71.7%を占め、2～3人の家族構成の回答者割合が高い（表2-1）。自営業・会社勤務等、有職者の割合と年金受給者・無職者の割合は同程度である。下関市内の出身者割合は80.6%だが、現時点では県外居住者の割合は72.1%と高い。集落内に「親（18.0%）」、「兄弟（37.2%）」、「親戚（68.0%）」などの縁者が残る回答者割合が高く、「馴染みのある住民は住んでいない（5.8%）」との回答割合は低いことから、現時点では

不在地主と集落との繋がりは途切れず保たれている。また、不在地主が農地を委ねる相手先として「親・兄弟・親戚（17.2%）」、「知人・友人（17.2%）」、「その他の個人農家（56.7%）」が選ばれていることを考慮すると、集落内に残る縁者は、不在地主と農地とを結び付ける存在と捉えることが出来る。

彼らが不在地主となった主な経緯は、「転出後の農地の相続（67.2%）」が最も高く、「農地相続後の転出（13.3%）」、「転出後の農地の贈与（10.0%）」、「農地贈与後の転出（3.3%）」、「その他（6.2%）」であった（表 2-2）。さらに、転出理由は、「就職・転勤（53.4%）」、「進学（27.6%）」の回答割合^{注4)}が多く、不在地主の多くは比較的若い段階で他地区へ転出した後、相続により農地を継承している。

表 2-1 アンケート調査回答者の属性

合計	性別		年代			就業状況				出身地		
	男性	女性	50代以下	60代	70代以上	自営業	会社員等	年金・無職	主婦・その他	県内		県外
										市内	市外	
190	153	36	53	83	51	11	66	86	24	150	16	20
100.0	81.0	19.0	28.4	44.4	27.3	5.8	35.3	46.0	12.8	80.6	8.6	10.8

注1) 表中の単位は、上段が「人」下段が「%」。

2) 各項目とも「不明」は除外しているため合計値と合わないケースがある。

3) 回答者の現居住地は、「県内：53人（27.9%）」、「県外：137人（72.1%）」だった。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 2-2 回答者による農地の所有経緯

項目	(人)	(%)
転出後に相続	121	67.2
相続後に転出	24	13.3
転出後に贈与	18	10.0
贈与後に転出	6	3.3
その他	11	6.2

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

②不在地主の農地に対する意識と管理の実態

不在地主の農地に対する意識について整理する。利用権を設定する背景には、「地理的な問題で農業が出来ない（45.8%）」という物理的要因の他に、「耕作放棄地にしたくない（56.5%）」という農地保全に対する前向きな意識や、「親世代からの貸借関係があるため（35.7%）」という農業者に対する依存意識が存在する。また、「現在の農地管理者がリタイヤした場合の対処方法」を質問した場合も、農業委員会を相談窓口とするケースを含め、耕作の継続を求める意識が強い（表 2-3）。

しかし、『何もしない（放棄）』又は『農業委員会等を介して売却』のように、農地の利用だけでなく所有からも撤退しようとする不在地主も存在する。これらは、農地の管理者が存在し、現に活用している農地に対しては、不在地主にも前向きな意識が働き、直ちに問題となることはないものの、耕作が中断し荒廃する可能性がある農地に対しては、活用意識の急速な低下が起きることを示すものと推測できる。ただし、不在地主が複数所有する農地の現況及び今後の見通しについての回答結果^{注5)}から、複数の農地及び耕作放棄地を所有する不在地主にとって、現時点での管理実績は将来的な管理動向に影響する可能性がある（表 2-4）。

次に、不在地主が所有する農地管理者の実態を、下関市の「農用地利用集積計画（2005年～2009年）」をもとに示す。利用権の設定を行う不在地主数の増加に伴い、県外在住の不在地主が所有する農地割合も増える傾向にある（表 2-5）。また、不在地主が所有する農地の殆どは個人農家によって守られており、法人等組織への農地集積は5.0%である。さらに、農業者の年齢に着目すると、60代以上の農業者^{注6)}は全体の66.2%に達し、受け手農業者の高齢化問題が顕在化している。農地管理者の傷病等による農業からの撤退が、農地の荒廃要因^{注7)}となることから考えると、現時点では守られている農地であっても、将来にわたって適切に管理される保証はないといえる。

表 2-3 現農地管理者がリタイヤした場合の対処方法

農業委員会を介して耕作を依頼	58.6
管理者を自ら探して耕作を依頼	27.8
自分又は家族で耕作（保全管理含む）	11.8
農業委員会・不動産会社を介して売却	31.4
何もしない（放棄する）	13.0
その他	2.4

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 2-4 農地の現況と今後の活用意向

		合計 上段 (ha) 下段 (%)	今後の活用意向			
			耕作	保全 管理	貸借	放棄・ 転用
現 状	耕作	0.38	0.26	0.00	0.12	0.00
		100.0	69.1	0.0	30.9	0.0
	保全 管理	1.32	0.07	0.94	0.27	0.04
		100.0	5.3	71.5	20.4	2.8
	放棄	3.20	0.00	0.00	0.98	2.22
		100.0	0.0	0.0	30.7	69.3

資料) アンケート調査結果から筆者作成。

表 2-5 不在地主数及び不在地主が所有する農地の集積状況 (下関市)

年	不在地主 数 (人)	利用権設定 面積 (ha)	不在地主が所有する 農地面積割合 (%)		法人集積率 (%)	個人集積率 (%)
			県内在住者 所有割合	県外在住者 所有割合		
2005	77	30.0	35.3	64.7	3.8	96.2
2006	72	39.3	37.8	62.2	4.7	95.3
2007	111	59.2	24.1	75.9	9.2	90.8
2008	128	49.5	29.7	70.3	5.6	94.4
2009	112	48.4	25.0	75.0	4.4	95.6

資料) 市に対する聞き取り調査結果より筆者作成。

③下関市との関わり方からみる不在地主の特徴

下関市内への帰省頻度, 集落での定住の可能性等から, 不在地主の特徴を解析する。

まず, 農地のある集落への「帰省頻度」は、『月に1回～数回 (24.4%)』, 『盆・正月程度 (48.6%)』と定期的に帰る回答者が73.0%を占める。

次に, 将来, 「農地のある集落で定住・生活することを話した経験の有無」については, 『夫婦で話した経験がある』または『家族内で話した経験がある』とした回答者が61.9%と半数以上を占め, 『話に出たことがない (13.1%)』, 『今まで考えたことがない (20.2%)』という回答を上回った。このことは, 転出後においても, 集落に対する思い入れの強い不在地主が多数存在することを示す。

しかし, 「定住・生活の可能性」についての問いに対しては, 『可能性がある』とした回答者割合は26.6%に留まる。「帰ろうと思う理由」については, 『生まれた場所だから (76.7%)』に次いで『墓を守るため (67.4%)』, 『農地を守るため (46.5%)』が続く。一方, 定住・生活の『可能性がない』とした回答者に対して「帰らない理由」を質問した結果, 『生活が不便なため (46.3%)』, 『今の居住地が快適なため (31.7%)』等, 農地のある集落と現居住地との生活水準の差を問題に挙げる回答者が目立つ (表2-6)。

最後に, 「地域住民から帰郷及び地域農業への参画要請を受けた経験の有無」については, 『求められた経験がある』と答えた回答者割合は13.5%だった。「下関市から何らかの情報提供を受けた経験がある」と答えた回答者割合 (35.7%^{注8)}) と比べると, 不在地主に対する集落側からの情報発信・呼びかけの程度は小さい。しかし, 地域住民から帰郷・地域農業への参画要請を受けた不在地主は, 家族内で定住・生活に向けた会話が生じる傾向にあり, Uターン等のきっかけとなる可能性も指摘できる (表2-7)。

このように, 回答者である不在地主の多くは県外在住者が占めるが, 集落内に縁者が残っており, ある程度の帰省頻度が確保されていることも明らかとなった。さらに, 帰省頻度の高い不在地主ほど, 農地の活用意識が高まる傾向にあり, 定住・生活に至る可能性も高いことが確認された (表2-8)。

これらのことから, 現時点における不在地主の多くは, 地域との繋がりが未だ途切れておらず, 状況によっては帰郷し, 集落の後継者となる可能性のある「転出後継世代」と捉えることが出来る。

表 2-6 下関市に帰郷するまたは帰郷しない理由

帰ろうと思う理由（複数回答：％）		帰らないと思う理由（複数回答：％）	
生まれた場所だから	76.7	生活が不便なため	46.3
墓を守るため	67.4	今の居住地が快適なため	31.7
農地を守るため	46.5	家族の同意が得にくいため	23.6
のんびりと暮らすため	30.2	仕事が忙しいため	12.2
親の面倒を見るため	27.9	近所付き合いが煩わしいため	6.5
他出する時から決めていたため	14.0	子どもの教育が不安なため	4.9
不況のため	0.0	家取りでないため	4.9
その他	2.3	誰も知り合いがいないため	3.3
		その他	24.4

注) 本設問への回答は複数回答である。
資料) アンケート調査結果から筆者作成。

表 2-7 地域からの投掛けの有無と定住・生活に向けた会話経験の関係

	定住・生活に向けた 会話経験の有無（％）			検定
	合計	経験あり	経験なし	
帰郷・地域農業参画要請を 受けた経験の有無				
求められた経験あり	100.0	91.3	8.7	[**]
求められた経験なし	100.0	60.3	39.7	

注) 検定はカイ二乗検定により実施。
資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 2-8 帰省頻度と定住・生活の可能性及び農地活用意向との関係（下関市）

項目 (上段：人) (下段：％)	定住・生活の 可能性（％）		今後の農地活 用意向（％）		
	ある	ない	農地とし て活用	売却・ 転用等	
全体	45	124	130	53	
	26.6	73.4	71.0	29.0	
帰省 頻度	全く帰っていない	0	15	8	9
		0.0	100.0	47.1	52.9
	盆・正月程度	16	66	61	25
		19.5	80.5	70.9	29.1
	月に1回程度	11	12	21	3
		47.8	52.2	87.5	12.5
月に数回程度	13	6	17	4	
	68.4	31.6	81.0	19.0	
その他	5	23	21	12	
	17.9	82.1	63.6	36.4	

注) 「定住・生活の可能性（ある）」と答えた回答者と帰省頻度との関係はR2=0.94,
「今後の農地活用意向（農地として活用）」と答えた回答者と帰省頻度との関係は
R2=0.85である。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

(2) 農地の継続的な活用要因の解明

①活用データ

不在地主の意識及び属性が農地の継続的な活用を促す要因としてどのように影響するのかを明らかにするため、数量化Ⅱ類を用いて分析を行う。用いるデータは、前述の不在地主を対象としたアンケート調査結果である。目的変数は、農地としての活用意向の有無とした。なお、農地としての活用意向が『有』には、「自ら耕作」及び「賃貸借」が含まれる。また、説明変数は、農地の所有経緯や現在の農地管理者層、帰省頻度、集落での帰郷・定住の可能性など、集落との関わり方を示す指標を用いた。

なお、本分析によって推定したカテゴリー数量にもとづき、各サンプルが農地を継続的に活用する意向のあるグループと、活用意向のないグループのどちらに判別されるかを予測した結果の判別率中率が 87.0%だったことから、継続的な農地利用を促す不在地主の特性を、これらの変数によりある程度説明できると判断した。

②分析結果

各アイテムのカテゴリースコア及びレンジから検討する(表 2-9)。ここでは、カテゴリースコアが正值の場合には農地の活用意向のあるグループへ、負値では活用意向のないグループへの判別に寄与することを示す。また、レンジは同一アイテムの最大値と最小値の範囲を示しており、この値が大きいアイテムほど不在地主による農地の活用意向の有無に影響を与えることを示す。レンジが大きい 3 アイテムのカテゴリースコアから、不在地主による農地の活用意向の有無を規定する要因を検証する。

まず、レンジが最も大きいアイテムは、「農地の所有経緯」で 1.76 となり、不在地主による農地の活用意向に最も影響を及ぼしていることを示した。カテゴリースコアは『相続後に転出：0.57』、『転出後に相続：0.17』、『贈与等：-1.19』である。これは、「贈与」による農地取得者に比べ、農地を前所有者が既に存在しない「相続」によって所有した者の方が、農地の活用意識が高いことを示す。「贈与」による農地取得者は、市外出身者割合(37.1%、「相続：14.1%」)や 60 代以上の高齢者割合(88.6%、「相続：66.9%」)が有意に高く(前者は 1% 水準、後者は 5% 水準で有意)、これらの事が本結果に影響する可能性はあるが、農地の所有経緯と活用実態との関係は今後の分析で明らかにしたい。また、「相続」に限定すれば、転出前に相続で農地所有者になった場合の方が農地の継承意識が強く、農地の活用意識が高まるといえる。

2 番目に大きなレンジを示したアイテムは、「帰省頻度」で 1.05 だった。カテゴリースコアは『月に 1~数回：0.32』、『盆・正月程度：-0.02』、『全く帰

っていない：-0.74』だった。これは、集落に定期的に帰省し、集落住民との繋がりが深い不在地主ほど農地の活用意識が高いことを示す。

3番目に大きなレンジを示したアイテムは、「現在の耕作者がリタイヤした時の対処方法」で0.98である。カテゴリースコアは『売却・放棄の意向なし：0.39』、『売却・放棄の意向あり：-0.59』であり、耕作者が傷病等によりリタイヤしても、縁者等を介した農地の管理手段を持つ不在地主は、農地の活用意識が高いことを示す。

このように、現在守られている農地を継続的に管理し、新たな耕作放棄地の発生を抑えるためには、農地の利用に直接関わるだけでなく、帰省頻度や地域住民との関わり度合いにも留意すべきことが分かる。もちろん、不在地主に対しては、地域に残る親・親戚・友人等による個別の働きかけだけでなく、農業委員会等の支援を受けながら、集落点検等を介した農地の現況及び将来動向の予測に関わる情報提供、これらに基づく集落座談会の開催など、地域として農地活用を捉え直す場面を不在地主に対しても提供する取組が重要である。

表 2-9 数量化Ⅱ類にもとづく分析結果

分類	項目名	カテゴリー	カテゴリースコア	レンジ
農業・農地との関係性を表す属性	農地の所有経緯	相続後に転出	0.57	1.76
		転出後に相続	0.17	
		贈与等	-1.19	
	現在の耕作者がリタイヤした時の対処方法	売却・放棄の意向なし	0.39	0.98
		売却・放棄の意向あり	-0.59	
	利用権の設定方法	親世代からの貸借条件の継承	0.45	0.67
		農業委員会等とその都度協議	-0.22	
	利用権未設定農地の保有状況	所有していない	0.19	0.60
		所有している	-0.41	
	現在の耕作者	営農組織等	0.37	0.50
親・兄弟・知人等		0.11		
その他個人農家		-0.13		
集落との関係性を表す属性	帰省頻度	月に1～数回	0.32	1.05
		盆・正月程度	-0.02	
		全く帰っていない	-0.74	
	帰郷・地域農業への参画要請	求められた経験がある	0.38	0.45
		求められたことはない	-0.07	
	親族・友人の存在	いる	0.03	0.17
		いない	-0.15	
	定住・生活の可能性	ある	0.08	0.11
		ない	-0.04	
	変目数的	農地としての活用意向の有無	有：「自ら耕作」，「賃貸借」 無：「売却・贈与」，「転用」，「放棄」	0.52

注1) サンプル数115。

2) 「現在の耕作者がリタイヤした時の対処方法」については、説明変数として用いた。

理由は、仮に、現在の耕作者がリタイヤした場合の事を想定すると、不在地主と地域住民との日常的な関わり方の差（例えば、集落内に縁者が多く耕作を依頼できる者が多い等）が、所有する農地の今後の活用方法にも影響すると予測したためである。

資料) 分析結果より筆者作成。

3) 不在地主が所有する農地の管理上の課題と考えられる支援策

(1) 聞き取り調査結果

①回答者の属性

調査対象者の農業者及び農事組合法人を「a 氏」, 「b 氏」, 「c 法人」とし, それぞれの経営概要及び不在地主との関わり方を示す (表 2-10)。

a 氏及び b 氏は市街地周辺の農地を, c 法人は中山間地域の農地を不在地主から借り受けている。

a 氏は, 3 名の不在地主 (県外在住 : 2 名) から全経営面積の 60.3% を占める 1.1ha の農地を預かる。不在地主各者との面識はあり, 彼らが墓参り等で帰省した際に賃料 (物納) を納めるなど, 定期的な情報交換の場は確保されている。利用権の期間は a 氏と不在地主各者との直接協議で決めるが, 賃借料は不在地主の親世代からの条件を継承している。

b 氏は, 1 名の不在地主 (県外在住) から経営面積の 31.6% を占める 0.36ha の農地を預かる。不在地主との面識はなく, 双方が連絡をとることもないが, 不在地主の親戚 (近隣居住者) を介して利用権の期間, 賃借料を決定する。a 氏及び b 氏とも農業後継者がいないため, 農業をリタイヤする際には, 農地を不在地主に返却せざるを得ない。

c 法人は, 13 名の不在地主 (県外在住 : 2 名) から経営面積の 30.0% を占める 5.4ha の農地を預かる。農地借入のきっかけは法人設立であり, 作業受託を含めた水稻を経営の柱としている。

表 2-10 聞き取り調査対象者の経営等概要

概要		a 氏	b 氏	c 法人	
集落概要	総戸数	(戸)	80	88	36
	総農家数	(戸)	15	13	20
	販売農家数	(戸)	14	11	17
	兼業農家数	(戸)	12	9	14
	農業就業人口	(人)	22	19	28
	経営耕地面積 (販)	(ha)	12.4	8.4	24.9
	耕作放棄地率 (販)	(%)	6.7	3.0	0.2
構成員	基幹労働力	(人)	2	1	6
	平均年齢	(歳)	74	67	67
	後継者		無	無	—
経営面積	水稻	(ha)	1.55	1.12	13.0
	大豆		—	—	5.0
	野菜等		0.2	0.02	—
	水稻作業受託 (耕起・代掻・田植・刈取)		—	—	12.0
不在地主との関係	利用権を結ぶ不在地主数	(人)	3	1	13
	利用権を結ぶ農地面積	(ha)	1.1	0.36	5.4
	利用権設定農地筆数	(筆)	5	2	52
	経営面積に占める面積割合	(%)	60.3	31.6	30.0
	不在地主との連絡頻度		年数回	無	年数回
	不在地主の子供との面識の有無		無	無	一部無

注1) 「集落概要」は農林業センサス(2000)にもとづき、管理対象農地のある集落を対象とした。

2) c法人の「機関労働力」は役員数(6名)、「年齢」は、役員の平均年齢とした。

3) 「水稻作業受託」面積は、4作業のべ面積を記載した。

4) a氏, b氏の経営概要は平成22年11月現在、c法人の経営概要は平成22年2月現在のものである。

資料) 農林業センサス(2000)及び聞き取り調査結果から筆者作成。

②不在地主が所有する農地の管理上の課題

不在地主が所有する農地を、個人農業者及び法人が管理する上での課題を、a氏、b氏及びc法人に対して行った聞き取り調査結果から記す。

まず、個人農業者及び法人が共通して直面する課題は、第1に、農業者の高齢化が深刻化する中で、農地の受け皿としての機能をいつまで果たせるかという点である。a氏（74才）及びb氏（67才）は共に高齢であり、農業後継者がいないため規模拡大意向はなく、今後3～5年先の経営は『分からない』状況である。

c法人の場合、設立後1年間で19名の組合員のうち2名（70代：1名、80代：1名）がリタイヤした。2名は共に独居高齢者であり、農業後継者を確保しておらず、農地は市外に住む子弟（不在地主）が継承している。この件については、c法人と農地を相続した子弟との間で利用権が再設定されているが、本件のように、農業者が管理していた農地が一転して不在地主が所有する農地となる危険性は個人・法人問わず存在し、今後の問題となる可能性が高い。

第2に、今後生じる農地の相続・継承問題に対して、地域の農業者がどのように対処するかという点である。b氏は不在地主と直接連絡を取ることがなく、不在地主の子弟との面識もない。c法人の場合、役員との面識がない子弟を持つ不在地主が4名、子弟のいない不在地主が2名存在する。農地の所有権が次の世代に移った場合、地域の実情を詳しく知らない彼らとの間で、利用権の再設定に向けた交渉が今までと同様に進む保証はなく、相続等が生じるたびに不在地主への対応を求められる可能性は高い。

第3に、今後、圃場整備等の土地改良事業を行う場合、不在地主から理解、協力を得られるかという点である。過去に実施した浅層暗渠等の更新時、また、突発的な風水害への対応に伴う作業負担が生じた場合、集落に残る農業者だけで労力及び金銭的負担を負うことには限界がある。

次に、個人農業者が直面する課題は、不在地主との繋がりが個人間の関係に留まるため、農地管理の継続性が脆い点である。a氏とb氏は、不在地主との接点を持つが、子の世代との繋がりは一切ない。指定同士も面識がなく、不在地主及び農業者の世代交代が生じた時に、当事者間での合意を基に農地が管理される可能性は低い。また、両氏とも、農業後継者がいないため、農業をリタイヤした場合は、農地を不在地主に返却するしかなく、農地管理における継続性の点で課題を抱える。

最後に、法人が直面する課題は、不在地主との交渉窓口を常に確保できるかという点である。c法人の場合、法人設立を契機に農地の集積を進め、一括的な管理に取り組んでいるが、その際、不在地主と利用権設定を結ぶなどして、個人的な繋がりを保持していた農業者が交渉窓口としての機能を担っている（表2-11）。

c 法人のように、集落内に親が居らず、家屋をも手放した不在地主が存在する状況下では、不在地主との接点を持つ農業者の果たす役割は大きい。事実、彼ら農業者が調整役を果たしていなければ、法人への農地提供を取り止めていた不在地主が存在することも分かっている。

表 2-11 c 法人における不在地主との農地集積調整経緯

番号	年代	居住地	圃場概要		法人設立前の管理状況		当時の交渉窓口		不在地主との交渉内容	家屋	地域に残る親の有無	
			筆数	面積 (㎡)	管理者	管理実態等	所有者側	地域側				
①	30代	山口県 Y市	5	2,476	親	耕作	本人	氏 の 父 親	・親が法人の構成員として参加したため、農地を法人に預けた	有	両親	
②	60代	山口県 Y市	6	10,797	本人	耕作 (通い)			・本人が法人の構成員として参加したため、農地を法人に預けた		母親	
③	50代	山口県 H市	6	11,177								
④	50代	東京都 F市	1	1,959	A氏	賃貸借	本人	A氏	・当初、不在地主は法人への農地の提供を拒否 ・しかし、耕作農家 (A氏) が法人の構成員として参加したため、農地を法人に預けた	無		
			6	4,296								
⑤	80代	山口県 H市	5	6,139								
⑥	80代	山口県 Y市	4	2,702								
⑦	70代	山口県 K市	2	2,726								
⑧	90代	山口県 S市	4	3,885								相続人 (息子)
⑨	80代	山口県 Y市	4	3,355		B氏						使用 貸借
⑩	60代	山口県 Y市	4	1,416		C氏	C氏	・耕作農家 (C氏) が法人の構成員として参加したため、農地を法人に預けた				
⑪	70代	山口県 S市	1	1,021		D氏	D氏	・耕作農家 (D氏) が法人の構成員として参加したため、農地を法人に預けた				
⑫	60代	山口県 Y市	2	1,513								
⑬	60代	愛知県 N市	2	326		E氏	E氏	・耕作農家 (E氏) が法人の構成員として参加したため、農地を法人に預けた				

資料) c 法人役員に対する聞き取り調査結果から筆者作成。

③今後必要となる支援について

不在地主が持つ農地の所有権は、相続等により広く拡散する可能性がある。また、高齢化問題に直面する現農業者のリタイヤにより、農地の流動化が一気に進み、行き場所のない農地の荒廃が生じる恐れがある。これらの問題に対する行政の取組として、農業委員会等が実施する農地一筆調査にもとづく農地動向予測及び利用権の設定支援、県公社による農地の中間保有等のほか、農地利用集積円滑化団体による農地の集積及び活用促進等が挙げられる。

しかし、県公社が法人と農地所有者とを結びつけ、農地の借り入れ及び再配分等に効果を上げている農地保有合理化事業であっても、主な対象地は、法人設立等の動きのある圃場整備地区に限られる。先述のように下関市では、利用権が設定されている農地のうち、法人に集積されている農地の割合は 5.0%程度であり、大多数を占める個人農業者に対しては十分な支援が出来ていない可能性もある。さらに、市町村合併で 1 人あたりの農業委員が管理すべき範囲が広がり、関わりの少ない地区では目配りが行き届かないため、『農業委員の活動効率が低下する』と指摘する農業委員会も存在する^{注9)}。

これらのことから、今後、不在地主が所有する農地を管理する上で留意すべき点は、農業者及び農地所有者の情報を効率的に収集し、第 3 者機関を介した農地貸借を認定農業者以外の農家も対象として広く活用する体制の構築だと考える。先述したように、不在地主が農地の活用を前向きに捉えようとする姿勢には、縁者を含め相続前から繋がりのある農業者の存在が大きく影響している。しかし、個々の農業者が所有する不在地主情報は共有されることはなく、集落ぐるみで連携して不在地主問題に対処出来る仕組みにはなっていない。

そのため、農業嘱託員^{注 10)} の様に各集落で選出されるため住民にも認知されやすく、農業者及び農地所有者情報を把握しやすい本制度等を採用するとともに、支援対象を個人農業者にも広げられるよう、県公社の機能拡充が求められる。また、有益費償還問題^{注 11)} は不在地主の場合、より深刻な形であられる可能性があり、不在地主が所有する農地を管理することのメリットを農業者に供与する仕組みも必要である。

そして最後に、不在地主が欲する支援・要望への適切な対応と行政機関からの積極的な提案が求められる。全国農業会議所が平成 18 年に実施した「不在村農地所有の管理実態に関する調査」結果^{注 12)} からも、『不在地主を対象にした広報・窓口の開設及び意向確認作業の実施』など、不在地主に対して何らかの提案を図った農業委員会は 8.7%（全国平均：3.2%）であったことが示されている（表 2-12）。『不在地主から農地の管理・処分についての相談を受けた経験がある』と答えた農業委員会の割合が 69.6%（同 47.7%）だったことに比べると、農業委員会による不在地主への主導的な働きかけは充分ではなかったと推測で

きる。

このような状況のなか、下関市に対する回答者の要望は、早急な対応の可否について判断を要するものもみられるが、少なくとも農地集積意向のある農業者情報や下関市内において不在地主又はその家族が就農する場合の支援概要等を提示することは決して不可能なことではない。

以上、調査結果に基づき、不在地主が所有する農地を管理する上での支援事項等を述べた。

しかし、各地の農業者が不在地主問題に直面する要因は、相続後の登記未了など不在地主側の問題のほか、行政組織内で不在地主を含む農地所有者情報を共有できていないなど、行政側の問題も挙げられる。

このように、不在地主問題は多様な要素が影響しながら発生すると考えられ、各問題に応じた支援のあり方、手法等を細かく示す必要があり、当問題については、以降の研究にて解明すべき点もある。

表 2-12 農業委員会による不在地主へのアプローチの実態（山口県）

	農業委員会数	割合 (%)
特別な活動はしていない	20	87.0
ハガキ・電話による啓発と意向確認をしている	2	8.7
農地活用相談会などを開催している	0	0.0
不在村農地所有者の所へ出向いて直接面談による話し合いを実施	0	0.0
その他（現地を調査し、意向確認）	2	8.7
	23	100.0

注) 対処実績のある農業委員会については複数回答がある。

資料) 山口県農業会議。

第3節 農業者及び不在地主の農地管理に対する意識差と対策上の問題

1) 分析方法

本節では、不在地主に起因する各種問題が、不在地主と農業者の農業及び農地に対する意識差等に起因する可能性を明らかにすることを目的とする。具体的には、不在地主及び農業者の意識差を把握するために、両者に対して行ったアンケート調査結果から、不在地主の子弟及び農業後継者への農地情報の継承度合いや現耕作者のリタイヤを想定した場合に双方がとり得る行動、さらに、農業者等在村者による不在地主へのアプローチの実態と不在地主側の受け取り方との乖離点を把握し、不在地主問題との関係性を検討した。

次に、数量化Ⅱ類を用いた分析により、不在地主が所有する農地の継続的な耕作要因を農業者の視点から抽出するとともに、不在地主に対する聞き取り調査から、不在地主と農業者等集落住民との関わりや農地等の管理実態から、彼らが農地所有者として果たし得る役割とその可能性を整理した。また、クラスター分析による各農業者の類型化から、不在地主との関わりを持つ農業者の特徴と、それに応じた課題抽出を試みた。

調査対象地は山口県岩国市とした。岩国市は、県東部に位置し、瀬戸内沿岸部に広がる商工業地帯の後背地に、過疎・高齢化の急速な進行が懸念される中山間地域が迫る地域である。2010年農林業センサスデータ（対2005年比）からは、総農家数（11.8%減）、販売農家数（15.7%減）、経営耕地面積（販：9.6%減）が減少し、過疎・高齢化が深刻な中山間地域を中心に、農業生産基盤の衰退が深化するなどの特徴がある。

アンケート調査の対象者は、岩国市農用地利用集積計画（利用権設定）に記載された不在地主及び農業者のうち、平成18年から平成22年末までの5カ年の間に農地の貸借に関わった不在地主（302人）と農業者（255人）とした。

本節における不在地主の定義は前節で示した通りだが、農業者の定義は、上記不在地主から農地を借り受ける個人農業者及び法人等組織とした。調査票は、平成22年7月に返信用封筒を同封して郵送し、不在地主199名（回収率：66.1%）、農業者142名（回収率：55.9%）から回答を得た。

なお、不在地主が複数の農地を所有する事に対する回答時の混乱を避けるため、前節と同様に、農地の活用意向等を尋ねる設問では、対象となる農地を絞り込んだ上で質問を行った。農業者の場合も複数の不在地主から農地を借り受ける者が存在するため、借り受けた経緯等を尋ねる設問では、質問の対象を不在地主から借り受ける農地の中で最も規模の大きい農地に限定して尋ねた。

最後に、聞き取り調査は、上記アンケート調査で帰村の可能性があると回答した不在地主のうち、県内在住者の一部（29人）を選定し、調査依頼書を送付し、協力意向のあった16人の中から任意に選んだ9人^{注13)}に対して調査を行った。

2) 不在地主の農地等に対する意識と集落との関わり方

(1) 不在地主アンケート調査結果の概要

①回答者の属性

回答者は男性が 67.3%、60 代以上の高齢者層が 68.7%、独居または二人暮らしの回答者割合が 58.0%だった(表 2-13)。市内出身者の割合が 75.0%と高く、市外(県内:12.8%)及び県外出身者割合(12.2%)を大きく上回る。また、岩国市内での居住経験のない者による農地取得割合は 17.8%だった。主な他出理由は「就職:43.0%」、「進学:19.6%」であり、不在地主化の要因は「他出後の相続:61.0%」が最も多かった。

表 2-13 回答者の属性(不在地主)

合計	性別		年代			家族構成			出身地			現居住地	
	男性	女性	～50代	60代	70代～	1～2人	3～4人	5人以上	県内		県外	県内	県外
									市内	市外			
199	134	65	62	64	72	115	71	12	147	25	24	75	124
100.0	67.3	32.7	31.4	32.3	36.4	58.0	35.8	6.0	75.0	12.8	12.2	37.7	62.3

注1) 表中の単位は、上段が「人」下段が「%」、各項目とも「不明」は除外しているため合計値と合わないケースがある。

2) 回答者のうち、B市内での居住経験者は162人(82.2%)である。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

②不在地主の農地等に対する意識と実態の把握

まず、現在の耕作者は「直接的な関係のない個人農業者:38.3%」、「知人・友人:36.3%」、「親・親戚・兄弟:14.0%」の3者が大半を占めた。また、農業者に対して管理を委ねる主な理由は「耕作放棄地にしたくない:71.0%」、「距離が遠い:54.6%」、「耕作する時間・体力がない:47.0%」、「親世代からの貸借関係の継承:29.0%」であった。回答者が所有する農地情報(所在地、管理者名等)の子弟への継承実態をみると、「所在地:56.1%」、「面積規模:33.8%」、「所有経緯:28.8%」、「管理者名:27.3%」の順に継承度は低下し、「話したことはない:28.8%」回答者も存在した。

不在地主問題の背景には、相続者が農地の存在や管理の実態を知らないなど、農業及び農地に対する関心の低さも挙げられるが、本調査では、各情報によって継承度合が異なることが分かる。

次に、現在の耕作者がリタイヤした場合の対処方法をみると、「公的機関の仲介で耕作を依頼:69.4%」が最も多いが、「公的機関の仲介で売却:38.3%」、「放棄:10.9%」の意向者も存在し、現耕作者が果たす役割は極めて大きい^{注14)}。

また、不在地主による今後の農地活用意向は、「貸借の継続：70.3%」、「売却・転用：23.3%」、「自ら管理：2.2%」の順に多いことから示されるように、農地としての所有意向は強いが、貸借による所有が前提であり、自身が帰農する可能性は極めて低い。

従って、今後は、不在地主に対する役割をどこに求めるかが重要となる。農業への従事以外に、農業者を資金面から支える外部支援者として、あるいは、他出先との行き来が可能な者には、集落活動等の運営・支援者としての役割もあり得る。具体的な視点として、不在地主の農業者に対する支援意識を、農地の管理に係る費用負担、労力提供及び農業者との意識の共有化という3点から整理した結果、利用権設定先の農業者が栽培した「農産物の定期購入(34.3%)」、「環境整備へのボランティア参加(20.2%)」、「基盤整備作業に係る費用負担(18.0%)」等が挙げられた^{注15)}。

これら項目の中で、いずれかひとつでも支援意向のある回答者と、支援意向のない回答者との違いを整理した結果、農業者に対する支援意向は、現時点における特定の集落住民との関係ではなく、農地の生産基盤としての存続意向や帰村し定住する可能性など将来的な行動を規定する要因に基づく可能性があり(表2-14)、これら支援が、農業者への働きかけとして実現すれば、不在地主の新たな役割を見出すことにも繋がる。

従って、両者の仲介役として行政が果たす役割は大きいですが、岩国市等の行政機関から農業生産等に関わる情報提供などの支援を受けた経験者割合(表2-15)は低く、特に集落住民による働きかけはほとんど認知されていなかった^{注16)}。

表 2-14 農業者に対する支援意向者（不在地主）の数と特徴

回答者の属性・意識		支援意向				検定
		あり		なし		
		n	%	n	%	
性別	男性	105	86.8	16	13.2	[**]
	女性	38	66.7	19	33.3	
出身地	県内	127	83.0	26	17.0	[*]
	県外	14	60.9	9	39.1	
帰省の実態	あり	125	81.7	28	18.3	
	なし	9	64.3	5	35.7	
帰村要請を受けた経験	あり	17	94.4	1	5.6	
	なし	122	79.2	32	20.8	
帰村について話題に挙げた経験	あり	95	87.2	14	12.8	[**]
	なし	46	68.7	21	31.3	
帰村の可能性	あり	44	93.6	3	6.4	[**]
	なし	96	75.6	31	24.4	
現耕作者がリタイヤした場合の対処方法	公的機関を介して耕作を依頼する	98	84.5	18	15.5	[*]
	公的機関を介した耕作の依頼はしない	32	68.1	15	31.9	
農地に対する意識	農地として存続させたい	102	83.6	20	16.4	[*]
	農地として存続できなくても仕方ない	32	69.6	14	30.4	

注) 検定はカイ二乗検定により行った（[*]：5%水準で有意差あり，[**]：1%水準で有意差あり）。資料) アンケート調査結果より作成。

表 2-15 不在地主が岩国市等から受けた情報提供の内容

情報を受けた経験の有無と内容	(人)	(%)
岩国市の広報・通信誌	12	6.2
農業委員会からの通知	45	23.1
農林振興公社からの通知・取組紹介	6	3.1
出身地域からの状況報告・連絡	7	3.6
以前はあったが今はない	7	3.6
以前から何もない	115	59.0
その他	19	9.7

注) 本設問への回答は複数回答である。資料) アンケート調査結果から筆者作成。

(2) 不在地主と集落との関わりと課題

聞き取り調査における回答者の平均年齢は68.4才（最高齢は84才）、3人世帯が5戸で最も多く、2人世帯が3戸だった（表2-16）。配偶者は全て同居していたが、子息が同居する世帯は3戸、県外への他出者を抱える世帯は6戸だった。また、過去10年間で農作業経験のある世帯員は1人だった。集落への帰省状況をみると、回答者本人の帰省は10.4回/年に対して、配偶者は7.7回/年、子弟による帰省は1.7回/年だった^{注17)}。主な帰省理由は墓参りや法事への参加だが、家屋の修繕や田畑の管理など所有する資産の活用・保全に関する取組みのほか、河川・農道の清掃、冠婚葬祭など集落住民に関わりの深い行事への参画者もみられる。特に、自治会に加入する3戸は、自治会役員や近隣住民などから定期的な連絡・声かけを受けており、帰省頻度及び参加行事数が多かった。

次に、所有する農地に着目すると、利用権設定の対象地は5.0ha（35筆）であり、うち3.3ha（13筆）が圃場整備田だった。現耕作者の年代は60代及び70代が大半を占め、後継者を確保している農業者は2戸のみだった。現耕作者とは親の代からの知人が多く、貸借の多くは、親戚等を介して設定される場合と親等の代から継承する場合とに分けられた。

耕作放棄地は7戸が所有し、合計で5.6ha（48筆）にのぼるが、全て未整備田だった。放棄のきっかけが親のリタイア（逝去含む）であることから、耕作者がリタイア等により変わることによって管理対象から脱落しやすい未整備田は次世代に継承される可能性が低いことが改めて示された。配偶者が農地の所在地を理解している世帯は4戸、子弟が把握している世帯は2戸だった。山林は7戸が所有していたが、回答者の全世帯員が境界線を認識しておらず、うち2戸は、親名義（逝去）分を所有し続けていた。

最後に、帰村の可能性及び農業者等への支援意向について尋ねた結果、帰村の可能性のある世帯は2戸（配偶者を伴う事例は1戸）だった。一方、他の7世帯がアンケート調査時の意向に反して聞き取り調査時点での帰村の可能性は「ない」または「困難」と回答した理由は、「通院・入院が必要となり実家との行き来は可能だが帰村は困難だと思う」など健康上の問題に直面した回答があったほか、「家屋の修繕が必要となった（余計なコストを掛けたくない）」や「家屋を人に貸すことになった」、「実家との行き来は問題ないが配偶者や子弟との同居が難しくなった（家族の同伴が期待できない）」など、現在の住環境や家族との関係を理由に挙げる回答者が目立った。

将来は集落に戻りたいと望む回答者の帰村意向があることは事実だが、帰村に向けた準備（現住居の活用・処分、帰村した場合の家屋の修繕、各手続き、費用の捻出など）のほか、家族の理解や具体的な帰村のスケジュール、方法が充分整っていないことなどが、聞き取り調査時点での帰村は「困難」という回答に至った

要因と推測する。

また、農業者等に対する支援意向については「支援できる」世帯が3戸（いずれも自治会に加入し、集落との接点が多い世帯が該当）、「支援できない」世帯が6戸だった。支援できない主な理由は、「所有する家屋及び山林等に生じる固定資産税とは別に新たな金銭的負担は出来ない」、「帰省時に草刈り作業等で既に支援しており新たな負担は考えていない」などであるが、所有する家屋や山林に対しては「貸したい」、「販売したい」、「国や県に寄付したい」などの意向が確認された。

従って、「所有そのものが重荷である資産を守るために新たな負担（支援）はできない」とする意向が回答者の本音であろう。しかし、この考えが不在地主の大勢を占めるとすれば、集落住民と不在地主との新たな関係構築を促す条件は、これらの改善・緩和が不可欠だといえる。

表 2-16 不在地主及び配偶者に対する聞き取り調査結果

地区	居住地	年齢	家族構成				出身集落との関わり					農業者（貸し出し相手）との関わり		農地所在地の認知状況		帰村の可能性			固定資産税支払額（万円）			
			回答者との関係	年代	居住地	過去10年間の農業経験	帰省頻度	帰省回数	帰省理由	参加行事	家屋	自治会への加入状況	関係	利用権設定の経緯	農業者の年代	配偶者	子息	回答者		配偶者	子	
岩国	山口県H市	51	妻	40代	同居	無	回答者と同じ	4~5	・墓参り	・なし	○	×	・地区住民	・親戚の仲介	70代	×	×	×	×	×	2.6	
			長女	10代																		
周東	山口県U市	72	妻	60代	同居	無	回答者と同じ	20	・母親の世話 ・墓参り ・寺仕事（法事） ・葬儀等	・冠婚葬祭 ・寺仕事（総代） ・墓清掃 ・河川清掃 ・草刈り ・お宮の祭	◎	○	・父の知人	・前管理者（父の知人）が急死した後、現在の管理者に委託 ・父親が結んだ利用権設定を継承	60代	○	△	○	○	×	8.6	
			長男	40代																		
			次男	40代																		
			長女	40代																		
	山口県U市	80	妻	70代	同居	無	回答者と同じ	6~7	・墓参り ・葬儀等	・葬儀	◎	×	・母の知人	・父親、母親が結んだ利用権設定を継承	70代後半	△	△	×	×	×	5.1	
			長男	50代																		
	山口県H市	84	夫	80代	同居	無	回答者と同じ	4~5	・墓参り ・寺仕事（法事） ・友人、親戚宅訪問	・なし	×	×	・同じ集落住民 ・1ターナー者	・親戚の仲介 ・親戚の仲介	50代 40代	○	○	△	△	○	0.8	
			長男	50代																		
			長女	40代																		
	山口県Y市	60	妻	50代	同居	無	5~6回	25~30	・墓参り ・草刈り ・田の耕起 ・畑の管理	・冠婚葬祭 ・農道清掃 ・河川清掃 ・お宮の祭り ・墓前の草刈り	○	○	・隣家の友人 ・法人構成員（他集落） ・1ターナー者	・両親が結んだ利用権設定を継承 ・母親及び自身が利用権を設定 ・叔母が結んだ相続の継承	60代 60代 60代	△	△	○	×	×	-	
長男			30代																			
次男			20代																			
美川	山口県K市	62	夫	60代	同居	無	1回程度	20~30	・墓参り ・家屋の管理 ・葬儀 ・寺仕事（法事） ・集落行事 ・畑の管理	・葬儀 ・集落、お宮の祭 ・農道清掃 ・河川清掃	○	○	・同じ集落住民 ・友人の仲介	・友人の仲介	60代	×	×	△	△	×	7.0	
			長男	40代																		
			次男	30代																		
美和	山口県K市	61	妻	50代	同居	無	1~2回	4~5	・墓参り ・家屋の管理	・無	○	×	・同じ集落住民 ・父親の知人	・親が結んだ利用権設定の継承	60代	○	○	×	×	×	0.9	
			娘	30代																		
由宇	山口県Y市	82	妻	80代	同居	有	回答者と同じ	無	1~2	・墓参り	・なし	○	×	・友人	・従来からの知人（回答者が農業者の弟と同級生）	80代	×	△	×	×	△	1.2
			長男	50代																		
			次男	50代																		
玖珂	山口県S市	64	妻	60代	同居	無	無	無	・なし	・なし	×	×	・地区住民	・従来預けていた農業者（リタイヤ）の紹介	-	○	△	×	×	×	-	
			長男	-																		

注1) 「家屋状況」欄の記号は、『◎：現在も充分利用できる』、『○：住めるが多少の修理が必要』、『×：既に取り壊しており住めない状況』を示す。
 2) 帰省回数は年間当たり回数である。
 3) 「自治会への加入状況」欄の記号は、『○：自治会に加入』、『×：加入していない』を示す。
 4) 「農地所在地の認知状況」欄の記号は、『○：概ね分かる』、『△：一部分から分かる』、『×：全く分からない』を示す。
 5) 「帰村の可能性」欄の記号は、『○：可能性がある』、『△：現時点での可能性は低い』、『×：可能性はない』を示す。
 6) 「固定資産税支払額」欄の数値は、各回答者充てに届く固定資産税通知書に記載された値を集計したもの（聞き取りであるため正確な値を示さない可能性もある点に注意）。
 資料) 不在地主聞き取り調査結果から筆者作成。

3) 農業者による不在地主所有農地の耕作要因

(1) 農業者に対するアンケート調査結果の概要

①回答者の属性と後継者との関係

回答者は男性が 89.9%、60 代以上の割合が 79.9%を占めた（表 2-17）。利用権設定時を含む農地の利用調整に係る不在地主との連絡頻度は、「月 1 回程度」及び「年 1 回程度」を併せると過半を占め、不在地主との接点は比較的維持されている。

回答者が所有する農地等の規模（平均値）は、経営耕地面積が 1.38ha、借入農地は 0.93ha（うち、利用権設定のある農地は 0.83ha）だった。また、不在地主から借り受ける農地は 0.32ha で、経営耕地の 23.2%、借入農地の 34.4%を占めた。

次に、回答者による後継者の確保状況をみると、後継者を確保する回答者割合は 55.1%（75 人）、うち、後継者と別居している者（他出後継者）の割合は 49.3%（36 人/75 人）で、他出後継者の 60.0%が同市在住者だった。回答者が後継者に対して継承している不在地主情報は「農地の所在地（77.9%）」、「氏名（68.1%）」、「現在の居住地（59.1%）」、「貸借期間（53.8%）」の順に高く、不在地主に係る情報は概ね継承されていたが、特に、これら情報は後継者による経営参画によって継承されることが分かった（表 2-18）。

一方、後継者のいない 61 人（44.9%）の回答者に対して、自己所有農地の今後の処遇を尋ねた結果、「営農組合等との貸借（31.0%）」、「友人・知人との貸借（24.1%）」、「親戚・兄弟との貸借（13.8%）」、「JA・岩国市への仲介依頼（13.8%）」、「売却（10.6%）」、「放棄（12.1%）」という回答結果だった。後継者を確保できない農業者の農地は、今後、相続・贈与等を介して地区外に他出した子弟等に引き継がれ、新たな不在地主問題の発生要因となり得る。

また、回答者自身が疾病や事故等でリタイヤした場合の不在地主への対処方法を聞いた結果、「そのまま返却」^{注18)}せざるを得ない回答者割合が後継者の確保状況によって大きく異なるため、農地の利用調整力が弱い不在地主にとって、農業者の後継者問題は農地の将来的な所有動向にも大きく影響する。

表 2-17 回答者の属性（農業者）

合計	不在地主との連絡頻度					後継者の有無		後継者との同居・別居と居住地				
	月1回程度	年1回程度	数年に1回程度	利用権更新時のみ	連絡しない・その他	無	有	同居	別居	居住地		
										市内	市外	県外
142	20	60	11	28	13	61	75	37	36	21	4	10
100.0	15.1	45.5	8.3	21.2	9.8	44.9	55.1	50.7	49.3	60.0	11.4	28.6

注1) 表中の単位は、上段が「人」下段が「%」。各項目とも不明は除外したため合計値が合わないケースがある。

2) 性別は、男性：124人（89.9%）、女性：14人（10.1%）だった。

3) 年代は、50代未満：27人（20.1%）、60代：47人（35.1%）、70代以上：60人（44.8%）だった。

4) 「同居・別居」は、後継者が「有」の回答者の内訳、「居住地」は、後継者と「別居」する者の内訳である。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 2-18 不在地主に係る情報の継承状況（農業者）

継承事項 《不在地主関連事項》		農業者と後継者の関わり方					
		経営への 参画状況		検定	同居・別居		検定
		参画	未参画		同居	別居	
氏名	継承	77.3	52.2	[*]	77.1	59.4	
	未継承	22.7	39.1		22.9	34.4	
	分からない	0.0	8.7		0.0	6.3	
不在地主の 居住地	継承	69.8	38.1	[**]	65.6	56.3	
	未継承	30.2	47.6		31.3	37.5	
	分からない	0.0	14.3		3.1	6.3	
農地の所在地	継承	86.0	60.9	[*]	84.8	69.7	
	未継承	14.0	30.4		12.1	27.3	
	分からない	0.0	8.7		3.0	3.0	
貸借期間	継承	61.9	38.1		61.3	50.0	
	未継承	33.3	52.4		35.5	40.6	
	分からない	4.8	9.5		3.2	9.4	

注) 検定はカイ二乗検定により実施し、[*]：5%水準、[**]：1%水準で有意差あり。

資料) アンケート調査結果より作成

②農業者の不在地主との関わりと今後の経営意向

農業者と不在地主との関係は、「知合いではない(25.4%)」者から農地の管理を任される事例もあるが、「自分の知人・友人(38.8%)」、「兄弟・親戚(12.7%)」、「親の知人・友人(12.7%)」等の割合が多い。このため、不在地主から農地を借り受ける経緯は、「不在地主からの依頼(48.9%)」が最も多く、「不在地主の親・兄弟からの依頼(31.6%)」、「不在地主が所有する農地の前管理者からの依頼(14.3%)」^{注19)}と続くことから、縁者の存在は農地の存続上欠かせない。さらに、農業者が当該農地を管理するうえでの課題として、「圃場条件が良くない(38.8%)」、「基盤整備等に関心・協力が得られない(12.2%)」を挙げているように、農業者と不在地主との比較的密接な関係が、経営効率の悪い農地を管理せざるを得ない状況を招いている可能性も否定できない。

また、「いつ返せと言われるか分からない:12.2%」、「地代が高い:10.2%」、「相続等が生じることで連絡がとれなくなる可能性がある:7.1%」など、農地の管理を継続する上で必要な不在地主との信頼関係を築き難いとする農業者の存在も明らかとなった。

次に、集落活動等の取組や地域農業の実情等を不在地主に対して知らせるなど、帰村や地域農業への参画を呼び掛けた経験の有無を尋ねた結果、「何もしていない(65.4%)」者が存在する一方、「不在地主に会った時に直接話している(18.1%)」、「不在地主の親・親戚等を介して知らせている(7.1%)」、「集落行事や座談会に招いている(5.5%)」など、利用権設定等の事務的なやりとり以外に、不在地主に対して農業・農村に対する意識付けを行う農業者が存在することが分かった。

特に、これら働きかけは、農業者と不在地主との関係が親族や知人・友人等の顔見知りである場合に有意に行われる傾向^{注20)}があることから、単なる事務的な情報の伝達を含め、集落活動等への参加誘導や将来的な帰村等についての投げかけ・働きかけ等が行われていると考えられる。

既存の研究では、不在地主の帰村意識の醸成や集落活動への参加誘導には、地域住民からの呼びかけが有効であることが示されている^[12]ため、在村者と不在地主との繋がり維持に寄与することを期待したい。これらの取組が、不在地主の帰村及び農業の担い手の確保に即応するとは考えにくいだが、前節でも示したとおり、集落住民からの連絡・定期的な声かけを受ける不在地主は帰省頻度も高く、集落行事等への参加割合も高いことが明らかであり、集落及び集落活動等の存続に寄与するこれらの取組は評価されるべきである。

しかし、農業者及び集落住民による投げかけを不在地主が充分認識していない(または認識できるような働きかけになっていない可能性がある)点は重大な問題である。仮に、清掃活動等の集落行事の人員確保・動員を目的とした連絡

が、不在地主への働きかけとして集落住民に認識されていたとすれば、それは集落との関わりを維持する取組みとしては成立し難く、単純な事実の伝達だけでは、不在地主にとって負担となる可能性もある。

最後に、不在地主が所有する農地の管理意向は、「減らしたい(30.5%)」が「増やしたい(11.7%)」を上回った。農業者(回答者)が不在地主の所有する農地を継続的に管理するために要する行政的な支援項目は、「基盤整備作業に係る費用負担(38.9%)」、「農地集積加算等の創設(33.6%)」、「不在地主の転居・相続時の情報提供(30.1%)」の順に多く、農地の管理に対する直接的な支援だけでなく、不在地主に付随する様々な情報収集と速やかな提供が求められる^{注21)}。

以上、不在地主及び農業者に対するアンケート結果による分析を行ってきたが、農地及び農業に対する双方の意識部分を整理すると次の3点が挙げられる。

第1点目は、農地に係る情報の継承差である。農地の所有及び利用に係る情報の継承度合いに注目すると、農業者の場合(後継者が存在する者に限定)は、不在地主から借り受ける農地の所在地や氏名、不在地主の居住地などの主要な情報は概ね継承されていたが、不在地主の場合は、農地の所在地以外の継承度合いは3割程度と低く、これら情報に対する不在地主側の意識の未熟さは、度重なる相続により農地所有者としての感覚の低下を招く要因と考えられる。従って、不在地主が一定年齢に達した段階で不在地主及び子弟に対して農地及び耕作者の存在を認知させる手続きが必要である。

第2点目は、耕作者がリタイヤせざるを得なくなった場合の農地に対する意識差である。このことを想定した対応として、農業者の場合は、親戚や兄弟、知人・友人への耕作依頼や後継者への引継ぎなど、不在地主が所有する農地を何らかの形で存続させようとする動きが見受けられる。不在地主の場合も農業委員会を介した仲介依頼の意向(69.4%)が高いが、売却(38.3%)及び放棄(10.9%)を選択する者も存在し、現耕作者の急なりタイヤ等に対して、不在地主が自力で対応し得ないことがうかがえる。

このことは、農業者が不在地主から農地を借り受けた経緯との比較からも明確だが、従来、不在地主が農地の利用調整を進めてきた手段(農業者に対する直接・間接的な依頼)をとろうとする意向の低さからも読み取れる^{注22)}。一方、不在地主が所有する農地に対する両者の意識に着目すると、農業者の回答割合(「増やしたい:11.7%」、「維持:57.8%」)と不在地主による貸借希望割合(「今まで同様に預けたい:70.3%」)がほぼ同程度となり、この点での意識差はなかった。

第3点目は、集落住民の不在地主に対する投げかけ・働きかけが双方向の意思疎通・課題の共有化に活かされていない点である。農業者及び集落住民による

不在地主へのアプローチについては、既に示したように、地域住民との関係が強い不在地主の場合、帰省頻度や集落活動等への参画度合いが強いことが分かっている。しかし、アンケート結果からは、呼びかけを受ける不在地主側と集落住民側との間に大きな意識差があるため、やりとりの内容や手段、不在地主と集落住民との関係などの視点を加味した分析が必要である。



写真 2-1 荒廃の波に飲み込まれつつある農地（岩国市周東地区）



写真 2-2 急峻な山合いに広がる管理された農地（岩国市錦地区）

(2) 農業者による当該農地の耕作要因の解明

①活用データ

不在地主との関わりを持つ農業者の属性及び意識が、農地の耕作要因としてどのように影響するのかを明らかにするため、数量化Ⅱ類を用いた分析を行う。用いるデータは、農業者を対象としたアンケート調査結果である。

目的変数は、不在地主が所有する農地の耕作意向（有・無）とした。なお、耕作意向が「有」には、不在地主からの貸借農地を「増やしたい」及び「現状維持」を含み、「無」には同面積を「減らしたい」を含む。また、説明変数は「家族構成」、「利用権設定農地の規模」「今後の経営方向」などの指標を用いた。

なお、数量化Ⅱ類により推定したカテゴリー-数量をもとに、各サンプルが不在地主の所有する農地を継続的に管理する意志のあるグループと、意志のないグループに判別されるかを予測した結果の判別的中率が 81.0%だったことから、継続的な管理意志のある農業者の特性を、これら変数で説明できると判断した。

②分析結果

各アイテムのカテゴリースコア及びレンジから検討する（表 2-19）。カテゴリースコアが正值の場合には、不在地主が所有する農地の管理意志があるグループへ、負値では管理意志のないグループへの判別に寄与することを示す。また、レンジの値が大きいアイテムほど、これら農地に対する管理意識の有無に影響を与えることを示す。レンジが大きい3アイテムのカテゴリースコアから、不在地主が所有する農地に対する農業者の管理意志の有無を規定する要因を検証する。

まず、レンジが最も大きいアイテムは、「今後の経営方向：2.30」となり、当初の予測とおり本アイテムは、農業者による管理意志に最も影響を及ぼしていた。カテゴリースコアは「規模拡大：0.99」、「現状維持：0.31」、「規模縮小等：-1.30」であり、自身による農業経営を維持・発展させようとする農業者は、農地所有者の如何に関わらず農地集積の意欲、管理意識が高い。

2番目に大きなレンジを示したアイテムは、「不在地主数の動向予測：0.57」で、カテゴリースコアは「増加する：-0.26」、「増加しない：0.31」である。不在地主が所有する農地の発生、増加を懸念する農業者は、これら農地の管理意向が低いという結果となった。不在地主の増加を予測する農業者は、地域内の農地の耕作を担う受け皿として既に機能しており、不在地主が所有する農地を新たに受け入れることが困難となりつつある状況を示すものと推測できる。

3番目にレンジが大きいアイテムは、「家族構成：0.49」で、カテゴリースコアは「1～2人：-0.24」、「3～4人：0.25」、「5人以上：0.23」である。家族構成が「3～4人」の該当者は50代未満の回答者が多く、「5人以上」には60

代以上、「1～2人」には70代以上の回答者が多く含まれることを考えると^{注23)}、不在地主が所有する農地の管理余力は、高齢世代を抱える世帯ではほとんど残されていないことを表している。

このように、不在地主が所有する農地を引き続き管理しようとする農業者は、特に農業経営の継続意識が強く、在村か不在地主かに関わらず農地の集積余力がある者に限られる。

一方、カテゴリースコアが負の値を示した項目をみると、後継者の有無や農地の所在地（中山間地域）が当該農地の受入れ意欲の低下に関係しており、不在地主が所有する農地への対応は、農業者の属性や意向、農地の所在地などにより、2極化していくと考えられる。

表 2-19 数量化Ⅱ類による農業者アンケート調査の分析結果

項目名		カテゴリー	サンプル数 (人)	カテゴリースコア	レンジ
回答者の属性を示す項目	家族構成	5人以上	16	0.23	0.49
		3～4人	26	0.25	
		1～2人	42	-0.24	
	利用権設定農地の規模	大	24	0.33	0.46
		小	60	-0.13	
	農地の所在地域	都市的地域	23	0.13	0.18
		中山間地域	61	-0.05	
	後継者の有無	あり	46	0.07	0.15
		なし	38	-0.08	
を農業示す・不在地主との関係	今後の経営方向	規模拡大	14	0.99	2.30
		現状維持	48	0.31	
		規模縮小等	22	-1.30	
	不在地主数の動向予測	変化なし・減少する	38	0.31	0.57
		増加する	46	-0.26	
	リタイヤした場合の対処方法	不在地主に返却する	24	0.10	0.14
耕作者を探す		60	-0.04		
変目数的	不在地主が所有する農地の耕作意向	有：「増やしたい」，「現状維持」	59	相関比： $\eta^2=0.50$	
		無：「減らしたい」	25		

注) 「利用権設定農地の規模」は、農業者が不在地主から借受ける農地の平均面積との比較である。

資料) 数量化Ⅱ類による分析結果から作成。

4) 不在地主との関わりを持つ農業者の類型化と特徴整理

(1) 不在地主との関わりを持つ農業者の特徴

不在地主が所有する農地を管理する農業者の特徴と課題を類型化して明らかにするため、まず、数量化Ⅲ類を行った。用いるデータは上述のアンケート調査結果である。

変数は『耕作放棄地の所有状況』、『後継者の有無』、『今後の経営方針』、『リタイア時の対処方法』及び『年代』^{注24)}とし、相関係数0.5以上を目安として分析した結果2軸を抽出した(表2-20)。相関係数をみると、第1及び第2軸で目標をクリアしており、累積寄与率は、両軸で全分散の56.1%が説明される。

まず、第1軸は、今後の農業生産の停滞と農地及び農業者の疲弊状況を示すカテゴリーで高い正の値を示す。

つまり、第1軸は、各農業者による農業経営の方向性を規定する特徴があると解釈できる。そこで、第1軸を「経営展開軸」とした。また、第2軸は、今後の経営を担う農業者の賦存状況と農地の利用調整意志の有無を示すカテゴリーで高い正の値を示す。つまり、第2軸は、集落内の農地を円滑に貸借し継承する可能性を規定する特徴があると解釈できる。そこで、第2軸を「地域運営軸」とした。

表 2-20 数量化Ⅲ類による分析結果

項目	カテゴリー名	サンプル (人)	カテゴリースコア	
			第1軸	第2軸
耕作放棄地の所有状況	有	30	1.26	0.78
	無	69	-0.55	-0.34
後継者の有無	有	58	-0.34	-1.28
	無	41	0.48	1.81
今後の経営方針	拡大・維持	71	-0.96	0.14
	縮小・撤退	28	2.44	-0.35
リタイア時の対処方法	対処する	72	-0.33	-0.68
	対処しない	27	0.87	1.82
年代	60代以下	57	-1.06	0.91
	70代以上	42	1.43	-1.24
固有値			0.28	0.27
累積寄与率 (%)			28.3	56.1
相関係数			0.54	0.53

注) 表中の「対処する」は、農業者がリタイアした場合、農業委員会や知人等に耕作依頼を行うなどして、新たな農業者と農地との結びつけを行う意向があることを示す。
資料) アンケート調査結果より筆者作成。

次に、上記分析により得られた各回答者のサンプルスコアをもとに、クラスター分析（Ward法）を適用し、本調査で対象とした農業者を3つに分けた。

まず、「経営展開軸」及び「地域運営軸」の両軸が負の回答者群は、経営の拡大・維持意向が強いと同時に不在地主所有分を含めた地区内農地の利用調整意向があると読み取れることから『バランス型』とした（表2-21）。

次に、「経営展開軸」が負、「地域運営軸」が正である回答者群は、経営の拡大・維持意向があるほか、耕作放棄地を所有する一方、別の農地の貸借を進めるなど、荒廃地の管理等に対するリスク回避の動きも読み取れる。しかし、後継者を確保できておらず、不在地主が所有する農地へのフォロー意識の低い階層が多く含まれていることから、『生産偏重型』とした。同様に「経営展開軸」が正、「地域運営軸」が負である回答者群は、経営の縮小・撤退意向が強く集落内では補完的な経営体と捉えられる。しかし、後継者を確保し、地域内の農地に対するマネジメント意識が高い階層が多く含まれると読み取れることから『補完調整型』とした。このように、山口県岩国市を対象とした分析から、不在地主が所有する農地を借り受ける農業者は概ね3つの階層に分けることができる。

これを受け、各類型の特徴を整理すると、「不在地主との関係」では、『補完調整型』に属する農業者は、血縁者及び友人・知人から農地を預かる傾向にあるが、群間での有意差はない。また、「経営面積」、「借入面積」、「利用権面積」の3項目をみると、群間での有意差はないが、「経営面積」及び「借入面積」の2項目では、『バランス型』内で規模の大きな農業者割合が比較的高く、「不在地主との利用権面積」では、『補完調整型』内で規模の大きな農業者割合が高くなる傾向にあった。

さらに、不在地主が所有する農地を管理する上で必要となる支援項目をみると、「連絡調整に要する旅費等負担」^{注25)}の項目で、群間に有意差があった。これは特に『補完調整型』に含まれる農業者では、血縁者等の縁者から農地を借受ける割合等が比較的高いこと等により、農地の利用調整上、農地の出し手と受け手双方の関係を阻害する要因が少ないためだと予測する。

表 2-21 農業者（回答者）の分類と特徴

類型		バランス型	生産偏重型	補完調整型	
サンプル数（人）		50	29	20	
サンプルスコア 平均値	経営展開軸 （第1軸）	-0.44	-0.32	1.56	
	地域運営軸 （第2軸）	-0.50	1.23	-0.53	
特徴		○経営展開軸が負, 地域運営軸が負 ○経営の拡大・維持意向が強い ○経営の継続性が高い ○地区内農地の利用調整意向がある	○経営展開軸が負, 地域運営軸が正 ○経営の拡大・維持意向が強い ○経営の継続性が低い ○地区内農地の利用調整意向がない	○経営展開軸が正, 地域運営軸が負 ○経営の縮小・撤退意向が強い ○経営の継続性が高い ○地区内農地の利用調整意向がある	検定
不在地主との関係	血縁者・友人	52.2	44.4	75.0	
	親の知人	8.7	18.5	10.0	
	他人	39.1	37.0	15.0	
農地の所在地	都市的地域	38.0	31.0	20.0	
	中山間地域	62.0	69.0	80.0	
経営面積	大	34.9	25.9	27.8	
	小	65.1	74.1	72.2	
借入面積	大	35.9	19.2	18.8	
	小	64.1	80.8	81.3	
不在地主との利用 権面積	大	31.6	41.7	60.0	
	小	68.4	58.3	40.0	
呼びかけの有無	有	30.4	31.0	26.3	
	無	69.6	69.0	73.7	
基盤整備に係る費 用負担	要	37.8	48.0	26.7	
	不要	62.2	52.0	73.3	
農地活用加算の創 設	要	37.8	40.0	26.7	
	不要	62.2	60.0	73.3	
不在地主の転居・ 相続情報の提供	要	24.4	32.0	40.0	
	不要	75.6	68.0	60.0	
連絡調整に要する 旅費等負担	要	11.1	32.0	6.7	
	不要	88.9	68.0	93.3	[*]

注1) 表中の特徴欄については、第4表の第1・第2軸に含まれる各項目のカテゴリスコアをもとに評価を行った。

2) 表中の「経営面積」、「借入面積」、「利用権面積」は、全回答者が所有するそれぞれの面積（平均値）との比較である。

3) 表中の「不在地主との利用権面積」は、利用権設定を通して借受ける農地面積のうち、不在地主と貸借を結ぶ農地面積のことを示す。

4) 検定はカイ二乗検定により行った（[*]: 5%水準で有意差あり）。

5) 各項目（「不在地主との関係」から「連絡調整に要する旅費等負担」までの項目）の単位は%。

資料) 分析結果より筆者作成。

第4節 まとめ（小括）

まず、不在地主を対象とした下関市における調査から、今後、不在地主が所有する農地を管理する上で留意すべき点は、農業者及び農地所有者の情報を効率的に収集し、第3者機関を介した農地貸借を認定農業者以外の農家も対象として広く活用する体制の構築だと考える。先述したように、不在地主が農地の活用を前向きに捉えようとする姿勢には、縁者を含め相続前から繋がりのある農業者の存在が大きく影響している。しかし、個々の農業者が所有する不在地主情報は共有されることはなく、集落ぐるみで連携して不在地主問題に対処出来る仕組みにはなっていない。

そのため、農業嘱託員の様に各集落で選出されるため住民にも認知されやすく、農業者及び農地所有者情報を把握しやすい本制度等を採用するとともに、支援対象を個人農業者にも広げられるよう、県公社の機能拡充が求められる。また、有益費償還問題は不在地主の場合、より深刻な形であられる可能性があり、不在地主が所有する農地を管理することのメリットを農業者に供与する仕組みが必要である。

次に、不在地主と農業者を対象として行った岩国市の調査から、農地及び農業に対する双方の意識部分を整理すると次の3点が挙げられる。

- ① 不在地主が所有する農地に係る情報の継承度合いは、農業者と不在地主間で異なることが分かった。また、後継者を確保する農業者の場合でも、後継者が経営に参画しているか否かで、不在地主情報の後継者への継承度合いが異なることが示された。
- ② 現耕作者がリタイヤせざるを得ない状況に陥った際の対処方法は、農業者と不在地主とで違いがみられたほか、不在地主の意向からは、従来、農業者との間で農地の利用調整を行ってきた対応力・行動力が乏しくなっていることがうかがえる。
- ③ 集落住民の不在地主への投げかけ・働きかけの実態と不在地主による受け取り方とを比較した結果、双方に意識等の乖離が大きいことが分かった。様々な要因が考えられるが、例えば、集落側から発せられる帰村の要請等は、多くの場合、不在地主の自己責任・自助努力に委ねられるものであり、家屋の修善や就業先の確保、帰村により生じる負荷（集落行事への参加、慣習等への不安など）などに対して、住民及び行政的な支援が介在しない場合は、両者の意思疎通が図られ難いものと推測する。

また、数量化Ⅱ類の分析結果から、不在地主が所有する農地を引き続き管理できる農業者は、農地の集積余力のある世帯であり、高齢者層が受け手としての機能を果たすことは限界に近いことが示された。今後、農業委員会等公的機関の支

援・調整力が試されるが、この点に関しては、現在、各地で農地の出し手と受け手の明確化とマッチングによる人・農地プランの検討・作成が進んでおり、一定の効果が期待できる。後継者を持たない農業者の存在は、農地が他出子弟に継承される段階で不在地主化を招くため、プランの作成と実践は、将来の不在地主問題を未然に防ぐ役割を果たす可能性もある。

しかし、これら取組を活かすためには、集落主導という名の下、住民に丸投げし、集落単位の農地集積、営農計画づくりに終始するのではなく、小学校・旧村程度の範囲に点在する人材・法人等組織の能力を考慮し、各者に応じた役割を提案できるランドデザインに沿う形で住民を誘導する必要もある。この点は、不在地主や後継者を持たない農業者が所有する農地を、あらゆる手段を介して立体的に守るために、県・普及組織や市町村等に求められる最低限の視点である。

最後に、不在地主が所有する農地の管理を担う農業者の類型化を試みた分析からは、それぞれの経営方針、不在地主との関わり方等をもとに分類した農業者の特徴を整理した。結果から、不在地主が所有する農地は、積極的な経営拡大意向があり『生産偏重型』に属する中核的な農業者だけでなく、不在地主が所有する農地を含め、農地の利用調整への関与が期待できる『補完調整型』に該当する農業者等の相互作用によって守られることが分かった。有意差はほとんどみられなかったが、不在地主との関わり方や不在地主が所有する農地の管理に要する支援項目等は、群間で異なる点もあるため、不在地主の有する農地の集積は、農業者の属性及び特徴に応じて図られることが望ましい。

この点に関しては、農業委員をはじめ、地域内の実情を熟知した者による調整が必要となるが、今後は、地区内農業者の特徴や技能など、農業委員が蓄積している知識をデータとして「見える化」し、集落住民や行政機関が広く活用できる仕組みを形成するなど、新たな取組も並行して行うことが重要である。

注釈)

- 1) 筆者が山口県内 5 市を対象とした調査でも、農業者の不在地主に対するアプローチが上手いかず、農地に対する需要があるにも関わらず実際の耕作に結び付かない事例が各市で複数確認されている。
- 2) 本指摘については、高木^[1]が詳しい。
- 3) 適正な農地の利用調整は市場原理だけでは困難であり、集落住民の地道な努力に対する行政的な支援が合致することで初めて担保されるが、そのためには、農地所有者であり耕作者である農業者を対象とした調査が不可欠である。なお、不在地主問題とは直接関係ないが、農地価格等を含めた市場原理に基づく農地の利用調整の問題点を清水^[5]が指摘している。
- 4) その他回答は、「結婚（11.5%）」等である。
- 5) 本調査項目は、不在地主に対して、農地及び耕作放棄地を複数所有する場合に、調査対象となった農地以外の土地の現況及び今後の活用の見通しについて、記述（任意）を依頼したものである。地区名、地番の併記を求めたこともあり、本項目への回答率は 7.3%に留まったことに留意する必要がある。
- 6) 平成 20 年度単年度の状況を示した。
- 7) 下関市での調査では、不在地主が所有する農地の荒廃要因に、耕作者の傷病・死亡（43.8%）によるリタイヤが挙がる。
- 8) 本調査内で、下関市等から情報提供を受けた経験の有無」を尋ねた。本文中の数値は、『農業委員会からの利用権設定の案内』、『出身集落からの通信誌』、『市広報誌の送付』等の情報・資料を受けた経験者割合を示す。
- 9) 山口県内外の各農業委員会に対して聞き取り調査を行った際の指摘である。
- 10) 農業嘱託員とは、農政事務の委嘱を受けた農業者のこと。本制度を採用している長崎県 M 市では、行政が各集落で選任された農業者（1 名程度）を嘱託員として任命し、行政と集落とを結ぶパイプ役を担わせるとともに、双方の情報及び周知事項の収集・伝達等を図っている。
- 11) 借り手が行う土作り等の費用である有益費（島本富夫『現代農地賃貸借論』^[6]）については、償還請求権が民法で保障されている。
- 12) 全国農業会議所が、全国 1,844 の農業委員会を対象に実施した調査^[7]（回収率：75.8%）で、山口県では 23 全ての農業委員会が回答したものである^[8]。なお、本調査は、不在地主の定義（農地と居住地区との距離等）が明確でなく、農業委員会ごとに不在地主の捉え方が異なる可能性があることに留意する必要がある。

なお、不在地主に対する全国各地の農業委員会の取組については、全国農業委員会が現地調査結果を整理した資料^[9]、^[10]、^[11]が詳細に整理しており、参考になる。
- 13) 聞き取り調査は平成 23 年 8 月に行った。調査期間を限定したため、協力意向を示した 16 人の中から日程等調整ができた 9 人を調査対象とした。

- 14) 本設問は複数回答。他の回答は「自分で耕作者を探す：12.0%」、「自分, 家族で耕作：5.5%」だった。
- 15) 本設問は複数回答。他の回答は「農業者との情報・意見交換：14.6%」、「農作業のボランティア参加（5.1%）」、「協力できない：19.7%」であった。
- 16) 集落住民から, 帰村等を求められた経験のある回答者の割合は 9.3%であり, 経験のない同割合を大きく下回る。一方, これら具体的な取組経験がある農業者割合は 33.1%である。調査対象者は特定の圃場の所有者（不在地主）と農業者であるため, 農業者からのアプローチは少なくとも対象となった不在地主側には届いていると考えられる。この中で, 双方の意識差がおよそ 3 倍にまで到達した要因は, 本調査で問うた設問内容に対して, 「何をもって農業者からの働きかけ, 会話及び提案というのか」といった基準が判然とせず, 回答する不在地主によっては捉え方が多少異なっていた可能性がある。しかし, 本節では, 農業者による意識付け・行動実績が不在地主にとってどの程度印象に残る取組として捉えられているかを示すためのデータとして用いた。
- 17) 帰省頻度の中間値を利用して算出した(例: 帰省頻度 10~20 回の場合は 15 回とした)。
- 18) 後継者を確保している回答者の場合, 「そのまま返却」する可能性がある割合は 29.6%だが, 後継者がいない回答者の場合は同割合が 58.2%にまで増加する。
- 19) 本設問は複数回答。他の回答は「不在地主に直接申し出た：13.5%」、「集落内の協議で任された：6.0%」、「農業委員からの斡旋：5.3%」、「その他：3.8%」である。
- 20) 農業者が不在地主に対してアプローチした経験は, 不在地主との関係が親族や友人, 親の代からの知人, 所縁のない者（他の農業者から紹介された者など）の順に低下し, 同経験の有無と不在地主との関係は 1%水準で有意差があった（カイ二乗検定）。
- 21) 山口県萩市の中山間地域を対象とした調査では, 不在地主が所有する農地における圃場整備率の低さが同農地の耕作放棄地率の高さをもたらしており, 圃場整備における不在地主への対応が課題として指摘されている。なお, 資料は[13]が詳しい。
- 22) 「自分で耕作者を探して依頼する」の選択割合は 12.0%にとどまった。
- 23) 回答者の年代と家族構成との関係は 0.1%水準で有意差があった（カイ二乗検定）。
- 24) 年代については, 山口県における農業従事者の平均年齢が 70 歳を超えたことから, 「60 代以下」と「70 代以上」の 2 カテゴリーとした。
- 25) 不在地主による影響は圃場整備等の場面で大きくなることが多い。農地の利用調整相手に県外在住者等が含まれるためだが, これら手続きに要する費用は, 受益地のある地元の集落住民が捻出しており, 不在地主等が多いほど費用負担が増加することになる。

参考・引用文献

- [1]高木賢 (2008)『農地制度 何が問題なのか』,大成出版社.
- [2]安藤光義 (1994)「土地近郊における農地相続問題-愛知県安城市の実態調査結果の分析-」,農業経済研究,第 65 卷,第 4 号,199-211.
- [3]杉中淳 (2005)「不在村農地所有者の農地管理に関する意識について」,農村計画学会誌,第 24 卷,139-144.
- [4]杉中淳 (2006)「農地所有者の不在村化の進行が土地改良施設の管理に与える影響について」,農村計画学会誌,25 卷,479-484.
- [5]清水徹朗 (2007)「日本の農地制度と農地政策-その形成過程と改革の方向-」,<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0707rel.pdf>
- [6]島本富夫 (2001)『現代農地賃貸借論』,農林統計協会.
- [7]全国農業会議所,「不在村農地所有の管理実態に関する調査(概要)」,<http://www.nca.or.jp/nca/cyousatoukei/>
- [8]山口県農業会議 (2007)「農業委員会における不在村農地所有者の管理実態に関する調査結果」,山口県農業会議.
- [9]全国農業会議所 (2007)「調査研究資料第 348 号」,全国農業会議所.
- [10]全国農業会議所 (2008)「調査研究資料第 354 号」,全国農業会議所.
- [11]全国農業会議所 (2009)「調査研究資料第 360 号」,全国農業会議所.
- [12]坂本誠,久保雄生 (2010)「中山間地域における不在地主所有農地の賦存状況と今後の農地活用意向」,農村計画学会,29 卷,221-226.
- [13]坂本誠,久保雄生 (2010)「中山間地域における不在地主問題の実態」,<http://www.rural-planning.jp/>

第3章

他出子弟の出身地区との関わりと
不在地主問題解決に向けた対策

第1節 はじめに

これまで各章で論じてきたように、山口県では、担い手や農地の賦存状況は他県の状況を上回る速度で悪化しており、高齢の在村者による農地の管理は厳しい環境におかれている。また、土地持ち非農家の存在に代表されるように、後継者を確保できない農業者も増加しているが、このことは、農地を継承する地区外在住の他出子弟（不在地主）の発生を助長することにも繋がることから、上記の取組は一層困窮を極め、農地だけでなく集落の維持・管理等もできない地域が出現することは容易に推測できる状況となっている。

このため、集落に愛着を持ち、地域農業や自然環境の維持の必要性を感じている他出子弟にアプローチし、他出子弟による実家農業の支援だけではなく、地域が将来的に必要とする他出子弟像や地域ビジョン等を示すことで、集落運営や地域農業の維持・管理につながる関係が形成されれば、不在地主問題や耕作放棄地の拡大に伴う問題等の緊急的課題に対応する足がかりになると思われる。

そこで、本章では、中山間地域における他出子弟を対象とした調査・分析から、他出子弟が実家農業や集落の運営等において果たす役割を明らかにするとともに、他出子弟と集落住民との関係構築を促す仕組みと運営手法を整理することで、他出子弟が不在地主化した際に生じる問題を予め抑制するための手段としての可能性を検討することを目的とする。

具体的には、第2節において、他出子弟と地区住民との関係を生活面と農業面を中心に整理し、現時点で他出子弟が果たしている役割を明らかにする。さらに、調査対象地域におけるイエと農地の将来動向を予測したのち、今後、他出子弟に求められる役割・機能の解明と、在村者と他出子弟との関係強化を図るための仕組みを検討する。

また、第3節では他出子弟による耕作意向の規定要因を解明し、将来の担い手として期待できる他出子弟像を抽出するとともに、担い手として捉える際の条件整備、留意点等を検討する。

第2節 他出子弟の地区住民との関わりと農地管理上の役割

1) 調査対象地区の概要と分析方法

(1) 調査地区の概要

本稿における調査対象地区は、山口県内の中央部に位置し、2005年に山口市と合併した旧徳地町内の串地区とした（表3-1, 図3-1）。当地区は、市町合併による周辺地化と過疎・高齢化が懸念される状況の中で、他出子弟を含む都市住民との交流活動が盛んに取り込まれ、緑のふるさと協力隊などの外部人材を活かしたムラづくりに着手している地域である。

地区中心部には行政窓口として分館があり、人口は414名（196戸）、高齢化率は54.1%（2011.2現在）である。農林業センサス上では農地及び農業従事者ともに減少し、地区内生活店舗の撤退など諸問題を抱えるが、「にほんの里100選」、「やまぐち棚田20選」への選出など、農山村の景観・地域資源が守られている。

本章でとりあげる「ゆたかな串を育てる会」（以下、「育てる会」）は地区住民有志によって作られた地域活動組織であり、昭和53年に「串地区社会教育関係団体連絡協議会」として発足した後、昭和59年に現在の組織名に改称され現在に至った組織である（表3-2）。地区内に存在する諸組織（社会福祉協議会や老人クラブ協議会、自治会連絡協議会、野菜出荷グループなど）とともに串地区の地域づくり協議会を構成する団体だが、上述した諸組織の代表者や市分館職員（分館長及び分館職員：2人）、小学校教員（校長等：2人）等が育てる会の構成員であること、また、『夢プラン』^{注1)}に基づいた地域の活動主体としての役割を期待されていることなどから、実質的には串地区の地域活動を担う中核組織として認知されている。

会員は上記地区住民や分館職員など合計42人で構成されており、文化教養部会、保健体育部会、福祉部会、環境美化部会の4部門の活動（環境美化や地区親睦体育祭、都市住民との交流など）のほか、近年では、緑のふるさと協力隊（2010年から3カ年連続）の受入れにも積極的に関わる。

しかし、組織の設立目的上、特定の住民の利益に繋がる経済活動や農地の利用調整等の取組み実績はない。

(2) 調査方法及び分析方法

調査は、他出子弟の在村者及び実家農業等との関わり方の把握を目的としたアンケート調査と、串地区におけるイエ及び農地の賦存状況と将来動向予測を目的とした農地等現況調査を行った。

アンケート調査（2010年8月実施）は、「育てる会」の協力のもと他出子弟

の住所、氏名等の提供を在村者（親世代：全戸）に依頼し、在村者から調査の了解が得られた他出子弟（84人）を対象に実施し、42人（回収率：50.0%）から回答を得た。

農地等現況調査（2011年8月から11月実施）は、6集落在住の「育てる会」役員に対する聞き取り調査と現地確認により行った。イエの実態は、世帯主の氏名、年代、世帯員数、農業従事者の状況などを把握した。また、農地については、所有者及び耕作者の氏名、年代、居住地等を尋ね、串地区におけるイエ及び農地の賦存状況と将来予測を行う際のデータとした。

分析は、まず、イエ及び農地の賦存状況の把握と将来動向予測から、中山間地域の農業集落が直面する課題を整理し、集落及び地域農業の維持・管理を進めるうえで在村者と他出子弟に求められる役割を明らかにする。次に、他出子弟に対して実施したアンケート調査結果から他出子弟と集落との関わり方を整理し、求められる役割を彼らが果たし得るのかを検証する。また、これら他出子弟に対して働きかけを行う「育てる会」への聞き取り調査から、将来、不在地主化が懸念される他出子弟との関係構築の進め方を把握し、不在地主問題の解決に向けた方策としての可能性を検討する。

なお、本稿における他出子弟の定義は、串地区での居住経験者で、かつ、在村者の子息とした。また、「育てる会」役員に対する聞き取り調査から不在地主の氏名や居住地、農地の所在地等が概ね把握できたことから、一部の不在地主は当地区住民との関係を断っている可能性があるが、不在地主の多くは、当地区住民と一定の関係を保つ者であると考えられる。

表 3-1 対象地域の概要

		山口県	山口市 (旧徳地町)	串地区 (旧旧村)	単位	
総農家数	2000年	56,205	1,528	144	戸	
	2010年	43,171	1,222	109		
販売農家数	2000年	39,731	1,184	101		
	2010年	26,207	834	73		
土地持ち非農家数	2005年	23,425	418	36		
	2010年	26,316	473	41		
農家人口（販）	2000年	147,026	4,140	324		人
	2010年	83,739	2,499	195		
農業従事者数（販）	2000年	104,591	2,828	235		
	2010年	64,086	1,909	154		
経営耕地面積（販）	2000年	38,031	958	71	ha	
	2010年	28,158	753	52		
耕作放棄地面積	2005年	7,570	134	12		
	2010年	8,169	132	17		

資料) 農林業センサス。

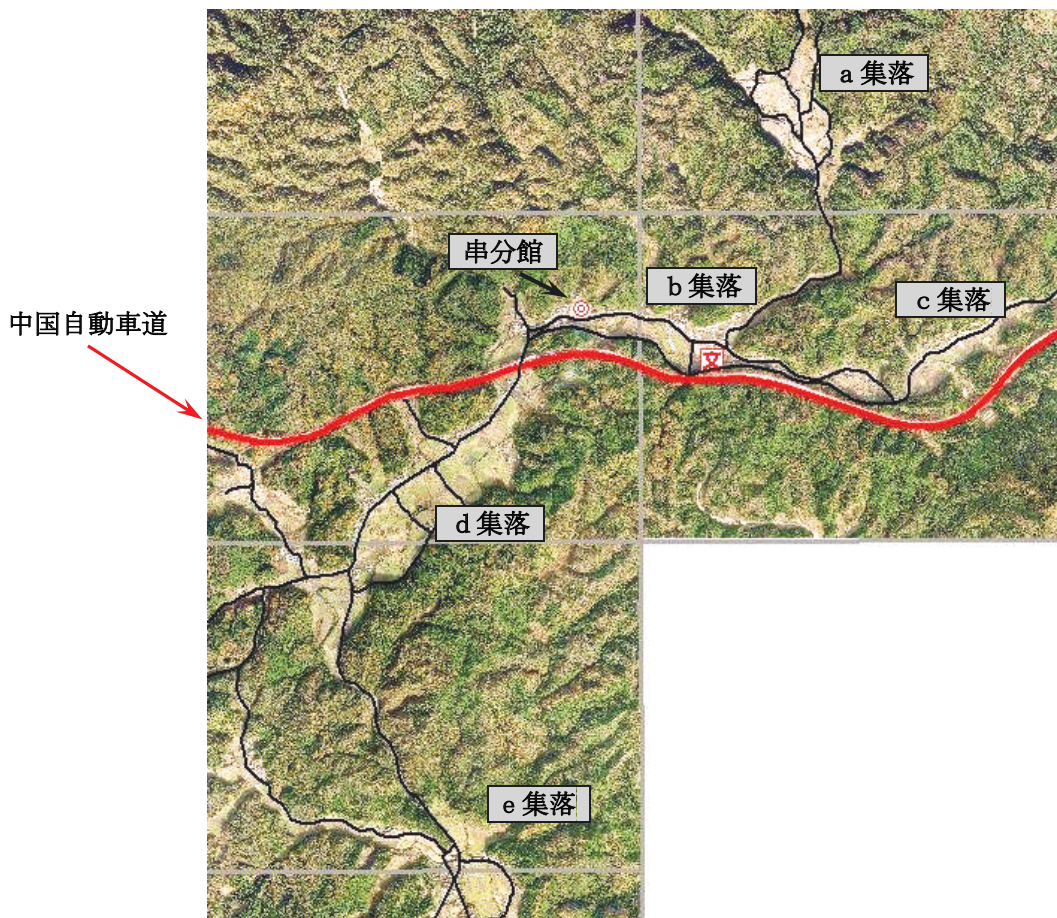


図 3-1 串地区内の各集落の位置関係

資料) 現地聞き取り調査等より作成。

表 3-2 育てる会の組織概要と取組み経緯

年	直近10カ年の主な活動内容・出来事	組織体制
2003	・都市部住民との交流開始 (H15実績：ホームステイ小学生80名受入)	
2006	・海外留学生との交流「グローバル交流in串」開始	
2007	・県内大学生との交流「ふるさと発見in串」開始 (ホームステイ：大学生10名)	
2009	・緑のふるさと協力隊短期体験プログラム (5名) 受入 ・「にほんの里100選」選出 ・「やまぐち棚田20選」選出	
2010	・緑のふるさと協力隊長期派遣 (1名) 受入	
2011	・緑のふるさと協力隊長期派遣 (1名) 受入 ・天神の滝つぼ再生整備	
2012	・緑のふるさと協力隊長期派遣 (1名) 受入	

資料) 聞き取り調査及び対象組織発行資料をもとに作成。

2) 串地区における家屋と農地の活用状況

(1) 住民の居住実態とイエの将来動向予測

当地区では、在村者 171 戸 (77.0%)、空家は 51 戸 (23.0%) だった (表 3-3)。在村者について整理すると、「2 人」家族の世帯が 72 戸 (42.9% : 在村者 171 戸に占める割合) で最も多く、「独居」世帯は 54 戸 (32.1%) だった。世帯主に着目すると、世帯主が 70 代以上の高齢世帯が 115 戸 (60.5%) で最も多く、また、「独居」及び「2 人」世帯の割合は 83.5% (86 戸/103 戸) であり、当地区での高齢化問題が危惧される。後継者の有無が確認できた世帯 (130 戸) のうち、92 世帯^{注2)} でイエの跡取り候補者を確保していたが、該当者が同居する世帯は 11 戸だった。

次に、居住の有無、世帯員数及び世帯主の年代の 3 点に着目し、10 年後の当地区において、どの程度のイエが存続し得るのかを予測した^{注3)}。その結果、調査時点で過半を占めた「2 人」以上の世帯は 28.7% (62 戸) に減少し、「独居」は 32.4%、「空家」は 38.9% まで増える可能性がある。特に、縁辺部の a 集落及び e 集落では「独居」及び「空家」の占める割合が 7 割を超える恐れがあり、集落の急速な衰退が懸念される。

表 3-3 串地区での居住実態調査結果

地区	戸数	居住者の有無						世帯主の年代			イエの跡取り候補者		世帯としての農業従事の実態	
		無	有	世帯員数				30～40代	50～60代	70代以上	有	無	従事有	従事無
				独居	2人	3人以上	不明							
全地区	222	51	171	54	72	42	3	7	68	115	92	38	114	58
	100.0	23.0	77.0	32.1	42.9	25.0	—	3.7	35.8	60.5	70.8	29.2	66.3	33.7
a 集落	33	7	26	10	12	3	1	0	8	17	7	15	15	10
	100.0	21.2	78.8	40.0	48.0	12.0	—	0.0	32.0	68.0	31.8	68.2	60.0	40.0
b 集落	43	8	35	6	16	12	1	1	14	23	9	9	13	23
	100.0	18.6	81.4	17.6	47.1	35.3	—	2.6	36.8	60.5	50.0	50.0	36.1	63.9
c 集落	31	9	22	6	7	8	1	2	13	12	14	4	17	6
	100.0	29.0	71.0	28.6	33.3	38.1	—	7.4	48.1	44.4	77.8	22.2	73.9	26.1
d 集落	74	15	59	16	28	15	0	3	24	36	44	10	48	14
	100.0	20.3	79.7	27.1	47.5	25.4	—	4.8	38.1	57.1	81.5	18.5	77.4	22.6
e 集落	41	12	29	16	9	4	0	1	9	27	18	0	21	5
	100.0	29.3	70.7	55.2	31.0	13.8	—	2.7	24.3	72.9	100.0	0.0	80.8	19.2

注1) 各項目とも「不明」は除外しているため合計値と合わないケースがある。

2) 表中の上段の値は戸数を示し、下段は割合 (%) を示す。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

(2) 串地区における農地流動化予測

①農地の所有と活用の実態

一筆調査の結果から、串地区における農地と耕作放棄地の総計はおよそ 85.5ha であり、うち農地は 58.1ha (68.0%)、耕作放棄地は 27.4ha (32.0%) を占め、一部農地での圃場整備実績がある e 集落では、耕作放棄地率が地区内で最も低かった (表 3-4)。所有者に注目すると、在村者の場合は、農地の所有割合が耕作放棄地の同割合と比べ高いが、不在地主の場合は、地区の南北に位置する a 集落及び e 集落を除いた 3 集落で耕作放棄地の所有割合が農地の同割合を上回った。この中で、e 集落では在村者・不在地主問わず圃場整備田での耕作放棄が生じていないことから、圃場整備を介した不在地主への対応が有効であると指摘できる。

次に、農地所有者と耕作者との関係を整理する。農地所有者 (在村者及び不在地主) による自作割合は、在村者が 77.5% (34.6ha)、不在地主が 16.5% (2.0ha) であり、在村者・不在地主とも、所有者の年代が上がるにつれ自作割合は上昇した (表 3-5)。一方、貸借割合は、在村者・不在地主とも年代に応じて低下するが、ほとんどの農地は串地区在住者に集積されていた。

これら在村者における自作の実態と、貸借を選択する農地所有者の行動から、串地区における農地が高齢の在村者に集中しており、所有者の年代や居住地の違いが農業者による農地管理の適否にも影響していることが分かる。

②農地の流動化予測

串地区における農地を対象に、前述のイエと同様の手法で今後の動向予測^{注4)}を行った。予測は耕作者の年代に着目し、10 年後も引き続き管理され得る農地賦存量を予測した (表 3-6)。

その結果、串地区に現存する農地 (58.1ha) は 24.6ha にまで減少し、耕作放棄地は 60.9ha (調査時の 2.2 倍) に達する可能性がある。特に、e 集落は現時点での耕作放棄地率は低いですが、在村者 (70 代以上の者) による自作農地の割合が 91.9% と高く、農業後継者の確保と農地の継承が進まない場合、10 年後に存続し得る農地は 2.9ha まで減る恐れがある (図 3-2)。

表 3-4 各集落における土地の賦存状況と在村者・不在地主による所有実態

地区名	合計			在村者			不在地主		
	合計	農地	耕作放棄地	合計	農地	耕作放棄地	合計	農地	耕作放棄地
a 集落	146,000	92,655	53,345	115,673	73,506	42,167	30,325	19,148	11,177
	100.0	63.5	36.5	100.0	63.5	36.5	100.0	63.1	36.9
b 集落	73,685	49,697	23,988	47,667	38,284	9,383	26,018	11,413	14,605
	100.0	67.4	32.6	100.0	80.3	19.7	100.0	43.9	56.1
c 集落	105,150	70,044	35,106	53,546	50,976	2,570	51,604	19,068	32,536
	100.0	66.6	33.4	100.0	95.2	4.8	100.0	37.0	63.0
d 集落	380,159	255,356	124,803	273,470	204,103	69,367	106,690	51,253	55,437
	100.0	67.2	32.8	100.0	74.6	25.4	100.0	48.0	52.0
e 集落	150,440	113,715	36,725	103,665	85,807	17,858	46,775	27,908	18,867
	100.0	75.6	24.4	100.0	82.8	17.2	100.0	59.7	40.3
合計	855,434	581,467	273,967	594,021	452,676	141,345	261,412	128,790	132,622
	100.0	68.0	32.0	100.0	76.2	23.8	100.0	49.3	50.7

注1) 表中の上段の値は面積 (m²) を示し、下段は割合 (%) を示す。

2) 「不在地主」には、居住地が分からない者 (聞き取り結果から不在地主と推測) を含めて整理した。

資料) 聞き取り調査及び現地確認調査結果より筆者作成。

表 3-5 農地所有者の居住地の違いと農地の耕作状況との関係

所有者		合計	耕作状況			不明
			自作	貸借 (耕作者の居住地)		
				串地区内	串地区外	
区分	年代					
在村者	合計	446,888	346,330	77,371	22,564	623
		100.0	77.5	17.3	5.0	0.1
	50代以下	49,871	36,225	13,646	0	0
		100.0	72.6	27.4	0.0	0.0
	60代	95,971	75,618	20,353	0	0
		100.0	78.8	21.2	0.0	0.0
70代以上	285,862	227,350	35,325	22,564	623	
	100.0	79.5	12.4	7.9	0.2	
(年代不明)		15,184	7,137	8,047	0	0
		100.0	47.0	53.0	0.0	0.0
不在地主	合計	121,939	20,128	91,577	6,950	3,284
		100.0	16.5	75.1	5.7	2.7
	50代以下	16,547	196	16,220	0	131
		100.0	1.2	98.0	0.0	0.8
	60代	22,825	1,885	19,053	297	1,590
		100.0	8.3	83.5	1.3	7.0
70代以上	38,758	9,677	22,753	6,073	255	
	100.0	25.0	58.7	15.7	0.7	
(年代不明)		43,809	8,370	33,551	580	1,308
		100.0	19.1	76.6	1.3	3.0

注1) 表中の上段の値は面積 (m²) ,下段は割合 (%) を示す。

2) 「年代不明」の所有者のデータは参考として記載。

資料) 聞き取り調査及び現地確認調査結果より筆者作成。

表 3-6 串地区における農地の将来動向予測結果

地区・項目	現状				予測値 (10年後)	
	合計	農地	うち、荒廃危険農地	耕作放棄地	農地	耕作放棄地
a 集落	146,000	92,655	59,105	53,345	33,550	112,450
	100.0	63.5	63.8	36.5	23.0	77.0
b 集落	73,685	49,697	26,198	23,988	23,499	50,186
	100.0	67.4	52.7	32.6	31.9	68.1
c 集落	105,150	70,044	42,288	35,106	27,756	77,394
	100.0	66.6	60.4	33.4	26.4	73.6
d 集落	380,159	255,356	123,541	124,803	131,815	248,344
	100.0	67.2	48.4	32.8	34.7	65.3
e 集落	150,440	113,715	84,563	36,725	29,152	121,288
	100.0	75.6	74.4	24.4	19.4	80.6
合計	855,434	581,467	335,695	273,967	245,772	609,662
	100.0	68.0	57.7	32.0	28.7	71.3

注1) 表中の上段の値は面積 (㎡), 下段は割合 (%) を示す。

2) 荒廃危険農地は, 70代以上の耕作者が管理する農地が, 10年後に荒廃する, とした予測に基づく。同欄記載の割合は, 現農地に占める値である。

3) 予測値 (10年後) における農地及び耕作放棄地の割合は, 現状の合計値に占める値である。

資料) 聞き取り調査及び現地確認調査結果より筆者作成。

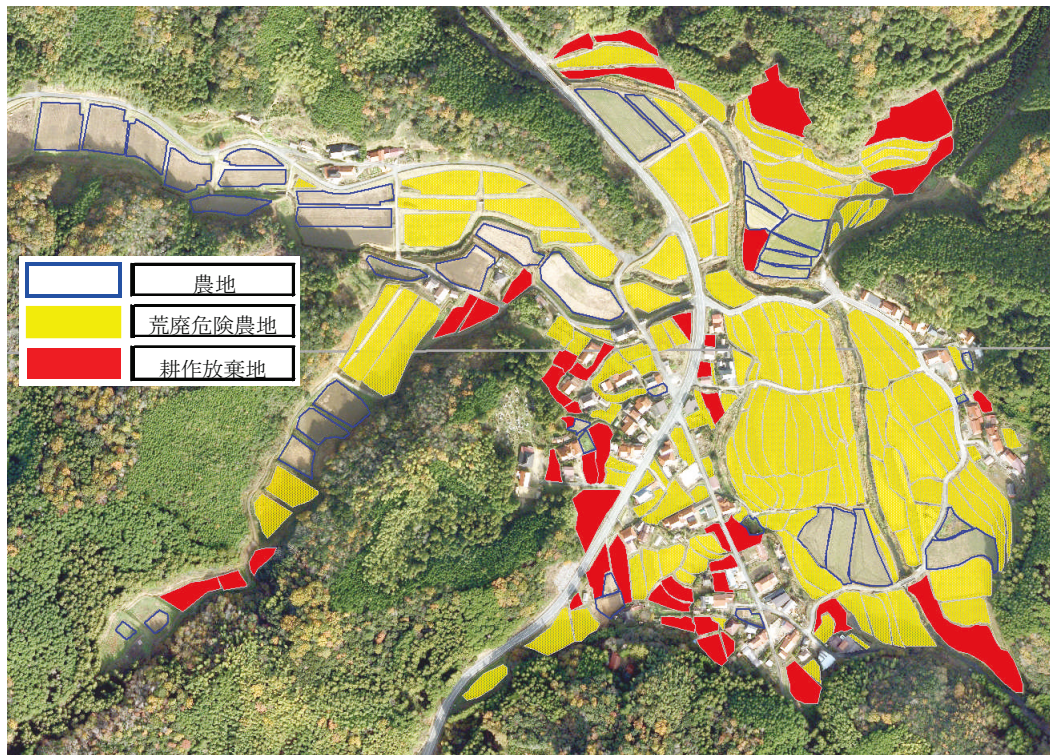


図 3-2 串地区内 e 集落における農地の将来予測結果

資料) 現地調査をもとに筆者作成。

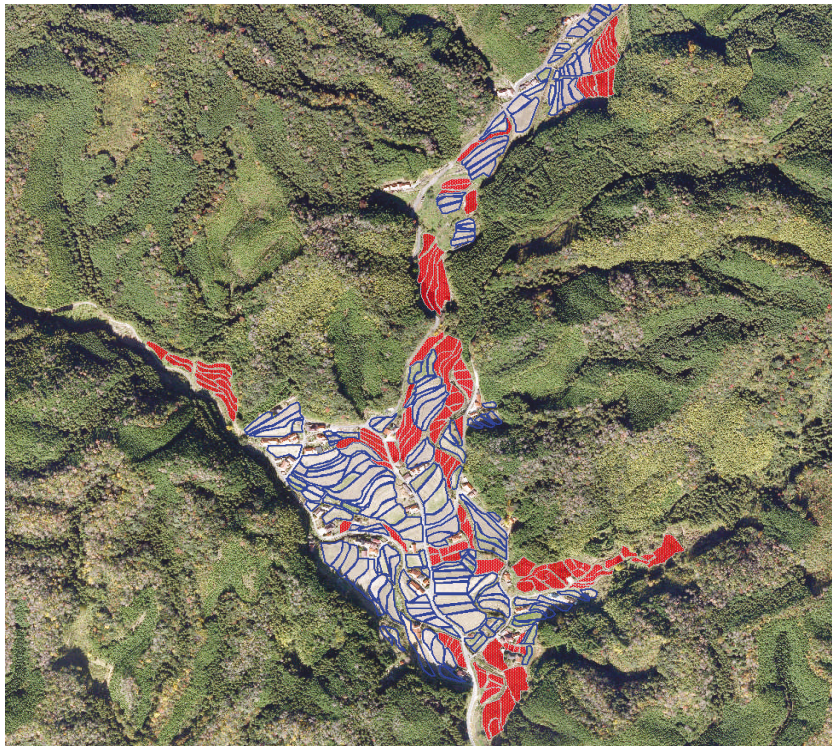


図 3-3-① 串地区内 a 集落における調査結果（現況）

資料) 現地調査をもとに筆者作成。

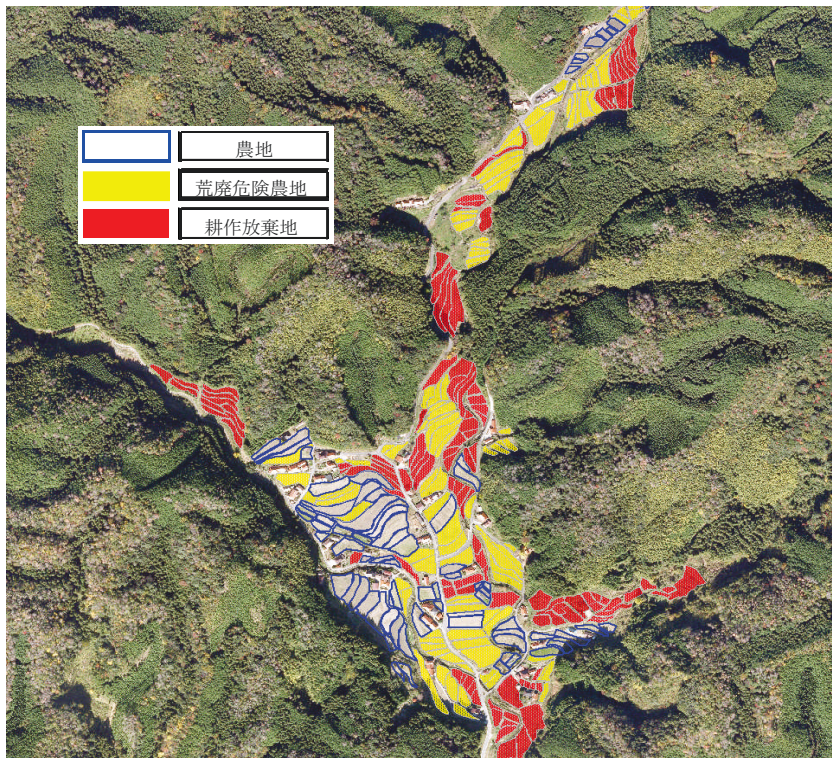


図 3-3-② 串地区内 a 集落における調査結果（将来予測結果）

資料) 現地調査をもとに筆者作成。

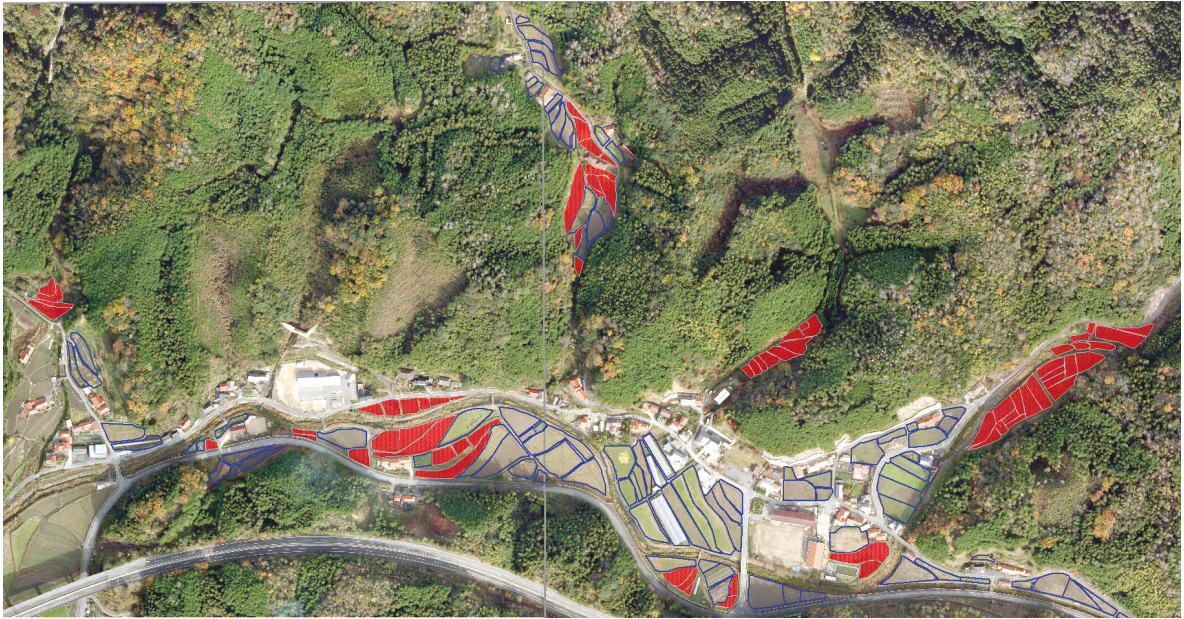


図 3-4-① 串地区内b集落における調査結果（現況）

資料) 現地調査をもとに筆者作成。

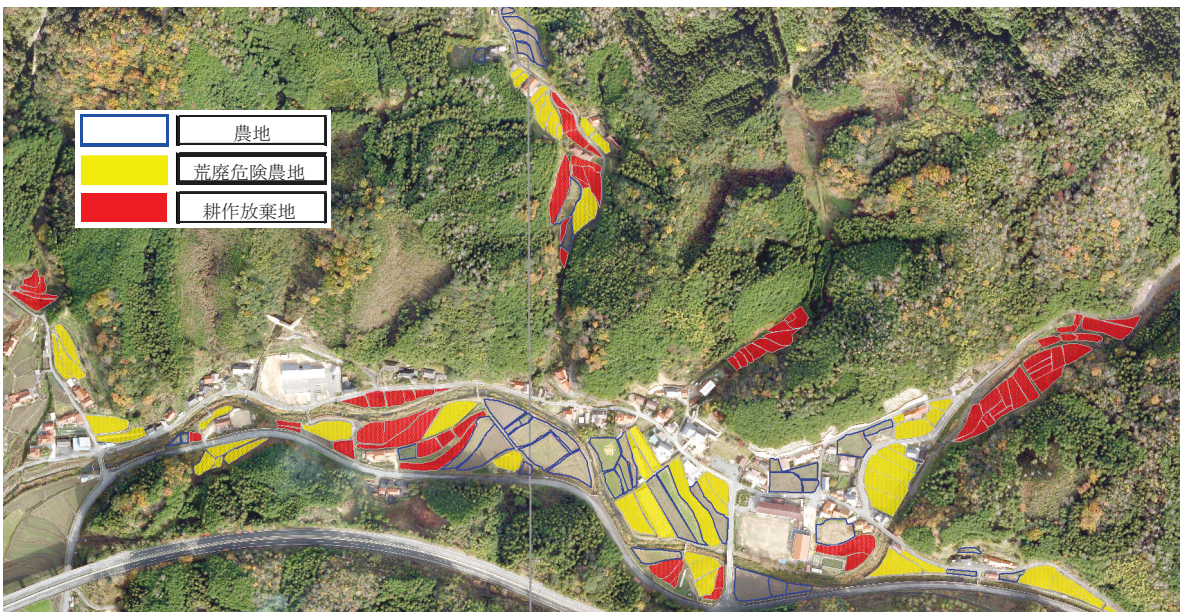


図 3-4-② 串地区内b集落における調査結果（将来予測結果）

資料) 現地調査をもとに筆者作成。

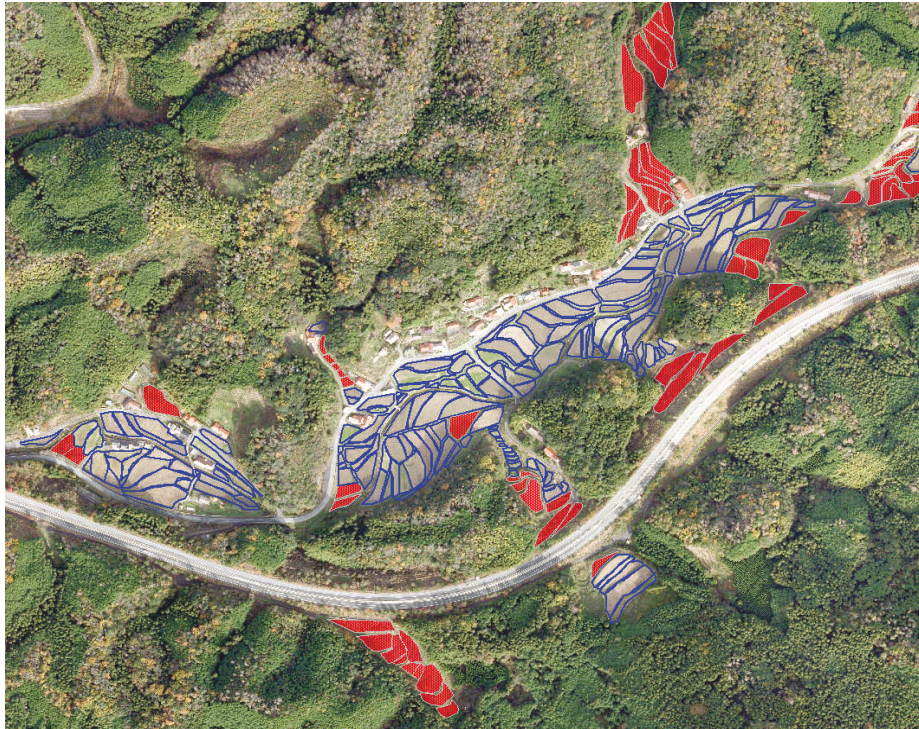


図 3-5-① 串地区内 c 集落における調査結果（現況）

資料) 現地調査をもとに筆者作成。

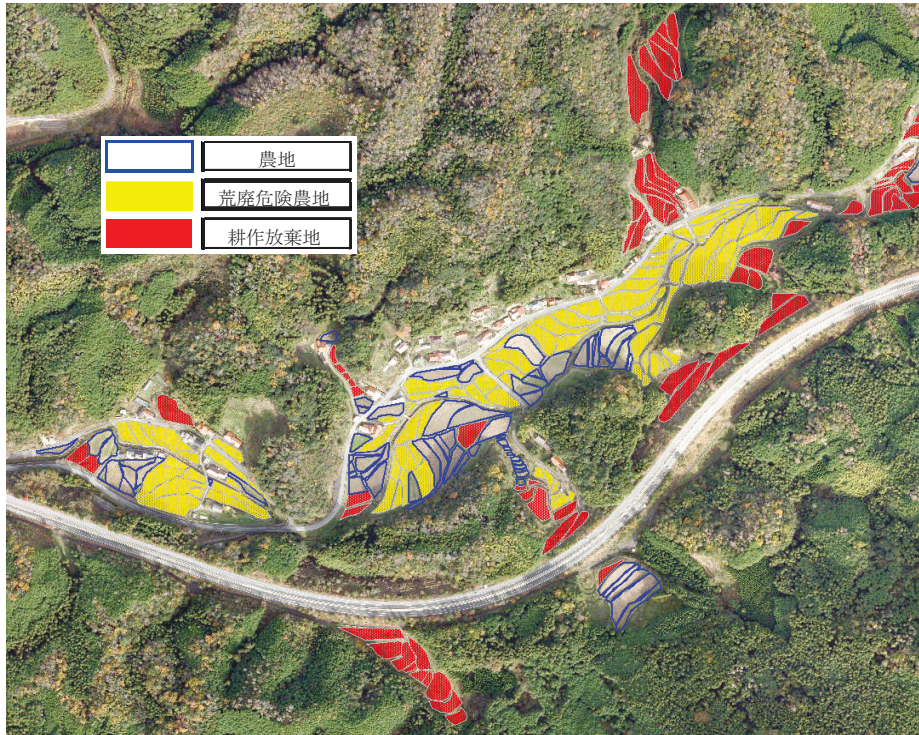


図 3-5-② 串地区内 c 集落における調査結果（将来予測結果）

資料) 現地調査をもとに筆者作成。



図 3-6-① 串地区内 d 集落における調査結果（現況）

資料) 現地調査をもとに筆者作成。

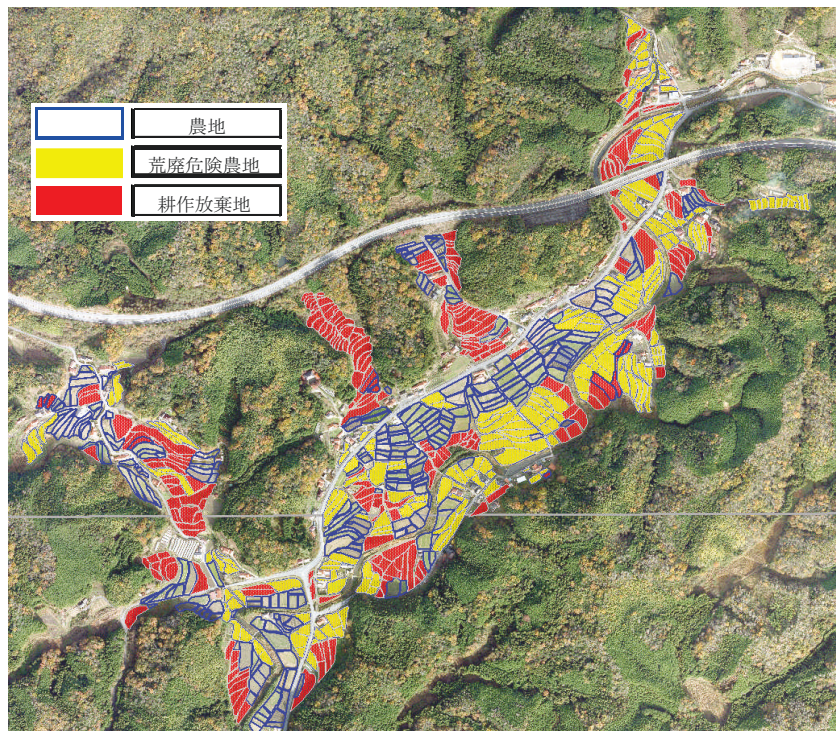


図 3-6-② 串地区内 d 集落における調査結果（将来予測結果）

資料) 現地調査をもとに筆者作成。



写真 3-1 串地区現況調査結果のとりまとめ風景

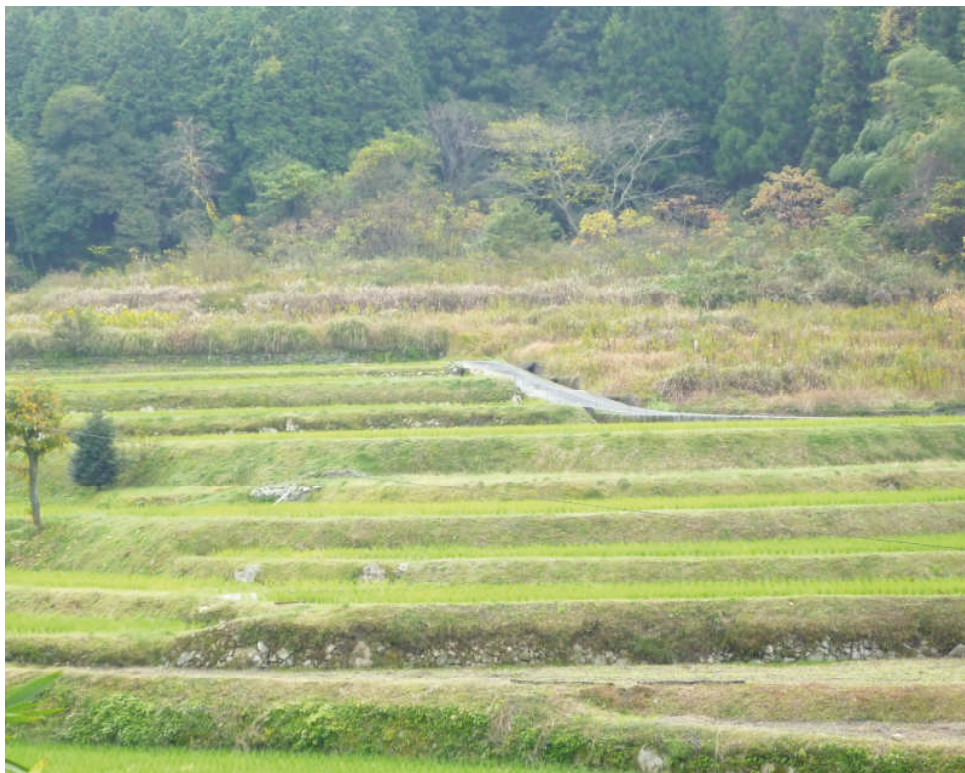


写真 3-2 棚田に忍び寄る荒廃地の波（山口市徳地串地区）

(3) 串地区が直面する継承問題と今後の展望

串地区におけるイエ及び農地の賦存状況と将来予測の結果から、当地区が直面する問題を、地区内の3集落（a, b, e）を例として挙げて整理する（表3-4, 3-7）。

まず、集落の特徴を述べると、a集落はイエの跡取り候補者の確保率が最も低く、在村者による農地及び耕作放棄地の所有割合が高いため、集落の存続上、外部からの人材確保が重要であり、今後、生じ得る他出子弟への相続・継承問題への対応が注目される。b集落は、10年後に想定される在村者率が高いが、地区中央部に位置し非農家が多いことから農業に関与しない世帯率も高い^{注5)}。地区全体の高齢化が進む中で、農業との関係が希薄な在村者及び他出子弟に対して如何なる役割を持たせ得るかが課題となる。

一方、e集落は、10年後に存続し得るイエ及び農地の残存率が最も低い。しかし、跡取り候補者の確保率が最も高く、世帯として農業に従事する側面もあるため、農業経営及び農地をイエとして他出子弟に継承できるかが重要な視点となる。

表 3-7 串地区内3集落におけるイエ及び農地の賦存状況と予測結果

地区名	賦存状況（イエ）			イエの跡取り候補者		世帯としての農業従事実態		賦存状況（農地）			
	予測（10年後）			有	無	有	無	現況		予測（10年後）	
	2名以上	独居	空家					農地	耕作放棄地	農地	耕作放棄地
a 集落	5	13	13	7	15	15	10	92,655	53,345	33,550	112,450
	16.1	41.9	41.9	31.8	68.2	60.0	40.0	63.5	36.5	23.0	77.0
b 集落	17	12	11	9	9	13	23	49,697	23,988	23,499	50,186
	42.5	30.0	27.5	50.0	50.0	36.1	63.9	67.4	32.6	31.9	68.1
e 集落	6	12	23	18	0	21	5	113,715	36,725	29,152	121,288
	14.6	29.3	56.1	100.0	0.0	80.8	19.2	75.6	24.4	19.4	80.6

注1) 表中の単位は、上段が「戸」、「m²」、下段が「%」。
 2) 戸数はa集落が33戸、b集落が43戸、e集落が41戸である。
 3) 不明は除外しているため、合計値が合わない点がある。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

これら集落の特徴から、当地区が抱える問題をイエに注目して整理すると、当地区では、在村者のみの集落運営は破綻する可能性があり、U・Iターン者の受入れが無ければ、存続が危ぶまれる集落も存在する。しかし、地域コミュニティ維持の視点からは、あらゆる人材の受入れは難しく、地域に馴染む者を事前に選別するための条件・仕組みを準備する必要がある。

具体的には、集落側の準備として、地区内の年間行事や自治会規則、生活上の慣習など、転入希望者が抱える生活上の不安を払拭するための情報を整理し提示することで、地域に馴染み得る転入希望者か否かを事前に選別する仕組みをつくるという考え方である。しかし、イエの減少・衰退度合や跡取りの確保状況等は集落毎に異なるため、行政支援が一律的、かつ一過性の支援となる場合、効果の点からみた集落間差を生み出す可能性もあり、注意を要する。

次に、農地に注目すると、当地区では、農地の出し手・受け手とも在村の高齢者であり、農地が特定の農業者に過度に集中している可能性がある。さらに、今後の動向予測から、農地管理を担う高齢者割合が高い集落ほど、農地の継承が行き詰った際に受ける影響も大きいことが示された。既存の農地を在村者で維持できる部分と、他出子弟を含めた後継者等を交えて管理すべき範囲とに分け、農地の利用上、他出子弟等の力をどの場面で活かすべきかを明確にした将来設計を組み立てる必要がある。

このように、人口流失に直面し、農地を所有する高齢者が自ら耕作せざるを得ない地域では、農地所有者（耕作者）による後継者確保と育成に対する姿勢・実績が今後の地域農業の継続性に大きく影響する。しかし、前節で示したように、当地区におけるイエの跡取り候補者の同居世帯は11戸（候補者が存在する世帯数：92戸）あるが、全ての候補者が農作業等に関与しているわけではなく、他出子弟等の定期的な帰省による実家農業への支援が地域農業の側面的な支えとなっている。

従って、在村者は、将来残すべき農地（場合によっては集落）を、在村者の年齢や他出子弟の帰村意向、家屋・農地の利用実態等をもとに区分する作業に着手せざるを得ない。さらに、実家農業の継承者である他出子弟を当地区における将来の担い手として育成できるよう、利用権の再設定や機械の共同利用、集落営農等の仕組みを準備する必要がある。

一方、他出子弟及び不在地主には、今後の集落運営や農地管理への参画に向け、自らの属性や能力に応じた役割を果たすことが求められる。具体的には、イエの農作業補助や買い物・通院支援など、在村者の生活に関連深い分野での支援はもとより、農道・水路清掃作業、祭り・運動会などの集落行事の運営支援、これらへの参画が困難な者は、農産物の定期購入支援など、集落の活性化や農地保全に直接的・間接的に貢献する取組みへの参加が期待される。もちろん、在村者による

投げかけ・働きかけが不可欠だが、農業集落出身の他出子弟と農業の後継者が同一とは限らないことを念頭におき、農地所有者として如何に集落及び農地の管理に関与させるかを検討する必要がある。

また、不在地主問題を視野に入れると、彼らが所有する農地は、在村者の経営意向に影響を受けることから、在村者との個人的な結びつきによる貸借ではなく、県公社等の機関を介した計画的な農地集積も不可欠となる。



写真 3-3 高齢の在村者と他出子弟により守られる山間の農地（岩国市錦地区）

3) 他出子弟と串地区との関係と今後の可能性

(1) アンケート調査結果

①在村者（親世代）と他出子弟の後継意識

アンケート調査では、在村者（親世代）に対して、『将来、他出している子息が串地区に戻り、イエを継ぐ意志があると思うか』を尋ねた。その結果、在村者からみて『後継意志がある』と予測される他出子弟数は23人（29.5%）であり、『後継意志がない』と予測された他出子弟数を上回った。また、在村者が、イエの継承を長男に期待する傾向が強いことが本分析結果からも明らかとなった。

一方、在村者から『後継意志の有無は分からない』と見なされた他出子弟は39人（49.4%）存在し、農地等を対象とした継承問題が、在村者と他出子弟との日常会話内ではとり上げられ難いことが分かる。

次に、他出子弟（アンケート回答者）からみた串地区への帰村意識は、『ある』及び『どちらかというところ』を合わせると47.6%を占め、上述した在村者による予測値よりも高く、他出子弟による帰村の可能性は在村者の期待値を上回った（表3-8）。イエと農地の衰退が危惧される当地区では、帰村意向のある回答者を集落再編や農地活用の仕組みに取り込む必要もあるが、現時点での可能性は充分あると考えられる。

表3-8 他出子弟の帰村に対する在村者の予測と他出子弟本人の意識との差

	他出子弟による帰村の可能性			
	合計	あり	なし	分からない・不明
在村者（親）	86	23	17	46
	100.0	26.7	19.8	53.5
回答者（他出者）	42	20	22	
	100.0	47.6	52.4	

注1) 表中の単位は、上段が「人」下段が「%」。

2) 「在村者（親）」は、親から見た他出者の帰村意向（予測）を示す。

3) 「回答者（他出者）」は、自身の帰村意向（予測）を示す。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

②回答者の属性

回答者は男性が78.6%、40代及び50代の割合が78.6%を占めた（表3-9）。居住地は串地区に隣接する防府市（33.3%）と山口市（31.0%）で過半を占め、県外在住者割合は21.4%（9名）だった。転出時の平均年齢（20.3歳）と転出理由（就職：42.5%、進学：35.0%）から、多くの回答者が他出後2～30年を迎える。親名義の農地及び山林の所在地（山林の場合は境界線）に対する認知状況をみると、農地（51.4%）に対して山林は5.6%に留まり、山林は資産として意識され難いことが分かる^{注6)}。また、これら資産の有無を知らない他出子弟も存在し、農地等資産に対する意識は他出子弟間で異なる。

表3-9 他出子弟アンケート調査結果

属性	性別		居住地				転出理由				縁者の概要			
	男性	女性	県内			県外	進学	就職	結婚・その他	親のみ	親			その他
			山口市	防府市	その他						+親戚	+兄弟	+友人	
42	33	9	13	14	6	9	14	17	9	23	6	2	4	7
100.0	78.6	21.4	31.0	33.3	14.3	21.4	35.0	42.5	22.5	54.8	14.3	4.8	9.5	16.7

注1) 表中の単位は、上段が「人」下段が「%」。

2) 各項目とも「不明」は除外しているため合計値と合わないケースがある。

3) 回答者の年代は、40代以下：20人（42.9%）、50代：18人（42.9%）、60代：4人（9.5%）だった。

4) 「縁者の概要」は、親以外の在村者の有無を示す。「親+兄弟」は、親の他に兄弟だけが生活している回答者が2人存在することを示す資料）アンケート調査結果より筆者作成。

③他出子弟の在村者との関わり

他出子弟による帰省頻度は『週1回以上：14.3%』、『月1回以上：35.7%』等であり、『帰省しない』者は皆無だった（表3-10）。また、串地区での農作業経験の有無は、『農作業の手伝い：47.6%』、『串地区へ通り耕作：4.8%』など、実家農業への従事者割合が過半を占めた。

帰省頻度の多い回答者（月1回以上帰省する者）は、50代以上の近隣居住者が多いが、実家農業との関わり方や将来的な農地の耕作意向の高低、帰村意向等の間に有意な関係はなく、「育てる会」の認知状況にも影響を受けていなかった（表3-11）。一方、現時点で実家農業との接点を維持する他出子弟の特徴をみると、男性が多く、帰村意向や将来的な農地の耕作意向が強いため、実家農業の継承に前向きな者と捉える事ができる。しかし、他出子弟の特徴を帰省頻度や実家農業との関わり方をもとに整理したいずれの場合でも、将来的に支援可能な活動として、不特定多数の農業者支援に繋がる「地区産農産物の定期購入」及び「農作業支援」への協力意向との間に有意差はなかった。

これらの結果から、主に近隣在住で、帰省頻度の高い他出子弟の存在は、在村者の生活支援に重要な役割を果たす可能性はあるが、実家農業の継続に必ずしも有意な影響を及ぼすとはいえないことが示された。また、他出子弟は実家農業の継承意向はあるが地域農業への支援・参画意向は低く、自己完結型の農業志向が強いことが分かる。

表 3-10 他出子弟による串地区との関わり実態

属性	帰省頻度		串地区での農業経験の有無（調査時点）						帰村・Uターンの可能性				
	週1回以上	月1回以上	有		無		その他		ある	どちらかという		ない	
			農作業手伝い	通い農業	他出前は従事	経験なし	地区外で従事	その他		ある	ない		
	42	6	15	20	2	9	6	3	2	6	14	10	12
	100.0	14.3	35.7	47.6	4.8	21.4	14.3	7.1	4.8	14.3	33.3	23.8	28.6

注1) 表中の単位は、上段が「人」下段が「%」。

2) 「帰省頻度」に含まれる「不明」値は除外しているため合計値と合わない。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 3-11 回答者属性と帰省頻度・実家農業との接点との関係

項目		帰省頻度				検定	実家農業との接点				検定	
		月1回以上		月1回未満			ある		ない			
		(人)	(%)	(人)	(%)		(人)	(%)	(人)	(%)		
	合計	21	100.0	19	100.0		22	100.0	20	100.0		
基本属性・現状	性別	男性	15	71.4	17	89.5	[]	20	90.9	13	65.0	[*]
		女性	6	28.6	2	10.5		2	9.1	7	35.0	
	年代	40代以下	6	28.6	13	68.4	[*]	9	40.9	11	55.0	[]
		50代以上	15	71.4	6	31.6		13	59.1	9	45.0	
	出身集落	条件良い	8	38.1	12	63.2	[]	8	36.4	13	65.0	[]
		条件悪い	13	61.9	7	36.8		14	63.6	7	35.0	
	居住地	山口・防府	17	81.0	8	42.1	[*]	13	59.1	14	70.0	[]
		その他県内・県外	4	19.0	11	57.9		9	40.9	6	30.0	
	縁者の多少	親のみ	12	57.1	11	57.9	[]	9	40.9	14	70.0	[]
		親＋縁者	9	42.9	8	42.1		13	59.1	6	30.0	
育てる会の認知状況	認知あり	6	28.6	5	26.3	[]	6	27.3	5	25.0	[]	
	認知なし	15	71.4	14	73.7		16	72.7	15	75.0		
実家農業との接点	ある	14	66.7	7	36.8	[]						
	ない	7	33.3	12	63.2							
将来の意向	参加しても良い活動	地区産農産物の定期購入	5	23.8	5	26.3	[]	5	22.7	5	25.0	
		農作業支援	3	14.3	1	5.3	[]	3	13.6	1	5.0	
		水路清掃等作業支援	9	42.9	1	5.3	[**]	8	36.4	2	10.0	[*]
		参加できない	5	23.8	8	42.1	[]	5	22.7	10	50.0	
	自力での農地耕作意向	あり	14	82.4	8	72.7	[]	16	72.7	6	40.0	[*]
	なし	3	17.6	3	27.3		6	27.3	9	60.0		
帰村予定の有無	あり	13	61.9	7	36.8	[]	14	63.6	6	30.0	[*]	
	なし	8	38.1	12	63.2		8	36.4	14	70.0		

注1) 検定はカイ二乗検定により行った。

([*]: 5%水準で有意差あり, [**]: 1%水準で有意差あり, [***]: 0.1%水準で有意差あり)

2) 帰省頻度「月1回以上」に含まれる者は、「週1回以上」または「月1回以上」帰省する者を含む。

また、同「月1回未満」に含まれる者は、「年数回」、「年1~2回」、「その他」帰省する者を含む。

3) 実家農業との接点が「ある」者とは、「通い農業」または「作業手伝い」従事者を意味する。

資料) 分析結果より筆者作成。

次に、帰村・Uターンに前向きな回答者（20人：47.6%）に対して、帰村理由と時期、実家農業との関わり方を尋ねた。まず、帰村理由は『親の面倒をみるため：75.0%』、『農地を守るため：65.0%』、『墓があるため：55.0%』の順に多く、帰村時期は『親の面倒をみる必要がでた時：35.0%』、『定年後：30.0%』が上位を占めた^{注7)}。さらに、帰村後における実家農業の取組意向は『全作業行う：60.0%』、『田植え作業のみ：20.0%』、『稲刈り・脱穀のみ：15.0%』の意向が強く、『農業には関わらない』という回答は無かった。

この結果から、他出子弟の帰村意識には「親」及び管理すべき「農地」の存在が大きく影響し、帰省頻度の高い他出子弟の存在と彼らの帰村は、当地区のイエと農地を守る一要因となる^{注8)}。なお、他出子弟による帰村の可能性は、そのことを家族等で検討した経験の有無と密接な関係^{注9)}があるが、この傾向は、本稿でも既に確認しており、他出子弟との関係構築に向けた場づくりが、不在地主対策・農地対策に活きる可能性がある。

一方、「帰村しない理由」は『買い物が不便：33.3%』、『通院が不便：31.0%』、『仕事がない：23.8%』の順に多く、生活上のリスクが帰村回避の主要因として挙げられた^{注10)}。親世代の生活支援及び実家農業への支援意向の強い他出子弟が多い当地区で、帰村への抵抗感が強い背景には、自らの世代は在村者を支援できても、将来、子息等から支援を享受できる見込みがないと捉える心理が作用したと予測できる。

最後に、当地区への支援活動として関与できる取組を尋ねた結果、『協力できない：35.7%』回答者も存在するが、一方で、『串地区の米・野菜等の定期購入：23.8%』、『草刈り等環境整備：23.8%』、『農作業支援：9.5%』など、農地保全に対する協力意向者も存在する。

このことは、地域からの提案内容・方法によっては、他出子弟が当地区の支援者として機能し得ることを示す。特に、農産物購買の動きは、当地区における農業生産額の多くを占める取組にはなり得ないが、働きかけ先が一般市民ではなく、帰村の可能性を秘めた在村者の子息であることを鑑みると、他出子弟と当地区との結び付きを強める手段としての広がり期待される。

④帰村意向のある他出子弟の特徴

前節では、他出子弟による帰村が当地区内の集落及び農業を維持するうえで重要であることを示した。そこで、本節では、帰村意向のある他出子弟の特徴を整理する（表 3-12）。

基本属性を示す項目をみると、性別、居住地等は帰村意向との間に有意な関係性はないが、他出した年代との関係は有意差があり、他出した年齢が若い回答者ほど帰村の実現性が低い結果となった。また、住民との関わり方を示す項目をみると、日常的な帰省頻度や「育てる会」の認知度は帰村意向の醸成に有意に作用しない。しかし、実家農業への従事の実態や帰村に関して家族等で会話した経験、友人の有無など、在村者との繋がり度合いを具体的に表す項目で有意差があった。

このことは、他出子弟に対する実践的なアプローチの有無が帰村意向の形成に作用することを示すが、一方で、「育てる会」の存在が他出子弟の帰村に基づく集落維持や農地活用には有意に影響しないことを示す。

表 3-12 他出子弟の属性と帰村意向との関係

項目	カテゴリー	帰村意向				検定	
		ある		ない			
		(人)	(%)	(人)	(%)		
	合計	20	100.0	22	100.0		
属性を示す項目	性別	男性	17	85.0	16	72.7	
		女性	3	15.0	6	27.3	
	年代	40代以下	9	45.0	11	50.0	
		50代以上	11	55.0	11	50.0	
	居住地	旧山口市・防府市	14	70.0	13	59.1	
		その他県内	2	10.0	4	18.2	
		県外	4	20.0	5	22.7	
	転出時の年代	20代未満	10	50.0	16	80.0	[*]
20代以上		10	50.0	4	20.0		
住民との関わり方を示す項目	帰省頻度	月1回未満	7	35.0	12	60.0	
		月1回以上	13	65.0	8	40.0	
	帰村に関する会話の経験	ある	16	80.0	9	40.9	[**]
		ない	4	20.0	13	59.1	
	育てる会の認知状況	認識あり	6	30.0	5	22.7	
		認識なし	14	70.0	17	77.3	
	友人の有無	いる	9	56.3	2	12.5	[**]
		いない	7	43.7	14	87.5	
	実家農業への従事	従事あり	14	70.0	8	36.4	[*]
		従事なし	6	30.0	14	63.6	

注1) 検定はカイ二乗検定により行った。

([*] : 5%水準で有意差あり, [**] : 1%水準で有意差あり, [***] : 0.1%水準で有意差あり)

2) 「友人の有無」に挙げた友人とは、帰省した際に連絡をとる親密な関係の者を意味する。

該当する友人数を自由回答で記載させ、1人以上存在する場合は友人が「いる」とした。

3) 実家農業への従事が「ある」者とは、「通い農業」または「作業手伝い」従事者を意味する。

資料) 分析結果より筆者作成。

4) 「育てる会」による他出子弟への働きかけと新たな関係の構築

(1) 他出子弟と「育てる会」との関係

これまで、他出子弟と串地区住民との関係について述べてきたが、現時点での双方の関係は、他出子弟と在村者（主に親）との関係によって維持されるものであり、イエ及び農地の衰退や、市町合併による行政支援の希薄化が懸念される当地区では、他出子弟等と地域住民とを結び付ける仲介役が必要となる。

この点に関して住民から広く認知された「育てる会」への期待が高まるが、「育てる会」に対する他出子弟の認知度は必ずしも高くない。上述のアンケート調査結果からは、「育てる会」の名称及び活動実態が分かる他出子弟（回答者）は11名（26.2%）、「育てる会」主催イベントへの参加経験者が3名（7.1%）であり、会報誌の存在や「育てる会」の実態はほとんど認知されていなかった。

(2) 他出子弟との関係構築に向けた取組

上記結果を受け「育てる会」では、まず、他出子弟に対して、「育てる会」の取組みの周知と集落行事等の情報提供を図るため、在村者に限定していた会報誌の発送対象を他出子弟にも広げ、当地区での「育てる会」の活動実績を広く知らしめる取組みを始めた。この取組みは、他出子弟による「育てる会」の理解促進だけでなく、他出子弟と在村者の接点を深める手段としても期待される。

次に、他出子弟を対象とする「ふるさと小包」の取組みが開始された。本活動には、地区内の野菜生産組織（女性グループ）が携わるほか、購入希望者との連絡調整、発送等各手続き、商品開発等の取組みに緑のふるさと元協力隊員^{注11)}が中核的な役割を担うなど、地区内の既存組織と有能な人材を活用した新たな仕組みも構築されている。取組みそのものは発展過程であるため、地区内を循環する経済規模は小さいが、地区内の出来事を記した情報誌や風景写真を同封するなど、他出子弟を単なる販売対象者とは捉えていない本取組みは評価に値する。今後、取組み対象を全他出子弟に広げるなど活動規模と継続性を高めることで、「育てる会」が取組んできた交流活動への波及効果も期待される。

不在地主による農地の活用意向は、帰省頻度や集落住民から帰郷・地域農業への参画要請を受けた経験など、在村者との関わり方を示す属性に影響を受けることは既に示した。しかし、他出子弟が相続した農地を荒廃させる理由のひとつには耕作者との農地の利用調整の難しさが挙げられ、農地を相続した他出子弟が不在地主問題を引き起こす背景には、農地を所有する前の段階で、他出子弟がイエ以外の繋がりを維持できていないことが指摘できる。

つまり、串地区における「育てる会」の取組みは、上記問題を改善する補完的な動きとして捉えることができ、在村者との関係希薄化に起因する不在地主問題の抑制方策として、側面的な効果が期待できる。



懐かしいふるさと串の味を
せんごく
 千石岳グループがお届けします！

串ふるさと小包

¥2,300 (税込・送料別)

せんごく
 串のおいしい水と空気で、千石岳グループのおじいちゃん・おばあちゃんが丹精込めて育てた、新米や採れたての野菜を詰め合わせてお送りします。

<詰め合わせ内容>

新米5kg、大根、サツマイモ、干し椎茸、ユズ
 ※収穫の都合および天候により内容物が変わることがありますが、ご了承ください。

<お届け予定日>

平成24年11月10日(土)

<注文締め切り日>

平成24年11月2日(金)

<発送方法>

代金引換ゆうパック
 送料・代金引換手数料(250円)はお客様負担をお願いいたします
 送料は別紙参照(100サイズ予定)



詰め合わせ例

<お問い合わせ先：千石岳グループ事務局>

〒747-0611
 山口市徳地鯖河内1629-1
 徳地地域交流センター串分館 担当 河村
 TEL 0835-54-0222 (月～金 8:30～17:00)

下記にご記入の上 FAX 0835-54-1026 までご送信、またはご郵送ください。

お名前	様
ご住所	〒
お電話番号	
注文回数	個

写真 3-4 串ふるさと小包チラシ

第3節 他出子弟と出身集落の関わり度合いが農地の耕作意向に及ぼす影響

1) 分析方法

串地区では、高齢者の在村者が担い手として位置付けられるが、前節でも指摘したとおり、農業だけでなくイエの後継者確保についても困難な状況が予測される。このような状況下では、農業との接点が高い他出子弟等の力を活かす必要があるが、当地区の主要な後継者としての条件を満たすためには、少なくとも、自力での農地の耕作意向が不可欠である。

このため、本節では、他出子弟の出身集落の状況や地区住民との関わり方などの特徴及び属性が、今後の農地の耕作意向に対してどのように影響するのかを明らかにするため、彼ら自身による農地の耕作意向を目的変数とした数量化Ⅱ類を用いた分析を行った。

用いるデータは、前節同様、「育てる会」の協力のもと他出子弟を対象として実施したアンケート調査結果（84人に発送、42人から回収）である。

分析は、親名義の農地が串地区内に存在する37人を対象に行い、目的変数は帰村後における「自力での耕作意向」とした。また、説明変数には、「帰省頻度」、「実家農業との接点」、「縁者の多少」、「出身集落の特徴」など、地区住民や農業との関わり方を表す7項目を選択した^{注12)}。

なお、各サンプルが農地の耕作意向のあるグループと意向の無いグループのどちらに判別されるかを予測した結果の判別的中率が94.1%だったため、回答者の特性を上記変数で説明できると判断した。

2) 他出子弟による農地の耕作意向を高める要因

分析結果をもとに、各変数のカテゴリースコア及びレンジから検討すると、カテゴリースコアが正值の場合には農地活用意向のあるグループへ、負値の場合には意向のないグループへの判別に寄与する。また、レンジは同一変数の最大値と最小値の範囲を示しており、この値が大きい変数ほど他出子弟による農地の耕作意向の有無に影響する（表3-13）。

これら基準をもとに、レンジが大きい2変数を対象として、他出子弟による農地の耕作意向の有無を規定する要因を検証した結果、最も影響を及ぼしていた変数は「縁者の多少：1.23」だった。カテゴリースコアの状況から、串地区在住者に親戚や兄弟など、親以外の縁者がいる他出子弟ほど、農地の耕作意向が強いことを示す。本調査の対象者（84人）の過半数が長男（48人）であること、本分析の対象者（37人）の実家農業の現担い手が親である事例（34人：91.9%）が極めて多いことなどから、親戚等の縁者が地区内に存在することが、将来的な農地の耕作意向を高め、実家農業の継承を後押しする要因となる。

2番目に影響を及ぼしていた変数は「性別：0.80」だった。他出理由は性別に

よらず進学及び就職の割合が多いが、女性の場合は結婚等を経ることで帰村や農地継承の可能性が低下すると考えられ、農地耕作意向の高低からも、実家農業の継承は男性他出子弟に頼らざるを得ない状況が示された。

その他の項目をみると、「帰省頻度」が4番目に影響を及ぼしているように、居住地区と串地区との間を行き来しやすい2地域居住者の存在によって当地区の農業・農地が守られる可能性を裏付ける結果が得られた。

一方、「出身集落の特徴」はカテゴリースコアが最も小さく、他出子弟の出身集落の違いが自身による今後の耕作意向には重要な影響を及ぼさないことが明らかとなり、本分析結果を総合的にみると、他出子弟による農地の耕作意向は、縁者の多少や帰村の可能性、帰省頻度など、縁者を含めた在村者との関わり度合いを規定する要因に影響を受ける。

従って、繰り返しになるが、他出子弟の属性等によっては、農業の後継者としてではなく、別の関わり方で協力を求める視点が不可欠であり、在村者と他出子弟の双方に対する意識付けが必要だといえる。

表 3-13 数量化Ⅱ類にもとづく分析結果

項目名	カテゴリー	サンプル数	カテゴリースコア	レンジ	
説明変数	縁者の多少	親+兄弟・友人等	17	0.61	1.23
		親のみ	17	-0.61	
	性別	男性	28	0.14	0.80
		女性	6	-0.66	
	帰村の可能性	あり	18	0.34	0.73
		なし	16	-0.38	
	帰省頻度	月1回以上	19	0.31	0.71
		月1回未満	15	-0.40	
	転出年齢	20代以上	12	0.14	0.21
		20代未満	22	-0.07	
	実家農業との接点	ある	21	0.01	0.03
		ない	13	-0.02	
	出身集落の特徴	イエ・農地条件不良	19	0.01	0.01
		イエ・農地条件良	15	-0.01	
目的変数	自力での農地耕作意向	有：「自ら耕作」	22	相関比： $\eta^2=0.70$	
		無：「委託」，「売却」，「放棄」	14		

注) サンプル数36。
資料) 分析結果より筆者作成。

第4節 まとめ（小括）

本章で対象とした旧徳地町串地区における調査結果から、得られた知見及び串地区における今後の課題を整理すると以下のとおりである。

第1に、串地区におけるイエ及び農地の賦存状況の把握と今後の将来動向予測から、在村者のみで集落運営及び農地利用を進めることは困難となる可能性があり、他出子弟等の受入れが無ければ集落の存続も危ぶまれることを確認した。特に農地は、管理の中核的役割を在村の高齢者に頼らざるを得ない状況にあるが、農地所有者の高齢化や地区外在住者への相続等により、本稿の予測よりも事態は悪化する可能性がある。行政支援も期待されるが、集落の実情に合わない支援の進め方は、集落格差を広げる恐れもある。従って、他出子弟等を受け入れる前段として、集落住民側が、地区内の年間行事や自治会規則、生活上の慣習などを整理して転入希望者に予め示し、定住に向けた合意形成の場を提供するなど、地域に馴染み得る人材か否かを事前に選別するための仕組みを市分館の協力のもと備える必要がある。

第2に、串地区出身の他出子弟を対象としたアンケート調査結果から、他出子弟による帰村の可能性は在村者の想像・予測値よりも高く、提案の中身・方法によっては、彼らを集落再編や農地活用の仕組みに取り込める余地があることが分かった。また、帰村を検討する背景には親と農地の存在が重要だが、帰村意向には、親も含めた家族等で帰村について会話・検討した経験や友人の数など、在村者との繋がり度合いを示す要因が意識醸成に有意に作用していることから、現時点における実家農業との関係が帰村後の営農・実家農業の継承に繋がる可能性がある。

しかし、これらのことは、他出子弟が親の逝去等により農地を継承し、不在地主へと移行する過程で、彼らの帰村意識が減退する可能性があることを示唆する。さらに、継承した農地が弊害もなく在村者に引き続き管理されることは、実家農業の基盤である農地への関心の低下を招く恐れもある。このため、在村者が健在である間に集落のあり方、農地の残し方を検討する必要がある。親世代と他出子弟、不在地主等が当問題を共有化し認識できる機会の創出が求められる。

第3に、他出子弟に対して具体的な投げかけを行い、在村者及び他出子弟に係る情報の収集・活用を担う中立的な組織が不可欠である。当地区において、他出子弟との連携による農地活用を進めるうえでの最大の課題は、農地の利用調整を含め、農業問題の解決に必要な諸基盤が充分整備されていない点である。

串地区は高齢化が進む中山間地域に該当するが、圃場整備や集落営農組織の設立に向けた協議及び合意形成に至らないことが示すように、独立志向の高い在村者が多く、新しい組織的な農業展開を図り難い状況であると推測できる。また、地域内には農地の受け皿組織として野菜生産に携わる女性グループが存在

するが、地区全体の農地管理を担う力はなく、地区で最も認知度の高い「育てる会」も貸借を含めた農地の利活用を促す仲介機能は持たない。

つまり、現状では、在村者が他出子弟等を巻き込んだ営農計画を描き難い状況であるほか、他出子弟の農業及び農地に対する意識の対象が実家農業の継承に止まり、地区全体の農業問題を意識し難い環境を作り出している恐れがある点は重大な問題である。

近年、不在地主問題が深刻化している背景には、農地所有者の度重なる転居や相続等に農業委員会の情報確保力が追いつかない現状があるほか、市町村合併による農業委員の活動効率低下の問題、個人情報保護による農地所有者情報（氏名、居住地等）を同一行政組織内でも共有できないなどの弊害が存在するが、集落レベルでは、本稿の調査協力者のように、地区内の農地に付随する各情報を熟知した高齢者がそれらを共有化する機会を持たない、各情報の継承に支障が出る恐れがあり、農地の集積と効率的な活用に深刻な影響を及ぼしかねない。

このため、当地区では、住民の認知度も高く、市分館との連携による課題解決力のある「育てる会」が地区住民と他出子弟等との橋渡し役としての機能を果たすことで地区内農業者等と将来の農地所有者である他出子弟等との関係を良好に保つことが求められており、今後の活動が注目される。

ただし、「育てる会」は地区内の農地の利用調整機能を持たないため、「育てる会」がイエ（世帯員の年代や他出先など）や農地に係る情報を活動の中で収集・更新し、市分館や農業委員会による農地の利用調整に活かす方法^{注13)}や、「育てる会」の体制内に農業委員や地区内の野菜出荷グループ及び主要な個人農業者を配し、農地の実践的な活用力を併せ持つ部門形成を進める方法を念頭においた組織づくりを検討すべきである（図3-7）。

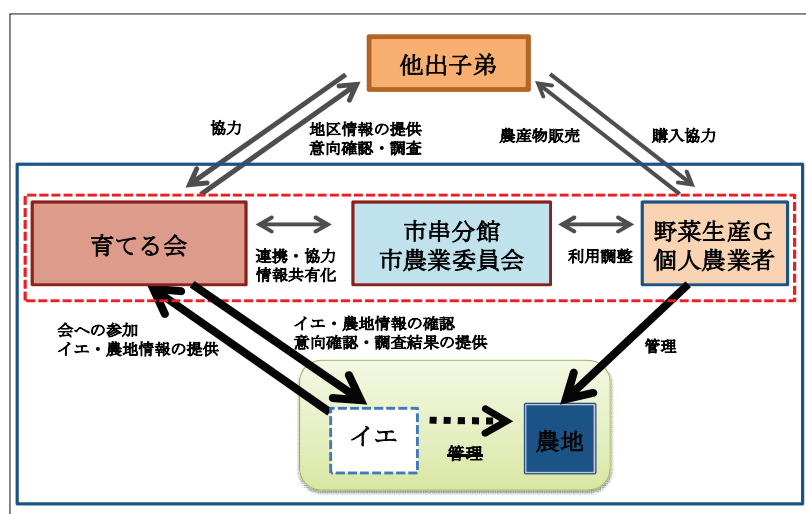


図3-7 串地区における連携イメージ

資料) 現地聞き取り調査をもとに筆者作成。

注釈)

- 1) 地区住民が将来の地域像（「夢」）の実現のために必要な行動計画として策定したもの。
- 2) 「育てる会」役員に対する聞き取り調査に基づく情報であり、各世帯主や他出子弟の実際の意向に基づいた結果ではないことに注意。
- 3) 予測は当地区の10年後を想定して実施した。予測の条件は、①地区外からの転入者がない、②70代以上の独居高齢者世帯は、10年後地区外へ転出（空家となる）、③世帯主が70代以上の2人暮らし世帯は、10年後独居世帯（1人が地区外転居）となる、の3点とした。
- 4) 予測条件は、①現時点における耕作放棄地は再活用しない（高齢で再利用出来ない）、②70代以上の耕作者は10年後リタイヤし当該農地は荒廃する、の2点とした。
- 5) 「育てる会」及び市分館職員への聞き取り調査結果による。
- 6) 山本^[1]は、不在地主による農地及び山林の所有実態を把握するための手法の特徴と限界点を示している。その中では、地域の人的ネットワークに基づいた情報収集と活用が効果的であると指摘している。その他、不在地主による土地所有状況を記したものとして、[2]、[3]、[4]などがある。特に[4]は、国土交通省が農地及び森林所有者（不在地主）に対してインターネットを介した調査結果を扱っているが、その中では、不在地主の農地所有者に占める割合が15.5%（62.8万人）、森林では同割合が24.4%（79.1万人）と推計されている。また、農地や森林を相続等で継承した際に、何の手続きもとらない所有者割合が約16.4%に達すると指摘している。
- 7) 本回答は複数回答である。その他の回答結果は、「生まれた場所だから：19.0%」、「のんびり暮らすため：7.1%」、「転出時に決めていた：2.4%」であった。
- 8) 「育てる会」役員と市分館長に対する聞き取り調査結果などから整理した。
- 9) 他出子弟による両項目の関係は1%水準で有意差があった（カイ二乗検定の結果）。
- 10) 本回答は複数回答である。その他の回答は、「今の仕事が忙しい：16.7%」、「今の居住地が快適：16.7%」、「子供の教育が不安：11.9%」、「家の跡取りでない：11.9%」、「同居する家族の同意が得られない：7.1%」等であった。
- 11) 平成21年に赴任した隊員（女性）で、任期終了後も当地区在住である。
- 12) 分析当初、目的変数との相関が0.2以上の9項目を説明変数の候補として抽出し、マルチコ現象の要因と目される2項目を除外した。
- 13) 他出子弟が相続等により取得した農地が荒廃する背景は「頼る耕作者がいない」ことが最大の要因だが、その他には「農業者情報の収集先を知らない」、「相談相手がいない」など、出身集落に相談窓口を持たないことが一因となっている。「育てる会」は農地の利用調整機能は持たないが、農地所有者及び耕作者の情報を収集・更新し、市分館とともに活用することで、上記問題の解決に繋がると期待される。

参考・引用文献

- [1]山本幸生, 飯國芳明(2013)「中山間地域における土地所有権の空洞化と所有情報の構造」, 第63回地域農林経済学会報告要旨.
- [2]柳幸広登(1992)「森林不在村所有の実態と課題 - 不在村森林所有の動向と今後の焦点 -」, 森林経済, 527巻, 1-7.
- [3]藤山浩「中山間地域における農林地所有の空洞化の実態とその対応」, <http://jfes.org/kenkyukai/abstract/T2-2.pdf>
- [4]国土交通省(2013)「農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート調査結果概要」, http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000020.html

第4章

集落営農法人における後継者育成の実態と 経営継承手法の解明

第1節 はじめに

第1章では、土地持ち非農家による所有耕地の貸付選好度から、土地持ち非農家の農地の出し手としての役割が大きい地域ほど農地の流動化が進んでおり、土地持ち非農家の農地利用に対する意識と行動が、地域農業における農地流動化の促進とそれに伴う規模拡大を規定する一要因となることを示した（図1-11）。また、それと同時に、同章では、山口県の特徴として、個人農業者による借地の減少を伴いながら、大規模経営を進める事業体への借地集積が進行している点も指摘した（表1-6）。

つまり、山口県では、農地の主要な受け手が個人農業者から組織的な経営展開を図る事業体にシフトしており、この中で、山口県では集落営農法人^{注1)}を対象とした育成を進めることで、上記実態に対処しようとしている。

この点は、不在地主が所有する農地の個人農業者による管理は、高齢化や後継者不足などの面からみて継続性に乏しく、組織的な農地管理への必要性を指摘した第3章の内容と関連しており、特に、管理主体が個人農業者から地域の人的ネットワークにより形成される集落営農法人へと移行することは、不在地主対策の一手段として捉えることができる。

しかし、育成したこれら組織による農地の集積と管理を継続させ、農業集落における中核的な担い手としての役割を果たすためには、若い人材を受け入れ、法人経営の核となる後継者として育成する仕組みが必要だが、法人の中には、法人化の前から後継者問題を抱える組織も残念ながら散見される。

また、受入れた人材の能力向上を図るうえで、法人経営の部門構成や日常的な業務の偏りは能力形成や資質向上を左右する可能性があり、法人に受入れた人材の就業実態は、その後の行政支援のあり方にも少なからず影響するほか、後継者として認知し育成した場合でも、将来の法人経営を担う代表者^{注2)}としての定着に繋がらなければ、法人の組織としての存続や集落の農地活用等にも支障がでるため、法人内部での就業実態の把握や後継者の代表者としての動機付けとなる要因の抽出は不可欠である。

さらに、これら組織内で後継者を確保し育成するうえでの重要な視点は、農業生産に携わる組織及び集落が後継者を受入れるための役割を充分果たすことにあるが、そのためには、労務環境の整備や定住・定着支援、栽培及び経営能力の習得・向上支援体制等、多様な仕組みが求められるほか、法人等に就業した者が、独立就農や離職により法人から離れた場合、それまで要したコストや就業者が取得した技術等は法人内に留まらないため、受け入れた後の人材定着を促す取組も求められる。

特に、法人役員及び組合員の子弟等の若い人材を、法人経営や集落運営に取り込む従来の法人形態から、地区外出身者や非農家等を雇用事業等により迎え入れる就業形態へと変化せざるを得ない組織が増えることも予測されるなか、人材の確保と育成に取り組む法人の特徴や育成手法を明らかにすることは、後継者不足に悩む組織に対する貢献を考えるうえでも重要となる。

そこで、本章では、農地活用上の重要な担い手である集落営農法人とその後継者^{注3)}を対象とした分析に基づき、集落営農法人における後継者の確保・育成上の課題と経営継承を進める上で必要となる手法及び対応方策を解明することを目的とする。

第2節では、山口県における集落営農法人の設立動向を解説するが、第3節から集落営農法人における後継者の確保・育成の実態を述べる。具体的には、2012年に実施した集落営農法人アンケート^{注4)}調査結果をもとに、回答法人における後継者の確保状況と就業実態を明らかにするとともに、後継者の就業に対する意識と業務遂行能力との関連性から、能力養成上の優先順位を明らかにする。また、本節では、上記調査結果を活用し、将来の法人代表者としての就任意向を規定する要因を明らかにすることで、後継者の法人への定着条件を検討する。そして、第4節及び5節では、法人代表者及び行政担当者に対する聞き取り調査から、後継者の確保に向けた準備、受入れ、育成までの各段階で生じる課題や対応策、後継者の立場に応じて必要となる支援等を検討し、経営継承を図るための手法とそのための支援の進め方を明らかにする。



写真 4-1 集落営農により守られる中山間地域農業（島根県浜田市弥栄地区）

第 2 節 山口県における集落営農法人の設立実態

山口県内の農業集落の多くは中山間地域に位置しており、小規模・零細な土地条件に加え、基幹的農業従事者の平均年齢が 70.9 才に達したほか、農業就業人口に占める 65 歳以上割合が 75.6%を占めるなど、農業者の高齢化が著しい（図 4-1）。また、農地保有合理化事業を介して集落営農法人と不在地主が交わした利用権の設定状況をみても、全農地所有者に占める不在地主数の割合が 3 割を占める事例もあり、所有者が地域外に他出した農地と集落営農法人との関係は密接になりつつある（表 4-1）。

この中で、2007 年の品目横断的経営安定対策を契機として、山口県では農業の主要な担い手として集落営農法人を位置づけ、継続的な育成を図ってきた結果、2010 年 3 月から 2013 年 3 月までの 3 年の間に、法人数が 2 倍に達するなど、将来の経営を担う主体として集落営農法人の設立・育成が急速に進む（図 4-2）。

一方、法人の設立・育成上の課題もみられる。まず、組織運営上の課題として、法人化に伴い、各個別農業者の立場が経営主から構成員へと変化することで、主に農業生産の場面に対する関心が薄れ、法人及び農業との関係が希薄になる点である。この問題は、法人代表や役員理事に対する心身上の負担となって現れるため、法人の世代交代を阻害するだけでなく、任意組織が法人化を躊躇する一因にもなっている。

次に、経営展開上の課題は、国や県の方針に対応するためだけに法人化を図った施策対応型の法人が少なからず存在することだが、当該法人では、経営理念や目標が明確に定まらないことから、経営上の進展が乏しく、法人運営を継承する後継者の計画的な確保・育成に着手し難いなどの可能性が指摘されている^{注 5)}。

しかしながら、近年では、集落営農法人を就職先のひとつとして選択し、農村地域での生活を試みる若年者も存在する（図 4-3）。図 4-3 は、山口県農業大学校（現、農林総合技術センター農業研修部）の卒業生の進路状況を示したもののだが、過去 6 年間における法人を含む就業者の割合は 25～45%程度で推移しており、集落営農法人を含む農業団体が農業大学校生の受皿として機能している。

以上、農地の主要な受け手として個人農業者から組織・団体へのシフトが図られるなか、山口県で注目される集落営農法人への期待・役割について整理した。経営理念等が明確に定まらない法人が散見されることに対しては、県の設立・育成手法の妥当性について検証の必要性を感じるほか、各法人の存続に対

しては、後継者の確保と継承が重要な課題として挙げられるなど、今後、取り組むべき課題は山積している。

しかし、就職先のひとつとして選択されていることから分かるように、集落営農法人に対する若年層の見方・期待は高まっており、彼らの受け入れ・育成により、当該法人における後継者問題が改善することを期待する。

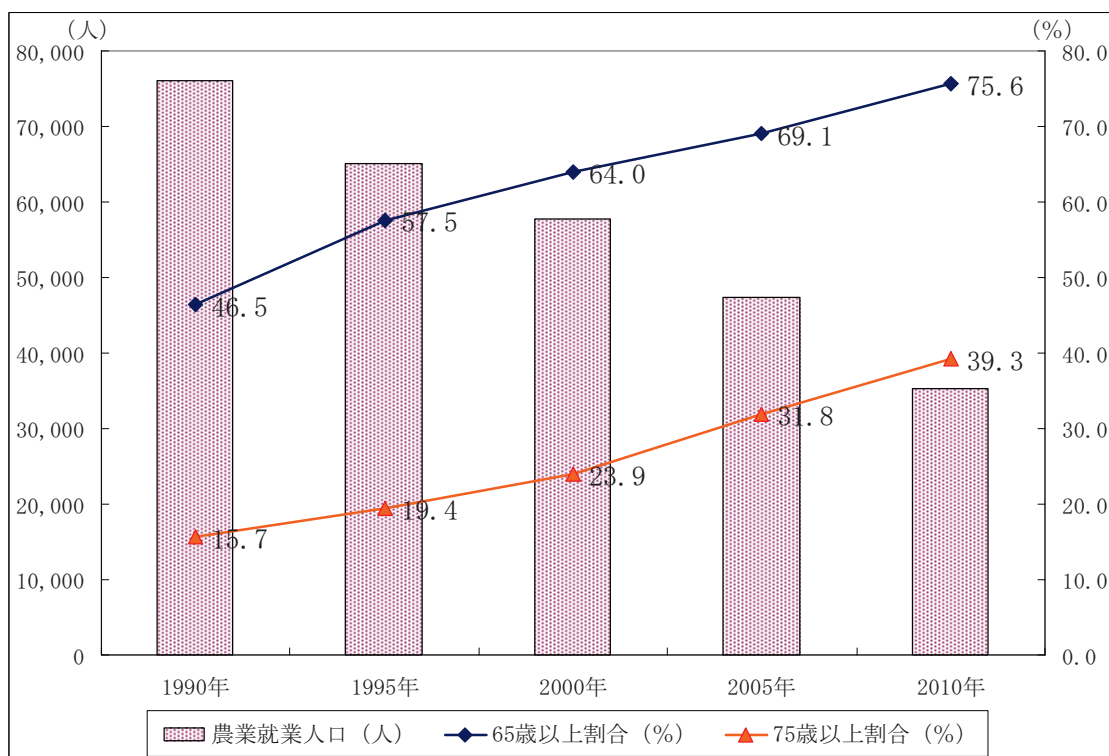


図 4-1 山口県における農業就業人口と各高齢者割合

資料) 各年次農林業センサス。

表 4-1 利用権設定者における不在地主とその割合

県域	総数 (人)	地区内	地区外	地区外		
				総数	県内	県外
57法人	2,697	2291 (85%)	406 (15%)	406 (15%)	225	181
K法人 (山口管内)	253	182 (72%)	71 (28%)	71 (28%)	49	22
O法人 (萩管内)	36	24 (67%)	12 (33%)	12 (33%)	10	2

注) 農地保有合理化事業活用法人の状況 (2012)

資料) 山口県農林振興公社データより筆者作成。

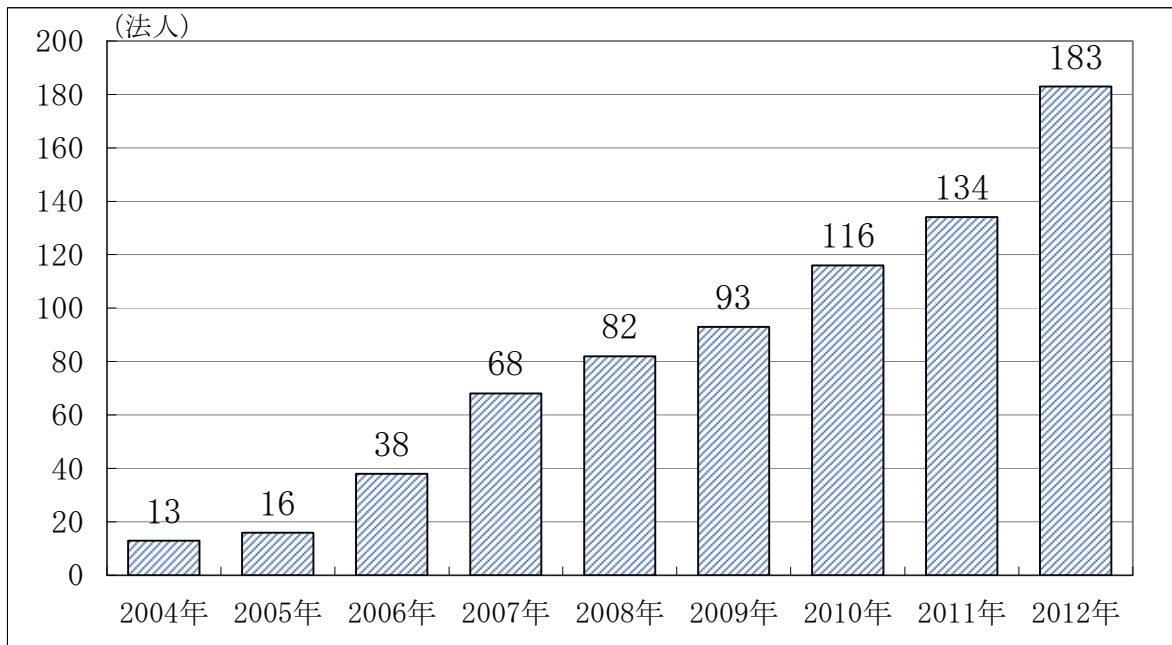
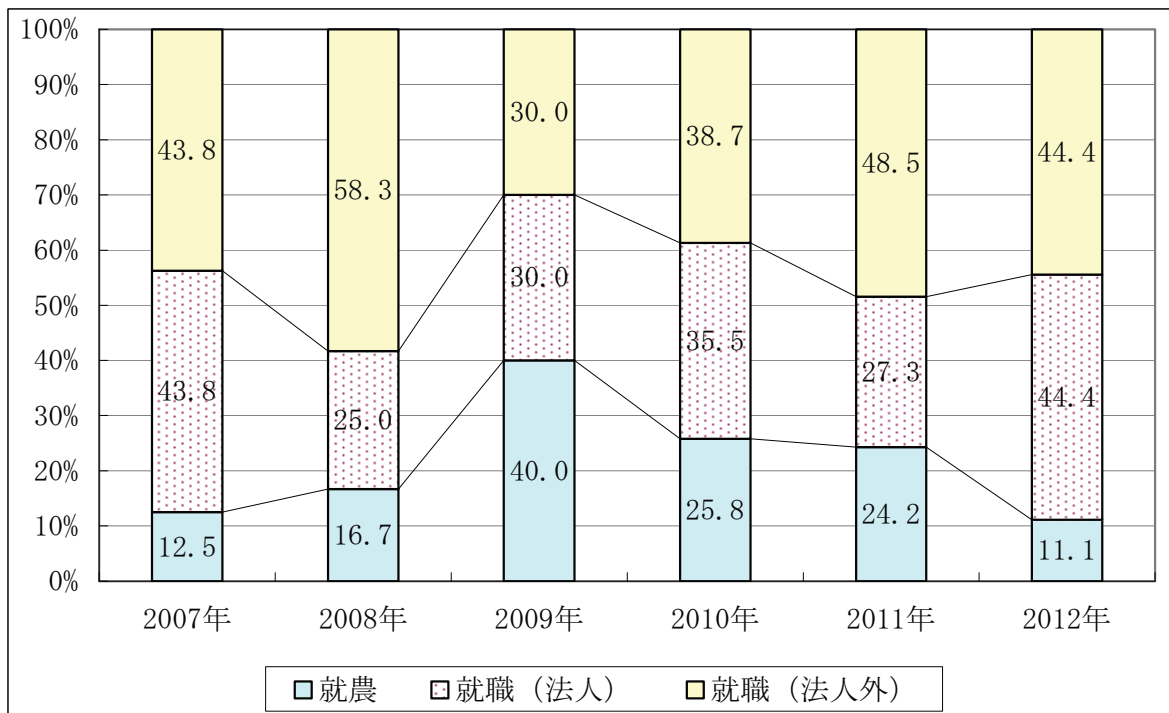


図 4-2 山口県における集落営農法人数の推移

資料) 山口県農業振興課とりまとめデータをもとに筆者作成。



資料) 地域農林経済学会中国支部大会 (2013) 資料をもとに作成。

図 4-3 農業大学校卒業生の進路・就職状況

第 3 節 後継者の就業実態及び能力評価と代表就任意向の規定要因

1) 調査及び分析方法

調査は、2012 年 7 月時点で山口県集落営農法人協議会（以下、法人協）の傘下にあった 114 法人のうち、事前に行った法人代表者調査から、「後継者を確保している」と回答した 31 法人に対して、後継者用調査票を県普及センターや各 J A を経由して配布・回収し、41 人の後継者から回答を得た^{注 6)}。

調査項目は、性別、年齢、家族構成等の基本属性のほか、就業前の農作業経験、他産業への就業経験、就業理由、就業年数、栽培管理等の能力に対する自己評価や法人に対して求める就業環境、今後の代表就任意向等である。

分析は、就業に対する後継者の意識と自身による能力評価との関係性を明らかにするため満足度分析を用いた整理を行い、後継者の能力養成上の優先順位を明らかにする。また、就業経緯や法人及び集落との関わり方、法人に対する意識を抽出し、数量化Ⅱ類により、代表者としての就任意向の有無を規定する要因を明らかにする。

2) 後継者の就業上の課題と能力に対する評価

(1) アンケート調査結果の概要

①後継者の基本属性

後継者の平均年齢は 39.8 才^{注 7)}、既婚者は 70.0% を占め、世帯員 5 人以上の割合が 41.5% だった。就業年数 5 年未満の者は 84.6% であることから、比較的若い者の存在を指摘できるが、雇用対策や就農支援等の施策的支援、農業・農村に関心を持つ若者の増加等の社会的背景から、法人を就業先として選択する傾向がうかがえる（表 4-2）。また、集落外出身者は 12 人（県内：9 人、県外：3 人）、後継者の学歴は中・高校卒者が 46.3%（19 人）、農大等卒者 19.5%（8 人）、短大・大学等卒者が 26.8%（11 人）、専門学校卒 7.3%（3 人）だった。

法人以外に勤め先がある者は 48.8%（20 人）、勤務先は「会社員：60.0%（12 人）」、「公務員・教員：20.0%（4 人）」、「J A・団体職員：15.0%（3 人）」であり、年代や家族構成、職歴、法人に対する収入の依存度などが後継者毎に異なることがうかがえる。

就業前の農業経験がある者は 82.5%（33 人）を占め、「実家・知人等経営の手伝い：42.4%（14 人）」、「農高・農大での学習・実習：36.4%（12 人）」、「自営・個人経営：33.3%（11 人）」の順に多かったが、県等の支援で集落営農法人等が実施する就農研修会への参加経験者はいなかった。

法人就業前における最長の職歴（学生含む）は会社員：52.8%（19人）、次いで学生・その他：22.3%（8人）だったことから、現後継者は会社員経験者及び農大等卒業後に就業した者に大別される。また、会社員経験者の経験部門は、営業や販売、総務・土木作業、機械整備など多岐にわたる。

表 4-2 回答者（後継者）の属性

年代			出身地		未婚	既婚				法人外勤務		就業前の農業体験		
30代以下	40代	50代以上	集落内	集落外		同居する家族				ある	ない	ある	ない	
						配偶者	子ども	親	その他					
21	9	11	28	12	12	28	26	21	15	4	20	21	33	7
51.3	22.0	26.8	70.0	30.0	30.0	70.0	92.9	75.0	53.6	14.3	48.8	51.2	82.5	17.5

注1) 単位は上段：人，下段：%，年齢：才。また，各項目とも回答不明分は除外しており，合計値と合わない場合がある。

2) 後継者の平均年齢は39.8才，最年長は65才，最年少は20才である。

3) 後継者（41人）のうち，女性は1人（2.4%）だった。

②後継者の就業経緯と課題

後継者による現法人の経営や取組状況等情報の主な入手方法^{注8)}は、「親・兄弟等から聞いた：30.6%（11人）」、「法人構成員からの情報：27.8%（10人）」であり、「農業就業説明会：5.6%（2人）」、「市町村への問合せ：8.3%（3人）」による情報の入手割合は低く、新規就農相談センター、ハローワーク、求人サイト等による入手実績はなかった。

後継者が、現法人を選択した主な理由・経緯^{注9)}は、「集落・農地を守りたいと思った：53.8%（21人）」、「親等が法人の構成員・従業員だった：30.8%（12人）」、「法人の所在地が居住地から近かった：28.2%（11人）」等だった。

一方、「就業説明会で法人から説明を受けた：7.7%（3人）」、「就業のための支援策を国・県等から受けた：5.1%（2人）」の2項目は回答割合が1割未満だった（図4-4）。

これらのことから、後継者が現法人に就業する背景には、集落等に対する愛着・親近感のほか、法人及び法人構成員に対する安心感を抱くだけの身近な関係が予め構築されており、それが法人への就業を後押しした一因と考えられる。

しかし、法人情報の収集方法や法人の選択理由を、後継者の出身地別に分けて有意差をみると、集落外出身者は集落内出身者と比べて、法人外部の者等を介して法人情報を収集するとともに、法人での職務内容や将来性、就業条件等の組織としての本質に惹かれて当該法人を選択する傾向があり、出身地の違いで法人

の選択経緯が大きく異なる（表 4-3）。

このため、法人と就業希望者が市町村による紹介や就業説明会等を介して出会う場合は、互いの信頼関係が築かれていない中での就業となるリスクがあるため、これらの回避策として、集落内の後見人制度や法人就業前の生活体験、研修期間の確保等の仕組みに目を向ける必要がある。

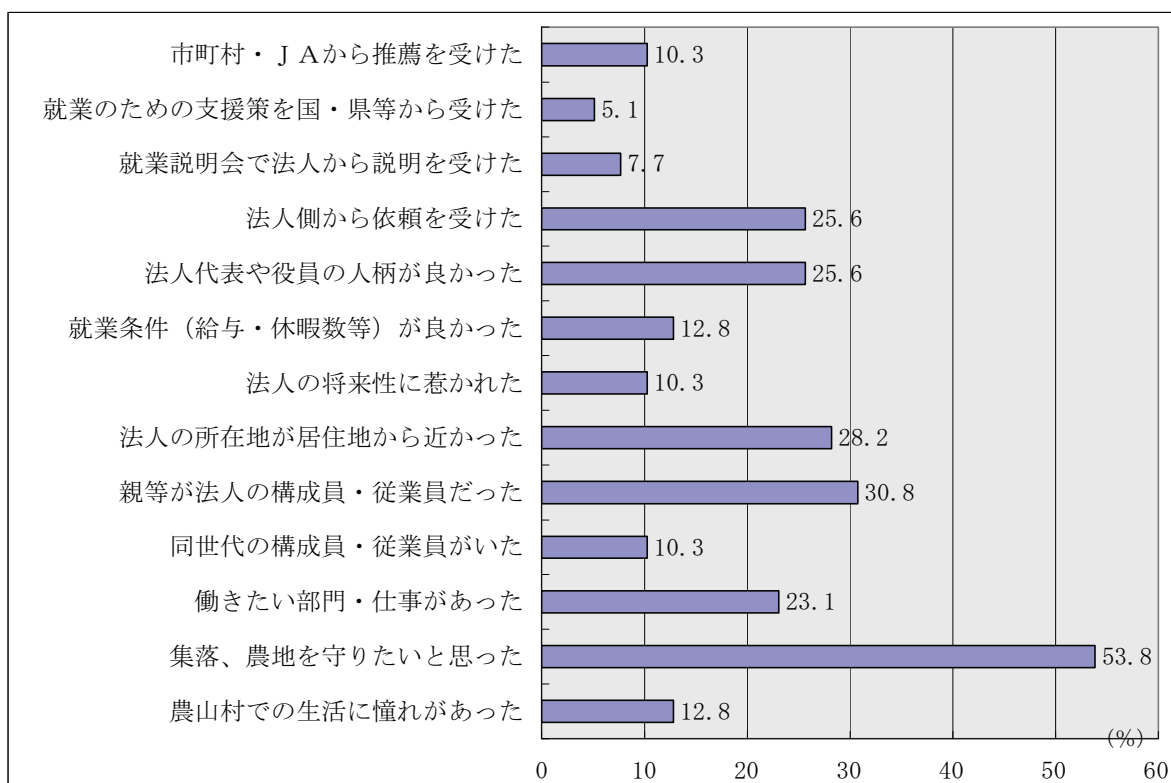


図 4-4 後継者による法人の選定理由

注1) 単位：％。

2) 本設問は複数回答。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 4-3 後継者の出身地と法人に係る情報収集及び法人の選択理由との関係

区分		出身地				検定
		集落内		集落外		
		(人)	(%)	(人)	(%)	
	合計	23	100.0	12	100.0	
法人情報の収集方法	親・兄弟等から聞いた	8	34.8	2	16.7	
	法人構成員からの情報	8	34.8	1	8.3	
	農高等職員からの情報	0	0.0	4	33.3	[**]
	農業就業説明会に参加した	0	0.0	2	16.7	[*]
法人の選択理由	集落・農地を守りたいと思った	15	57.7	5	41.7	
	親等が法人の構成員・従業員だった	10	38.5	1	8.3	
	働きたい部門があった	1	3.8	7	58.3	[***]
	就業条件が良かった	1	3.8	4	33.3	[**]
	農山村生活に憧れた	1	3.8	4	33.3	[**]
	法人の将来性に惹かれた	1	3.8	3	25.0	[*]

注1) 検定はカイ二乗検定により行った（[*]：5%水準, [**]：1%水準, [***]：0.1%水準で有意差あり）。

2) 表側に含まれる各項目には、回答者数が多かった上位2項目と有意差があった項目を記載した。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

(2) 就業に対する意識と能力評価との関係

①後継者の担当業務と課題

後継者が就業後に携わっている主な業務は、就業前に希望していた業務内容と概ね一致している（図 4-5）。主要部門が普通作物である法人経営が多いことから、普通作物に関する業務に携わる後継者割合が多く、露地野菜や施設野菜のほか、それらに関連して機械保守の業務で能力を発揮する後継者が多く存在しており、後継者の担当業務は、集落営農法人の経営部門が水稻などの普通作物中心であることや複合経営に取り組む法人数の増加を反映する結果となった。一方、販売や総務事務など、農産物に対する消費者の評価結果等を次年度以降の生産活動に反映させる機会や、法人全体の金の動きと経営の実態を捉える機会など、多くの後継者は関わる環境下になく、後継者を就業年数（5年区分）^{注10}で分けた場合の担当業務をみても、その傾向は変わらない（表 4-4）。

つまり、本稿が扱う後継者の業務実態からは、現後継者が従事できる部門・業務には偏りがあること、その中で担当業務が長期間固定された場合、後継者が習得できる能力の範囲が限定され、結果として、組織運営の改善提案等を行う視野・感覚の習得に時間を要する等の課題が生じ得ることを指摘できる。

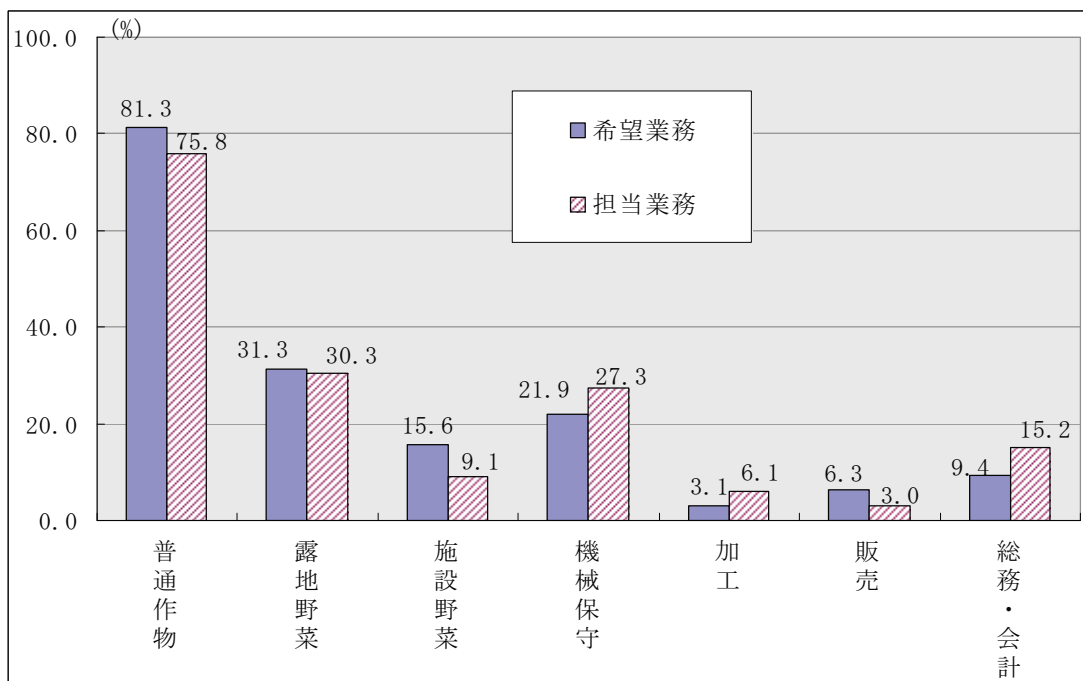


図 4-5 後継者が就業時に希望した業務と実際の担当業務

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 4-4 就業年数別にみた後継者の主要担当業務

就業年数	合計	担当業務（最も経験の長い業務）							
		普通作物	露地野菜	施設野菜	加工	販売	機械保守	総務・会計	その他
5年未満	24	17	7	3	2	0	7	2	2
	100.0	70.8	29.2	12.5	8.3	0.0	29.2	8.3	8.3
5年以上	5	3	1	0	0	0	2	1	0
	100.0	60.0	20.0	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0

注1) 「不明」は除外したため、全回答者数（41人）とは一致しない。

2) 単位は、上段が人、下段が%。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

②後継者自身による能力の自己評価結果

後継者の各能力の習得に対する意識を明らかにするため、23項目の能力・技術に対する自己評価結果と今後の習得意向等の把握を試みた^{注11)}。なお、自己評価^{注12)}方法は、法人就業後から調査時点までに習得・向上を実感できたか否かを尋ねた（図4-6）。

まず、自身による能力評価を示す評価得点（折れ線グラフ）に着目すると、評価値は全体的に低調だが、その中で「機械操作力：18.4ポイント」、「パソコン操作力：5.6ポイント」などの5項目は正の値を示しており、これら能力を一定程度評価している。

一方、「返済計画策定力：-122.9ポイント」、「経営実態判断力：-108.6ポイント」など、主に経営実態を正確に把握し、法人経営に反映させる能力を示す項目に対しては軒並みマイナス評価だった。

次に、後継者が法人就業後に習得・向上したと認識する項目（棒グラフ：青）をみると、栽培技術に係るものが中心であり、計画作成や管理・指導、会計処理力など、部門責任者や代表者に求められる項目の習得度は低かった。また、今後の習得・向上を目指す項目（棒グラフ：赤）をみても、機械操作や保守・整備などの栽培技術の習得を重視していることが分かる。

しかし、現段階の習得状況をベースとした習得意欲度^{注13)}は、「会計処理力」や「販売交渉力」等の項目で高いことから、経営データの詳細な分析や有利販売への仕組みづくりに携わることで、経営の改善や事業拡大に貢献しようとする意識を後継者が抱いていることが分かる。

さらに、これら能力の習得状況について、「ある」または「充分ある」と回答した後継者を対象として習得方法を尋ねた結果、全項目とも「日常業務内での習得」が主な手法として挙げたが、一方で、各栽培技術や機械操作等に係る能力の習得には法人のOJTである「内部研修」、パソコン操作や年間計画等策定に係る能力習得には「自己努力」を挙げる回答者割合が多く、専門家等を活用した「外部研修」を習得手法とした者の割合が少ないことから、適切なOFF-JTが施されていないことが分かる（表4-5）。

後継者による栽培技術・能力の習得は、法人経営の向上に繋がることから、行政やJA等による定期的な研修体制も充実しやすく、法人内のOJTによる対応も図られやすい。一方、経営状況の把握・診断等に係る分野は、法人内の担当者が限定されやすく、税理士等への外部化を図る法人も多いため、後継者による習得を進める場合には、そのための指導コストが別途必要となる。販売等に係る能力も、法人がJA共販に依存する場合、習得機会を得ること自体が困難となるため、経営の複合化や法人独自の販売体制の確立等に着手しない限り、OJTによる習得は容易ではない。

また、後継者の主な教育・指導は、代表者（38.1%）と役員（66.7%）が中心的な役割を担うため^{注14)}、彼らが求める後継者像や育成方針（作業者を育成するのか、経営を担う者を育成するのか等）、指導内容に対する得手・不得手等が後継者への指導に影響を与えると考えられ、そのことが集落営農法人における後継者育成上の弱点となることが懸念される。

これらのことから、能力・資質向上に対しては、法人協議会や県・JA等の関係機関・団体が一体となった課題別の研修会、経営能力向上対策、法人間の各担当者交流等の幅広い分野からの支援により、各者の能力・技術の向上を促す機会の提供が求められる。

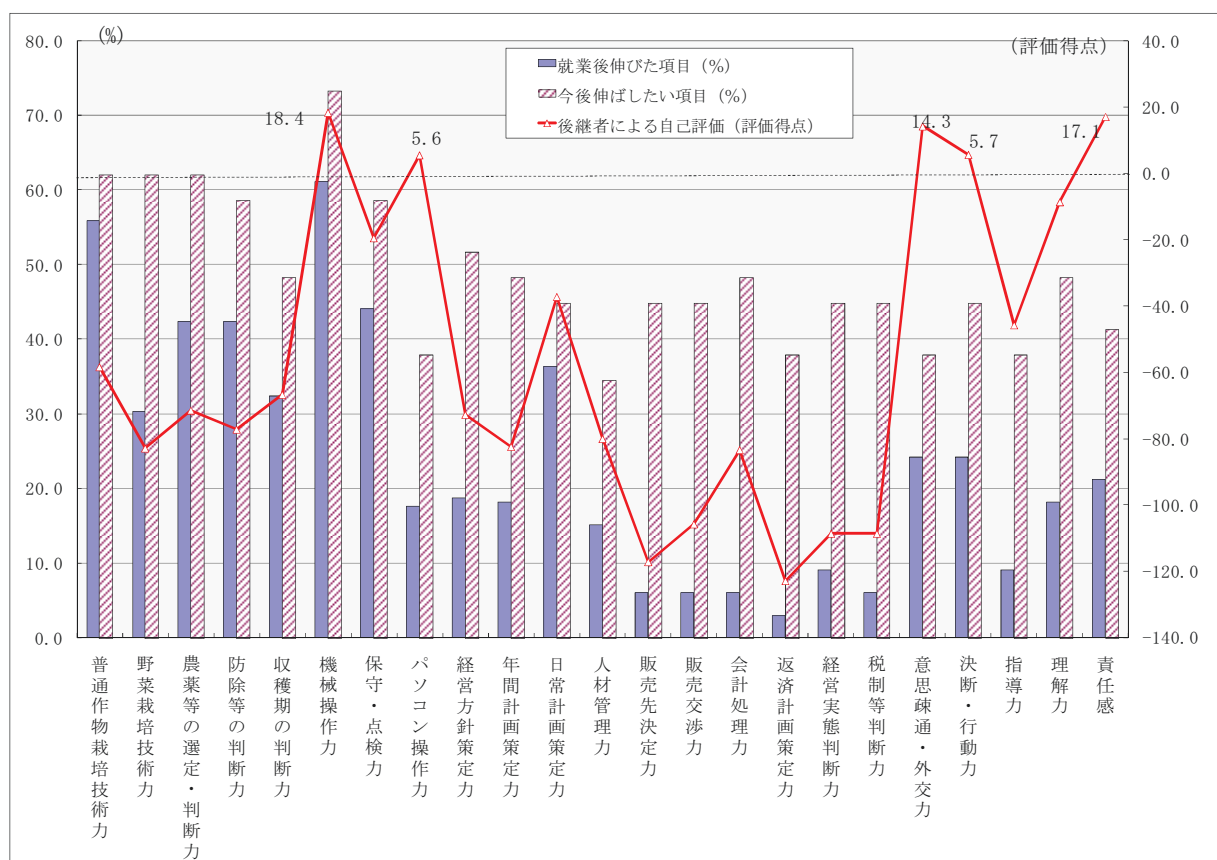


図 4-6 能力・資質の習得状況及び習得意向と自己評価結果との関係

注) 図中の破線は、評価得点のゼロ水準を示す。
資料) アンケート調査結果から筆者作成。

表 4-5 後継者による各能力項目の習得方法

項目	回答者数 (人)	研修		日常業務内 での習得	自己努力
		外部	内部		
普通作物栽培技術力	19	10.5	36.8	78.9	21.1
野菜栽培技術力	10	20.0	40.0	60.0	10.0
農薬等の判断力	14	21.4	21.4	78.6	21.4
防除等の判断力	13	15.4	38.5	76.9	23.1
収穫期の判断力	11	27.3	45.5	81.8	27.3
機械操作力	22	22.7	22.7	90.9	22.7
保守・整備力	14	28.6	28.6	71.4	28.6
パソコン操作力	6	0.0	0.0	50.0	66.7
経営方針策定力	6	16.7	16.7	83.3	50.0
年間計画策定力	5	0.0	20.0	80.0	60.0
日常計画策定力	10	0.0	30.0	80.0	30.0
人材管理力	5	20.0	40.0	80.0	40.0

注1) 図4-6中の「販売先決定力」以降の5項目は、回答者数が極端に少ないため除外した。

2) 単位：人，%（複数回答）。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

③後継者の就業意識と能力評価との関係

後継者の能力・技術習得を図る際には、代表者等による一方的な指導・教育ではなく、後継者の意向に基づいた能力養成に取り組むことが望ましい。このことを踏まえ、後継者の法人就業に対する満足意識と、前節でとりあげた能力・技術に対する自己評価結果との関係から、後継者にとって習得優先度の高い能力・資質を明らかにした。なお、本稿では、第 4 及び第 2 象限について解説する（図 4-7）。

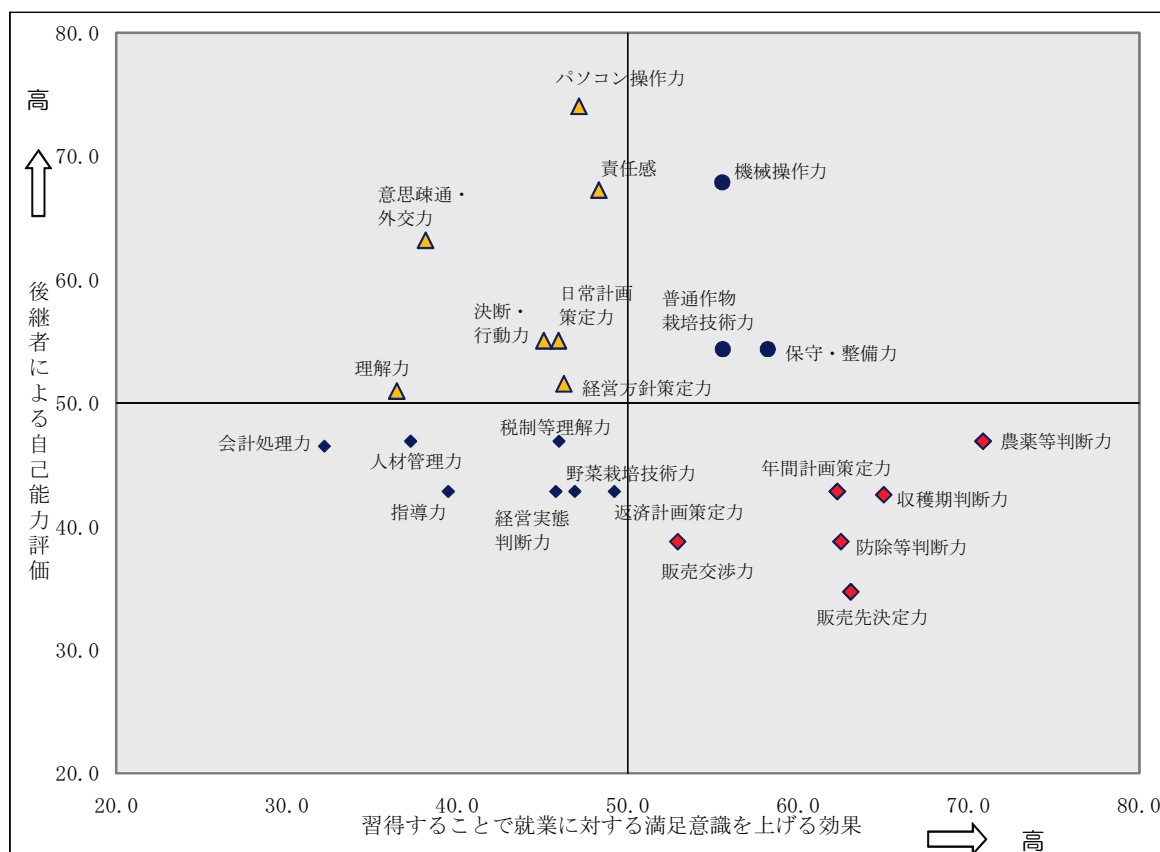


図 4-7 後継者の能力評価と就業満足意識との関係

注) 両軸の値とも各項目における偏差値の値である。
資料) アンケート調査より筆者作成。

第 4 象限は、就業満足意識の向上に寄与するが、後継者による自己評価は相対的に低い能力が含まれることから、習得機会を与えて能力養成を促す必要の高い「重点改善分野」に位置づけられ、生産段階でのマネジメント能力、圃場の状況を判断し実践に移す診断技術、販売技術が含まれる。

これらの能力・技術は、部門責任者や経営者として必要な能力であるため、OJTによる指導や職務の継続的な拡大、法人協議会等で開催される課題別研修・学習会等への参加誘導など、後継者が栽培管理業務以外に携わる機会を意図的に作り、従事させる姿勢が法人側に求められるが、同時に、法人間連携による後継者等人材育成に対する要望^{注 15)}もあり、今後、より効率的で効果の高い能力養成の仕組みが求められる。

第2象限は、就業満足意識の向上には直接寄与しないが、後継者による自己評価は相対的に高い能力が含まれることから、「維持分野」に位置づけられる。就業満足意識との関係が低い要因は、法人関係者及び後継者自身が、本領域に含まれる能力の習得と経営成果への貢献度との関係を認識し難いためと考えられる。従って、これら分野の能力を活かし、後継者の就業満足意識を高めていくためには、能力を活かす機会を積極的に与えて達成感を得させ、評価することが必要である。また、後継者に対する責務を段階的に賦与して実績と自信を持たせるなど、後継者の能力を活かしながら就業意識を高める工夫が求められる。

例えば、量販店で農産物の陳列作業に従事させ、バイヤーや消費者が求める農産物の種類、品質などを体験的に習得させる研修は、コミュニケーション力を活かしながら、販売センス等評価の低い能力を磨く一手法となる。また、圃場毎の栽培品目や品種、使用した資材等をパソコン上で整理・マップ化する管理作業を任せることで、パソコン操作力を活かしながら、相対的に低い年間計画策定力等を高める取り組みとなり得る。

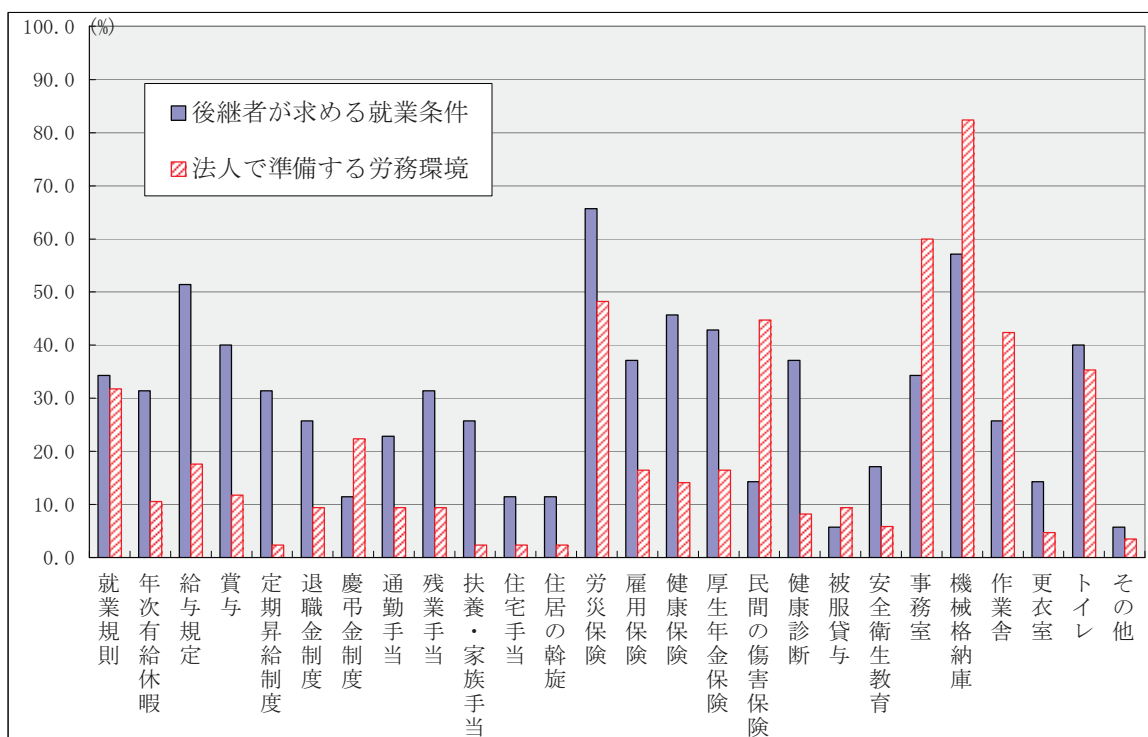
3) 集落営農法人における後継者の代表就任意向の規定要因

(1) 後継者の集落営農法人と集落への定着条件

後継者が法人に求める主な就業条件は、「給与規定：51.4%」や「労災保険：65.7%」,「健康保険：45.7%」等であり,安心して働ける職場としての環境を優先的に求める傾向にある。一方,法人側は「機械格納庫：82.4%」,「事務室：60.0%」,「作業舎：42.4%」等の施設整備を重点化する傾向があり,後継者が法人に対して特に求める給与規定や健康保険等の整備は相対的に遅れる傾向にある(図4-8)。

このことが生じる背景には,設立間もない法人の場合,生産及び経営の安定が危急の課題であるため施設整備に重点を置かざるを得ないこと,経営安定期を迎え複合化等を模索する法人の場合も機械等の整備を重視すること等が挙げられ,人材の受入れと育成の必要性は認識しながらも,法人としての生産環境整備を優先せざるを得ない状況があると推測する。

次に,後継者が希望する集落への定着・定住条件は「住居の確保・斡旋：50.0%(19人)」,「家賃補助：26.3%(10人)」,「配偶者の就業先確保・斡旋：28.9%(11人)」等,住環境の整備が主な要望内容だが,後継者の家族(配偶者及び子ども)にも配慮した受入れ条件の整備が必要なことが分かる(図4-9)。



注) 本設問は複数回答。
資料) アンケート調査結果より筆者作成。

図 4-8 法人の労務環境と後継者が求める就業条件との関係

特に、住居の確保・斡旋に対する支援は、集落外出身者や法人からの収入のみに頼らざるを得ない後継者ほど必要としていることから、今後、地区外在住者を受け入れる際の重要な視点となるが、同時に、法人及び地域としての支援が可能となれば、人材を受け入れる際の強みとなる（表 4-6）。

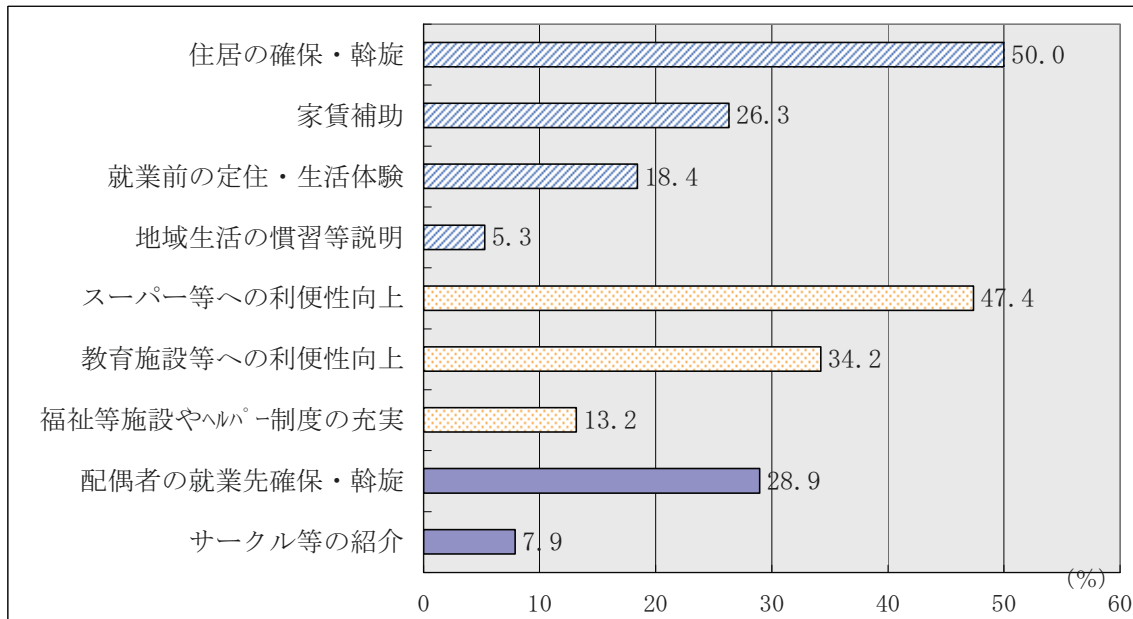


図 4-9 後継者の集落への定着条件

注) 本設問は複数回答, 単位は%である。
資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 4-6 後継者が期待する集落内の定住条件と後継者の属性

集落内の定住条件	支援	出身地		検定	未婚・既婚		検定	法人外の勤務		検定
		集落内	集落外		未婚	既婚		ある	ない	
住居の確保・斡旋	必要	47.4	52.6	[**]	36.8	63.2		21.1	78.9	[**]
	不要	88.9	11.1		21.1	78.9		73.7	26.3	
家賃補助	必要	22.2	77.8	[***]	40.0	60.0		20.0	80.0	[*]
	不要	82.1	17.9		25.0	75.0		57.1	42.9	
スーパー等への利便性向上	必要	72.2	27.8		33.3	66.7		50.0	50.0	
	不要	63.2	36.8		25.0	75.0		45.0	55.0	
教育施設等への利便性向上	必要	75.0	25.0		38.5	61.5		46.2	53.8	
	不要	64.0	36.0		24.0	76.0		48.0	52.0	
配偶者の就業先確保・斡旋	必要	90.0	10.0		18.2	81.8		36.4	63.6	
	不要	59.3	40.7		33.3	66.7		51.9	48.1	

注1) 表側の項目は、後継者に対する質問「集落内の定住条件」のうち、回答者の25%以上からの支持があった項目。
2) 表頭の項目は、後継者の生活等に関わりのある属性と法人に就業したことによる影響を示す項目。
3) 単位は%, 検定はカイ二乗検定により行った（[*] : 10%水準, [**] : 1%水準, [***] : 0.1%水準で有意差あり）。
資料) アンケート調査結果より筆者作成。

(2) 後継者の属性と希望収入額との関係

法人に期待する収入希望額（月収）について、15万円未満から25万円以上までの7つの選択肢を提示し回答を得た結果、「15万円未満：43.2%」が最も多く、「19万円以上21万円未満：18.9%」,「15万円以上17万円未満：10.8%」の順に多かった^{注16)}。

これら収入希望額と後継者の属性との関係を整理した結果、法人外勤務があり法人からの収入依存度の低い後継者は、高い給与水準の必要性は低いが、就業前の農業経験の無い非農家や家族等が増える30～40代に該当する後継者は、一定の給与水準を求めており、前項で示した集落への定着条件と同様、後継者の収入条件についても、家族構成やライフサイクル等に留意する必要性がある（表4-7）。

表 4-7 後継者の属性及び意識と希望収入額（月収）との関係

対象項目		希望収入額（月収）											
		15万円		検定	17万円		検定	19万円		検定	21万円		検定
		未満	以上		未満	以上		未満	以上		未満	以上	
年代	20代	27.3	72.7	[*]	54.5	45.5	[*]	72.7	27.3	[**]	90.9	9.1	
	30代	25.0	75.0		25.0	75.0		25.0	75.0		62.5	37.5	
	40代	37.5	62.5		37.5	62.5		37.5	62.5		62.5	37.5	
	50代以上	80.0	20.0		90.0	10.0		100.0	0.0		100.0	0.0	
出身地	集落内	50.0	50.0	[*]	62.5	37.5	[*]	66.7	33.3	[**]	79.2	20.8	
	集落外	33.3	66.7		41.7	58.3		58.3	41.7		91.7	8.3	
婚姻状況	未婚	8.3	91.7	[**]	33.3	66.7	[*]	50.0	50.0	[**]	83.3	16.7	
	既婚	58.3	41.7		62.5	37.5		66.7	33.3		79.2	20.8	
法人外の勤務	ある	64.7	35.3	[*]	64.7	35.3	[*]	70.6	29.4	[**]	82.4	17.6	
	ない	25.0	75.0		45.0	55.0		55.0	45.0		80.0	20.0	
就業前の農業経験	ある	46.7	53.3	[*]	60.0	40.0	[*]	70.0	30.0	[**]	86.7	13.3	
	ない	28.6	71.4		28.6	71.4		28.6	71.4		57.1	42.9	
挑戦したい業務の有無	ある	27.8	72.2	[*]	38.9	61.1	[*]	38.9	61.1	[**]	66.7	33.3	
	ない	56.3	43.8		62.5	37.5		81.3	18.8		93.8	6.3	

注1) 表頭の各項目は、後継者に対して質問した「法人から受け取る希望収入額（7項目）」を整理したもの。

2) 検定はカイ二乗検定により行った（[*]：5%水準で有意差あり，[**]：1%水準で有意差あり）。

3) 単位は%である。

資料) 分析結果より筆者作成。

(3) 後継者による代表就任意向の規定要因

①分析方法とデータ

集落営農法人の現代表者から将来の法人経営を担い得る人材として認知される後継者の属性及び意識が、代表者としての就任意向に対してどのように影響するのかを明らかにするため、後継者を対象としたアンケート調査結果を用いて数量化Ⅱ類により分析を行った。目的変数は後継者による将来の代表就任意向（有・無）とし、説明変数は、後継者による能力の自己評価結果や就業に対する意識、法人の運営体制を示す6指標を選定した^{注17)}。

なお、数量化Ⅱ類により推定したカテゴリー数量をもとに、各サンプルが代表者への就任意志のあるグループと、意志のないグループに判別されるかを予測した結果の判別的中率が91.7%だったことから、法人代表としての将来的な就任意向のある後継者の特性を、これらの変数で説明できると判断した。

②分析結果

各アイテムのカテゴリースコア及びレンジから検討した（表4-8）。カテゴリースコアが正值の場合には、法人代表への就任意志があるグループへ、負値では就任意志のないグループへの判別に寄与することを示す。

また、レンジの値が大きいアイテムほど、就任意志の有無に影響を与えることを示す。レンジが大きい上位3アイテムのカテゴリースコアから、後継者による法人代表者への就任意志の有無を規定する要因を検証した。

まず、レンジが最も大きいアイテムは「会計処理力の有無：1.19」となり、後継者による代表就任意向に最も影響を及ぼしていた。カテゴリースコアは「ある：0.84」、「ない：-0.35」であることから、経理・会計処理力に対して自信を持つ後継者ほど、将来の代表就任意向があることを示しており、後継者の能力・資質向上を図る際には、栽培技術及び機械操作等の能力養成だけでなく、法人経営の実態把握と改善策を検討する際の糸口となる会計処理力の養成も並行して行う必要がある。

2番目に大きなレンジを示したアイテムは「所得の配分方法：1.13」、カテゴリースコアは「給与制：0.75」、「従事分量制：-0.38」であることから、所得水準が予め明確化されている給与制を導入することは、将来の経営を担う後継者の定着を図る上で有利に作用する可能性が高く、集落営農法人で後継者を確保し育成するためには、労務環境の整備や定住対策への支援と併せ、法人の所得配分方法にも留意する必要性を指摘できる。

3番目に大きなレンジを示したアイテムは「挑戦したい業務の有無：0.83」

であり、カテゴリースコアは「ある：0.38」、「ない：-0.45」だった。このことは、就業した法人の一員として、自分なりの目標と問題意識を持ったうえで業務に携わる者とそうでない者とでは、法人運営に対する将来的な意向に差が生じることを示しており、同時に、法人側が後継者の目標を達成するために必要な職責や制度等を明確に定め、効率的なステップアップを促すための道筋を予め定めたいうえで後継者育成に取り組むことの重要性を示唆している。

さらに、後継者による代表就任意向には、法人側による条件の整備だけでなく、後継者側の意識として「就業時の人生設計の有無」がレンジの上位4番目に位置しているように、法人就業段階における後継者自身の意識の持ち方、ビジョンの有無等が影響することから、法人が就業希望者に対して期待する役割や育成の方向性等によって、彼らの能力を発揮させる機会に差が生じる可能性があるため、後継者育成は、就業希望者と法人とのマッチングの段階から始まっているという見方もできる。

表 4-8 後継者による代表就任意向を規定する要因（数量化Ⅱ類）

項目名		カテゴリー	サンプル数 (人)	カテゴリースコア	レンジ	
説明変数	後継者	会計処理力の有無	ある	7	0.84	1.19
			ない	17	-0.35	
		挑戦したい業務の有無	ある	13	0.38	0.83
			ない	11	-0.45	
		就業時の人生設計の有無	あった	14	0.23	0.55
			なかった	10	-0.32	
	就業年数	3年未満	16	0.13	0.38	
		3年以上	8	-0.25		
	就業満足意識	ある	8	0.01	0.02	
		ない	16	-0.01		
	法人	所得の配分方法	給与制	8	0.75	1.13
			従事分量制	16	-0.38	
変目 数的	将来の代表就任意向	ある	11	相関比： $\eta^2=0.60$		
		ない	13			

注1) 「給与制」には、給与制を導入する農事組合法人のほか、有限会社等が含まれる。

2) 本分析は、「将来の代表就任意向」（目的変数）に回答した38人のうち、説明変数に用いた6指標全てに回答した者が対象となるため、最終的に24人の意向が反映されている。

なお、後継者が挑戦しようとする具体的取組を後継者の就業年数別に挙げると、野菜等新規品目の導入を含めた栽培管理技術の向上とそれに付随する機械操作技術の習得等を目指す者がみられるなか、経営手法・ノウハウや会計技術の向上に対して意欲の高い者や、同世代に対する法人参加の呼びかけ等に問題意識を持つ後継者が存在する等、就業後間もない後継者の場合でも、法人の運営に直結する分野に高い関心を持つことが分かる（表 4-9）。

さらに、後継者が、今後、法人が取り組むべきだと認識する業務内容には、加工事業等の導入や独自の販路開拓、後継者確保等、経営多角化への取り組みや構成員の高齢化問題に係る法人運営上の重要課題が多数含まれることから、後継者が法人の抱える問題を的確に認識し、対処策の一翼を担おうとする意識があることを指摘できる。

表 4-9 後継者自身が挑戦したい業務と法人が取り組むべきと考える事業

後継者の就業年数	今後、後継者自身が挑戦したい業務	今後、法人が取り組むべきと考える事業・活動
1年未満	大豆等栽培管理技術の向上	独自ブランドの確立と生産・販売
	機械操作の技術の向上	生産品目の拡大、販売先の拡大
	野菜の生産品の拡大	独自販売ルートの確立
	事務能力の向上	加工・直売活動
	経営手法・ノウハウの習得	補助金に頼らない経営展開
1～3年未満	各作業に関する知識の習得と実践	農産物の収量及び品質向上（栽培技術向上） 独自販売ルートの確立
	施設等園芸、加工・販売	収穫から加工、販売までの一貫体系（6次産業化） 流通・販売を視野に入れた野菜部門の設立
	集落内の同世代への法人参加の呼びかけ	後継者育成
3～5年未満	米の直販	農産物の販路拡大
	法人ブランドの確立と販売の展開	販路拡大に向けての営業努力
	各部門・業務の理解	加工品の製造
	法人内の業務改善の取り組み	後継者育成、他法人との連携
10年以上	水管理技術の向上	農産物の自社販売、営業力向上
	会計技術の習得	定休日または振替休日の設定

注1) 本設問は後継者調査における自由回答結果であり、1行＝（イ～ル）1法人の回答ではない。

また、同列にある回答が同一人物の回答ではないことに注意。

2) 表中右欄の「今後、法人が取り組むべきと考える事業・活動」は、後継者の法人活動に対する考え方を示す。資料) アンケート調査結果より筆者作成。

第4節 集落営農法人における後継者の受け入れの実態と課題

1) 調査対象及び分析方法

本節では、まず、後継者および代表者に対するアンケート調査結果から、後継者の能力・技術に対する評価結果を示す。そのうえで、後継者を確保する31法人のうち、法人設立後10年以上が経過し、異なる条件下で複合・多角的な経営を展開する4法人の代表者に対する聞き取り調査から、後継者を育成するうえでの手法と課題を明らかにする。

具体的には、4法人による人材確保に向けた準備、受入れ、育成までの各段階で生じる課題や法人の対処方法等を明らかにし、後継者を育成する上で法人に求められる体制と視点を整理する。

2) 代表者の後継者に対する評価と期待

代表者が思い描く後継者像と、採用した後継者の能力との乖離点を明らかにするため、能力的要素(17項目)を5段階^{注18)}で評価させ、その結果を①代表者が求める後継者像(代表者の後継者に対する期待値)、②代表者による後継者の評価値)、③後継者自身による自己評価値に分けて整理した(図4-10)。

各値の比較から2つのことが指摘できる。ひとつ目は、代表者は後継者の能力として「機械操作力」、「保守・整備力」、「パソコン操作力」の3項目を一定程度評価しており、後継者の多くが主に生産現場のオペレーターとして業務に従事し、経営に参画していることがうかがえるが、全体として、代表者による後継者の評価値は、代表者が後継者に求める期待値と比べて下回っていた。特に、「年間計画策定力」や「人材管理力」、「経営実態判断力」等の項目については双方の値の乖離が大きく、法人の経営実態を把握する能力や法人内部の資源活用を計画的に実践する能力の習得が相対的に遅れていることが示された。

ふたつ目は、代表者による後継者の評価値が後継者自身による自己評価値と比べ高かった。このことは、後継者の能力について、代表者は、後継者自身が考えるよりも高く評価していることになる。また、代表者による後継者の評価値と後継者の自己評価値との間には高い関係性($R^2=0.82$)があり、後継者の能力評価に対する両者の捉え方がほぼ一致していた。

これらのことから、後継者が能力・技術を習得し自信を高めるためには、代表者側がそれらを習得する機会を率先して提供し、業務の量や質を段階に応じて変える等の環境づくりに留意するとともに、後継者による能力・技術の習得実績を評価しそれらを彼らに認知させる仕組みを取り入れる等の工夫が必要となる。なお、「野菜栽培技術」や「販売交渉力」など、後継者に求める能力としての重

要度が相対的に低い項目については、野菜等複合品目の導入実績や法人独自の販路確保の状況等の経営実績が影響したといえる。

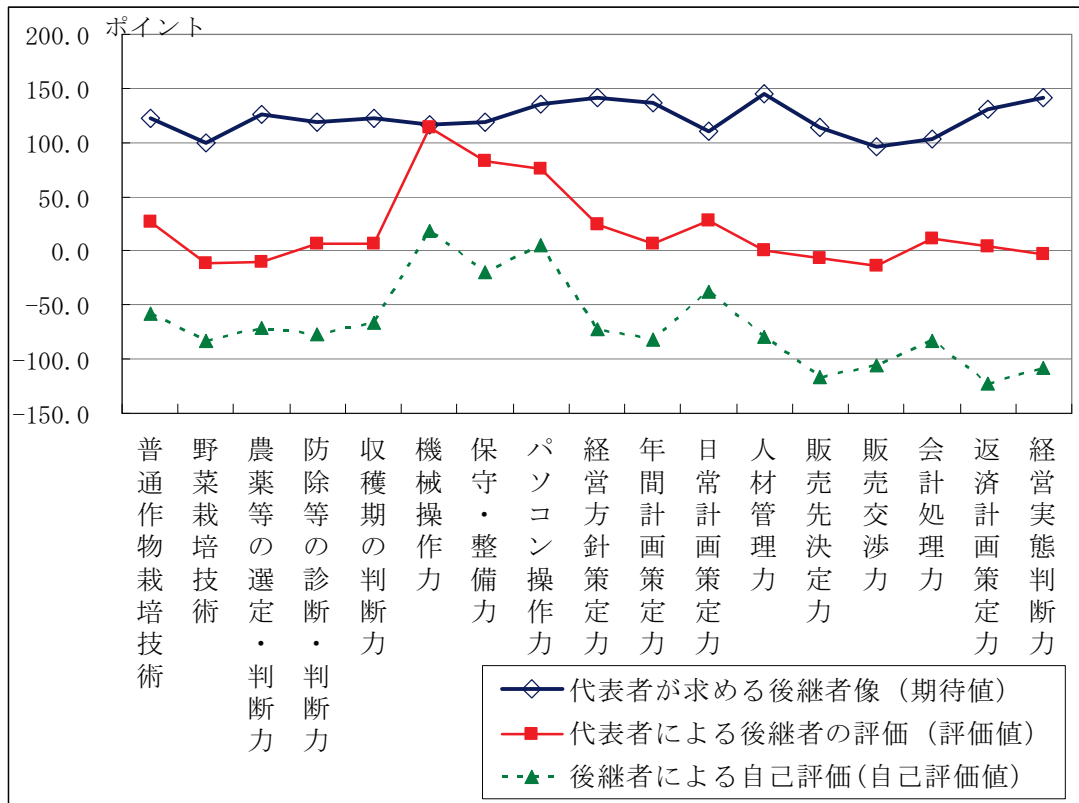


図 4-10 後継者の能力に対する代表者と後継者の捉え方

3) 集落営農法人における後継者育成に向けた取り組み過程と課題

(1) 聞き取り対象法人の概要

集落営農法人における後継者育成の取組や後継者を受入れ、能力養成を図る過程で生じる課題を整理するため、後継者を確保している 31 法人の中から、以下の視点で 4 法人（以下、A法人からD法人とする）を選定し、代表者に対する聞き取り調査を実施した（表 4-10）。

- ・活動地域や企業形態等の条件が異なる
- ・法人設立後 10 年程度が経過している
- ・経営複合化及び多角化を展開している
- ・後継者が複数の担当業務に従事している
- ・後継者の就業年数が異なる

A法人：都市的地域に位置する特例有限会社で法人設立後 17 年が経過している。水田経営面積は 4 法人の中で最も大きく、普通作物以外には加工業務に取り組んでいる。構成員は 12 人、うちオペレーターは 7 人である。代表者（60 代、2 代目）の代表就任年数は 15 年、後継者（32 才）の就業年数は 13 年である。

B法人：中山間地域に位置する特例有限会社で、普通作物以外にイモ類等の生産に取り組んでいる。構成員 5 人には 2 家族の親子（父子：計 4 人）が含まれ、家族経営的な色合いが強い。後継者は 2 人（30 代、20 代）が想定されており、それぞれ、大豆とイモ類の担当として就業している。法人に対する農地集積ニーズの高まりから、今後も従業員の確保を継続して進める意向がある。

C法人：都市的地域に位置し、組合員 52 人（オペレーター 6 人）を抱える農事組合法人である。法人設立後 13 年が経過しており、近年は、キャベツ、タマネギ等の複合経営に取り組んでいる。3 代目を務める 70 代の代表者を中心に後継者（26 才、就業年数 6 年）育成を進めている。

D法人：中山間地域に位置し、組合員 22 人（オペレーター 4 人）、水田経営面積 16ha 規模の農事組合法人である。経営は 70 代の初代代表が中核を担うが、継承実績がなく、今後の世代交代が注目される。後継者の 2 人は農大出身の同級生であり、法人研修先だったD法人に就業し、それぞれ水稲とイチゴ担当として従事している。

表 4-10 聞き取り調査対象法人の経営概要

		A法人	B法人	C法人	D法人
法人	地域類型	都市的地域	中山間地域	都市的地域	中山間地域
	企業形態	特例有限	特例有限	農事組合	農事組合
	設立年	1998年	1999年	2002年	2002年
	社歴	17年	16年	13年	13年
	水田経営面積	50ha	40ha	33ha	16ha
	主要品目	水稲, 麦, 大豆, 加工	水稲, 大豆, バレイシヨ, サツマ芋	水稲, 麦, キヤベツ, タマねぎ	水稲, 大豆, イコ, キヤベツ, タマねぎ
	総収入 (補助込)	8,000万円	5,000万円	9,000万円	3,000万円
	構成 (人)	構成員	12	5	52
ホ゜レーター		7	5	6	4
役員		3	2	7	7
代表者	年代	60代	50代	70代	70代
	代表経験年数	15年	1年	4年	11年
	経営継承実績	2代目	3代目	3代目	1代目
後継者	後継者数	1人	2人	1人	2人
	年齢	32才	28才	26才	22才
	就業年	2001年	2005年	2008年	2011年
	就業年数	13年	9年	6年	3年

注1) A法人は前身組織があるが、現法人の設立年を記載した。

2) B法人の後継者数は2人だが、聞き取り調査が出来た1人分の情報を掲載した。

3) D法人の後継者数も2人だが、同年代・同時期就業のため2人分の情報を一括表示した。

資料) 法人アンケート調査及び聞き取り調査結果より作成。

(2) 後継者育成の過程と特徴

後継者育成の過程を、後継者確保前の「準備期」、「受入期」と能力養成期にあたる「育成期」に分け、以下の順に整理する。

- ・「準備期」（①事前準備と受入方法, ②労務環境）と「受入期」
- ・「育成期」（①担当業務と求める能力, ②OJT と OFF-JT, ③今後の展開方向）

「準備期：①事前準備と受入方法」

4 法人とも、後継者を確保・受け入れた背景には、法人構成員の退職や高齢化に対する危機意識を挙げている（表 4-11）。後継者の受入れに向けた法人内の合意は、構成員数が少ない A, B 法人では容易に得られたとされている。

一方、経営方針の決定を含め構成員の総意が優先される農事組合法人 C, D では、総会での承認を経て後継者を受入れるため、合意形成に 1~2 年を要しているが、4 法人とも、労働力確保を法人運営上の課題として掲げながら合意を得た点は共通の取組である。

募集方法は、B, C 法人が、知人の口コミ・紹介や法人関係者の子弟を就業者として採用しており、山口県内の集落営農法人における一般的な傾向^{注 19)} と合致していた。しかし、近年では、他出子弟が帰村せず不在地主化する事例や、イエの後継者を確保できない構成員の増加等により、出身集落にこだわらない法人代表者も増えている^{注 20)}。

その結果、A, D 法人のように、就業ガイダンスや地区外出身の農大研修生を採用する形態となるが、人材不足に悩むこれら法人には、「数少ない機会を採用に結び付けたい」といった意識があるため、就業希望者の本質を充分見極める時間を持たないまま採用に踏み切る事例も一部見受けられる^{注 21)}。

当該ケースも含め、就業者側と法人側の考え方等に乖離が生じ、双方の描くビジョンが実現できなくなる恐れがある点は、就業希望者と法人とをマッチングする上での課題^{注 22)} といえる。

「準備期：②労務環境」

給与水準は J A 等の初任給を参考に 14~15 万円程度で設定されていた。いずれの法人も、賞与及び定期昇給制度のほか、労災保険、健康保険、厚生年金などの社会保障と住宅、通勤、退職手当等を整備しており、後継者の家族構成等の変化

に応じた手立てを講じる意向もあった。

しかし、定期昇給額に着目すると、労務環境上の課題を指摘できる。例えば、対象4法人の昇給額は概ね5千円/年程度だが、この水準で月30万円の給与を得るためには30年の期間を要する計算となり、社会保険の負担等を考慮すると、後継者が、結婚や子育て、子どもの独立支援などの将来構想を容易には描けない環境下にあるといえる。

D法人では、若い就業者が将来設計を描く際に抱える不安解消策のひとつとして、後継者の就業年数に対応した給料表を提示しているが、これは希少な取組であり、特に、給与問題に対する法人側の取組改善が望まれる。

「受入期」

後継者と集落住民との関係づくりに向けた法人の取組に着目すると、代表者及び役員理事の子弟を採用したB法人では、地域における法人の知名度が既に高く、後継者と外部機関等との接触も多いことから、彼らを地区住民等に披露する機会そのものがなかった。また、地区内出身者を採用したC法人は、後継者の知人や顔見知り地区内に存在するため、年に1度開催する法人と地区住民との交流会（感謝祭）に参加せる程度だった。

次に、A法人では、地区外出身者を採用したこと、採用初期の段階に将来的な後継者として明確に位置付けたことから、法人運営上関わりのある集落及び他法人の代表者、地区営農推進員、市議等が集う会合には常に同行させ、対外的なPRと後継者の認知度向上を図っている。一方、同様に地区外出身者を採用したD法人の場合、近隣の直売所が集落内外の住民との交流を目的として開催するイベントに業務として派遣する以外は、意識的に2人の後継者を集落行事等に参加させていない。

これは、集落行事等への出席を促し、認知度を高めようとする法人側の働きかけが、後継者にとっては圧力・負担と受け取られ、法人と後継者の関係に支障が出ることを敬遠してのことである。

表 4-11 準備期及び受入期における法人の取組実態

過程・対象		A法人	B法人	C法人	D法人	
準備期	事前準備と受入方法	背景	・法人の前身組織の設立当時からのメンバーが退職。 ・法人構成員が4名体制となったため、人材確保が急務となった。	・代表、取締役が高齢化を迎えるなか、法人への集積面積が着実に増加していた。	・組合員の高齢化を目の当たりにし、経営及び技術継承への危機感を痛感した。	・農作業への出役メンバーが法人設立時と変わっておらず、既存メンバーのみの作業体制に支障が出始めた。
		合意形成	・法人構成メンバーが4名のみだったこと、人材確保の必要性が高かったため、合意形成は容易だった。	・法人構成メンバーが少なかった（年齢の近い3名）こと、人材確保の必要性が従来から認識されていたため、合意形成は容易だった。	・総会や理事会などで人材確保・受入れを議題とした話題を提供。 ・10年先を目途にした組合員の年齢サイクルを考えるよう仕向け、合意形成を進めた。	・現状と将来の不安（農作業への出役メンバーが固定化したことや、5年、10年先も同じメンバーが出役し続けることは困難なことなど）を日常的に説明し、合意を得た。
		後継者の出身地	・法人経営の地区外出身者	・法人経営の地区内出身者	・法人経営の地区内出身者	・法人経営の地区外出身者（2名とも）
		募集方法	・新規就業ガイダンスなど	・役員の子弟が農業大学校に就学している段階から、法人での就業意向を確認。卒業時の最終確認を経て採用（就学中からの合意形成）。	・就業候補者を探していた時に、現後継者の親族から打診されたため、法人での就業を本人に提案し採用。	・農業大学校からの派遣研修生として受け入れていた時から、人柄、働きぶり等が良かったため、研修終了後に農大等に打診（本人にもそれとなく打診）。
	労務環境	給与水準	・約15万円	・約14万円	・約14万円	・約15万円
		給与の参考企業	・JA	・JA	・JA	・市役所（短大卒程度）
		賞与	・あり	・同左	・同左	・同左
		定期昇給制度	・あり	・同左	・同左	・同左
		社会保障	・労災、雇用、健康、厚生年金	・労災、雇用、健康、厚生年金、傷害	・労災、健康、厚生年金	・労災、雇用、健康、厚生年金
		手当	・住宅、通勤、退職	・扶養家族、退職	・退職	・通勤、残業、扶養家族、退職
受入期	地域内	・各集落の会合、泥おとし、地区協議会（各法人の代表・役員理事、関係集落の自治会長、市議、営農推進員等で構成）等への参加。 ・上記会合に同行させることで、対外的な後継者の認知度を高めるよう配慮している。	・行政機関や地域内での法人の知名度が高いため、特別な取組はない。	・法人が集落住民等をもてなす感謝祭を開催し、後継者の認知度を高める。	・近隣に位置する直売所が集落内外在住者を対象に開催するイベントに法人代表として参加させ、集落住民からの認知度を高めている。 ・法人所在地内で開催される祭りや行事には参加させていない（後継者の負担軽減）。	
	法人内	・泥落とし、法人反省会、忘年会などを開催。	・特になし（法人構成メンバーの子弟のため）	・顔合わせの機会は、総会での紹介程度。	・花見など季節毎の行事を開催（不定期）。	

資料) 表4-10と同じ。

「育成期：①担当業務と求める能力」

後継者は、普通作物のほか、露地野菜、総務・会計業務など様々な部門と関わりがあるが、その中で、各法人が後継者の就業前に習得を求める主な能力は、コンバインなど大型機械の操作力や経営状況を把握できる会計処理力等だった（表4-12）。特に、後継者の法人定着の可否を規定する要因^{注 23)}のひとつとされる会計処理力については就業前の段階で一定程度の習得が期待されていた。

「育成期：②OJT・OFF-JT」

OJT の内容をみると、4 法人とも、業務を円滑に進めるための段取りの重要性を日常業務の中から指導し、チーム作業の効率化、担当業務の課題抽出と改善に繋げるよう配慮していた。また、A法人では、上述した会合に同行させ、後継者自身が将来の経営を担う立場にいることを自覚するよう誘導していた。

会計処理力及び販売力向上に向けた指導実態をみると、後継者を総務・会計担当に据えるA法人以外は、後継者が法人内の金の流れを捉える環境を築けておらず、販売力向上に向けた支援は4 法人ともなされていなかった。

OFF-JT は、JA等主催の研修会や先進地視察等による能力向上支援が主な内容だが、本来、法人側のニーズは、OJT では対処が難しい会計処理力の向上や農工商連携の進め方、原因の同定と迅速な対象が求められる防除技術等の習得支援であり、法人側のニーズとOFF-JTによる支援実態とのギャップを外部機関が的確に把握・認識し対応することが求められる。

「育成期：③今後の展開方向」

後継者の能力・技術養成手法は、上述したOJT等のほか配置転換も挙げられるが、4 法人とも現在の主担当業務から別の業務・部門に転換する予定はない、又は困難という見解を示した。

最大の理由は、後継者と同等の能力を有する若い就業者が他に存在しないことだが、対象者を2人抱えるD法人では、それとは別に、配置転換に伴い生じる指導コストの発生を避けることを、配置転換ができない理由に挙げている。

複数の就業者を一度に抱えることは、様々なリスクを要するため困難な面があるが、配置転換は、組織運営の改善や経営全体の仕組みを捉える機会になるほか、後継者自身の興味・関心が高く能力を発揮しやすい業務を見出すことにも繋がるため、担当業務を長期間固定し続けることは、将来の経営者を育てる観点からも妥当な策とは言い難い。

最後に、今後の経営意向と後継者に求める役割に注目すると、3 法人が経営拡

大, 1 法人が現状維持と答えたが, いずれの法人でも後継者には中核的役割を期待しており, 将来の経営者として育てる方向性については一致した。

表 4-12 育成期における法人の取組実態

過程・対象		A法人	B法人	C法人	D法人
育成期	担当業務	・主に事務・会計担当。 ・加工以外の全部門に関与。	・主にジャガイモ、サツマイモ。 (時期によって水稲に従事)	・主にタマネギ、キャベツ。 (時期によって水稲、麦に従事)	・主に水稲、イチゴ。 (後継者はそれぞれ水稲部門、イチゴ部門に配属)
	就業前の習得が必要な能力	・トラクタ、コンバイン等の大型機械操作技術。 ・会計処理能力(特に、経営状況を把握できるデータの読解力)。	・パソコン操作力(簿記整理含) ・チェーンソー、刈払い機の操作技術(資格取得) ・大型特殊免許	・トラクタ、コンバイン等の大型機械操作技術。 ・部門管理が出来る程度のデータ整理、読解力。	・トラクタ、コンバイン等の大型機械操作技術。 ・普通作物、野菜の生理生態、一定程度の栽培知識。
	法人内部での指導内容	(後継者就業時) ・会計処理、営業(調査時) ・企画立案	(後継者就業時) ・栽培管理(調査時) ・栽培管理	(後継者就業時) ・農機具の使用方法等(調査時) ・野菜を導入した経営の展開方法(複合化による経営展開の進め方)	(後継者就業時) ・生産技術(調査時) ・会計業務
	OJT 現状	・チーム作業の中で、効率的かつ効果的な作業展開を考えさせる。 ・農産物の付加価値を高めることの重要性、必要性を意識させる。 ・上記会合に同席させ、後継者であることを自覚させる。	・着実な作業の進め方(事前準備や段取り、各作業工程の遅れが経営に及ぼす影響など)を指導する。 ・野菜のイベント販売を体験させ、自社生産物が売れる楽しさを感じさせる。	・同左 ・自らが担当する野菜部門の課題と法人としての改善方法を考えさせる。	・チーム作業を介して、自らの担当部門の課題(効率面)と改善方法を考えさせる。 ・チーム作業の中から、的確な指示を出すための段取りの重要性等を体感させる。
	会計処理、販売力向上に向けた取組	(会計処理) ・ある程度の会計知識があったため、入社当初から事務・会計担当に就けており、現在も主担当として従事させている。 (販売) ・代表と販売担当が行うため、関わらせる機会はない。	(会計処理) ・事務会計担当が別に存在するため、関わらせる機会は無。 (販売) ・担当部門の生産物を活用した交流イベント等は実践させている。	(会計処理) ・主な担当部門(野菜)の収支程度は行わせたいと考えているが、経理担当が別に存在するため、関わらせる機会は無。 (販売) ・販路は年間計画作成時にJA主導で決めるため、関わらせる機会はない。	(会計処理) ・特になし。しかし、後継者各人が法人に就業したことの結果を把握できるように、部門管理手法を段階的に指導している。 (販売) ・特になし。
	OFF-JT 現状	・研修会参加、先進地・法人視察、各種免許取得支援。	・研修会参加	・研修会参加	・研修会参加、直売所イベント(講師として栽培指導を担当)参加。
	求める指導・支援	・会計処理及び経理(組織管理を主)能力の習得支援。	・農商工連携、法人間連携(販売)に向けた推進ノウハウの習得支援。	・会計処理及び経理(部門管理を主)能力の習得支援。	・病害虫の発生消長、農薬選定・防除等対応能力の習得支援。
	配置転換等の考え方	・殆どの部門に従事させ経験は積ませているが、事務・会計は他に代わる人材が育っていないため、主担当を他の従業員に変えられない(配置転換は実質困難)。	・当面は、現担当の野菜、水稲(補助)から異動させる予定はない。	・現後継者と同程度の能力を持った人材が複数存在しないため、配置転換は不可能。	・配置転換を行うと、新たな部門での技術習得を一から指導し直す必要があり、配置転換は困難。
	今後の展開方向	・経営拡大	・経営拡大	・現状維持	・経営拡大
	後継者に求める役割	・法人の中核的役割を期待。 ・数年後には、取締役、将来は代表就任を希望している。	・当面は、法人の中核的役割を期待。 (将来的には経営を任せると)	・法人の中核的役割を期待。 (出来れば経営を担わせたい。)	・法人の中核的役割を期待。 ・将来は経営を担わせたい。 (地区外への出作を検討しており、拡大先の運営、作業を任せたい。)

注) 表側の「法人内部での指導内容」は、表2記載分と同一内容である。
資料) 表4-10、4-11と同じ。

第5節 経営継承方策の組立と支援策の検討

1) 経営継承方策を組み立てる上での課題と対応策の検討

ここまでの結果をもとに、後継者の確保・育成ステージ毎のポイントと課題及び対策の整理を試みる（表 4-13）。

まず、「準備期」におけるポイントは、後継者を確保することに対する集落内部の合意形成や後継者の受入れに向けた労務環境整備、後継者と法人のマッチングが挙げられるが、ここでの課題は、法人経営の実態と戦略に基づいた人材確保が出来ていない法人が存在する点である。

特に、後継者を確保し集落及び法人への定着を促すためには、ある程度の給与水準と定期的な昇給、集落外出身者であれば定住対策等が必要な事は既に記したとおりだが、これらコストを捻出するために必要な事業展開の方向性や法人が求めるべき後継者像が明確ではないため、後継者の確保が将来の法人経営を担う人材としての育成に至らず、単なる労働力の補完に止まる事例が見受けられる点は、集落営農法人の経営継続の点からも非常に大きな問題である。

このため、法人は後継者を確保し受入れる体制整備に向けた経営ビジョンの再構築や人材管理計画の作成と実践に向けた役割の明確化等を進めるとともに、後継者のライフプランの実現に向けた経営の複合・多角化導入の検討等が求められる。また、行政支援の視点として、多角化等の事業展開に呼応した人材確保に対するインセンティブを創出するなど、法人のこれら取組に対する支援が求められる。

次に、「受入期」におけるポイントは、受入れた後継者の法人内部での孤立、疎外感を取り除くための人間関係・信頼の構築である。人間関係づくりを進めることの難しさは既に指摘したとおりだが、ここでは、就業後の法人及び集落との関わり方（独立就農、法人構成員として定着、自作経営を行いながら法人経営にも参画など）を後継者自身が選択できる仕組みを提案し、後継者と法人の良好な関係を出来るだけ早い段階で築くことが望ましい。

当該期におけるもうひとつのポイントとして、就業段階における後継者の能力と法人が求める水準との乖離を如何に縮めるかという点が挙げられる。法人が後継者を確保する背景には法人内部の労力不足があるため、後継者に対してオペレーター或いは作業員としての技術と、より実践的な能力の発揮が期待される。後継者側も各種免許を取得したうえで法人に就業するなど、後継者独自の対策を講じているが、経営全体を見据えた上での作業の段取り、作物の生育過程に応じた肥培管理などの技術を就業時点で習得できているケースは少ない。この場合、法人が日常業務内・外で指導することになるが、指導に割く人員に余裕

のない法人では、後継者の能力養成が負担として捉えられる。

表 4-13 後継者の確保・育成ステージに応じた課題と求められる対応策

各ステージのポイント	課題	法人側の取組など	対応策	
準備期	集落内の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> 経営実態や次の経営展開を見据えた後継者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 経営ビジョン、人材管理計画の作成と実践に向けた体制整備 	
	労務環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 法人内の労務環境と後継者が期待する就業条件との乖離 他業種並み労務環境を実現する生産基盤整備の遅れ 		<ul style="list-style-type: none"> 多角化等の事業展開に呼応した人材確保に対するインセンティブの創設（ソフト・ハード） 集落行事、慣習等の情報提供、定住支援等の検討 給与体系表等の作成
	後継者と法人のマッチング	<ul style="list-style-type: none"> 求める後継者像の明確化 短期研修、就業説明会など就業希望者の本質を見極め難いマッチング体制 		
受入期	人間関係・信頼構築	<ul style="list-style-type: none"> 就業後の法人との関わり方を後継者に委ね、負担意識を和らげるための選択肢の提示 若い就業者、後継者の不満・不安を和らげるための「横」の関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者間ネットワークの形成支援 後継者を法人及び地域運営に活かす仕組みの検討 	
	就業時点で求める能力	<ul style="list-style-type: none"> 就業前の技術、能力水準と法人内での生産活動に必要な技術水準との乖離 P Cを活用した事務処理力不足 		<ul style="list-style-type: none"> 法人及び後継者のニーズ把握と、各ニーズに合致した実践演習、研修メニューの導入
育成期	育成方針の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 法人の指導体制、指導者及び後継者の能力、後継者の技術習得状況を考慮した育成方向の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成プログラムの作成と実践 指導担当者の指導能力・資質向上 	
	能力養成 (OJT) (OFF-JT)	<ul style="list-style-type: none"> 担当業務の偏りと能力・技術の習得機会の減少 後継者の将来ビジョンや日常業務の目標達成に寄与し難い指導体制（場当たりの指示、一方的な指導） 法人と後継者が望む支援、指導内容と関係機関による支援実態とのミスマッチ 		<ul style="list-style-type: none"> 後継者の立場毎に必要な能力と対象者（作業者、管理者等）を絞った支援の検討 研修等で補強すべき課題（法人の弱み）の把握 法人、地域連携による人材教育 配置転換、職責改善
	後継者意識を経営に反映する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 後継者とのコミュニケーション不足 後継者の意識、意向を汲み上げる仕組みの未整備 		

資料) アンケート調査及び法人開取り調査結果から筆者作成。

従って、この点については、法人への就業希望者の育成機関である農業大学校等の行政機関が、後継者の能力養成に対する法人のニーズを的確に把握し、実際の指導・研修メニュー等に反映させる取組が求められる。

最後に、「育成期」におけるポイントは、明確な育成方針の設定と能力養成の進め方、後継者の意識・考えを経営に反映させる仕組みだと考える。特に、能力養成は、法人が抱える問題として、後継者の担当業務が長期間にわたり固定化されることで、経営継承に向けて必要となる能力・技術の習得機会が減少する恐れがあるほか、法人と後継者が期待する指導内容と関係機関による支援内容とのミスマッチが生じる等の問題を抱える。複数の就業希望者を一度に採用できない法人側の経営事情から後継者の配置転換等を介したスキルアップが難しいことから、後継者の能力養成に関しては、行政側の主導的な対応が急がれる。

その中で、例えば、後継者の立場(就業年数や担当業務の継続年数、今後の意向などにより異なるが、本研究では「作業員」と「中間管理者」とに分ける)毎に必要な能力(テーマ)を絞った研修を行う等が考えられるが、その際、補強すべき課題(法人の弱み等)を予め把握し、実際の支援内容に反映させることが不可欠となる。

2) 経営継承に向けた支援の進め方

前項では、後継者を育成する上で生じる課題と対応策を3つのステージ別に整理したが、前項末で記述したとおり、後継者の能力養成場面では、彼らの立場(作業員と中間管理者)に応じた指導・支援が不可欠となる。

そこで、彼らの立場の違いによってどのような取組及び支援が必要となるかを、法人側の視点と行政側の視点から整理した(図4-11)。

法人が作業員の能力養成上留意する事項は、経営理念や組織としての活動経緯を周知する機会を提供することで法人経営の本質の理解を深める取組をはじめ、日常的な業務を介した法人への参画意識、法人内部での存在意義を見出させる取組だと捉えることができる。従って、行政側は、各法人ではクリアし難い課題を法人の経営範囲や行政域を超えた範囲で共有化させ、自身が所属する法人での取組と照し合わせることで、解決策を導き出すような支援が求められる。

次に、中核的管理者だが、法人が留意すべき点は、担当部門が抱える課題の改善策の提案・企画を含め、経営資源の活用手法を身につけさせることになる。配置転換等が困難な法人も存在するため、所属する法人では経営していない部門の運営に取り組む他法人への派遣研修などから、先進的な組織の経営ノウハウ

等を習得させる取組も、この段階で行うことになるろう。

行政側は、性格の異なる法人を連携させながら、一体的な後継者育成を図る環境づくりに留意する必要がある。また、作業者の立場では殆ど携わることのない会計処理業務について、重点的に指導する必要がある。

なお、法人代表者に対して、経営安定化策のひとつとして、法人間連携の必要性を尋ねた結果、法人間連携を介した人づくり・組織づくりの重要性を認知していることから、上述したとおり、テーマと目的に応じた相互補完体制の構築が急がれる。

一方、後継者も当面の経営者候補^{注24)}も確保できていない法人では、法人経営を存続させるための仕組みと、他法人との連携により地域を存続させる手法を講じる必要があるが、各取組を進める際の支援要望先が異なるため、法人のニーズに合致した推進体制と各機関の責任の明確化が求められる（表 4-14、図 4-12、4-13）。

また、法人経営の発展段階と後継者の確保実績との関係をみると、法人の経営規模は5ヵ年単位で有意に拡大している。一方、後継者の確保実績と経営年数との間には、有意差はないが両者の関係には一定の傾向がみられる。

このことから、行政側には、人材確保及び育成計画の策定を法人が経営5ヵ年毎に作成する経営改善計画と事業採択要件にとりあげ、後継者育成を念頭において事業展開を誘導する役割がある（表 4-15）。

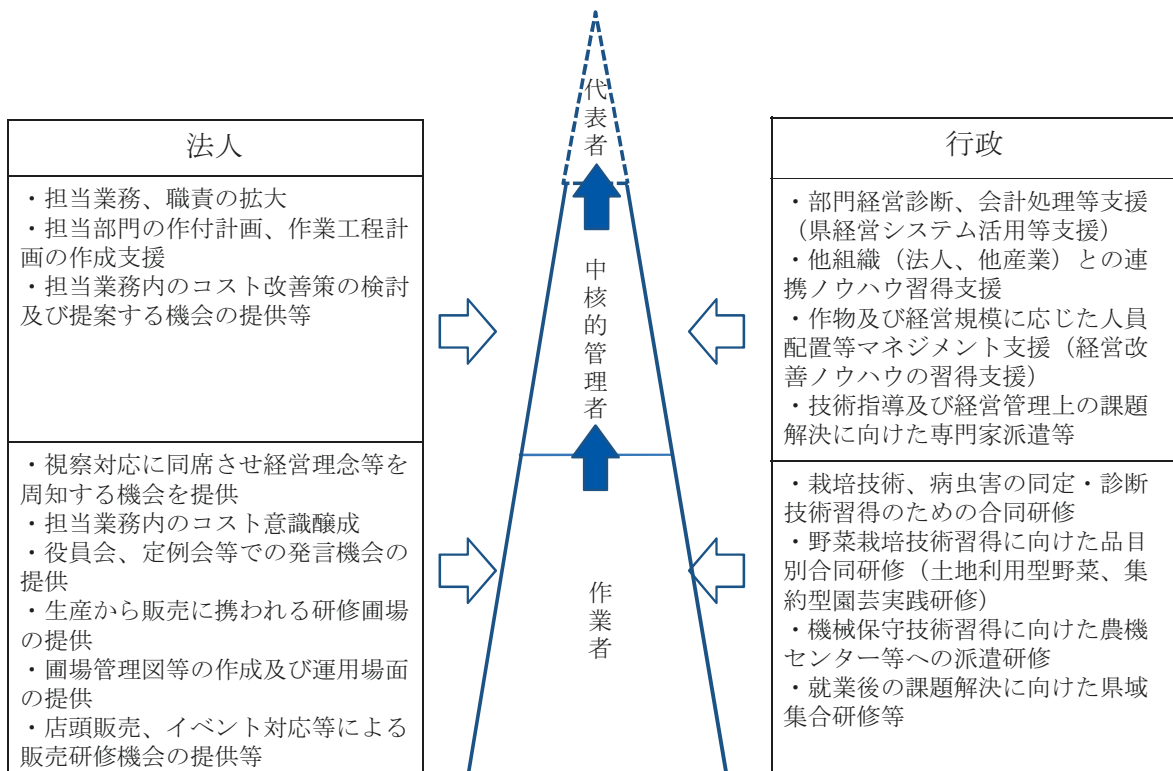


図4-11 後継者の育成過程に応じて法人及び行政に求められる支援

資料) 法人及び行政担当者に対する聞き取り調査結果より筆者作成。

表4-14 経営安定に向けた法人の取組意向と支援要望先（第1位）との関係

法人間連携の必要性 (あり)	山口県	法人間連携時の支援要望先（第1位）とその割合					
		山口県		A県		B県	
品種・資材の統一	52.4	J A	82.9	J A	66.7	J A	50.0
農産物の共同出荷・販売	45.2	J A	71.4	J A	80.0	J A	55.6
機械の共同購入・利用	51.2	J A	47.5	法人協	45.5	法人協	50.0
オペレーター等相互派遣	31.0	法人協	50.0	法人協	71.4	法人協	100.0
後継者の共同研修	53.6	県・普及	48.7	県・普及	81.8	法人協	66.7
役員の共同研修	53.6	県・普及	45.0	県・普及	84.6	県・普及	57.1

- 注1) 各数値とも法人アンケート調査への回答法人の平均値。
 2) 法人間連携時の支援要望先欄内のA県, B県は参考に記載した。
 3) 単位は%。
 4) アンケート調査結果より筆者作成。

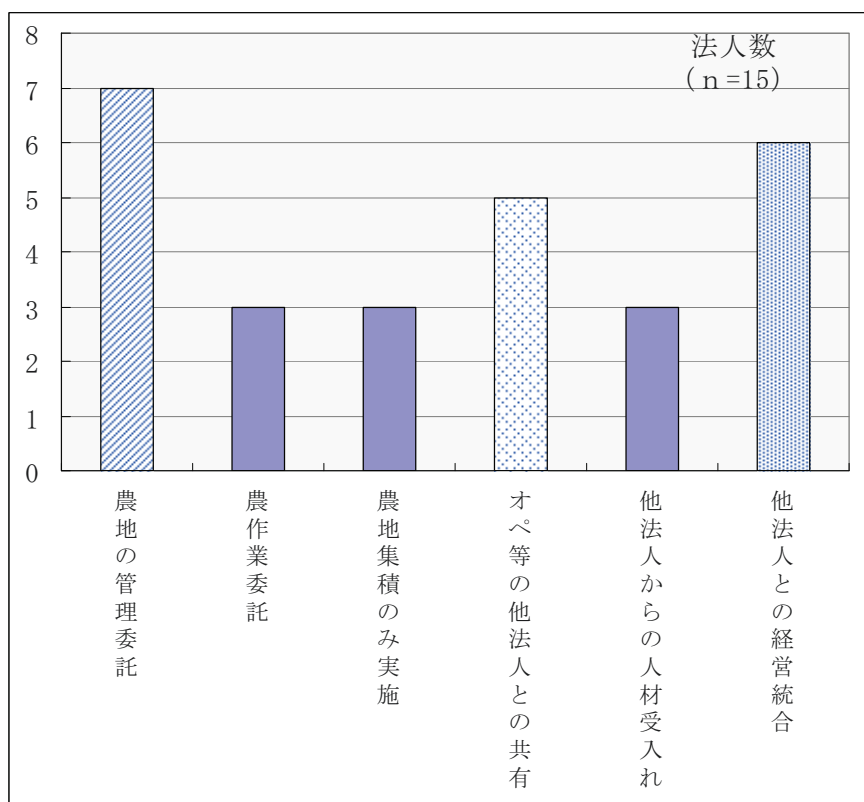


図 4-12 後継者及び当面の経営者候補の不在法人がとり得る行動

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

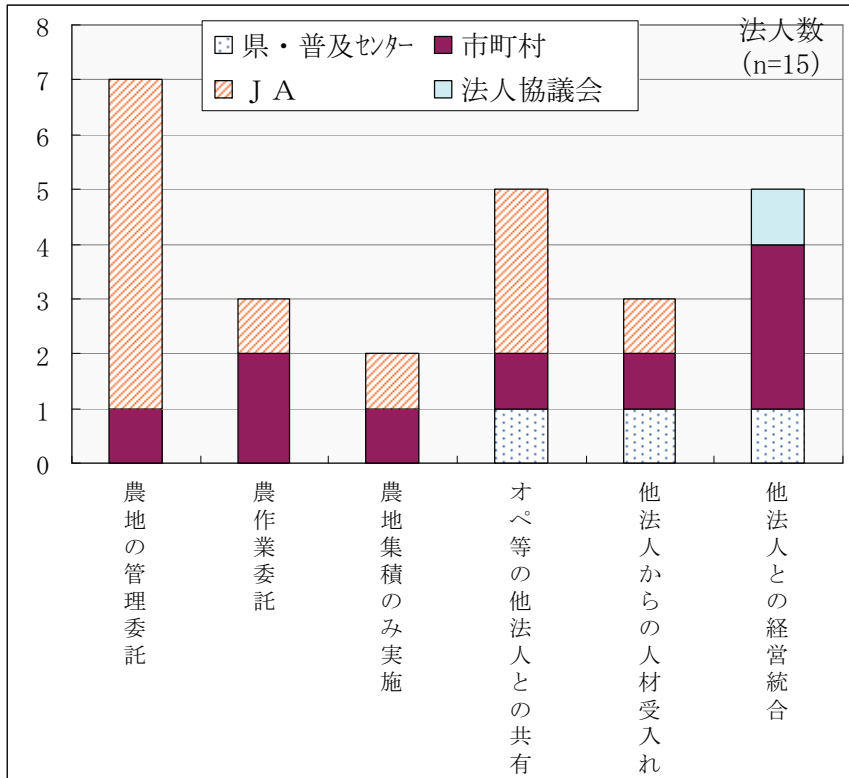


図 4-13 後継者及び当面の経営者候補の不在法人の支援要望先

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

表 4-15 法人の経営実績と後継者の確保実績

経営年数	経営部門・収入等規模拡大実績												後継者	
	水稻		麦		大豆		野菜		収入		分配金		あり	なし
	拡大	一定・減少	拡大	一定・減少	拡大	一定・減少	拡大	一定・減少	拡大	一定・減少	拡大	一定・減少		
5年未満	21.4	78.6	18.8	81.3	10.0	90.0	9.5	90.5	59.4	40.6	48.4	51.6	25.5	74.5
5～10年	54.8	45.2	62.5	37.5	46.2	53.8	57.1	42.9	91.7	8.3	81.8	18.2	35.0	65.0
10年以上	88.9	11.1	75.0	25.0	60.0	40.0	66.7	33.3	100.0	0.0	100.0	0.0	40.0	60.0
検定	[***]		[*]		[*]		[*]		[**]		[**]		[]	

注1) 検定はカイ二乗検定により実施 (*: 5%水準, **: 1%水準, ***: 0.1%水準で有意)。

2) 表頭の「拡大」, 「一定・減少」は, 各法人の経営等規模の変化を, 法人設立時と調査時点とで比較したもの。

3) 各項目の和 (100.0%) は, 横計である。

資料) アンケート調査結果より筆者作成。

第6節 まとめ（小括）

山口県内の集落営農法人への就業者のうち、代表者から将来を担う人材として認知された者を対象としたアンケート調査及び法人代表者に対する聞き取り調査に基づく分析結果から得られた知見を整理すると以下のとおりである。

①後継者の法人への就業経緯から、後継者は法人に係る情報を親、兄弟、法人構成員等から直接入手する傾向にあるが、現法人を就業先として選択した背景には、これら情報のほか、集落及び農地に対する愛着心、縁者が法人構成であることに対する親近感等が挙げられる。

つまり、現段階で法人に就業している後継者の多くは、従来から集落や法人との所縁のある者といえる。しかし、今後、過疎・高齢化の影響による集落在住者の減少により、集落外出身者を受け入れざるを得ない地域では、従来とは異なる法人の魅力づくりの一環として、労務及び生活環境の整備に留意する必要がある。

特に、労務環境については、就業規則や給与規定等、社会保障等の充実を期待する後継者の意識と、機械格納庫や作業舎等の施設整備を優先的に進めてきた法人の整備実績との間には乖離があり、後継者が求める身分保障等の整備は相対的に遅れている。

また、集落への定着・定住条件の中には住居の斡旋・確保を含めた後継者等の定住対策及び配偶者の就業先の確保など、法人と集落住民の協力により予め対策を要する取組もある。定住対策に対する要望は、集落外出身者や法人からの収入依存度の高い後継者ほど強く、Iターン者等の受入れを検討する際の重要な視点となるが、就業者本人とその家族等の存在を考慮した受入れ体制を整備することは、法人への人材受入と集落への定着を試みる際の強みとなる。

ただし、これらの取組を法人単独で行うことはリスクが高く集落内の合意形成に苦慮することも想定されるため、就業希望者の地域協議会レベルでの受入れや、就農（独立）希望者の研修・指導と独立後の連携（生産・販売活動、集落活動支援）等、リスク回避の具体的対策の検討も要する。

②数量化Ⅱ類の分析結果から、後継者の代表就任意向の有無を規定する最大の要因は、後継者自身の会計処理力であることを示した。また、後継者が法人に就業する際に、明確な目標・ビジョンを持っているか、自身が挑戦したいと思える業務があるか（目的意識を持って業務に従事できているか）など、法人就業前後の意識が将来の経営を担う人材形成に影響することが明らかとなった。これは、経営理念が法人設立後の経営展開と密接に結びついていることと同じ様に、後継者の法人就業に対する考え方や日常業務における目的意識の醸成等が後継

者を育成する上で特に重要なことを示唆している。

さらに、後継者の能力評価と就業満足意識との関係から、後継者にとって、現時点（回答者の 84.6%が就業 5 年未満）での習得が望まれる能力・技術が、生産段階でのマネジメント能力、圃場の状況を判断し実践に移す診断技術、販売技術であることを示したが、就業期間の短い回答者が多くなかで、彼らの習得意識が実践的な生産・販売場面を想定した能力・技術に向いていることは、後継者の能力・技術の発展段階に応じたキャリアパスの仕組みが集落営農法人内にも必要なことを示している。

③4 法人の代表者に対する聞き取り調査をもとに、後継者の受入れ・育成までの各過程における法人の取組と課題を整理すると、準備期では、合意形成に要する時間や過程に違いはあるが、法人構成員の高齢化と労力不足への対処策として雇用就業者を迎え入れることを説きながら人材確保に至っている。一方、課題は、昇給内容を含めた給与水準の低さであり、後継者が就業後の人生設計を描き難い条件となっている点であり、後継者の定着を望む法人の思惑とは相反する環境を作り出している。また、就業者の募集・受入方法については、短期間の研修のみで採用を決める法人の存在や、普通作物のみの経営体であるにも関わらず果樹専攻生を採用する法人もあり、法人のニーズに合った就業希望者の受入れ・マッチングの点で必ずしも成功しているとはいえず、今後の課題として捉えられる。

受入期では、地区外出身者を採用した 2 法人における後継者と集落住民・関係団体との人間関係構築に対する考え方・手法は全く異なる。集落の主要な担い手であると同時に将来の法人経営を担う後継者として周辺関係者に認知させる時機や手法は、経営継承に向けた後継者の意識醸成に影響することが想定され、検証等を含め今後の課題である。

育成期では、法人と関係機関等との間に生じる課題と法人が内部に抱える課題の 2 点を指摘できる。まず、法人と関係機関等との間に生じる課題は、後継者が就業する前の段階で習得が求められる能力について、法人が機械操作力や経営状況を一定程度理解できる会計処理力等を挙げた点である。これは、農業大学校での習得機会を含めた指導・支援の中身が法人のニーズに充分合致していないことの裏付けともいえる。また、OFF-JT においては、法人側は JA や普及センターが主催する一般的な研修会ではカバーし難く、実践的な能力養成を要望しているが、ここでも法人のニーズとのギャップがあり、本問題を如何に是正するかが関係機関に求められる。

次に、法人が内部に抱える課題だが、後継者に対して求める能力のひとつに「会計処理力」を挙げながら、後継者を会計・総務部門に関わらせる機会がない法人も多い。仮に上記 OFF-JT による指導が実現しても、所属法人での担当業務

として従事できなければ、能力のさらなる向上は難しく、今後、法人内部の指導体制等後継者を取り巻く環境を変化させることが求められる。

これら法人では、経営の発展段階と後継者の確保実績との関係を 5 カ年区分でみると、双方の間には有意差はないが一定の傾向がみられる。従って、行政の視点として、人材確保及び育成計画の策定を法人が 5 ヶ年毎に検討する経営改善計画や事業採択要件にとり入れ、後継者育成を念頭においた経営展開を誘導しなければならない。

また、集落営農法人における経営継承の問題は、後継者を確保し育成に苦慮する組織だけの問題ではなく、後継者及び当面の経営者候補を確保していない法人でより深刻な問題になる。

これら法人では、経営規模の縮小等により組織を継承させる仕組みと、他組織との連携によって集落を継承するための手法を講じていく必要がある。

注釈)

- 1) 本章で対象とする集落営農法人は、山口県で定められる定義に基づき「1～数集落を範囲として関係農家の多くが参加する農業生産法人であり、農業経営基盤強化法に規定される特定農業法人、又は話し合い活動により集落内の相当面積の集積を決定し当該集落の相当数の農家が参加して設立された農業生産法人」とした。なお、具体的な内容は[1]が詳しい。
- 2) 本章では、代表者とは、組合長（農事組合法人）及び代表取締役（有限会社・株式会社）のことを指す。また、役員とは、同じく役員理事及び取締役を指す。
- 3) 本章における後継者の定義は、法人代表者から概ね 20 歳程度離れており、将来の経営を担い得る者として、代表者に認知された者とした。このため、各法人に存在する同じ年代・同じ能力の構成員でも、構成員に対する各代表者の捉え方の違いによって、調査対象者にならない者が存在するが、このことは、本節の目的が、集落営農法人での後継者の就業実態や法人代表者としての就任意向の把握であることに起因する。

さらに、経営活動に永続性を持たせる仕組みとして、中・長期的な視点に基づいた人材確保・育成と経営継承の必要性の観点から、代表者と同世代の役員も後継者としては取り扱わず、調査対象から除外した。
- 4) アンケート調査票内の設問は、既往の研究である[2], [3], [4]で活用されたものを参考に、県農業振興課、農林総合技術センター、J A山口中央会の担当者との協議・検討を経て作成したものである。
- 5) 経営理念の高低と経営実態及び後継者の確保状況との関係を解明する取り組みについては、[5]が参考になる。
- 6) 将来の経営を担い得る後継者として 2 人の人材を有する法人が 10 組織あるため、31 法人で 41 人の後継者となっている。なお、代表者調査は対象とした 114 法人のうち 101 法人から回答を得たが、有効回答票は 98 法人分である。本章では、後継者の調査結果だけでなく代表者に実施したアンケート調査結果についても活用する。
- 7) 代表者にも同様の調査を行った結果、平均年齢は 69.0 才、最年長者は 83 才、最年少者は 39 才だった。60 代以上の代表者の割合は 95.7%（うち、70 代以上の者の割合は 58.6%）を占め、法人代表者の高齢化が危惧される。
- 8) 本設問は複数回答であり、他の回答には、「法人を以前から知っていた：19.4%」、「農高教員への相談：11.1%」である。
- 9) 本設問も複数回答である。
- 10) 注 6) でも示したが、有効回答票の 98 法人分のデータから、各法人の経営年数を 5 年刻みで整理し、経営規模（水稻、麦・大豆、野菜等）をみた結果、概ね 5 年以上経過（設立後 5～10 年）した段階で拡大傾向にあり、後継者の確保機会も経営実績に応じたもの

であるとの予測から、後継者の就業年数を5か年で区分した整理を行った。

- 11) 注の4)と同じ。
- 12) 後継者による能力の自己評価は「ない：-2」～「充分ある：2」の5段階評価で行い、評価得点の幅は最大200～最小-200である。
- 13) 後継者の今後の意向である「習得・向上したい」に対する回答割合から、現状の習得状況である「習得・向上した」に対する回答割合を引いた差を、習得意欲度として便宜上整理した。
- 14) 本設問は調査時点（H24.7～10）の状況をたずねた複数回答であり、他の回答には、「後継者と同じ部門の構成員：4.8%」、「外部の人材：4.8%」である。なお、後継者が各法人に就業した当時の状況をたずねた設問でも、「代表者：31.6%」、「役員：73.7%」に集中しており、「外部の人材」を活用した回答はなかった。
- 15) 法人代表者に対するアンケート調査結果から、後継者等就業者を複数の法人・地域ぐるみで育成する仕組みを求める割合は53.6%（45組織）を占めており、法人のニーズは高い。
- 16) 他の回答は、「17万円以上19万円未満：8.1%」、「23万円以上25万円未満：8.1%」、「21万円以上23万円未満：2.7%」、「それ以上：8.1%」である。
- 17) 説明変数となる指標の選択にあたっては、各指標と後継者による将来の代表就任意向（目的変数）との関係性を予め把握するため、クロス集計結果を用いた独立性の検定を行い、有意差のある指標と、目的変数との相関関係から、最終的に6指標を抽出した。
- 18) 注の12)と同じ方法で代表者に対して、後継者に求める能力（後継者像）を評価させた。また、後継者に対しては、同様の方法で自己評価させた。
- 19) 代表者調査票内の設問（後継者の募集・確保方法）に対して27人の代表者から得た回答結果をもとに記述した。
- 20) 第3章の調査対象地域である串地区における農地一筆調査や他出者アンケート調査結果等にもとづく。
- 21) 2015年に実施した法人聞き取り調査（7法人）では、本問題に該当すると考えられる事例が3法人あった。
- 22) 就業者を採用する上でみられる上記以外の課題は、「法人側が明確な育成方針を描けていない」、「経営の展開方向に連動した採用になっていない」等が挙げられる。
- 23) 本章第3節参照。
- 24) 法人代表者を対象としたアンケート調査の中で、後継者がいないと回答した者に対して、「当面の経営者候補」がいるかを尋ねた。当面の経営者候補とは、先に掲げた後継者の定義に該当しない者のうち、現代表者の次の代を継承し得る者（例えば、現法人役員層）として位置付けた。なお、本設問で「当面の経営者候補」もいないと回答した法人は、「後継者」も「当面の経営者候補」も確保できていない法人として整理した。

参考・引用文献

- [1]山口県担い手総合支援協議会（2010）「集落営農のすすめ（第2版）」.
- [2]社団法人茨城県経営者協会（2006）「企業の求める人材像（報告書）」, 3-4.
- [3]全国農業会議所（2010）「農業法人等における雇用の実態に関するアンケート調査の結果」, <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/roumu/research.php>
- [4]相馬寿成・木南莉莉（2008）「酪農経営における無形資産の継承問題—F ファームを事例として」, 新潟大学農学部研究報告, 第61巻, 第1号. 17-26.
- [5]山口県農林総合技術センター（2013）「平成25年度新規研究実施課題について」, http://www.nrs.pref.yamaguchi.lg.jp/hp_open/a17201/00000003/H25-2_集落営農法人における新たな営農支援手法の確立.pdf

終章

要約と課題

第1節 本研究の要約

本研究では、不在地主問題解決の糸口を見出すため、不在地主だけでなく、将来の不在地主となる可能性が高い他出子弟や不在地主から農地の管理を託される集落営農法人に注目した調査・分析を行った。

まず、本研究に取り組んだ背景には、中山間地域を含む農村地域で過疎及び高齢化、農産物価格の下落等の諸要因に伴う農地・森林の急激な荒廃、コミュニティ活動の低下・消滅などの問題が深刻化するなか、販売農家の減少に伴う農業経営から離脱した在村者(土地持ち非農家)の発生と、彼らが所有する農地の荒廃、不在地主の大量発生と農地の活用局面における問題が現実に関わりつつあることが挙げられる。

一方、不在地主の存在が問題化する要因には、農地を適切に管理する者の不在があるが、農地の主要な担い手は販売農家の減少と農家以外の事業体の台頭から、個人から組織に移行している。

このような状況を受け、本研究では、不在地主問題に対して、農地の所有者である「不在地主」、不在地主の予備軍であると同時に地域農業の担い手にもなり得る「他出子弟」、彼らの農地管理者としての期待が高い「集落営農法人」の3者にアプローチし、農地利用や集落の維持等に向けた各者の役割や農地の継続的な活用を促す手法、仕組みを明らかにすることを目的として研究に取り組んだ。

以下に、各章の知見、指摘事項等を示す。

序章では、農村地域における農業構造の変化を把握するため、経営耕地面積と耕作放棄地の動向を示すとともに、本研究の目的と課題の概要、研究方法及び分析対象地の選定理由を述べた。また、既往の研究レビューから、不在地主と他出子弟が地域農業及び集落運営において果たし得る役割やそのための仕組みが不明確であること、集落営農法人においては経営継承手法の組立てが不十分であることを指摘した。

第1章では、分析対象地として選定した山口県における農業・農村構造の特徴を明らかにするため、農林業センサスデータを活用して担い手及び農地利用の変遷等の整理を試みた。

この結果、山口県は、他地域と比べて農地利用が減退する傾向にあり不在地主化が生じやすいという課題とともに、営農上の諸条件の劣勢を組織的対処によりカバーしようとする特徴があることを指摘した。

第2章では、不在地主による農地の所有と集落住民との関係、農業者による継

続的な耕作要因等を明らかにするため、下関市及び岩国市の農用地利用集積計画に位置付けられた不在地主と農業者(農業者を対象とした調査は岩国市のみ)に対するアンケート調査から、不在地主が所有する農地を農地として存続させようとする意識が農地の取得経緯に影響を受けることや、不在地主における農地情報の継承意識が低いこと、また、集落住民の不在地主に対する投げかけ・働きかけが双方向の意思疎通と課題の共有化に活かされておらず、不在地主と集落との関係希薄化の一因になり得ること等を明らかにした。

さらに、農産物購入や圃場改良コストの負担等を介した農業者支援により、不在地主と農業者との新たな関係構築の可能性を指摘した。

第3章では、他出子弟と集落との関係構築及び強化に基づいた不在地主対策の可能性を検討するため、山口市徳地串地区において農地及びイエの現況調査と他出子弟を対象としたアンケート調査を実施した。他出子弟に対しては、今後、彼らが果たすべき役割として、イエの農作業補助や買い物・通院支援、祭り・運動会などの集落行事の運営支援、これら取組への参画が困難な者は、農産物の定期購入支援など、集落の活性化や農地保全に直接的・間接的に貢献する姿勢が求められるとした。

そのうえで、串地区側に対しては、他出子弟に対して継続的な投げかけを行い、在村者及び他出子弟に係る情報の収集・活用を担う中立的な組織として「育てる会」を位置付け、市分館や農業委員会、個人農業者との協力に基づく地域農業の推進体制を提案した。

第4章では、集落営農法人の経営継承方式を組み立てるため、後継者の法人への定着条件を示したうえで、数量化Ⅱ類を用いた分析から、後継者の代表就任意向を規定する要因を抽出した。

また、後継者の確保・育成ステージを、準備・受入・育成の3段階に分け、段階毎の課題と対応策を提示するとともに、後継者や当面の経営者候補を確保できない法人の経営継承に向け、法人ニーズに合致した推進・指導体制と責任の明確化が重要になることを明らかにした。

第2節 不在地主問題への対応策の検討

以上の要約を踏まえ、不在地主問題への対処方策を検討する。

まず、国・自治体レベルでの対策として、農水省が農地の中間受け皿組織として検討中の中間管理機構（農地集積バンク）の可能性を検討する。本仕組みは、①出し手の農家から農地を借受け、地域内の農地の相当部分の利用権を持つ、②借受けた農地の大区画化等の基盤整備を機構の負担で実施する、③担い手の規模拡大に繋がるよう担い手に貸し付ける仕組みである。出し手農家にとっては公的負担で基盤整備が出来る等の利点があり、受け手農家にとっては集約化した上での経営拡大が可能となる等の利点がある。

この取組については、不在地主対策上有効な組織としてとりあげた集落営農法人の経営拡大の追い風となることから、他出子弟と集落との関係構築や不在地主問題の抑制に一定の効果はあると考えるが、一方で、運用段階で農地所有権と利用権の差をどのようにクリアするかという問題がある。2009年の農地法改正で、農業委員会による農地の利用状況調査をもとに、適切な農地利用を促すための「指導」、「通知」、「勧告」と勧告に従わない場合の知事「裁定」が可能となり、所有者が分からない農地については、「公告」により裁定できることとなった。この結果、2011年時点における農業委員会の「指導」件数は2万件を超え一定の成果がみられたが、知事「裁定」は1件もなく、所有者に対する強制的な利用権設定手続きに難しい判断を迫られることが分かる。

このため、これらの案件、特に不在地主が所有する農地については、民法697条の事務管理を応用した管理開始時に所有権者の同意を不要とする「留守管理制度」とも言うべき管理の仕組み・考え方が必要であり、今後、中間管理機構のような公的機関を介して農村地域の公共性を確保する取組に対しては、所有者の同意確認を省略した仕組みが求められると考えるが、この点は、本研究の課題とし、今後の動向を見守りたい。

次に、金融業界で問題となっている休眠口座に対する考え方を参考に、不在地主問題への対処策を検討する。まず、休眠口座とは、10年以上放置されている預金のうち、「残高が1万円以上で持ち主と連絡がとれない」、「残高が1万円未満」としている。残高が1万円以上の場合は預金者に対して銀行から通知があり、連絡が取れない場合は残高が1万円未満のものと併せて会計上銀行の利益として計上されるが、請求がある場合は一部の例外を除いて払い戻されている。米国や韓国では、国や自治体の管理に移し、福祉事業に活用される等の実績があり、日本でも融資という形態の限定はあるが、活用方法が模索されている。

これら休眠口座の取り扱い方法及び視点を農地に当てはめると、活用実績及

び荒廃年数に基づき、一定の限度を超えた農地を国及び自治体の管理下に移行し、健全な生産活動に反映させることになる。休眠口座の払い戻し請求に該当する農地所有者からの返還請求に対しては、適切な農地の管理が果たされる場合にはそれに無償で応じ、反する場合には、それまでに要した農地の集積及び管理コスト、圃場整備を実施した場合は、償還金の支払等を求める仕組みが出来ないか、検討する余地はある。また、不在地主に係る情報の収集・管理手法が確立しないことから、韓国やイギリスで構築されている休眠口座の検索システムを参考に農地所有者（不在地主）を管理する仕組みの検討も不可避となる。

最後に、本研究で得られた知見から、集落段階でとり得る対策を検討すると、本研究で対象とした不在地主に対しては、農業への従事者としてではなく、農業者を資金面から支える外部支援者として、或いは、他出先との行き来が可能な者には、集落活動等への参画・運営支援者としての役割を賦与することが現実的である。

具体的な視点として、不在地主の農業者に対する支援は、「農産物の定期購入」や「環境整備へのボランティア参加」、「基盤整備作業に掛る費用負担」等が考えられるが、これらの支援意向は、農地の生産基盤としての存続意向や帰村し定住する可能性など将来的な行動を規定する要因に影響を受けることや、農地の管理を在村者に委ねることで集落に対する執着度が低下した不在地主との関係修復は困難なこと、などから、彼らが農地を所有する前の段階、つまり他出子弟の段階から、ある程度の継続的な農地管理を担保できる個人又は組織との結びつきを作り、彼ら属性に応じた役割を賦与することが極めて重要となる。

他出子弟に求める役割は、他出子弟が農業後継者とは一致しないことを念頭に置く必要があることから、イエの農作業補助や買い物・通院支援など、在村者の生活に関連深い分野での支援はもとより、農道・水路清掃作業、祭り・運動会などの集落行事の運営支援、これらへの参画が困難な者は、農産物の定期購入支援などが想定されるが、集落の活性化や農地保全に直接的・間接的に貢献するこれらの取組を、地域内の自治活動組織と行政（本研究の事例では「育てる会」と串分館が該当）及び在村者の合意により、他出子弟の役割としての選択肢を提示し参画を促すことで、既往の研究で指摘されてきた不在地主問題の抑制に一定の効果があると推測する。ただし、農地の管理主体は、営農の継続性の観点から、集落営農法人とすることが望ましいと考える。

第3節 本研究の到達点

本節では、序章で指摘した既往研究の問題点をもとに、得られた知見の中から主要なものについて整理する。

まず、不在地主問題に関する調査・分析からは、今まで全く分からなかった不在地主による農地の所有状況、農業者及び集落との関係等が把握できたことと併せて、不在地主が所有する農地を農地として存続させようとする意識を構成する要因を明らかにした。特に、不在地主による農地の取得経緯の違いが、同要因にも影響を与えていることを確認したことは、これまでにない新たな知見であり、これにより、不在地主問題を引き起こしやすい者を特定し効率的な指導に活かすことが可能となる。

また、これまでの研究では取り扱われていなかった農業者に着目した分析から、集落との関係が希薄化する要因が必ずしも不在地主側のみにあるのではなく、不在地主に伝わるような投げかけ、働きかけになっていない集落住民側の取組にも問題があることを明らかにした。さらに、農業者が不在地主の所有する農地を管理し続ける上での課題と求める支援、不在地主による農業者支援の可能性も明らかにし、不在地主が農地所有者として担い得る役割の提案に至った。

次に、他出子弟を対象とした調査は、将来の不在地主化が懸念される彼らと集落との関係強化を予め講じることで、不在地主がもたらす問題の抑制に寄与するものだが、他出子弟が集落及び在村者のために果たし得る役割として、既往の研究で指摘されてきた実家農業の手伝いや集落活動の運営、在村者の生活支援（通院・買い物支援等）だけでなく、経済活動上のパートナーとしての役割を負う他出子弟等の存在を見出したことは新たな知見として捉えられよう。

また、他出子弟の帰村意向には、在村者との繋がり度合いを示す要因が意識醸成に有意に作用しており、実家農業との関係が帰村後の営農・実家農業の継承に繋がる可能性を指摘した。しかし、このことは、他出子弟が親の逝去等により農地を継承し不在地主へと移行する過程で、彼らの帰村意識が減退する可能性を示唆しており、継承した農地が弊害もなく在村者に引き続き管理されることは、実家農業の基盤である農地への関心の低下を招く恐れもある。

つまり、本調査から、不在地主問題を予め抑制するためには、在村者が健在である間に、集落のあり方、農地の残し方を他出子弟と一緒に検討し、農地取得後の農業及び集落との関わり方を合意しておくことの重要性を指摘できた。

また、串地区における農地活用を他出子弟と協働して進めるための仕組みとして、「育てる会」を核とした農地の利用調整手法を提案したが、在村者からの認知度が高く、多様な情報の収集・活用力に長けた組織であれば、農地の利用調

整や耕作管理を直接行わない中立的な組織であっても、地域農業のマネジメント力を持ち得ることを明らかにした。

最後に、不在地主が所有する農地の受け手として期待される集落営農法人を対象とした調査からは、後継者と法人側の意識の乖離が大きい就業条件や後継者を集落に定着させるために要する支援内容を提示した。

また、数量化Ⅱ類の分析結果から、後継者の代表就任意向の有無を規定する最大の要因は、後継者自身の会計処理力であり、後継者が法人に就業する際のビジョンや日常業務に対する目標など、法人就業前後の意識が将来の経営を担う人材形成に影響することを明らかにした。これは、経営理念が法人設立後の経営展開と密接に結びついていることと同じ様に、後継者の法人就業に対する考え方や日常業務における目的意識の醸成等が後継者を育成する上で特に重要なことを示唆しており、新たな知見と捉えることができる。

さらに、後継者の能力評価と就業満足意識との関係から、後継者にとって、現時点（回答者の84.6%が就業5年未満）での習得が望まれる能力・技術が、生産段階でのマネジメント能力、圃場の状況を判断し実践に移す診断技術、販売技術であることを示したが、就業期間の短い回答者が多いなかで、彼らの習得意識が実践的な生産・販売場面を想定した能力・技術に向いていることは、後継者の能力・資質の発展段階に応じたキャリアパスの仕組みが集落営農法人内にも必要となる。

また、行政支援のあり方として、これら法人では、経営の発展段階と後継者の確保実績との関係から、行政の視点として、人材確保及び育成計画の策定を法人が5ヵ年毎に検討する経営改善計画や事業採択要件にとり入れ、後継者育成を念頭においた経営展開の誘導が極めて重要であることを指摘した。

第4節 残された課題

これまでの結果を踏まえたうえで、最後に、引き続き今後取り組むべき課題について言及する。

第1は、不在地主と彼らが所有し、または管理される農地及び耕作放棄地に関するデータを効果的に把握・分析する手法の確立である。第2章でも指摘したとおり、現時点で上記データを把握する手法には、課税台帳や地籍調査結果、集落住民のネットワーク等があるが、データの収集とその後の活用段階で、それぞれ長・短所がある。本研究では、不在地主の所在地と農地の所在地を特定する手法として、市町が公告している農用地利用集積計画書を活用し調査・分析を進めたが、下関市及び岩国市を事例とした調査では、住所不定で返却された調査票が5%程度存在しており、農業委員会を介した利用権設定の対象農地であっても、不在地主に関する正確な情報は得られていない。そのため、これらの効果的な調査・分析手法の確立は大きな意義がある。

第2は、不在地主に至る経過の追跡結果から、不在地主化の要因解明と対処策の検証を行うことである。本研究では、山口県内の徳地串地区における在村者と他出子弟を対象とした調査から、集落内のイエ及び農地を次世代に継承するために、在村者と他出子弟等が担うべき役割と、「育てる会」による取組みが不在地主問題の抑制に繋がる可能性を言及し、より効果を得るための手法を示した。

そのため、上記他出子弟の動向に着目し、本研究で得られた他出子弟としての意向と、農地を所有した後の行動、意識との乖離部分を継続的に調査・解析することで、不在地主化及び地域農業の担い手に至る他出子弟の特徴、社会的要因等を把握する必要がある。併せて、それらの過程で「育てる会」が担う役割や行政支援の内容等を明らかにすることは、地域段階における不在地主対策の手法確立に繋がるため、この研究が一層深化し、体系化及び一般化することを期待したい。

第3は、今後の地域農業の中核的役割を果たす集落営農法人の営農上の継続性を担保する後継者問題の改善及び解消に向け、法人や市町、普及センター等で活用できる後継者の確保・育成手法を構築することである。経営主体が個人農業者から集落営農法人等の組織に転換するなかで、これら法人の存在は不在地主対策上も有効なことは第1～第2章でも述べたが、一方で、農業・農村を取り巻く環境は、TPP問題や減反政策の廃止、各種交付金等の漸減・廃止などにより厳しさを増しており、今後、集落営農法人の経営だけでなく集落住民による小規模な経済活動にも大きな影響を及ぼす可能性がある。そうなれば、後継者に求められる能力及び役割や能力の習得手法は、本研究で示した内容のものとは異

なり、これまでとは違う視点・手法の提示が求められる可能性がある。

つまり、農地の所有者及び耕作者の主体が変化しつつあるなかで、農政等外的要因の変化が農地及び担い手の動向に及ぼす影響を継続的に捉え、どのように対処すべきかを、集落営農法人の後継者の確保と育成手法を介して明らかにすることの重要性は極めて高く、これら問題を一体的に検討することの意義は大きい。

摘要

本研究の目的は、不在地主による農地の所有実態と今後の活用意向、そして不在地主が所有する農地を管理する場合の課題を、不在地主に対するアンケート調査等から明らかにすることである。

また、不在地主問題の解決の糸口を捉えるためには、農地に対する不在地主の意識把握と併せ、農業者の不在地主に対する考え方や今後の営農意向等に基づいた分析が必要である。このため、本稿では、不在地主問題を捉える際、ほとんど扱われることのなかった農業者の不在地主に対する意識にアプローチすることで、農業及び農地に対する互いの意識の実態と差を整理した。また、不在地主への面談調査から、彼等と集落とを結び付けをどこが担うべきか、また、どのような役割であれば、不在地主の協力が得られるのか等について解析した。

不在地主問題解決のためには、不在地主への直接的なアプローチは継続すべきだが、同時に、農業者等の子弟が集落から他出する段階で、協定（集落住民との取り決め）を作成し、今後の集落の維持や営農方針の決定に反映させる取組が必要である。

さらに、農地の現状確認や聞き取り調査、アンケート調査結果の分析から、他出子弟による出身集落への帰村意識は高いことが分かった。また、他出者の中には、農作業や清掃活動、農産物の定期購入などを介して、農地保全に貢献する意向者が存在する。

今後は、不在地主及び他出後継者と集落住民との関係を保つことが必要だが、調査地区では、「育てる会」が集落運営と農地管理を行う事で、総括的な管理ができると考える。

そして最後に、山口県内における農業生産法人の後継者を対象とし、農業生産及び経営に関する能力と技術を習得するための課題を就業実態から整理し、法人の後継者として育成するために生じる課題と対処方法を検討した。また、後継者が将来の法人代表者として就業する意向を規定する要因を解明した。

法人の職場環境と後継者が求める就業条件は、施設等の整備を優先させる法人と給与体系や保険などの整備を求める後継者とで違いがある。そのため、後継者を確保し育成するためには、これらの改善が必要である。また、農業生産法人における後継者育成上の課題は、将来、経営者として必要な人事管理や指導力、経営管理力などの能力形成が遅れる点である。経営管理や販売能力は、法人内のOJTでは習得しにくいため、JAなどの外部機関による育成支援が必要である。ただし、後継者に対する一方的な支援は効果が期待できず、後継者本人の資質向上と目標意識を高めるためには、能力・技術を活かすための機会の提供と、キャリアパスの充実が重要な要因となる。

次に、後継者の集落への定着条件は、住居対策や生活の利便性向上、配偶者の就業先を確保することなどであり、後継者本人だけでなく家族構成に対する配慮が必要である。特に、住居対策は、地区外在住者を法人就業者として受け入れる際の重要な視点となる。

農業生産法人に就業する後継者が、将来、法人代表者としての就任意向を規定する要因は、法人に就業する段階におけるビジョンの有無や就業後の目標の有無であり、農産物の生育状況から次の対策をとるために必要な判断力と会計処理能力などの習得意向が重要であることが分かった。

これら、法人としての労働環境や後継者の能力を習得させるための支援など、就業者を受入れるための条件をより多く整備することが、後継者の育成に繋がり、農業生産法人において後継者を確保する要因になることから、JA や県、法人間の連携等による一体的な取組が今後も必要となる。

このように、不在地主問題に対処するためには、不在地主や他出子弟がそれぞれに対して期待される役割を果たすとともに、農業の担い手が個人から集落営農等組織に移行するなかで、集落営農法人における後継者問題を解決することであり、これらは、不在地主が所有する農地の継続的な管理を可能にするという観点からも重要な取組となる。

Summary

The purpose of this study was to investigate the official ownership of farmland, blatant use of absentee landowners' farmland, and problems encountered in the management of such farmland. In order to gain a foothold in resolving the issue of absentee landowners, steps must be taken to gain insight into the attitude of these landowners toward their farmland, and to analyze farmers' views toward absentee landowners and their intentions to carry out farming operations into the future. This paper summarizes the actual attitudes held by both groups toward agriculture and farmland, and the differences in their attitudes, by focusing on the farmers' view of absentee landowners, an approach that has rarely been taken when addressing the issue of absentee landowners. Additional analysis is carried out through interview-based surveys of absentee landowners to gain insight into how these landowners might retain their ties with the community and in what roles they might be able to provide cooperative input. While ongoing efforts to approach absentee landowners directly are necessary to resolve the issue of absentee landowners, efforts must also be taken to prepare an agreement which is to be entered into by the heirs of farmers and other parties with community residents when they relocate to other locations, and to utilize these agreements in decision-making processes regarding community preservation and agricultural guidelines into the future, and the purpose of this study is to describe the duties of absentee heirs in the context of how issues that relate to farmland management in hilly and mountainous areas, administrative management of communities, and landlord absenteeism may be mitigated. From an analysis of confirmations on farmland conditions, interviews, and questionnaire surveys, the authors have found that absentee heirs have a strong intent to return to the communities of their birth. A number of absentee heirs intend to contribute to conserving their farmland through activities such as farm work, clean up, and regular purchases of agricultural produce. Moving forward, it will be necessary to maintain the relationship between absentee landlords and absentee heirs on the one hand, and community residents on the other. The authors believe that, by establishing a "sodateru-kai" for the general management of the community and farmland management, comprehensive management can be effected in the region targeted in this study.

This analysis focuses on successors at agricultural production corporations, and particularly on their current working status, based on which we summarize the challenges that these successors face with regard to acquiring abilities and skills relating to agricultural production and business aspects of the corporation. We review the various issues that arise in the course of training these individuals as successors at agricultural production corporations and the methods used for resolving these issues. We also uncover the factors that determine a successor's intention to

eventually take up the position of corporate president. A difference exists between the work environment provided by agricultural production corporations and the working conditions sought by successors in that the corporations tend to prioritize facility improvements and so forth, whereas successors tend to seek better systems regarding their salary and insurance benefits. Therefore, these areas will need to be improved in order to secure and train successors. Additionally, one of the challenges that agricultural production corporations face with regard to training successors is that the development of managerial capabilities—including human resource management, leadership, business management, and other capabilities that they will need down the road—is often deferred. Business management and sales abilities are difficult to develop through on-the-job training within a corporation’s work environment, and will require training support from JA (Japan Agricultural Cooperatives) and other external organizations. However, one-way support given to successors is unlikely to be effective. A critical factor for ensuring that the successors themselves embrace a heightened awareness of improving their credentials and a goal-oriented mindset is to offer them solid career paths and opportunities that will allow them to leverage their capabilities and skills.

Conditions for successors to set up permanent residence in the community include, among others, housing, improved convenience, and employment for spouses. As such, approaches are needed that focus not only on the successor, but also on his or her family. Housing in particular is a crucial point with regard to attracting individuals residing outside of the community to work at these corporations.

Vision or lack thereof on the part of individuals upon gaining employment at an agricultural production corporation, and goals or lack thereof after beginning work at the corporation, were found to be the “factors that determine the intention of a successor—who is currently employed at an agricultural production corporation—to eventually take up the position of corporate president.” The key was the individual's intention to develop his or her decision-making abilities for making necessary operational decisions based on crop growth, as well as to develop his or her accounting abilities.

Because better conditions for attracting workers, including a corporation’s work environment and support for developing the successor’s abilities, ultimately lead to successor training and constitute “factors for securing successors at agricultural production corporations,” consolidated approaches will continue to be necessary moving forward, for instance, through collaborations between JA (Japan Agricultural Cooperatives), prefectural governments, and individual corporations.

「学位論文の基礎となる学会誌公表論文」

学術論文名	学術雑誌名	巻・号・項	学位論文：章
「不在地主による農地所有の実態と農地活用に向けた今後の課題」	農業経営研究	第49巻, 第3号, 23-33.	第2章
「農業者及び不在地主の農地管理に対する意識差と不在地主対策上の問題」	農林業問題研究	第49巻, 第2号, 231-240.	第2章
「集落営農法人における後継者の就業実態と代表就任意向の規定要因」	農業経営研究	第51巻, 第2号, 12-22.	第4章